



国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2121

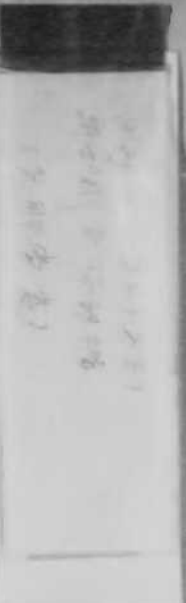
裏面
白紙

保護文書 一〇一〇

上海に於ける大山中尉被殺害事件に關する外務省當局呈請書

一九三七 八月十日

一、現在上海に於て日支兩軍が緊迫せる状況に立至つてゐることは、既に知ら
かに、支那保安隊が日本海軍陸戰隊の大山中尉及齊藤一等水兵を殺害し



、之に自動車を換給せしめ、その往來前
れたる地區へ日本の投資莫大なる上海市

地區)の警察に赴いた所、租界警界内にある煙草路に於いて、支那保安
隊の手によつて殺害されたのである。

大山中尉は顔面は中半潰され、腦脊内臓共に露出してゐた。中尉の屍体
には十八箇所の銃創と刀創を認めしたが、之は中尉の屍体が強處言うに堪
えざる凌辱を受けたことを示すものであつた。

三、日本陸軍隊が、この戦友に對してかゝる暴行が洩えられ、しかも、そ
れが各個人の通行自由なる地點に於て行はれたことに就いて、如何に憤

Doc # 1110

参謀文書 一〇一〇

上海に於ける大山中尉被擄事件に關する外務省當局書

一九三七八月十日

一、現在上海に於て日支兩軍が緊迫せる状況に立至つてゐることは、知ら
かに、支那保安廳が日本海軍陸戰隊の大山中尉及齋藤一等水兵を被擄し
た事件に起因するものである。

二、大山中尉は齋藤水兵を伴ひ、之に自動車を操縦せしめ、その目的地
（上海）の警察に赴いた所、租界警界内にある警察路に於いて、支那保安
廳の手によつて被擄されたのである。

大山中尉は顔面は中半潰され、極度内傷共に露出してゐた。中尉の屍体
には十八箇所の手印と刀創を認められたが、之は中尉の屍体が残る言ひに堪
えざる凌辱を受けたことを示すものであつた。

三、日本陸軍が、この取友に對してかゝる暴行が起るを、しかも、そ
れが各個人の通行自由なる地點に於て行はれたことに就いて、如何に憤

37 Report
Doc # 1110

Ref. No. # 1110

激したかは、想像するに難くない。而して情勢は支那軍の軌跡なる挑
的行動によつて更に悪化し租界の安全は著しく脅されるに至つた。この
軍事に際する爲に陸軍監司令官は防衛手段を強化する必要を認め陸軍監
を増派せしめた。

此の事件の當日陸軍監は前大上海市長と意見し、供安の撤退と
軍事施設にしてその規模大なる爲上海市の平乱安寧を甚しく危くする
如きものは之を除去する事を、強硬に申入れた所、前市長はこの要求の
正當なることを認めて、之が實行に着手することとした。然し乍ら、支
那軍の撤退した距離は安全を確保するには不充分と考えられたので、前
市長は、十一日更に前市長に對して、支那軍が、軍事専門家の必要
と認める地點迄退くよつに要求した。之に對しても前市長は要求に應ず
る旨の答をしたのであつた。

其何故に上海には非武装地帯が設けられたのであるか。
この非武装地帯なるものは、一九三二年の上海事變の後設定されたもの
で、支那軍隊と外國守備隊との上海に於ける衝突を避ける爲であつた。

裏面白紙

この地帯は安全地帯線の役目をするものであつて、軍事施設を付し或は武装せる軍隊を立入らすことは禁じられて居り、その安寧秩序は、支那警察或は保安隊によつて保たれることになつてゐた。然るに、支那側はこの警察隊の人員或は装備に關しては何等制限なきを幸に、この警察隊に正規軍と殆ど異らぬ程度の装備を施し、その人員も二万に及んだ。この事は共同境界に對して大きな脅威であつた。この非武装地帯に關する協定の實行を保障する爲に日、支、英、米、佛、伊の共同委員會が存在してゐる。

六十二日に至つて、この共同委員會が、同本領事の要請によつて開催され、その席上、岡本氏は、英米及他諸國の代表者支持により、支那側委員たるオー・ケー・ケイ上海市長に對し、保安隊が既に俞氏自身が承諾したる如く撤退するよつに要求した。

之に對し俞氏は上海市長としては前日撤退に承諾したのであるが、共同委員會の一員としてはこの要求に應ずることを拒絶するより他はないと答へた。かくて、平和的折衝によつて保安隊を撤退せしむる爲の努力

Ref Doc # 1110

Ref Doc # 1110

は空しく永内に終したのである。

七 一方保安隊は九日以來既に運搬され悉るべき挑駈的準備を整へ、その第一歩は、日本守備隊司令部を去る置かに一五〇米の近くに前進するに至り、事態は極めて危殆なる状態に陥つたのである。

八 更にこの支那軍は、日本守備隊と境界の日本人居住地区との連絡を絶たんとして居る。更に於て、日本軍の威嚇隊は交通線防線の爲に派遣されるに至つた。

九 現状にあつて、最も緊要なことは、支那側が一九三二年の停戦協定條項を忠實に守ることである。

22-4-30

證明書

Dof. Doc. No. 1345-A

神崎正義

一	昭和十二年八月	上海派遣軍編成ノ時ニ與ヘラレタル命令原本
二	同 年十月	第十軍編成ノトキニ與ヘラレタル命令原本
三	同 年十一月	中支那方面軍編成ノトキニ與ヘラレタル命令原本
四	同 年十一月	中支那方面軍ニ與ヘラレタル作戦地域指定ノ命令原本
五	同 年十二月一日	中支那方面軍ニ與ヘラレタル南京攻奪命令原本
六	同 年十二月二日	松井司令官ノ發シタル命令原本
七	同 年十二月八日	石ニ對シタル聯合地圖ノ原本
八	同 年十二月八日	支那軍ニ對スル投函報告文ノ原本
九	昭和二十二年五月一日	石ノ文書ハ調査ノ結果現在當局ニ保存シアラサルコトヲ證明ス
十	昭和二十二年五月一日	第一海員局又警務局長 美山 昭 雄
十一	石署名捺印ハ立命人ノ面前ニテ爲サレタルコトヲ證明ス	
十二	同日 於 同 所	立命人 上代 孝六

裏面白紙

Ref. Doc 1210

情報部長説明

(西歴千九百三十七年八月十一日附)

支那側ハ大山中尉ガ虹橋飛行場ニ強イテ立入ラントシテ支那保安隊ニ拒絶サレ、拳銃ヲ引出シ隊員中ノ一名ヲ射殺セリト主張シ居ルモ、右ハ全ク虚報ノ事ナリ。

支那側ハ大山中尉ガ虹橋飛行場ニ強イテ立入ラントシテ支那保安隊ニ拒絶サレ、拳銃ヲ引出シ隊員中ノ一名ヲ射殺セリト主張シ居ルモ、右ハ全ク虚報ノ事ナリ。

地點(此ノ地點ニハ虹橋隊ヨリ海軍陸隊司令部ヘハ此ノ前哨地點ノ指揮官ニ

シテ、其ノ任務ハ當該地區居住ノ日本人ノ生命財産ヲ保安スルニアリキ。當西方地區ニハ虹橋紡績、内外棉花紡績ノ如キ日本人所有ノ紡績工場所在ス。彼ハ午後六時頃向將校ノ車ヲ運轉中ナリシ齋藤一等兵曹ト共ニ記念碑附近ニテ射殺サレタルモ、該地區ノ必要ナル檢分ヲ爲スハ彼トシテ全ク當然ノコトナリキ。兩人共完全ナル海軍制服ヲ着シ居レリ。大山中尉ガ遺ノ拳銃ヲ携帶シ居ラザリシ事實ヨリシテ(拳銃ハ後ニ司令部ニ於ケル彼ノ所有品中ニ發見サレタリ)彼ガ支那軍ニ喧嘩ヲ賣ルベキ立場ニ非ラザリシハ全ク明瞭ナリ。且ツ又彼ガ遺留拳銃ヲ信ヘタル支那兵ニヨリ嚴重ニ守備サレタル該飛行場ヘ無理ニ押入ラントスルガ如キ謀無謀タリシトモ考

Ref. Doc 1210

情報部長説明

(西暦千九百三十七年八月十一日附)

一 支那側ハ大山中尉ガ虹橋飛行場ニ強イテ立入ラントシテ支那保安隊ニ拒絶サレ、拳銃ヲ引出シ隊員中ノ一名ヲ射殺セリト主張シ居ルモ、右ハ全ク虚報ノ事實ナリ。

二 大山中尉ハ西方前哨地誌(此ノ地誌ニハ虹橋隊一偏中隊駐屯シアリ)ヨリ海軍陸隊司令部ヘ向フ途中ナリキ。彼ハ此ノ前哨地誌ノ指揮官ニシテ、其ノ任務ハ當該地誌居住ノ日本人ノ生命財産ヲ保安スルニアリキ。當西方地誌ニハ製紙紡績、内外綿花紡績ノ如キ日本人所有ノ紡績工場所在ス。彼ハ午後六時頃同地誌ノ車ヲ運轉中ナリシ爾處一等兵曹ト共ニ証人^{証人}附近ニテ射殺サレタルモ、該地誌ノ必要ナル粉分ヲ爲スハ扱トシテ全ク當然ノコトナリキ。爾人共完全ナル海軍制服ヲ着シ居レリ。大山中尉ガ遺ノ拳銃ヲ掃帚シ居ラザリシ事實ヨリシテ(拳銃ハ後ニ司令部ニ於ケル後ノ所有品中ニ發見サレタリ)彼ガ支那軍ニ喧嘩ヲ賣ルベキ立場ニ非ラザリシハ全ク明瞭ナリ。且ツ又彼ガ遺體ヲ檢ヘタル支那兵ニヨリ嚴重ニ守備サレタル該飛行場ヘ無理ニ押入ラントスルガ如キ程無謀タリシトモ考

裏面白紙

Ref. Doc 1210

7
2

ヘラレズ。

齋藤ガ拳銃ヲ所持シ居リタルハ事實ナルモ、彼ハ自動車ヲ運轉シ居リタレバ、彼ガ之ヲ使用シ得ザリシハ明カナリ。加フルニ章中ニ於ケル兩者ノ座席ヲ分カテシ間隔ノ爲メ、大山中隊ハ該隊ノ拳銃ヲモ使用シ能ハザリシナリ。然ルガ故ニ大山、齋藤兩人ガ如何ナル流発的行爲ニモ出デザリシニモ拘ラズ、支那軍ニヨリ殺害サレタルハ極メテ明確ナリ。

三 該自動車ハ小口径彈五十五發以上並ビニ全回轉面ニ發射ノ大ナル彈穴（連環砲ノ彈穴ヲ含ム）ヲ受ケテ、該飛行場ノ門ヨリ約三百米ノ箇所ニ本道路ヨリ離レテ發見サレタリ。運轉手ノ座席ハ流血ニヨリテ浸サレ、大山ハ車外ニ死亡シテ横ハリ居ルヲ發見サレタリ。支那軍ハ其ノ附近ニ集結シ居タリ。

四 十日ニ正式共同調査行ハレ、大山齋藤兩人ハ支那兵ニヨリ銃火ガ被ニ命中セラルルヤ同モナク殺害サレ、後等ノ遺體ヲ其處セル最初ノ彈丸ニヨリ致命傷ヲ受ケタル事實ヲ立證セリ。然レドモ大山ハ銃劍劍及ビ刀劍十八以上ヲ受ケ居シリ。支那兵ハソノ銃床ヲ以テ彼ノ頭部ヲ打ち、彼ヲ車ヨリ引キヅリ出シ、其ノ後銃劍ヲ以テ彼ノ身体ヲ突キ刺シタルモノノ如クナリ。内〔ノ一部

裏面白紙

Def. Doc 1210

ハ出シ、拳ヲ過シ得ル程ノ傷穴心口ヲ決レリ。
諸君モ最初ノ射撃ニヨリ即死シタルモ、後ハ
様ノ言論ニ絶スル惨虐行爲ヲ蒙レリ。支那兵ハ
ダムダム彈ヲ使用セシトノコトナリ。爾人ハ正
裁軍ノ兵隊ノ行爲トハ殆ンド思ハレザル行爲、
即チ軍刀、銃、隨時計ヲ含ム一切ノ武器ノ所持
品ヲ奪ハレ居レリ。日支軍對立シテ不祥事件發
生ストセバ、是等ノ出來事タルヤ不軍紀ノ支那
軍ニヨリ惹起サルコトヲ當トス。

兵隊ノ中南支ニ擴大スルコトヲ回避セントシテ
、日本政府ハ茲モ慎重ニシテ平和的ナル態度ヲ
上海ニ於テ採リ來レリ。然ルニ支那側ハ日本艦
界ノ周圍ニ其ノ安全ヲ脅ス堅固ナル障地ヲ築
セリ。加フルニ彼等ハ大衆ノ反日感情ヲ刺戟シ
來レル爲メ、日本人居留民、婦女並ビニ幼弱ナ
ル兒童ハ種々實苦ヲ蒙レリ。今ヤ日本人ハ其ノ
日々ノ食料ヲ購入スルコトすら不可能トナレリ。
六 特別租界ノ遺留タル紀念碑遺蹟ノ警備ハ支那軍
ニヨリテ不法ニ取上ゲラレタリト傳ヘラレシ。
右ハ尙條約中ノ問題ナリ。然レ共警備中ノ同地
境ヲ警備スベキ權利ヲ支那軍ガ獲得シタリトセ
バ、彼等ガ當該地區ノ平和並ビニ秩序ヲ維持ス
ベキ全責任ヲ採ルベキハ言ヲ俟タズ。萬一彼等
ガ唯上記地區ヲ不法占領シアルモノトセバ、支

裏面白紙

4

Ref. Doc 1210

那側ハ上海ニ於ケル外人、殊ニ日本居留民ノ
 禮社ニ重大關係アル該地區ノ平和並ビニ秩序
 ヲ甚ダシク妨害シツアルモノト言ハザルヲ得
 ズ。
 大山中尉並ビニ齋藤兵曹兩者ハ勦殺中ナリシ爲
 メ復讐ハ法ニヨリ治外法權ノ制限アルモノナリ。

裏面白紙

1/P Report
Hok. No. # 1120 22

支那の現状

情報部長發表（千九百三十七年八月十四日附）

日本國民ハ支那空軍ニヨル上海無差別爆撃ノ報ヲ知ルニ及ンデ戰慄ト焦慮ノ念ニ驅立テラレタノデアアル。是ニ支那政府ガ日本人ヲ除ク全

撤退スベク警告ヲ發シタコトヲ知ツタ時日覺悟ヲ爲シタ。彼等ハ支那領土ニ於イテ合ル日本居留民ノ生命財産ヲ保護スベク托サスベク又友好關係ト共ニ支那ノ他地方ニ莫

ル不安定、無秩序カラ上海ヲ守ル協力を續行スル覺悟ガ出來テキタ日本國民ハ再三再四支那軍ガ激シイ排外的狂氣ニ驅ラレキニ餘ルノヲ見タモイ經驗ヲ有シテキル、北清等處近クハ南京及濟南暴行事件ハ無辜ノ外國人ニ對シテ彼等ノ勝手ナル排撃ヲ爲スコトヲ防止スル爲ノ外望部除ガ存在シナイトキ如何ナル事態ガ發生スルカ警告ヲ與ヘルモノデアツタ。
我等ハ南京政府自慢ノ「近代軍」ガヨリ高度ノ軍紀ヲ示スベキヲ希望

1/4 Report
H. H. # 1120 22

情報部長發表（千九百三十七年八月十四日附）

日本國民ハ支那空軍ニヨル上海無差別爆撃ノ報ヲ知ルニ及ンデ戰慄ト焦慮ノ念ニ驅立テラレタノデアル。是ニ支那政府ガ日本人ヲ除ク全外國人ニ對シ虹口地區ヨリ撤退スベク警告ヲ發シタコトヲ知ツタ時日本軍ハ復讐ニ對シ確乎タル覺悟ヲ爲シタ。彼等ハ支那領土ニ於イテ合法的且平和ナ生活ヲシテキル日本后留民ノ生命財產ヲ保護スベク托サレテキル義務並ニ使命ヲ負スベク又友好好睦ト共ニ支那ノ地力ニ憂ル不安定、無秩序カラ上進ヲ守ル協力ヲ續行スル覺悟ガ出來テキタ日本國民ハ再三再四支那軍ガ激シイ排外的狂氣ニ驅ラレテ手ニ餘ルノヲ見タモイ疑慮ヲ有シテキル、北清事變近クハ南京及濟南暴行事件ハ無事ノ外國人ニ對シテ彼等ノ勝手ナル振舞ヲ爲スコトヲ防止スル爲ノ外警備隊ガ存在シナイトキ如何ナル事變ガ發生スルカ警告ヲ與ヘルモノデアツタ。

我等ハ南京政府自慢ノ「近代軍」ガヨリ高度ノ軍紀ヲ示スベキヲ希望

裏面白紙

Ref. No. # 1120

シタノデアルガ其ノ名ニ恥ヂザルヤウ行動スルコトニ對シ懸念セザル
ヲ得ナカツタ。殊ニ其ノ念ヲ深クシタノハ支那ニアリスト及ビ特等ノ
新ラシイ味方テアル實際共產黨代行者ニヨリ如何ニ反日感情ノ煽ガ
ラレツツアツタカヲ知ルガ爲デアル。嗚呼我等ノ危懼ノ念ハ餘リニモ根
柢ノ深イモノデアツタ、我等ハ私軍ニ對スル急變ヲ退スベキ用意ハ
アツタガ支那軍ニヨル罪ナキ支那逃難民ノ殺戮、支那ノ官ヲ築キ上
ゲル上ニ貢賦シタ外國財産ノ亂暴ヲ破壊、支那政府ノ破壊ニヨル支
那民衆ノ外國人友人ノ殺害ヲ目撃スルトハ夢ニモ思ハナカツタ。
日本國民ノ胸中ニハ意外ト悲嘆ノ感ガアルノミ——揚子江上流ノ住
家ヲ追ハレタ何千ノ避難民ヲ含ム上海ノ我同胞ヲ破壊ニ導カントシタ
タクラミニ對シテハ悲シミト義憤ノ念ニ燃ヘ、近代の破壊力ヲ有スル
ガ故ニ激シイ怒リニ墮立ツ。

世人ハ日本ガ最近ノ事件ニ於テ最大ノ自肅自訓ヲ示シタコトヲ認メル
デアラウ。厄介ナ出來事ヲ最少限度ニ喰止メルベク凡ユル手段ヲ盡シ
ガ常ニ其ノ努力ハ支那側ノ偏見の無秩序ナ態度ニヨリ妨ゲラレテ來タ

Her Doc # 1120

應 締 締 ハ 暴 雲 上 翌 日 降 決 シ タ 。 然 シ 南 京 ガ 之 レ ラ 妨 ゲ タ ノ デ マ ル 。
主 部 兵 ガ 概 論 出 來 ナ ク ナ ツ テ キ タ 。 虹 橋 事 件 ハ 計 画 中 チ マ ツ タ ガ 令 ヤ
南 京 駐 ハ 上 級 ニ 入 リ 其 ノ 統 制 機 構 ハ 正 常 ナ ル 程 度 ニ 及 ン ダ
日 本 ハ 後 序 ノ 無 ニ 立 ツ 。 日 本 ハ 其 ノ 市 民 ノ 正 常 ナ ル 程 度 ノ 保 護 ヲ 主 張
ス ル 。 日 本 ハ 其 ノ 友 誼 ニ 日 本 ヲ 信 頼 ス ル 者 ニ 對 ス ル 其 ノ 保 護 ヲ 自 律 ス
ル 必 要 ア ラ バ 日 本 駐 日 軍 隊 欲 セ ズ ト モ 然 モ 保 護 ス ル コ ト ナ ク 之 ノ 爲 ニ 戦
フ テ ア ラ ウ 。

裏面白紙

Report

22

帝國政府第二次聲明（八月十五日）

帝國因ニ東亞永遠ノ平和ヲ冀念シ、日支兩國ノ親善提携ニ力ヲ效セル
コト久シキニ及ヘリ、然ルニ南京政府ハ排日抗日ヲ以テ國論昂揚ト政
治腐化ノ具ニ供シ、自國国力ノ過信ト帝國ノ實力輕視ノ風潮ト相俟テ



悔日愈々甚シク、以テ帝國ニ激怒セント
幾度カ惹起セル不祥事件何レモ之ニ因由
キ亦此ノ如キ氣勢カ其ノ爆發點ヲ觸ル永
定河津ニ至ヒテハ、通州ニ於ケル華人共ニ許ササル殘虐事件

ノ因由亦甚ニ發シ、蓋シ中南支ニ於テハ支那側ノ強硬的行爲ニ起因シ
帝國臣民ノ生命財產ニ危殆ニ墮シ我居留民ハ多年營々トシテ建設セ
ル安住ノ地ヲ奪フ者ニテ遂ニ一時激退スルノ已ムナキニ至レリ。

日ミレハ事變發生以來屢々聲明シタル如ク、帝國ハ隱忍ヲ重ネ事件
ノ不擴大ヲ方針トシ、努メテ平和的且局部的ニ處理センコトヲ企圖
シ、平等地方ニ於ケル支那軍隊ノ濫取及不法行爲ニ對シテモ、我
カ軍隊並砲臺ハ交通線ノ保護及我カ居留民保護ノ爲メ僅ニ已ムラ膏
サル自衛行爲ニ行テタルニ過キス、而モ帝國政府ハ既に南京

帝國政府第二次聲明（八月十五日）

帝國國ニ東亞永遠ノ平和ヲ冀念シ、日支兩國ノ親善提携ニ力ヲ效セル
 コト久シキニ及ハリ、然ルニ南京政府ハ排日抗日ヲ以テ願論鼻擡ト政
 黨腐化ノ具ニ供シ、自國国力ノ過信ト帝國ノ實力輕視ノ風潮ト相俟テ
 更ニ赤化勢力ト苟合シテ反日侮日愈々甚シク、以テ帝國ニ激怒セント
 スルノ氣運ヲ醸成セリ、近年幾度カ惹起セル不祥事件何レモ之ニ因由
 セサルナシ、今次寧波ノ發端キ亦此ノ如キ氣勢カ其ノ爆發點ヲ觸タ永
 定河并ニ起ヒタルニ類キニ、通州ニ於ケル華人共ニ許ササル殘虐事件
 ノ因由亦茲ニ發ス、蓋シ中南支ニ於テハ支那側ノ排日的行跡ニ起因シ
 帝國臣民ノ生命財產ニ危殆ニ墮シ我居留民ハ多年營々トシテ建設セ
 ル安住ノ地ヲ夢ヲ希シテ遂ニ一時撤退スルノ已ムナキニ至レリ。

予ミレハ事變發生以來朕々聲明シタル如ク、帝國ハ隱忍ヲ重ネ事件
 ノ不擴大ヲ方針トシ、努メテ平和的且局部的ニ處理センコトヲ企圖
 シ、平等地方ニ於ケル支那軍隊ノ濫取及不法行為ニ對シテモ、我
 カ兵隊三屯軍ハ交通線ノ確保及我カ居留民保護ノ爲メ莫ニ已ムラ得
 サル自衛行為ニ行テタルニ過キス、而モ帝國政府ハ凡ニ南京

裏面白紙

政府ニ對シテ絶望的言動ノ即時停止ト現地解決ヲ筋骨セサル意
 ヲ表明シタルニモ拘ラス南京政府ハ我カ警告ヲ遂カサルノミナラス
 却テ益々我方ニ對シ眼毒ヲ盛ヘ政府ノ軍事協定ヲ破リテ原ミルコト
 ナク、軍ヲ北上セシメテ我カ支那五地軍ヲ脅威シ、又漢口、上海ソ
 ノ他ニ於テハ兵ヲ集メテ愈々絶望的態度ヲ露骨ニシ上海ニ於テハ港
 ニ我ニ同ツテ砲火ヲ轟キ帶同軍艦ニ對シテ襲撃ヲ加フルニ至レリ。
 此ノ如ク支那心カ脅威ヲ無任シ不誠慮至ラサルナク支ニ瓦ル我
 カ居留民ノ生命財產危險ニ陥ルニ及ンテハ、帝國トシテハ最早應
 ソノ保護ニ起シ、支那軍ノ暴行ヲ廢止シ以テ南京政府ノ反省ヲ促ス
 爲今ヤ爾乎タル措置ヲトルノ已ムナキニ至レリ。
 此ノ際キハ以洋平和ヲ念以シ日支ノ兵符共棄ヲ冀望スル帶同トシテ
 衷心ヨリ遺憾トスル所ナリ、然レトモ帝國ノ利益スル所ハ日支ノ善
 隣ニ在リ、コレカタメ支那ニオケル所外抗日運動ヲ振起シ今次事變
 ノ如キ不祥事變生ノ根因ヲ凡除スルト共ニ日支文三國間ノ平和親善
 ノ實ヲ擧ケントスルノ外他意ナク、固ヨリ支那モ獨立の意固ヲ有ス
 ルモノニアラス、又支那國民ヲシテ抗日ニ晒ラシメツアル南京政

裏面白紙

府及國武備ノ充實ヲ促サントスルモ兼幕ノ一途大衆ニ對シテハ朝野
咸意ヲ有スルモノニアラス且列國利益ノ尊重ニハ謀善ノ努力ヲ極マ
サルヘキハ言ヲ俟タサル所ナリ。

裏面白紙

3/p Report

22

辯護文替第一一二一號

外務省代表、上海ニ於ケル威爾忌避ノ希望ヲ發表ス
(一九三六年八月十六日)

支那飛行機ノ行ヒタル大規模ナル無差別暴撃ニ依リ、無事ノ支那民自身

支那飛行機ノ行ヒタル大規模ナル無差別暴撃ニ依リ、無事ノ支那民自身

ヲ出シタノデアル。

Def Doc # 1121

上海市並ニ其附近ニ於テ軍事行動ヲ停止スベキデアルトシテ、日本ハ
即、上海ノ外國人居留地ニ對スル現在以上ノ災禍ヲ防止スベク日本ハ
ソノ現在所有スル防禦作戦甚テ其地ヲ放棄スルコトヲ要求セラレテキル。
其等諸外國人ノ苦情ハ尤モ至テアル、然シ乍ラ彼等カ日本ニ對シテ爲
ス抗議ハ的外レテキル。新ノ如キ悲惨ナル結果ニ至ルコトヲ避ケ
シカ爲ニコソ、日本ハ大山事件ニ際シ極力隠忍自劎シテ安否ナル距離マ

3/4 Report

22

D. of Dec 4/121

支那飛行機ノ行ヒタル大規模ナル無差別爆撃ニ依リ、無事ノ支那民自身
 間ニ多数ノ死傷者ヲ發生セルノミナラズ、佛聖租界並ニ留地ニ在
 リシ外國人ニモ亦相當ノ死傷ヲ出シタノデアアル。

上海在留外國人ガ斯ノ如キ災害ヲ蒙リタル爲上海ヲ砲撃化スルコトニ對
 スル反對ガ起ツタ。コノ砲撃ヲ開始セル者ノ何人タルヲ問ハズ、日本ハ
 上海市並ニ其附近ニ於テ買事行動ヲ停止スベキデアルトシテラレテキル
 卽、上海ノ外國人居留地區ニ對スル現在以上ノ災禍ヲ防止スベク日本ハ
 ソノ現在所有スル防禦作戦共地ヲ放棄スルコトヲ要求セラレテキル。

其等諸外國人ノ苦情ハ尤モ至極デアアル、然シ乍ラ彼等カ日本ニ對シテ寫
 ス抗議ハ的ヲ外シテキル。斯ノ如キ悲惨ナル結果ニ達スルコトヲ避ケ
 シカ爲ニコソ、日本ハ大山事件ニ際シ極力隱忍自制シテ安否ナル距離マ

辯護劄文第一一二一號

外務省代表、上海ニ於ケル砲撃暴行ノ希望ヲ
 發表ス
 (一九三六年八月十六日)

裏面白紙

裏面白紙

支那部はヲ撤退スルヤウ提言シタノデアアル、然ルニ支那ハコノ提言ヲ拒否シテ租界ニ侵入シタ。現在、上海ニ於ケル一段日本人ノ人口ハ吳淞、上海ヨリノ避難者ヲ増加シ三萬人以上ヲ算シテキル。彼處ニ在ル之等ノ同胞ノ生命及ビ財産ヲ護ランガ爲ニハ我日本海軍ガツノ陣地ヲ放棄スルコトハ明カニ不可能デアアル。

法ヲ知ラザル支那兵ノ手中ニ在ツテ明ナ死ト被服ニ晒サレテキル婦女ヲ含ム三萬人ノ同胞ヲ日本海軍ハ如何ニシテ護リ給ルデアラウカ、現ニ今朝(八月十六日)支那艦ノ砲臺上空通過ニ對シ海軍守備隊ハ自衛上高射砲ヲ以テ之ヲ攻撃セリト報セラレキル。而シテ之ハ日本海軍ノ要ニ爲シテアルト全ク同一ノ事デアアル。

一九二七年ノ三十日事件ニ在ツテハ國際居留地ニ侵入シタノハ、反英示ノ行フ激昂シタ群衆ノ一因デアツタ。市會ハコノ暴動對シテ力手ヲ採ツタノデアアルガコノ事件ニ關スル英領領ノ道徳上又ハ法律上ノ責任ニ就テハ一言モ云々セラルルコトハナカツタ。當時英領ハ其ノ利益ト租界保護ノタメ一萬七千ノ兵ヲ送ツタノデアアル。偶々今次ノ場合ハ租界

Def. Doc. # 1121

ニ攻めヨ加ヘテキルノハ、日本入攻めヨ目的トスル正規軍兵ノ大軍隊
 ナノデアツテ、之等ノ二ツノ場合ニ於ケル差違ハ單ニソノ範圍ノ問題ノ
 ミデアリ、之マデニ支那側ノ意起セル又ハ今後モ起スルデアラウ、如
 何ナル損害ニ對シテモ日本ニソノ責任ガアルト考ヘルコトハ出来ナイノ
 デアル。

尙重ニ一九二五年ニ遼西事件ハ純然タル英獨人ト歐州人トノ間ノ事
 デアツタ。尙高ニ在ツタ英獨人、日本人其間ノ外國人ハ甚シイ被害ヲ蒙
 ツタノデアルガ、何人モソノ故ニ英當局ニ苦情ヲ提出シタ者ハナカッタ
 ノデアアル。然ラバ何故ニ現在ソレト同様ノ立場ニ在ル日本ガ抗戦ノ目標
 トサレナケレバナラナイノデアラウカ。

裏面白紙

Def Doc 1122

No. 1 梅不期 (清國)

外務省情報部長聲明 (佛文)
 支那空軍、上海揚子、報に受り日本國民ハ極度ニ憤激シ且悲歎シ我々ハ支那政府ハ日本ヲ除、諸外國ニ對シ虹口地已撤退ノ勸告ヲ知リ日本軍ハ改更ナル事ヲ覺悟シテ下ル日本軍ハ與ヘシテ任務即ケ支那領ニ合法且平和程ニ住居ミル日本人、生命財產ヲ保護シ且友好諸國軍隊ト共ニ現在他、中國領ニ於テ共通、現高家アル不安混乱ヲ上海ヲ保護スル為ニ協力テスベク準備シテチクケ下ル也
 度、日本人、外國人ニ對シ熱狂的憎惡ニ動キ支那兵士カ凡ル法規、適用ヲ免レテチクケ下ル見受ケル也
 奉天、北及更最近ニ於ケル南京、濟南、唐毅、我々ニ對シ武装軍隊、防備下リ初メ彼等カ外國人ヲ擧げスル意ヲ行、コトヲ防ヤ得ルニテ下ルコトヲ敢ヘシ。

我々ハ南京政府カ深ク誇ル近代の軍隊カ軍紀ニ更高度ノ意識ヲ持ツルコトヲ熱望シ然レモ我々ハ日本ニ對シ極端「反抗」カ彼等間ニテ「國家主義者」最近同盟國即チ露路西也ニ代表指道サレテ下ル知シ從ヒホカ軍中隊、内訌ニ軍紀ニ関シ或種懸念カ殘コトヲ否定シ得ルニ志吾人ハ憂慮極メテ所、其イテ居ルニ下ル。
 吾人ハ我軍カ改更ヲ受ルコトヲ覺悟シテチクケ下ル事實ニ於テ支那側カ支那避難民々空軍ニテテ虐殺シ或ハ支那建設ヲ援助セル外國人所有物カ無残ニ破損シ更ニ或ハ支那政府空軍カ友好國國民カ殺害セル行為ニ組、事ヲ予想シテハチクケ下ル也。

111

110

Ref Doc 1122

2-91

日本國民心ハ悲、哀ト失望ニ滿ケテキル。ト
 ハ言ヘ他方我々ノ同胞ニ加ヘラレタカノ最
 毛道代的ナル破壊方法ヲ有スル狂的憤
 怒ノ光景ニ對シテハ正當ナル憤激ノ念心ヲ
 抱イテキル。コノ同胞ノ中ニハ激昂セル支
 那人ニヨリ家郷ヲ捨テタ揚子江上流數
 千ノ避難民ガ入ツテキテアル。

全世界ハ最近諸事件ニ於テ日本ガ最
 大最深ノ讓歩ノ忍耐ヲ表セル事ヲ認メタ。
 日本ハ傷ムシキ事件ヲ能フル限り避ケン
 シタノデアアルガシカモソノ都度、ソノ努力
 ハ支那側ノ不信ト無規律ニヨラテ水泡
 ニ歸シタノデアツタ。

蘆溝橋事件ハ實際ニ於テハソノ翌日
 解決シタノデアアル。シカルニ南京ノ干渉シヨ
 リ支那軍隊カソノ指揮官ヲ無視シタノ
 デアル。虹橋事件ハ會談ノ要莫デアアル。
 南京ノ軍隊カ上海ヲ包圍シソノ空軍
 カ居留地ヲ爆撃シタ。

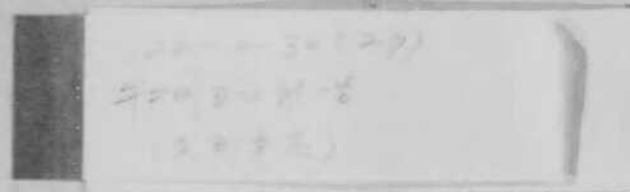
日本ハ秩序維持ヲ希求スル。

No. 2
 日本ハ、日本ニ屬スル法律上ノ權利ノ尊重ヲ
 要求スル。日本ハソノ支那及日本ヲ信スルモノニ對シ
 何ヲ急ムベキカラ知ツテ居ルソノ義務履行ノ急ハ日本軍
 隊ハ必要トアルハ遺憾ナカラ屬從スル事ヲ敢テテアラフ。

辭版巻類 第二〇六五の(五)

中國軍による上海攻撃は海外に於ける中國の立場を損ふ

一九三七七年八月廿九日



近代での最も恐ろしい出来事の一つであつた。カセイ、ホテル及びパレマ。ホテルに命中し、数百の一般中国人を殺した。一米師宣教師の息

カセイ、ホテルの入口で致命的電撃を負つたが、
其他の米師人も死んだり負傷したかも知れぬ。予は藤井君に居るライシ
ヤウアー夫等に手紙を出した。後で避難者等から直接瀕りて甚しい病を
いろいろ聞いた。

前米師大使グルー氏日記抜萃 (二一六頁)

30/p Ref

REF ID: A106 L-5

聯談書類 第二〇六の(五)

中国制による上海暴撃は海外に於ける中国の立場を損ふ

一九三七年八月廿九日

八月十四日の上海暴撃は近代での最も恐ろしい出来事の一つであつた。暴撃は馬腰に落してカセイ、ホテル及びパレス、ホテルに命中し、バンドなどに集つてゐる数百の一般中国人を殺した。一米軍宣教師の息ボア、ライシヤウアーはカセイ、ホテルの入口で致命的重傷を負つたが、其他の米国人も死んだり負傷したかも知れぬ。予は懸井懸に居るライシヤウアー夫妻に手紙を出した。後で避難者達から直接源めて新しい紙をいろいろ聞いた。

前米領大使グルー氏日記抜粋 (二一六頁)

裏面白紙

LHP LOC # L06 D-5

200/p Ref

六二、信濃市長談（昭和十二年十月六日）

有携

支那ノ計程的行爲ハ匪然タル事歟

「ロムユヨーク、タイムス」紙ハ四日ノ社説ニ於テ去ル一日自分ノ控帳ヲ
計程シ恰モ日本ガ事變ニ於カザル利益ノ言明ヲナセルガ如キ印象ヲ與ヘ
ントシテ居ルノハ甚ダ遺憾デアル
外務省局トシテハ自分ガ控帳ヲナス以上、但タノ言ニツイテ一々説明ヲ
トハ云フマデモナイコトデアルガ御ラナケレ

支那ノ計程的行爲ハ匪然タル事歟

トスル支那側ノ周到ナル計程的行爲デアル
トノ所定ニ對シ自分ガ何等其程的證據ヲ呈ゲナイコトヲ非難シテ居ルガ

第一ニ日支衝突當初ノ日支双方ノ勢力ノ相違ヲ見ルガイイ現ニ支那軍ハ
アルコトハ疑フマデモアルマイ
トノ所定ニ對シ自分ガ何等其程的證據ヲ呈ゲナイコトヲ非難シテ居ルガ

1923.10.6

裏面白紙

六二、信長公長陸（二十二年十月六日）

支那ノ書翰の行爲ハ匿然タル事實

「ニューヨーク、タイムズ」紙ハ四日ノ社説ニ於テ去ル一日自分ノ探取ヲ
探取シ俗モ日本ガ探取ニカザル空虛ノ言明ヲナセルガ如キ印象ヲ與ヘ
ントシテ居ルノハ甚ダ遺憾デアル
外務省局トシテハ自分ガ探取ヲナス以上、御々ノ探取ニツイテ一々説明ヲ
加ヘナカツタト云フテモ、最早説明ヲ俟タナカツタ爲デアリ難ナル事
實ヲ蓋覆トシテ説明シタコトハ云フマデモナイコトデアルガ例ヲナケレ
バモ一皮説明シヤウ

上巻書翰ガ日本人ヲ企及セントスル支那側ノ周到ナル計略の行爲デア
トノ認定ニ非シ自分ガ何等具置の證據ヲ送ゲナイコトヲ非難シテ居ルガ
事勢勃發以來ノ経過ヲ冷靜ニ観察スルモノハ支那側ノ計略の洗練行爲デ
アルコトハ疑フマデモアルマイ
第一ニ日支衝突當初ノ日支双方ノ勢力ノ相違ヲ見ルガイイ現ニ支那側ハ

1897 Nov 11/63

Ref No. 1163

二萬ダ日本國境ハ三千ヲ世テイナイ、コンナ兵ヲ以テ防衛的ニ攻撃
 スル爲ニガ何ニ居ルドラウ、八月十日日交ニ行ハレタ支那軍ノ攻取ハ
 衆増發部隊ノ到着ノ爲ニ、手前ナル軍隊ノ防線地ヲ行切り北都隊
 ノ突出ト虹口トヲ完全ニ遮断スルコトニヨツテ我守備隊ヲ進發セシメ、
 我軍在兵隊人ヲ全滅セシメントスルノ計畫ニ基イテ行ハレタコトハ明白
 ナ事實デアアル

即チ支那軍ハ我軍ニ見舞ナル計畫ヲ以テ蘇州府界ノ我界内ニ居住スル
 支那人及ビ英人ニ對シ各邑領事ヲ以テ保護的計畫ノ方法ニヨツテ十三
 日中ニ全縣ノ進發方ヲ決メ、支那軍ガ我軍ヲ包圍セル時、同方面ニ我軍
 シタ非難目録ハ日本人ノミデアツタノデアアル、茲ニ若シ支那軍ノ突發ガ
 成功シタナラバ、日本人ハ完全ナル支那軍ノ包圍ニ墜リ全滅ヲ免レル
 事ハナカツタノデアアル、斯クシテ我軍ビ退却ナル計畫事件ノ二ノ條ガ行ハ
 レタノデアアル。

幸ニシテ日本人ノ生命ノ安全ヲ保シ我軍ノハ實ニ我軍防衛ガ兵能ク、
 支那軍ヲ退却シ、支那軍ノ兇惡ナル計畫事件ヲ防止シ得タカラデアアル、

裏面白紙

Key No # 1163

文部省が編纂する所は、發行費ヲ見テ紙十ノ日本人包圍ニ至ラセシメシタ
 コノ困難タル事ヲ知シ、世界ノ六國ハ何故正當ナル權利ヲ下サナイノダ
 主權ノ侵害ニ及リニ「ヨーロッパ」人ノ人道的感情ニ訴ヘテキナケレ
 ドモ、我々ニ於テハ婦女水兵ニ至ルマデ、我々ニ對シテハ「シタソ」ノ
 罪アリテ起ヒ起スガイイ
 夫レカラ「ニュー」ヨーク、タイムズ」ハ日本ガ事變直後急遽上海ニ大進
 出ヲ集中シタノハ奇蹟也。然レシテキルガ、當時長江上流在野邦人ノ引
 起ニヨリ、建國民ヲ殺セタ勢ヲ圖シタルタメ、我々並ニ「建國」ガ下
 シテ悉ク上海ニ來テシタニ至リ、我々ノ「建國」ハナイノデアアル。
 之ガ如ク、人心暗黒ヲ生ムト云フ又サ
 然ルニ、我々コレニ「建國」ノ目ヲ向ケルノハ、我々不足モ甚シイ、至極ナル事
 實ヲ「建國」シ冷感ニシテ公認ナル事ヲ下スコトガ、大新聞ノ使命デアリ、
 且イカナル組合ニ於テモ、我々ナル事ヲ「建國」シテ「アメリカ」言辭界
 ニ、餘大ナル勢力ヲ持チ、世界ノ公認ヲ得ツテキル大新聞ノ使命デアリ、
 ト思フ

裏面白紙

Ref. No. # 1163

支那ノ國府於ニ成立ニスルモ

自今、赫、ハ外務省支那課長ノニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル
日本國ニ使ツテ書カレ即チヨリ取ル情狀部長陸(昭和十二年十月六日)
トリスル書ハ日六日政府(外務省)ノ承認ニ係ル公文書ノ正産ニシテ眞
實ナル寫シナルコトヲ認メス

昭和二十二年四月十一日

於東京

赫

右署名捺印ハ百分ノ百蓋ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立 官 人 陸 務 部 長

裏面白紙

Def. Doc #1129

情報部長ノ新聞記者團ヘノ聲明

千九百三十七年（昭和十二年）十月十一日

中内閣民政府外交部

ハ日本軍隊ハ十月四日及五日上海方面ノ攻勢ニ於テ

主張ヲ強ク否定シ、曰クコノ中内閣ノ言ヒ分ハ

ノカニ
ノカニ
ノカニ
ノカニ

本軍隊ニ對スル種々ニ告 又無根拠ナル主張ヲ

ナス理由ハ分ル、何故ナラバ中内閣軍隊ハ陸海空何レニ於テモ日本軍隊ノ以

ニ非ザルコトカ明ナリ上ニ表ハレ、中内閣カ最後ノ裏ト成ミ得ルモノハ自己ノ

意思ヲ基礎トスル宜得ノミデアルカラデアルト

Def. Doc # 1129

情報部長ノ新聞記者團ヘノ聲明

千九百三十七年（昭和十二年）十月十一日

中印國民政府外交部ハ日本軍隊ハ十月四日及五日上海方面ノ境ニ於テ
 毒瓦斯ヲ使用セリトノ聲明ヲ發シタ。十月十一日（月曜日）午後、日本外
 務省代議者ハコノ中印側ノ主張ヲ強ク肯定シ、曰クコノ中印側ノ言ヒ分ハ
 全然荒唐無稽デアルト。
 代議者ノ曰ク、中印カ日本軍隊ニ對スル種々警告 又無根拠ナル主張ヲ
 ナス理由ハ分ル、何故ナラバ中印軍隊ハ陸海空何レニ於テモ日本軍隊ノ威
 ニ非ザルコトカ明シ上ニ表ハレ、中印カ最後ノ虞ト噴ミ得ルモノハ自己ノ
 意思ヲ基礎トスル宣傳ノミデアルカラデアルト。

裏面白紙

22-4-30

27

極京國隊軍幕監判所

頭米利加合衆團其他

附

憲本貞夫其他

宣信供送書

書送省

東京部杉並區御田本町七八八番地

菊池鳳寄

明治十六年三月七日生

自分様裁函ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ封リ宣言ヲ爲シテ上送ノ
如ク書送致シマス

340

神崎正義

裏面白紙

一 私ハ大正八年八月カラ上海港ノ水先業切ニ従事シテキマシク、私ハモト
 海軍ノ出身ナル關係上海軍ノ人々ト懇親シ、第一次、第二次上海暴動
 ノ際ニハ上海租界華人分會長デアリマシク、其ノ資格ニ於テ租界
 系ノ海軍ノ人々ト談話シタリ、其ノ時ノ情況ヲヨク知ツテ居リマス

二 先ヅ第一次上海暴動ノ原因カラ申述ベマス

昭和六年七月、荷洲暴動發以來、排日貨運動ハ益々ニ熾シ、上海ニ於テ
 ハ國民黨ノ指揮下上海市黨部ノ指導ニ依ツテ抗日救國ナルモノガ生レ、
 日ヲ排シテ歐化ノ一路ヲ進リ、昭和七年一月二十八日第一次上海暴動
 發マシ、非日暴行ノ件數ハ三百餘件ニ上リ上海ニ於テハ殺害一名、傷者
 六名ヲ出シマシク、上海デノ例ヲ申シマス

昭和六年八月十三日我が東洋棉花株式會社ノ捕鯨一七五俵ガ反日會員ノ
 爲メ押收セラレシトシ、該會社ノ派遺ニ依リ鯨ク之ヲ阻止シ得マシク
 更ニ同年十月十八日内外綿工場及社宅暴動事件、十一月二十二日大連
 事件アリ、其ノ後モ類似事件ハ日々トシテ生起シクデアリマス

昭和七年一月九日民権日報ハ我天皇ニ對スル露骨ナ誹謗記事ヲ掲載シマ

LIB EAC 346

1

27

裏面白紙

シタ、同一月十八日三友實業社前デ同社ノ中国人職工ノ爲メ日本ノ傭侶
 ガ暴行ヲ受ケ内一名ハ二十四日死亡シ、他ノ四名ハ重傷ヲ負ハサレマシ
 タ、私ガ實見シタ事實デハ日本人ノ病人ガ暴行ヲ行ツテ通行中之ハ中國
 人ノ井戸ニ毒ヲ投布スル爲ト稱シテ民衆カラ殺打トシマシタ、又小津渡
 兇犯ノ往復ニ投石又ハ唾ヲ吐キカケラレルノデ初メ日体ヲ阻マシメテ正
 總算人又ハ陸隊隊水兵ガ往復ヲ震盪シマシタガ遂ニハ投擲ガ出聚サクナ
 ツテ中校ヲ刺殺シマシタ、又日本製ノ函盒ハ見付リ次第持テ行キ所待看
 ニ一リンチニ加ヘマシタ、ソレテ之等ノ暴行ハ抗日救國ガ依ツテ祖
 國的ニ行ハレマシタ
 一方當時上海ニ在ツタ十九路軍ノ設備ハ強化サレ、日本人ハ悉ク貴州江
 ニ退ヒ落スナドノ流言飛ビ人心驚々トシ爾北方面ノ支那民衆ハ漢々同向
 (請英租界)ニ避難ヲ開始シ、物價暴落トシテ非日行爲ハ遂ニ暴動化ノ
 激議ガアリマシタノデ昭和七年一月二十八日工部局ハ殺敵會ヲ布キマシ
 タ、ソレテ各日東屯軍ハ居留民保護ノ爲メ敵ノ動足ノ受持部署ニ兵力ヲ
 出動スルコトニナリ、此ノ協定ニ基キ我海軍艦隊モ受持ノ日本人居住

2

28

1914年 5月6日

裏面白紙

地タル北四川路方面ノ範圍ニ就カントシマシク誠實に際ヨリ射撃ヲ受ケ
 次テ十九路正規軍カラ設備ヲ受ケクノテ遂ニ戰國トナリマシク
 右議ナ無律カラ暴トナリマシクモノテ日本海軍ノ計畫的行島ニ基クモ
 ノテハ決シテアリマシヌ
 私ハ第二十三艦隊司令官鈴木大佐ガ一月二十七日南京ノ居留民保
 護ノ爲メ奮闘ニ付クニ當リ、司令官監澤幸一少將ヨリ訓令ヲ與ヘラルル
 トキ恰度居合ハセマシク、其ノ際少將ハ
 「貴國政府ハ忍力ヲ盡シテ盡クセル方計デアルカラ貴ンデ我ヨリ説キ
 求ムル勿レト鈴木大佐ニ申シ渡サレマシク、之ニ依ツテモ日本側ガ
 官守以テ暴タル方針デアツタコトノ一端ガ見ハレマス
 尙ホ日本側カラ吳淞ノ砲臺ヲ攻撃シクノハ、同艦隊ガ日本ノ遠征ヲ先キ
 ニ進メシク爲デアリマス、私ハ同艦隊ガ日本ノ遠征ヲ先キニ進メシク爲
 以テ盡クニ附テ現臨シマシク
 又日清戦ガ此ノ七路暴徒ノ設備ニ當テは軍門係者カラ同イク精銳ニヨレ
 バ日清中ニテハ南京派ノ松介石將軍ト辰東派ノ齋藤氏等トノ間ニ亂戦ガ

3

29

1.10.546

裏面白紙

アリ廣東派ハ對日問題ヲ利用シテ、南京派ヲ失脚セシメシコトヲ陰謀シ
 大衆ヲ使喚シテ對日暴動ニ導キ、十九路軍ヲシテ積極的ニ日本軍ヲ攻撃
 セシメタ爲ニ此ノ事變トナツタモノデアアル、即チ此ノ事變ハ外部カラ誘
 發セラレタモノデハナク、中國内部ノ複雜ナ事情ニ由來スルモノデアアル
 トノコトデアリマス、此ノ事件ニ於テ誠告嶋田兼太郎ハ二月上旬上海ニ
 來リ同方面ノ海軍部隊ヲ統一指揮シタ事三管隊ノ參謀長デアリマシタ、
 第三艦隊司令部ハ司令長官野村吉三郎大將以下極メテ徳健ナ人々ノミデ
 事變ノ急速解決及ビ不滅大ニ努力セラレ米英海軍ノ評判モ悪メテ良カツ
 タト云イテ居リマス

三次ニ第二次上海事變ノトキノコトヲ申述ベマス

私ハ前述ノ如ク上述デ水先業務ニ従ヒシ海軍出身デアリマスノデ自然
 船ノパイロットニシテ多クカノマシタ

昭和十二年七月夏季休暇ヲ利用シテ内地ノ北海道ニ旅行シ、其ノ途次新
 潟ニ到着セルトキ號外テ盧溝橋事件ヲ知り七月十二日東京ヘ歸リマシタ
 ソシテ其ノ月ノ二十五、六日頭嶋偵報告ニ面シ盧溝橋事件ニ付テ話ヲ聞

DLF LOC # 346

裏面白紙

キマシタトコロ、嶋田ハ毎件ヲ局地的ニ解決シテ禍大セラメザル方針ナ
 ルコトヲ私ニ語りマシク、次デ私ハ佐世保ニ参リ是ニ儘以司令長官吉田
 善吾中將ニ會ヒマシク、司令長官ハ私ニ「九州カラ一ケ師口ニ兵ヲ増派ス
 ル筈デアツタガ不損大方計ノ爲メ取止メニオツタカラ、君ハモット休職
 シ銀ヲ遣ンテ行ツタラドウカ」ト云ハレマシク、
 其ノ翌日ト用ヒマスガ軍令部第一部長近藤信竹少将ガ佐世保鎮守府ニ聚
 ラレ、内閣ノ決議ニ依ル不損大方計ヲ傳達サレマシク、尙ホ同部長ハ編
 選議ニ要際シテ、内閣決定ノ不損大方計ノ傳達、艦隊警戒ノ爲メ中山各
 地ニ出動セラレマシク、ソコデ私ハ急イデ上陸ニ師任ノ要無キヲ認めテ
 佐世保ヲ去ツテ、備州デ邊替休養ヲテ届リマシク、トコロガ八月七日「
 ラヂオニユリス」デ中日ノ排日暴行益々激シク満子江泥地、漢口ノ居留
 民ノ全部ガ引揚ケタコトヲ知り、憂慮容易ナラザルヲ悟リテ急報上海ニ
 寄任スルコトニシマシク、ソレヲ途中央以守府ニ立寄り參謀長佐藤市郎
 少将ニ告ヒ遠送ノコトヲ尊ホマシクラ同鎮守府デハ原隊海上に送ニツキ
 何等計費無シト云ハレ、又宇品ノ艦艇泊場司令部ニモ連絡シマシタガ、

5

31

LIF DOC # 346

裏面白紙

REF ID: A 346

南支上海方面ニ軍務進退ノ計畫ナド全ク無クトノコトデアリマシク、
 ハ斯ク觀海軍當局ニ照會シマシクノハ、私ノ業務タル憶違關係ヲ檢メ打合
 テ爲サンガ爲デアリマシク
 茲ハ八月十一日上海ニ歸着シマシクガ、同十三日ニ第二次上海暴動發
 シマシク、若ク此ノ第二次暴動ハ日本ヲ計畫的ニ討ツクモノトスレ
 バ、海軍ヲモ遠慮ニツイテ私ニ照會ノナカシクノハ、日本ガ支那ニ對シテ極大
 ニシメズ上、暴動ニ波及セシムルコトヲ欲ラテ非ラカシク爲デアリマス

8

32

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）一月十五日於東京

表 述 者 地 段 吉

右ハ管立合人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ
證明セマス

7

同日 於 京 京 部

立 合 人 栗 宮 信 次

MF L10 n 316

33

裏面白紙

14 i.30 . 546

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誠秘セズ又何事ヲモ附加
セザルコトヲ誓フ

(捺 印 名)

請 地 蔵 誓

34

8

裏面白紙

備 録 文 書 一 〇 一

華 府 日 務 省 備 録 、 日 米 外 交 關 係 第 一 卷 三 次 在 一 八 頁 叙 事

日 米 國 大 使 ヨ リ 日 本 外 務 省 宛

電 書

最近以同ニ重ル儀會ト謂識ノ從略ニヨリテ日米政府ハ上海ハ國際境界ヲ曰
 本軍ハガ軍駐地トシテ用テキルコトニ關シ、熱心ニ監視ラウナガリ
 レテキル。八月二十三日日米海軍派遣隊ヲ上海及ビソノ附近ニ到着セル所
 ソレマデ國際境界防衛軍ノ一部トシテ日本海軍艦隊ガ行ツタ作戦ハ同
 際絶外野ノ風浪ヲ加増スル於テ、支那軍ニ對スル大規模ヲ賦同トナツタ。
 同日以滬虹口地區ノ埠頭ハ軍需品及軍隊ノ輸揚及ビ資糧補給ノ最要素ト
 地トナセタノデアル。備ズベキ筋ノ報道ニヨレバ、九月二十二日ヨリ二十
 四日ニ到ル三日間ニ日本海軍艦隊十五隻ガ「ドック」ヲ渡用シソノ間ノ一日
 ノ如キハ四千名ノ部隊ヲ上陸セタ。
 九月十五日在上海領事館ハ此ノ問題ニ關シ日本海軍艦隊ニ對シテ口頭ニヨリ

20-4-30 (R)

Leaf loc No. 101

裏面白紙

Ref Doc No. 101

戦場ヲ爲スル所、日本總領事ハ、上海駐屯日本陸軍隊ハ自國ノ利益保護、
 爲シテ軍隊ト等シク物資及ビ増設部隊ヲ上陸上ゲスル權利ヲ有シ且該區
 戦場ハソレマデ自己防衛ノタメニ行動スルヲ、且ツ將兵如何ナル日本
 軍ガ上陸スルヲモ亦然ル旨ヲ答ヘタ。
 米國政府ノ見解トシテハ上海ニ於ケル現在ノ日本ノ軍事行動トソノ範圍、
 場所、奪取サレル目的ハ正當ニ租界防禦手段トハ認メザルナインデア
 故ニ米國政府ハ、日本軍ガ租界ノ外ニ於ケル支那軍隊ニ對スル戦闘ニ使用
 スルタメノ軍隊及ビ軍需物資ヲ搬揚スル港地トシテ租界ノイカナル地域ヲ
 モ使用スルコトヲ容認ヘ、租界ハ嚴密ニ租界防禦ノ場合ヲ除イテハ、他ノ
 イカナル生産ノ軍事行動ニモ、又イカナル方法ニ於テモ或モ又ハ通商トシ
 テ使用サレテハナラナイ旨ヲ強調スル。
 更ニ米國政府ハ次ノ如キ見解ヲ有スル。即チ租界ハ日本及ビ米國ヲモ含ム
 多數ノ國家ガ條約協定ニヨツテ共同ノ利益ヲ有スル地域デアラカラ、之ヲ
 租界外部ノ軍事行動ノ爲ノ基地トシテ使用スル事ハ、右ノ協定ノ真意ヲ守
 ラザル事デアリ、且又右ノ共同ノ利益ヲ有スル米國ヲモ含ム凡テノ國家ノ
 利益ヲ不當ニ危クスルモノデアラト。

裏面白紙

Ref. Doc 202-T-1
page 43

検査側証人... 日本... 坂平

(三) ヨーリ... 会社一九四五年

高... 緊張

中部... 南部... 中国軍司令部... 会議

1945年... 1945年...

本... 居留民... 引揚...

7月... 居留民... 漢...

Ref. Doc 202-T-1
page 116

檢察官個人... 日本... 張

(三) 一ヨリ... 一九四五年

高マル緊張

中部... 南部... 中國軍司令部... 八月七日... 日本... 漢口

裏面白紙

Y. Tokichika

22

増設國文書 二〇二一―二

一一七頁―一一八頁

警察備証人ジョン・ビー・ポーターの著「中國滞在
二十五年」の抜萃

(経育、マクミラン會社 一九四五年)

高まりゆく緊迫

二九七頁並に二九八頁

194 Dec. 202-T-2

其夜日本海軍の一將校と一水兵が上海郊外の虹橋飛行場に入らうとし
て射殺され、同飛行場の一中國警備兵も亦殺された。同日本領事館
本事件は重大であり、既に東京に報告され適當なる處置を仰いだと言
明した。本館は茲後日中に軍事行動を執らうと目撃してゐるとの流言
の結果、上海北部の虹口、閘北地区の中國住民が押すた押すと逃げ

裏面白紙

出し始めた。郊外から上海北部にかけての数千名の中國人が共同租界とフランス租界に押寄せた。

上海の事態は急速に悪化した。日本軍は上海北方十里の吳淞と上海西側の北部、虹口地區に上陸した。中國軍が侵入し来る日本軍に攻撃をかけた際、激しい白兵戦が上海北部地區に勃發した。中國人が日本の使館の象徴と見做してゐた日本の旗を擲り出せば、資浦江を溯つて共同租界の旗前に在る日本領事館に並んで投擲した。日本の海軍當局は、止むを得ず防衛措置を執るであらう。其理由は八月九日の夜日本海軍の士官並にその運轉手が殺された事件もその一つであるが、中國側の攻撃的行動が激しいからであると、聲明した。日本の海軍當局は亦事態が更に悪化すれば、如何なる必要措置をも之を執る用意がある旨聲明した。

上海の中韓人市長愈鴻鈞は米國並に英國が、日本に市の北部即ち虹口地區を作戦基地として使用させぬ請求した。英國は上海が日支の交戦地帯とされぬを懸念したが、右の懸念を「受諾することが出来ないのである」

202-7-2

Lyell # 202-F-2

かだ、英領は吾々に不可能なことを強ひるものである」といふのが日本の回答であつた。その代りに、日本側は英領人も含む共同租界の警察官を虹口地区より進拂つた。日本の嫌疑は既に杭州、南昌、蘇州、鎮江並に京滬鐵路を襲撃してゐた。中國側は鐵道交通を切詰め鐵道に隣接してゐる總ての都市や地方に戒嚴令を布いた。同時に揚子江下流の航行制限を命じた。

裏面白紙

Ref No. #202-F-3

英蘭文庫

二〇二一―三

一一九頁

檢察官 入ジョン、ド、ボーウエルの等「中國滞在二十五年」
の 坡 基
の 坡 基

(紙育、マリミラン會社、一九四五年)

高まりゆく緊迫

二九九頁

ほゞ二千名に近い人々が受さん、凡そ二千五百名以上の人々が負
傷するに至ったかの悲惨事々の有るな説明け此の諸國に認識さ
れた。これらの犠牲者は殆んどすべて中肯の庶民であつて、男あ
り、女あり、子供ありであつて、みんな日本帝國の軍費が上座
彼に侵入した時爲したテロ行爲から遁れようとしてゐた邊民であ
つた。この殺戮の原因である愚昧のすべてではないが、大部分

裏面白紙

Ref No. #202-7-3

は共同租界の上空を飛んでゐた進歩の自由を失つた支那様が受けたものであつた。百五十萬の中國人がその大部分は農民であり、貧窮であり、工場労働者であつたが、共同租界に逃げ込んでゐた。何日も何日も英米管理地域に至る街々や道路や橋は持ち物を売へた中國人でぎっしり詰つてゐた。それらの持ち物には珍らしい子供も含まれてゐた。しかもその大部分は兩手で抱かれた赤坊のやうに見受けられた。中國の慈善團體は共同租界の各所に救濟所を設けてゐたが、これらの慈善せる救濟所やその附近にゐた洋衆の中に落ちた子供が、この莫大なる死傷の原因であつた。この死傷は庶民のそれさしては未嘗有のものさ云はれてゐる。

y Takahashi

22

東京文藝二〇二一T1E

1110頁

「中世の歴史」の序文
「中世の歴史」の序文

（高まりゆく歴史、一九〇三年）

高まりゆく歴史

二九九頁、三〇〇頁、三〇一頁

東京文芸 #202-T-4

バンドから凡そ一握ばかりの歴にある、其の歴史とフランス歴史との
の間の歴史の交又點で起つた歴史が本題のものであつた。其の間に三
千を越えの歴史が「新世紀」として有名を興業社の前を貸は
うとして集つてゐた。此角で交又してゐる歴史は、長治郷土と、エド
ワード七世後として集つてゐる大「」であつた。交又點の中央にあ

裏面白紙

Jul 21/1902 # 202-T-7

るゴーストツブの信箋屋が丁度音から赤に染つた時、男と女と少女の三人の客を乗せた小徑自動車は止り、信箋屋が乗るのを待った。乗行機が頭上高く両社の運動の天端すれ／＼に飛ぶのを耳にしてその自動車の乗手はドアを開けて下へようと街路に降りた。足が地に着くや彼は叫聲をあげ両手をあげて道端にぼつたり倒れて死んだ。信箋屋が心算を算出したのであつた。

この中日戦争の機運を、最初に命を失つた外人は、戦場に在つたフランク、ローリンソン博士であり、博士は支那に於ける新報社の信箋屋の一読者である「中戸の信箋屋」の編輯者であつた。ローリンソン博士は支那に生れ合衆国で教育を受けたが、歸化して合衆国市民となつた。博士は中国の信箋界に於ける重要な平和主義者であり日本軍国主義の強引且つ大膽なる反動者であつたし、又支那に於ける信箋界を導き出す手眼としての中国の信箋化にも亦貢献してあつた。ローリンソン夫人とお嬢さんは博士のヘナ／＼となつたのにびつくり仰天して何が起つたのかも知らずに博士を自動車に乗せ、道端へ急いだ。

裏面白紙

その自動車が正に角を曲つたとき後等が仮にした街の交差路にある真の
道沿した度々に悪路が放たれたのであつた。

一中自衛隊が二重の大型爆弾を積んで上海市の下町地区の真正に營るま
道沿に装束してゐた日本の軍用機を撃つた。撃つた。撃つた。撃つた。

右の中日機は真心の手際を可する爆弾爆作の出来る位に到着しないう
に日本の一機高層に攻撃された。真動を演じたので、真の中印人の操縦
士は尚中印軍の手に確保されてゐた市の郊外に在る虹橋飛行場に降り
としたが、その傷ついた飛行機と重い爆弾を以てしては中印機の差違
に到着不可能なことを悟り、虹橋飛行場の上空を飛ぶときその爆弾を落下し
ようとしたが、爆弾は凡そ三百ヤードばかり的をはずれ、上空の飛行機
か午時の、自動車や人力車や歩行者の例の如く忙しむ往來に加えて一機
の炸裂と音を伴ふものと集つた数千の中印人の連綿とどつたがえして
ゐる爆弾のほとんど真中に落ちた。

最初の爆弾は真中に落ちた時爆裂したが、これが真二重の爆弾は路面
より二、三呎高から落ちて爆裂し、その爆裂音で真中に落ちた爆弾は込み

Ref. No. #202-7-7

Manuscript # 202-7-4

合つてゐる巖の上には飛び登つた。
何十荘といふ目録直とそれに乗つてゐた者等は櫛や篦のために乳だらけになり燃はそれらの自動車の燃したガソリンタンクのためには火油庫になつた。
一方何百人といふ歩行者はすべての方向の街に亘つて其處で死んだ。照葉林である新世界の昔に聞かされてゐた遠征兵がやられたのが一番ひどかつた。其處では食物の乏しが行はれてゐたのであつたのであつた。捕食はなつた男女、子供達の死体は火葬場が焼けて無くなつてゐたが、三度も高く飛ぶ物に向つてはあつた。

4

裏面白紙

22

雑誌 國文書二〇二一頁五

松原伊登人ジョン・ビー・ポウエル著「中國滞在二十五年」の抜萃

(教育、マクミラン会社、一九四五年)

高まりゆく緊迫

三〇二頁並に三〇三頁

暗い土曜日の、も一つの悲惨な出来事の起つたのは、最初の空襲があつてから二、三分と経たぬうちであつた。今度の五つの空襲も亦ノースロップ空襲機を飛ばせた中国人飛行士が黄浦江に墜落中の日本の駆逐艦を撃つたものであるが、五百ヤード程の距離をなぐられ、上海の本通りである南京路の一番の繁華街に、しかも上海市の一流ホテルである。パレスホテルとカセイホテルの真前に轟然炸裂した。この通りも亦中国人の避

Key to book # 202-T-5

裏面白紙

167 H. 202-T-5

難民で一杯で、幾百名の死傷を生じた。此處で数名の外国人が暴命し、
 其他負傷者を生じた。
 更に同日の午後、合衆国海軍購買局の六階の事務所と倉庫の隣りに
 爆弾が落ちた。この爆弾も亦下町地区に落ちアメリカ領事館から僅か
 に一畝程離れたところに落ちた。此爆弾はまぐれ當りであつたが、コ
 ンクリートの屋根と一階から五階までのコンクリートの床を穿ち、
 幾層せうに地下室のセメントの床に止つた。その爆弾はチエツコロ
 バキヤの一種雷會社のマークが付いてゐた。此の爆弾を落した飛行機の
 国籍は判明しなかつた。當日たつてから更に一週間の間に、
 それに幾行からのもので、若くは海軍砲からの砲撃であるが、上海大
 の二つの支那人百貨店の正面に命中し、之にひどい損害を與へたが、此
 處での死傷は込み合つた店內と街頭とで夥しいものであつた。

裏面白紙

警備局警報 二〇二一ノ一三

一三一頁

機密例證人ジョン、ビー、ボウエルの著書
「昭和二十五年」より抜粋

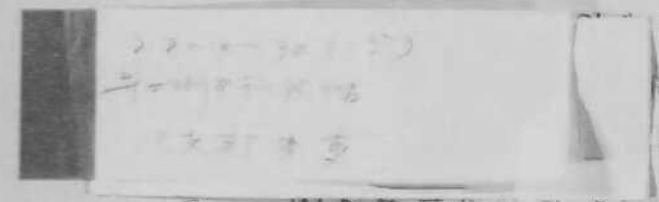
× × ×

(ニューヨーク、マックミラン書社一九四五年)

原 田 加 三

三三三頁

右上海の米商人、即ち買収部とか買収課廻り米商を巻き込むならむ極



の必然性を信じて居たが、本邦の我國民は事難
將來の誘崇及保障の懸念よりする事難の即断性を
情が一激に附らかに向米商人の間にあつた。

て、日本軍の占領により恐起せられたところの切
迫せる危機の状況に際し情報を米國々内に買傳せんが爲に米國情報委員
會が組織された。エドワイン、マートン買収課長の下に、同委員會はそ
の會員中に多數の米國實業家團體及希致縣議の代表者、且二三のジャー
ナリストを包含して居た。雖も彼も無報酬で働いた、それはこの危機に

i

49

22

REF ID: A202 V-2

22

續編四巻 二〇二-V-三

一三一頁

機密制訂人ジョン、ビー、ボウエルの署名
「宣統元二十五年」より複製

× × ×

(ニューヨーク、マツクソン書社一九四五年)

加 藤 通 治

三三三頁

右上海の米商人、即ち宣教師とか實業家達は米商を押し込むならむ糧
原に於ける米穀貿易の必然性を信じて居たが、本國の我國民は米穀
の重要産、即ち米商の將來の誘致及保障の懸念よりする事案の緊要性を
悟つて居ないといふ懸念が一察に同らかに向米商人の腕に感づいた。

1

この懸念の結果として、日本軍の占領により惹起せられたところの切
迫せる危機の状況に際し情報米商々内に宣傳せんが爲に米商情報委員
會が組織された。エドウィン、マーク宣教師指導の下に、同委員會はそ
の會員中に多数の米商實業家団体及布教団体の代表者、且二三のジャー
ナリストを包含して居た。雖も彼も無報酬で働いた、それはこの危機に

49

REF ID: A02 V-3

裏面白紙

對する本國の理解を深め人が爲に實踐せんとする烈しい願望に皆が促さ
 れて居たからである。事態の各方面に精通せる人々は、各處に亘り日本
 軍の占領及その外國人及中華民國人の生活範圍に對する影響に關して、
 確證ある情報を作成することを要求せられた。何千冊の小冊子が米國の
 各新聞社商工會議所、民間團體等に債布の爲準備せられた。印刷及郵送
 の無類を賄ふ資金は米國人の間に於て調達せられ、又日本關係ならざる
 米國向汽船に該小冊子を密かに積込むことと同委員會の會員達がその盡
 力を盡んで申し出た。

を

22

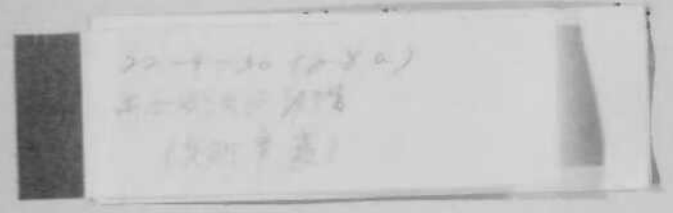
亦
橋

征東討賊軍事務判所

亞米利加合衆國其他

討

荒木貞夫其他



東京都世田谷區北町一ノ一二三

岡 幸 正

明治三十五年八月十六日

11

EXH. 25-15-
ref loc # 1137

自分領税目ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ廻リ宣書ヲ爲シタル上
次ノ如ク供越紙シマス

11

51

EXH. 25-15-
ref loc # 1137

自分給税口ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ廻リ軍費ヲ爲シタル上
ノ如ク供進試シマス

徴 東 國 際 軍 事 裁 判 所

運 米 利 加 合 宗 回 其 他

對

荒 米 真 夫 其 他

宣 掃 供 進 行

以 實 部 世 田 谷 區 北 討 町 一 ノ 一 二 三

供 進 者

同 奉 奉 正

明 治 二 十 五 年 八 月 十 六 日 付

亦 務

11

51

裏 面 白 紙

一 叙は昭和十二年四月迄外務省アメリカ局長をして曆り同十二年五月一同十三年三月二十日迄上海總領事を勤め、昭和十三年六月一同十五年九月迄「ロンドン」陸軍日本大使館参事官、昭和十五年八月松岡外務大臣時代歸朝命令に當り十月滿洲と共に辭任、同十六年十月「シンガポール」日本總領事を拜命し同年十二月五日着、同月八日戦争發生により抑留せられ印度に留り十七年八月日英外交官交換により「ロレンソ・マルケス」に歸り同地より歐洲行を命ぜられ同年十一月「スエーデン」公使を拜命し勤務中の途終戦により昭和二十一年一月出發三月日本歸還、四月辭任と云ふ事になります

1

10. 10. 11/137

二 自分の外交官生活中、大正九年より同十一年迄並に昭和十三年より同十五年迄は英國に滞在し、大正十四年より昭和六年迄六年間は米口に滞在し本省に於ても歐米局長、亞米利加局長を勤める等英米關係が長かつた事、従つて兩國人に知己も多く感情にも類じてゐた關係で外務省での所謂英米派として見られてゐたやうでございました。中央の方針を以てしての自分の考へは日、英、米と云ふものは何時何處に於ても決して衝突す

12

裏面白紙

べきでない、而も色々の情況上決定的な争は出来たものではない、葛城
語合で決める可きであると考へて居りました

三 上海に於きましても私は當時の市長俞鴻鈞氏や「アメリカ」葛城語合
氏「イギリス」葛城語合代表の「アムステルダム」氏上海貿易有力者
氏等とは親交がありました。

四 私在上海へ赴任した當時は一方に於て同安事件が解決し野介石將軍が解
任救出されて僅つと一息ついた形であつたと同時に他方北支方面の形勢
は日支關係上被禍を被り上海方面に於ても何となく薄氣味の悪い一層不
安な空氣が充満して居りました

五 上海着任後日支關係を段々調査して見ますと、支那側は昭和七年五月の
停戦協定に違反して禁止區域内に多数の保安隊を増強しその中には、正
規兵を混入せしめてあるらしいと云ふこと「トーチカー」を構築したり假
諷刺を張り廻らしてあること或は吳淞砲台を破壊してある形跡がある等
の報告があつたので私は赴任早々ではあつたが是等の問題に就ては之を
抛つて置かずに一應關係當局者の注意を喚起して置く必要ありと認め六

Ref. No. # 1137

裏面白紙

月二十三日昭和七年五月五日締結の停戦協定に基く共同委員會の開會を
要求しました。海軍と相談すると是非やつてくれとの事でした。

右委員會は停戦協定に基き日英米佛伊等の總領事及武官を以つて組織さ
れて居り臨時開會される事になつてゐましたが、五年間に未だ一度も開
催した事がなかつたのであります。

共同委員會は「フランス」總領事館で開催され専ら自分と愈市長との協
議に終結しました。

私は停戦協定に依る禁止區域内に支那側の保安隊の増勢「トーチカー」の
増築、輕機車、鐵條網の使用等の情報があるが若し之れが事實なりとせ
ば停戦協定の違反であるから此の共同委員會に於て果して斯かる事實が
有るか無いか調査の措置を取られたいと提議したに對し愈市長は「日本
側はあまり神經質になり過ぎる」と頻りに反駁して調査に反對し列席の
第三國委員は日支間の紛争に介入するのを好ましく思はぬ様子で言談は
具體的結論に達することは出来なかつたが私としては上海方面不安の原
因に對して各國の注意を喚起し支那側にも釘を一本打つたつもりで居り

Ref No # 1137

ました。

六 昭和十二年七月七日五福橋事件が起きまして上海の支那人、外国人側
一体どりなる騒かとの不安を興へました

當時は森内閣が倒れ近衛内閣が成立し外務大臣は廣田氏でありましたが
右事件発生後二、三日して電報で訓令が参りました。

その内容は「政府は此の事件に付いては現地解決、事件不擴大の方針で
ある、實情は上海で絶對に事を起さぬ誠高益の處置を採られ戻し」と云ふ
のでありまして同趣旨の訓令は引き續き二、三回繰り返へし参りました 4

七 支那人並に外国人及各國領事より色々心配して問合せがありました私
は右政府訓令の趣旨を説明して日本政府は事件を局地的に解決する方針
であるから事件が上海に波及するやうな事はないから絶對安心せよと言
つて居りました

Ref Doc # 1137

八 七月十五日頃を記憶しますが上海市長俞鶴鈞氏より茶會に招待があつて
是非陸海軍武官を同伴して出席して欲しいとの事なので私は陸軍喜多説
一少將、海軍本田忠雄少將其他總領事館員を同伴して出席しました、

裏面白紙

支那側は市長の他社月當、長官、王國鎮と云ふは上海の有力者、警
察局長、保安隊長、市長秘書等の少數出席し南京市長官邸で開かれま
した。

席上市長飯次の演説をいたしました

「上海市民は五年前の不穏な出来事を繰り返してはならない、上海以外
に何事か起りとも上海及び日支間に段階を避け、自分飯之れに對
し出来る支拂の努力を怠らば、何卒日本側の御力が願ひ候」と、
飯之れに對し

「日本も亦上海に影響が及ぶが如きことを飯が懸念もしてゐない、殊
に政府からは支那情勢は現狀解決、不領大方針で處理するから上海で
は相對的に日支の衝突など起らぬ高益の利益をとれと再三訓令して來て
ある次第である。私飯支那側から今の訓令を聞いて喜ばしく思ふ、勿論
我方は上海に於て日支間衝突を避けるに熱心懸念を以て努力する、唯
五年前の無謀に就して支那側の方で「テロ」行為、暴日行動等により萬
一の事態を醸成する様なことが起つては大變であるから比屬充分注意し

107 Hex #1137

裏面白紙

て取附つて貰ひたい一旨遊べて相互に意見交換を行ひ爾來審議を掲給が行はれ市長の如き其後一日に二、三回も私に電話を掛けて来て臨機臨勢の行動を懸望して貰ひたい旨申込んで来るやうになりました。

其の内北支に於ける事象が俄期に反し漸次重大化するにつれ七月終りから八月初めにかけて支那側の態度が段々變つて来たやうに感じました。最近には上海は局勢の及ばない様に支那側も熱心に精励したと私に思つてゐたのでありましたが此頃になりまして日本が北支で愈々積極的の軍事行動を企及するなら支那側としては上海方面で日本を苦しめてやらう、此方面でならは防備も出来て居り充分暇へると云ふ様な懸念が待た支那の青年將校の内には有力であると云ふ情報もあり又保赤隊が禁止區域内に益々増強されて居ると云ふし、上海附近に集中せられて居る正規兵もは信託に上ると云ふ情報もありまして兎に爲支那側が何か積極的の動いてゐる兆子が感ぜられ出しました。

104 Dec. #1137

八月初めにになりまして愈々何時か起らずには何れも急な軍勢が強くなり揚子江沿岸の日本人居留民は海軍が長江に派遣して居た砲艦、巡邏艦、

6

57

裏面白紙

等と共に結々引揚げ上陸に集結して来ました。

是等の引揚により空気を相営緊張させた事も見逃がせませぬ

一 漸かる懸迫した乗口氣に征つて我は尙日支衝突を避ける爲微力乍も苦心して居る所へ遂に八月九日六山海軍中尉が紅橋飛行場附近に於て支那兵の暴行に遭つた事件が突發し尋常は九天直下迄を殆どつかぬものにして終ひました。

一 八月十一日午後私は電報を蒙り又平信よりの訓令に従ひ急市長を市政府に訪問し吳淞方面其の他停戦協定に依る禁止地帯内に於ける保安隊の増強トトチカニ警察、消防、衛生等を振り廻らして居る情報を示し活し此の儘に放任せば他故益々多くなり日支の衝突は不可避なり、支那側にして此の原衝突を避ける爲眞に厭厭あるならば少くとも衝突を恐らぬ爲適當の軍備増強を促せしめられたるも皆具求したが、彼は日本側は軍備を以つて陸軍増強隊を増強せり、之れに依りて暴行を愚化せしめたりと懸念し私の要求に仲々應じなかつたが暫く時間にして結局私は急市長をして此際日支衝突を避くる爲め出来る限り努力する旨を約せしめて辞去したのであつた。

Leaf No. #1137

裏面白紙

16
市政府を辞去したのは午後七時過で真暗になり私の乗車は途中剣付徳徳
の支那兵に囲まれ日本總領事なる旨述べたるも仲々通牒を許可せず、依
つて通牒手に「日本總領事なることを列つきり云つて突撃せよ」と云つ
て自動車に突撃させました。

二月十二日朝になると上野北駅停車場には支那正規軍第八十七、八十八師
が進出して参りました、私は早速市政府へ電話を掛けさせたが市長は居
らず聞く「フランス」租界の寓舎に居るのを突き留め詰問から彼に電話
させた所が彼は「尋ねごとになつては成程如何共手の下しやうがない」と
述べた由で又何故市政府へ行かれぬのかと尋ねた處昨夜過く市政府から
請絶しようとする中其回報安否に包圍せられいくら市長である旨を
述べても通して呉れなかつたのでもう行けぬと答へて居た由である。

二月そこで私は尙求後の努力を爲すべき時と考へ即刻同僚議員の開催を要
求しました。

同僚議員は同日午後工部局で開催されました、

出席者は余市長「アメリカ」「フランス」各總領事「イギリス」及「イ

Ref Doc #1137

タリール領領代通、日本軍口分と海軍軍艦隊、武田先住移離でした
先づ自分より秘密の意通を告げ昨日午後市長との間に「日支の衝突を避
くるの保費を安撫軍品細微選せしむることを求め市長も出来得るだけ
努力することを約束した」に拘らず其の「インキ」が既に満面に既に今
朝又正兵北館停幕始に導出し江口地区日本人に對し包圍攻撃を
標るに至つた、最早状況は一刻も遅延を許さず、仍て自分は共同警備官
が支那側の停戦協定違反を調整し遂かに行動を固執する為期當なる方法
を講ぜられむことを要請すると述べた事が之れに對し、倉市長は日本領
土が前年八ヶ岳方面に暴出したことにより日本側が停戦協定違反し
之れを無効にしたのであるから今更ら停戦協定に依る共同警備官を自己
の利益に利用し得ず尋ね置し（此の點に付ては第三回委員より支那側は
當時日本側の協定違反に對し當時共同警備官に就察したりや尋ね置る）
又現在の事は日本側の兵力集中に對する支那側の監視行為なり尋ね置
る共同警備に協力の見せせず
仍て私は「それでは各國は此の暴動消滅に何り云ふ方法を講じて呉れる

Ref # 1137

裏面白紙

Leaf No. # 1137

か」と追及しました處、
 英は「船局在上海に艦隊の力を借りると云ふことになるのではないかと
 思はれるが英國としては本國の訓令無しに何れも出来ぬ」
 米は「米艦隊を動かすには総隊總長の命令がなければ不可能なり」
 伊は「衝突を避ける為日本軍と支那軍との間に伊軍を入れてもよいが其
 の軍隊は目下本國より上海に向つてある途中である」
 右の如き状況で名乗なく船局第三面委員の義理で「日支双方は事實上攻
 撃せられざる限り如何なることありとも武力に訴へざることを互に約束
 する」と云ふ趣旨を決定して散會しました。
 武田總督は此の状況を見て自國艦隊は余り防備嚴密をして居ない。ダズダ
 ズしてゐると感り返へしの付かねば艦隊に追込まれて終まりと非常に焦燥
 されて居つたが自分には彼に對し此の如き重大な局面に於ては言ふ支けは
 充分充足し、出来る支けの手段は益々ないと對日本國に對し迷惑を及ぼ
 す事になるからと或後迄止めて居りました
 自分等日本側としては圓滿解決上得て事件を速に為めに裁奪總力を盡

10

61

裏面白紙

したと思つて磨ります

微雪したのが午後六時頃でありました。

一 八月十三日 橋本印信館から侵襲隊が打る始め同日午後には八時前まで打合
ひが始まつたのである

十三日夜 英米兩國軍領事館から「日本側が衝突を避けたければ何とか降旗
をしよう」と云つて来て呉れた。その降旗と云ふのは要するに大山大崎
陣替前の状況に復讐を許すことによつて日支の衝突を避けると云ふこ
とにまつたのであるが我方は之に應じ其の旨を徹首長に早出で書からし
京へ傳へると云ふ手筈にまで取進んだのであつたがしかし此の降旗は既
に過く十四日支那側が上流に於ける我軍は、日本人居住地區を襲撃し出
した事によつて取返へしにつかぬ戦局に突入して了つたのである。

11

Ref Sec # 1137

二 事件勃發當初自分は一外國人から大長左の顔も取置を聞いた事がある
「日本側が上流で事を起さぬ為努力を凝つた事は充分である、支那側も初
初は日本側と同じ考へであつた。然し支那側の考へ方がだんだん弱つて
来た、軍部中敵軍復讐の鼻息が荒く日本が北支で風暴するなら支那とし

62

裏面白紙

ては一番戦ひ易いそして防禦上有利な上陸方面で幕を起し日本を苦しめてやれ、そして上海で衝突が始まったら二日間で日本人全部を黄浦江に叩き込むでしまつてやると毫語してゐた」と

一七又當時の陸戦隊兵力は常時二、〇〇〇名、漢口からの引揚三〇〇名、陸隊よりの應援の爲め増員一、〇〇〇名、合計三、三〇〇名位に對し支那側は上海周辺のみにて五萬乃至十萬と稱せられ兵力の差は到底問題にならず敵方より戦をしかける如きは常識として考へられず、私は時々此の幕を領導階等に説明しますと此の點は良く了解して居りました

12

現に本戦直前異常な苦戦に陥入り殊に八月十七日頃は揚子江方面の兵力手薄より絶望状態となり最悪の場合を考へ部隊も居留民も悲壯の決意をされた程でありました

114 2004/1/27

一八六月二十三日八月十二日自分から提案して上海に於ける支那側の停戦協定違反を共同委員会をして解決しようとした經過は二回の委員会記録を讀んで頂き度いと思ひます。

63

裏面白紙

明治二十二年（一九〇九年）一月四日於東京

供越 岩 崎 本 幸 正

右ハ當立官人ノ頭部ニテ重層シ且ツ番名捺印シタルコトヲ鑑別シマス

同日 於 東京

13

立官人

岩 崎 本 幸 正

Ref. Doc # 1137

64

裏面白紙

17

書 管 書

長心ニ無ト眞實ヲ極ベ河津ヲモ誤懸セズ又河津ヲモ附加セザルコト

ヲ信フ

(鎌倉
印結)

同 本 録 正

14

Ref No. # 1137

15

裏面白紙

592576
Ser. Loc. No. 1063

22

寫



委員長

ボイテイ氏

氏

出席者

八月十二日午後四時會議室にて開催の
共同委員會議事録

マルキオリ氏

氏

武田中佐

グリーン大尉

アイ川崎氏

22

寫

委員長

八月十二日午後四時會議室にて開催の
共同委員會議事録

出席者

- ボイテイ氏
- オー、ケ、~~ケ~~氏
- 岡本氏
- ガウス氏
- テ、グ、イドソン氏
- マルキオリ氏
- 武田中佐
- グリーン大尉
- アイ川崎氏

裏面白紙

議長は日本民間代表の要請により留議を召集したと述べた、委員全部は上海が騒亂に捲込まれざるやう又現在の日支間の難問題の平和的解決を希望するものなることと言ふ必要もないやうである。岡本氏は、支那民間代表の反對聲明にも拘らず保安隊の諸部隊は昨夕より共同租界近接諸地域に種々陣地を設定したと言ふ懸念なる情報を受けて居ると述べた而も今や第八十八師團の諸部隊は北停車場附近ハスケル（赫司克而）路島の位地に有り、その結果形勢は本日突如として悪化した。共同租界近接の諸地點は勿論一九三二年の休戦協定に含まれたる全地域に亘る支那武装軍隊の大集結は容易ならぬ憂慮と日支軍間の不幸なる衝突に對する恐怖とを惹起してゐる。

この突然の支那武装軍隊の進入に直面しては現在までその活動範圍を日本國民の保護に止めてゐた。日本海軍陸戦隊は適當な防禦態勢を取ることを余議なくされるであらう。斯くの如き事情に鑑み岡本氏は切迫せる重大危機回避への即時の方策をたてる任務は共同委員會の肩に懸つてゐると考へその目的を以つて共同委員會は問題の諸地域に於て現在進展しつゝある事件の状況を日支代表を同行して調査すべき中立友好諸國人

よりなる調査団を組織することを提案した。彼は今や討議すべき時期でなく寧ろ寸時も浪費すべきでないことを附加したいと云つた。又その尊敬する同席者達にこの問題についての見解を伺ひたいと云つた。

大村氏は共同委員会委員長及び委員諸氏に向つてこれに答へて言つた。即ち彼は日本代表の演説を傾聴し、共同委員会を日本側の所存に役立たせんとする日本側の念は是認しがたく不條理であり又甚だ不都合であると述べざるを得ない。日本人同僚は共同委員会に上海の治安、秩序維持といふ特定の目的の爲に組織されたものであり決して支那に對する國策遂行を補助する爲のものではないことを承知すべきである。日本人同僚は如何に委員達が公正無私であるとはいへ委員会の中立委員達を彼等が利用したい時には何時でも利用し無用物として片臨へ押しやる方が都合の良い場合にはさうするといふ道具として働かし得ると考へてゐるやうに思はれる日本が鐵道線路を遠く越した地帯である八字橋又はその附近一帯に武裝軍隊を駐屯させてゐるが併し前述の協定に従へば日本軍は其の地帯より撤收してゐる筈になつてゐるのである。此協定違反それ自体が事實上協定を無効無益無用のものとなすであらう。一方の國が如何に

裏面白紙

慎重に遵守しても一方の國のみが遵守したのでは協定は決して有効ではあり得ない。それ故に、支那代表は日本側が其の協定を違犯した以上最早日本がこの協定に訴へる權利を有すべきに非ざらざるのである、更にかの不幸なる虹橋事件の結果起れる上海に於ける近來の情況に鑒し此問題の一局面に注意を喚起したいと思ふ日本人は、日本總領事たる資格に於て日本政府は通常の外交的手段に依りて問題を解決したき意志であると余に通告してゐるにも拘らず且調査は未だ進行中であるに拘らず、日本海軍上海大集結が突然行はれ陸上日本軍隊は遂しく増員されたのである武器及びあらゆる種類の軍需品はあらゆる陸上軍需品に充てられてゐるし又確なる情報によれば海軍部派は尙現地向つて進行中であるといふことである。すべて此等の威嚇的方策は必ずや上海の平和と秩序とを脅かし又支那にとつて深刻なる脅威を構成するのである斯くの如き情勢下にあつて支那は自己防衛の爲に適切な手段を講ずる權利を有し又そのする資格があるこれが支那軍部隊の現在の配備の理由である。彼は謙遜な態度で現在の上海の緊迫した情勢は日本海軍大集結及陸上日本軍隊の増員の結果生じたものであることを謹んで申すのであると云つた。支那は單に

裏面白紙

自己防衛上行動したのであり責任を取ることにはどうしても出来ないと言ふのである。

これに答へて岡本氏は、今は激論をたゞかはすべき時ではなく一瞬も浪費すべきではないことを自分は再び指摘せんとするものであるといつた。何れの側に責任があるかと云ふことを論議することに依つて得る所は何もない。委員会の直面する重大事は即刻に迫つてゐる不幸なる軍隊の衝突を回避する方法を講ずることである。彼は支那人同僚が上海を脅す軍隊衝突の回避を實際に欲してゐるかどうか判断に苦しむと言つた。支那代表が真剣にそのやうな希望を懐くならば支那代表はその希望を達する適當なる方法を直ちに講ずる必要性に同意すべきである。彼は昨夜支那民間代表は日本の居住地及び日本海軍陸戦隊司令部に近い陣地から保安隊を撤退させるのに最善を盡すことを約束したばかりであるのに今朝になつても保安隊は撤退しないばかりか支那正規軍の諸部隊は禁止區域に進入した事に注意を惹いた日本海軍陸戦隊は未だ何の戦闘準備（攻撃に對抗する？）も終へてゐない併し彼は軍中衝突を回避する爲に何らかの方法が案出され得るかどうか即刻に知りたいし又この問題について支那人同僚の見解を聞きたいと云つた。

裏面白紙

これに答へて翁氏は支那代表者達は上海に於ける治安秩序を維持せんと希望することには日本と同様遂に決して劣るものではない、しかし治安秩序は支那と日本兩國の眞摯なる協力によつてはじめて維持されるものであると申述べた。彼は日本人同僚により質問された點即ち支那代表が日本人居留民に近接の地帯より保安隊を撤退させることを昨夜保證したと述べた點を明瞭にしたひと云つた。彼は支那民間代表はこのやうな聲明はしない、但し、彼は昨夜日本總領事や保安隊の撤退を要請した時大上海市長として面會した點を指摘した。そこで彼（市長）は報道された吳總領事の日本海軍増援部隊の到着について知したのである。その時日本總領事は意外の旨を表示しその件については全く觸知せずと云つた。そこで彼（市長）はその報道が何の眞實性もなかつたなら、彼は保安隊の一部の撤退に同意しようといつた。然るに日本總領事が退去するや否や前の日本増援軍到着の報道を證據立てる情報が頻々と市長室に入つたのである。かくして支那側は自己防衛の爲の方策を講ぜざるを得なくなつたのである。彼は現在の情勢に對する解決の道があるならそれ

は關係二國政府により見出されるべきであり、如何に共同委員會の委員
 達が心から熱心であるとしても彼等の盡力を進めて見出されるべきでは
 い、といふのは彼が前に述べた如く日本側は本共同委員會を設置せしめ
 た協定を既に侵犯したからである、と再び申立てた。彼は共同委員會の
 本目途をその職分以外の問題を以つて煩げすことは正當でないと思ふと
 言つた。次に彼は日本人同僚は認領書の資格に於て南京政府と連絡して情
 勢の危殆深刻たる事を示し實際的解決方法を突出する事をこの兩者に委
 託する事を提案した。日本人同僚は、情勢は保安隊の撤退によつての
 み好轉するものであると考へてゐるらしいが、支那側とて同様に上陸の
 治安秩序を脅かす状況はそれの到着を確信だと云ふ日本側隊と日本側隊
 の撤退によつてのみ救はれ得るといふ事を主張する事が出来る。云つた
 彼は日大民間代表者の行つた矛盾した聲明即ち日本海軍艦隊は何の戦
 闘準備もしてゐないといふ一方では日本人は自己防衛の態勢を整へてゐ
 る、と述べてゐることと言及したいと云つた。岡本氏は言葉を遮つて自
 分がいつた事は、日本人は未だ何もしてゐないがもし警察が懸念される

裏面白紙

たればその態勢の整備を余儀なくされるであらうといふことであらうとい
つた。高野氏はその語即ち襲撃を恐れて自己防衛の爲に位地についたと
いふ事は明に支那側の言分であると答へた。

裏面白紙

岡本氏は急進せる衝突を回避する何等かの方法を見出すことに自分は支那代表者又は共同委員会と協力を惜しまぬことを強調したいと述べた、これは自分の真摯なる意志であり、又自分の言を誤解されぬいやう望むと云つた。彼は既に南京にある岡本（日本大使館参事官）に電報を打ち上海に於る重大衝突を回避する爲に全力を盡すべく支那政府と交渉するについて彼の賛助を懇請し、そして彼はこの目的の爲に彼の政務を盡さうとしてゐるが、共同委員会も何らかの方法で援助して呉れるやう要望した。勿論自分及び支那人同僚は、夫々の政府が協定案を立てるに助力すべきその全力を盡すべきであり又自分達はその問題について互に談合することは可能なのである併し同時に自分は、共同委員会員は上海の治安維持に對し貢獻をなし得ると考へるので彼等に助力を要請することは全く適切なることであると思ふと述べた。彼が委員長にこの午後の會議を召集するやう要請したことは半ばこのことが心であつたからなのである。彼は八字簽等許については、その地帯の日本居留民達に人命、財産に對する不安を起さしめた殺害事件の結果昨年より日本海軍陸戦隊は其の他に一小分遺隊を駐屯せしめたと述べる事以上に多

裏面白紙

くと言ふを好まなかつた。何故ならば、前に彼が言つた如く今は時機も
浪費すべき時機はないので彼は、その辭意を断じて時を浪費するを好ま
なかつたのである。彼はこの委員會の同僚達の意見が聞きたいと云つた
。李氏は今少し意見を述べたいと言つた。即ち市長として自分は常に、
上海の治安、秩序の維持に其の最善を盡して来たのであるし又今後もさ
うする心算である。併し自分は共同委員會を構成する中立諸友好列強を
代表する諸政府は日支間の妥協を勧告するといふ行き方で常に喜んで力
を盡すものであることは疑ふものではないが、併し現在の維局は日支間
のみで解決し得るものであるといふ自分の意見を繰返す外はない。
それで自分は、共同委員會が無駄な骨折をすることはつまりらぬ事である
と思ふと云つた彼は、共同委員會はその取る行動の基礎はその活動の根
本たる協定に立つ外はないと繰返した。

裏面白紙

日本民間代表がたつた今容認した如く日本側は八字橋に軍隊を駐屯させて同協定を侵害した以上日本側には其の協定を發動させる権利はないのである。彼は市長として支那、日本その他の有利益の市民達の利益の爲に上海の治安秩序を確保する目的を以て現狀改善に全力を盡すことを再び委員会に強約した。

松本氏は直接要點に進みたいと言つた。余氏が共同委員会の助力を以て此の初迫した重大衝突を回避することが出来るなら、自分は満足である。併し自分にはその事が疑はしく思はれるので、余氏は急迫せる衝突を此際首尾よく阻止する事が出来るかどうか知りたく思ふ。余氏にして之を阻止する事が出来るならば、自分も別に恐れる所ではないがさもなければ衝突回避に際し共同委員会の援助を乞ふことを全く適切と考へると云つた。

余氏に向ひ、委員長は支那民間代表は現狀の解決の道は日本及支那の政府にあるといったことに注意を惹きこの聲明により當委員会が衝突回避の爲に何らかの援助を爲すことが出来るとしても其の

共同委員会の助力を拒否することを彼は意味したのであるかと伺ふた
これに答へて氏はさういふつもりではない。自分は日本側が一九
三二年の協定を侵害した故に、日本側は最早協定に訴へて争を運ぶ
権利を有しないといふ事を意味したのであると云つた。

ガウス氏は、昨年行はれた申立てられるやうな協定違反について
氏は當時共同委員会に何らかの提議をなしたかどうか尋ねた。氏は
自分はそれを證據立てる文書を所持してゐる通り、當時自分は日本側
に抗議を提出したと答へた。

彼はその協定によれば疑義が生じない限り全委員に抗議書を提出する
機会はないことを申立てた。

岡本氏は氏が當時異議を唱へなかつたことが事實でないかどうか
を問した。氏は當時の日支間の親善關係を亂したくなかつたし、又
治安秩序の良好状態の爲に當時は異議を唱へなかつたと答へた。

岡本氏は日本側は八字条の近傍に若干の土地を所有してゐるので

裏面白紙

あると言ひ、その真意を地圖の上で示した

委員等は此の前の委員会の合で余氏は共同委員の存在を無視する意志は少しもないと言つた。

それ程に現在とられてある委員会の幹旋に對し彼が異議を挟むやうな事があるだらうかと尋ねた。

余氏はそのやうな努力は無味になると感じると言つたに過ぎぬと申述べた。デヴィドソン氏は情勢は非常に重大で論議などして居られない。それ故に、共同委員、又は委員の委員の誰かに助力し得る事が何かあるかどうか知りたい。自分は如何なる資格に於ても助力したい又中立国同僚にも

12

同様に申出をしたいと云んであることを確信してゐる衝突はすべて自分達の利害に反する事であらうと言つた。

ガウヌ氏は何れの如とも喜んで賛助したいと言つた

余氏は、領領事としての立場からの中立国民間委員の裁力は歓迎し、

裏面白紙

又それに對し感謝する。或は共同委員とせば言はずに「關係當局」と名乗るのでも宜しいと述べた。

岡本氏は上海に駐屯する中立口軍司令官兼が會合して日本及び支那の司令官に衝突回避の確信なる方針として推薦し得る計畫を、軍將校として立てる事は可能ではないかしらと述べた。

ガウエ氏は揚虎將軍（守備隊司令官）が日本軍と對面する支那軍隊の指揮をしてゐるのかと尋ねた。愈氏がいふには、揚虎將軍は岡本氏が提案した勸告が提出されても、固執を決定し得るかどうか疑はしい事は多分同口軍を南京に誘調するであらうし日本の司令官は東京に誘調するであらうからそれは時局の推移を意味すると述べた。岡本氏は許が支那軍隊がハスケル路を帯へ行進するよう命令したか、許れが指揮者であつたか質問した。愈氏はその質問に答へる爲に來たのではないといつた。岡本氏は更に個人的な情報としてでよいからと答を強要した。愈氏は寧ろ何も知らない多分一下士官か又は司令官であつたのであらうと答へた。

裏面白紙

デヴィドソン氏は、兩國が衝突を避くべきであるを承認する用意があるが、何らかの回避方策を講ずべきであるを述べた。愈氏は、何等かの方策が取り得ることを望むが、併し日本軍大集結の結果、何がなし得られるかわからないと言った。

ガウス氏は、日本軍隊は全部租界又は越界路地域内にあるか、又幾何か八字城の如き前衛陣地にあるかを質問した。

岡本氏は該名の海兵隊員が日本海軍所有地の警備兵として同地に勤務してゐると云った。愈氏は該名以上あると言を挟んだ。

ガウス氏は、衝突を避ける爲に、對立してゐる兩國兵の間に適当な空地を設けることを提案するには専門的知識を要することは考へられないので、同委員会を構成する中立口軍司令官達が立て得ることは考へられない。若し日本軍がその本来の陣地に止り、支那軍が、元來は警察軍によつてのみ占領されてゐた隣接諸地域に明に進入した増援軍を撤退させたならば、兎に角最前の衝突を回避し得る中同區域を作り得られると思はれると言った。愈氏は日本軍の大集結こそ支那を脅かすものである。衝突を回避する方

裏面白紙

法は日本軍が正規の線内に止まるべきである、と言った。

ガウス氏は、支那側に就いても同様の事が言はれるであらうと言った。

岡本氏は衝突の危機は切迫してゐることを一同に注意したがそれはガウス氏をして今晚は何の方策も取れさうもないと言はしめた。

歐氏は、支那側が侵害される事がないなら、今晚も、明後も又何時の既も何事も起らないだらうと述べた。

ガウス氏は、諸外国が情勢緩和の爲に試み、しかも支那側が受諾し行るやうな提案が愈氏にはあるかと質問した。

岡本氏は本午後日本軍艦の一部は上海を離れたと言を擧げたが愈氏は他の軍艦が聚集して来るかもしれないと言った。

デグイドソン氏は、一方に於て何等かの方法が爲され得るかどうか考へてみる爲に、兩國側が例へば二十四時間以内又は四十八時間以内に攻撃をしないを保證することが出来るかどうか尋ねた。

愈氏は若し支那側が攻撃を受けなければ、二十四時間でも二十四日でも二十四年間でも攻撃をしかける事はないを保證し得る。支那側は常に守分

裏面白紙

の位置にあるであると答へた。

岡本氏は自分の側に於いても挑発又は挑発されぬ限りは紛争を引き起さうとは思はない、自分はこの事を経験を以つて断言し得ると述べた。

兪氏は岡本氏は挑発といふ言葉を如何に解釋するかを尋ねた。岡本氏は日本軍は若し脅威を受ければ攻めを加へるであらうと答へた。

兪氏は支那軍は攻めを加へないが併し防禦はすると述べた。

岡本氏は一日本人新聞記者が北停車場でそこに居屯してゐる支那軍部隊により今朝逮捕された自分はその記者の所在を探してゐる。之は挑発であると述べた。

兪氏は如何にして昨年公共工程局長が彼の自動車から引卸され日本海兵隊の身体捜索を受けたと語つた。岡本氏は相互に非のなすり合ひをする事は無益であるといつた。

デヴィッドソン氏は日本軍陣地に近接した地域に獨立した支那軍部隊があるかと質問した。

兪氏はそれらの地域には獨立部隊はないといふ事を保證出来るかと答へた。

ガウス氏は、日本及び支那民間代表は各々の軍司令官と交渉し、實際に
攻められないなら、如何なる事があつても現在の情勢にあつて武力に訴へ
ずと協定する事が出来るかどうか尋ねた。

岡本氏はさう返答する言葉を以つて答へた。余氏は自分は支那側は攻め
を仕掛けられなければ攻めを加へないといふ既に保證したと答へた。

岡本氏は武田中佐に相談した後、日本軍は攻勢に出る意志は全然ない
と述べた。併しながら彼は、支那正規軍の分遣隊は国界境界地境り一部
が直接に對峙して居り、日本海軍陸戦隊司令部に極めて近接したハステル
路周辺へ彼は地圖でそれを示した。にあることを指摘し、これらの支那正
規軍部隊の存在の爲、日本海軍陸戦隊は日本人保護の爲、又国界の保護の
爲に上記の境界線に沿つて分遣隊駐屯を余儀なくされるであらう。現在
日本軍部隊は其處にないが、近く派遣されるであらうといつた。

ガウス氏は地圖を見た後、余氏に、岡本氏が説明した支那軍分遣隊は
道線者の反對側に撤退させる事は出来ないのかと尋ねた。

余氏は支那軍分遣隊は其處にある権利があるのだと答へた。彼は日本側

裏面白紙

が少し多動するやう提議した。

岡本氏は今言つた支那軍分遣隊は無編制であるから攻撃を開始するかも知れぬとの情報を得てゐるに述べた。

彼は、若し該氏が支那軍司令官と連絡することが出来ないか、もしくはするを子まないなら、かまを撤退せしめる目的で中立国委員代表へその代表としてか、又は總領事の資格で一がさうすることを提議した。

この時該氏と武田中佐は退席した。

マルキオリ氏は、一時的な手段として又支那軍がハスケル路の一帯地を占領してゐる結果差迫つた衝突を回避する爲に、日本人側が主張する其の地帯への日本軍隊の派遣の必要を無くする爲に中立国軍の部隊を同地帯の反対側にある租界境界線地域占領の爲に派遣することを提議した。

岡本氏はマルキオリ氏にそれが出来れば日本側は満足である一又その地域に軍隊を送ることはないと保証した。

他の中立国委員達はこの問題は防衛司令官達の決定すべき事項であると感じ、米、英、日の民間代表者達は夫々の司令官にこの提議を電話により報告す

裏面白紙

Ref. No. 1363

るさ言つた
これにて開會

イ・マ・ー・ロ・ン・グ

裏面白紙

文書ノ出所ニ關スル證明書

本書ニ添付セル英語ニテ書カレタル十頁ヨリ成ル上海共同委員會書記局成
作ノ上海共同委員會議事録ト題スル書類ハ一九三八年上海ノ日本總領事館ニ於
テ右委員會ヨリ受領シ爾來自分ニ於テ設置セル書類ノ寫ナルコトヲ證明
ス

昭和二十二年一月二十七日 於東京

陶 平 幸 正

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 辯護士 稻 川 善 雄

裏面白紙

E 2517

上海共同委員會報 第二三五號

上海共同委員會議事錄（訂正稿）

六月二十三日（水）午後二時半鐘日總領事館ニ於テ開催

出席者

- | | |
|-----------|--------------|
| 佛國民間代表、議長 | エム・ボウデー氏 |
| 代表 | ブデー中尉 |
| 代表委員 | オー・ケー・詹氏 |
| 代表委員 | トン・ユワン・リヤン少將 |
| 代表委員 | エス・関本氏 |
| 同 軍事代表委員 | 武田アイ・中佐 |
| 米國民間代表 | シイ・イー・ガウス氏 |
| 同 軍事代表 | アール・エー・ブーン大尉 |
| 英國民間代表 | チエイ・ダブリユウ・シイ |
| 同 軍事代表 | デヴィッドソン氏 |
| 伊國民間代表 | シエイ・グイン少佐 |
| 同 軍事代表 | シイ・マーチオリ氏 |
| (日本副領事) | カーロ・トレル中尉 |
| | アイ・川崎氏 |

Vertical stamp or label with illegible text.

22

上海共同委員會報 第二三五號

上海共同委員會議事錄(訂正稿)

六月二十三日(水)午後二時半鐘日總領事館ニ於テ開儀

出席者

- | | |
|-----------|--------------|
| 佛國民間代表、議長 | エム・ボウデー氏 |
| 同 軍事代表 | ブデー中尉 |
| 支那民間代表委員 | カー・ケー・益氏 |
| 同 軍事代表委員 | トン・ユワン・リヤン少將 |
| 日本民間代表委員 | エス・岡本氏 |
| 同 軍事代表委員 | 武田アイ・中佐 |
| 米國民間代表 | シイ・イー・ガウス氏 |
| 同 軍事代表 | アール・エー・ブリン大尉 |
| 英國民間代表 | チエイ・ダブリュウ・シイ |
| 同 軍事代表 | デヴィッドソン氏 |
| 同 軍事代表 | シエイ・グイン少佐 |
| 伊國民間代表 | シイ・マーチオリ氏 |
| 同 軍事代表 | カール・トレル中尉 |
| (日本副領事) | アイ・川崎氏 |

裏面白紙

議長ハ最初ニ共同委員會議員一同ニ對シ自分ヲ議長ニ選ビタルコトニ對
スル謝意ヲ述べ、言語上ノ困難ノ爲時トシテ充分ニ意思ヲ達シ得ザル事ア
ル場合ハ諒メ御諒承アリ庭挨拶ヲナス
議長カラ日本民間代表委員ノ要求ニヨツテ召集セラレタ本委員會ニ關ス
ル合議(第二三二號)ニ就テ話ガアツタ上岡本氏ノ發言ヲ求メ、之ニ應ジ
テ岡本氏ハ次ノ如き述べタ。

「議長並ニ委員各位、本共同委員會ガ前回照カレマシテカラ爾ナリノ時
間ガ経ツタト存ジマスガ茲ニ同様各位ニオ目ニカ、ル議會ヲ行マシテ非常
ニ欣幸ニ存ジマス。特ニ議長ニ對シマシテハ私ノオ編トテ御承知下サイマ
シテ本會ヲ御召集下サイマシタ事ニ就テマシテ深謝ナル謝意ヲ表スルモノ
デアリマス」

右ニ引ツ、イテ岡本氏カラ次ノ通り發言カアツタ。
岡本氏ハ共同委員會ガ大ナル利害關係ヲ有スルト確信スル誠意ニツイテ
議ヲ求メントスルモノデ、氏ガ最近入手シタ情報ニヨレバ吳淞地區ニ於イテ
要路ガ確保サレ又ハ構築サレヨトシテ居ルトノコトデアル。コレハ容易ナラヌ誠

裏面白紙

心ヲテ共同委員会トシテ賦遺山奈ナイコトデアアル。一九三二年五月五日
 定第二條ニヨツテ支那軍隊ハ吳淞地區ヲ含む若干ノ特定地區ヘ之ノ地區
 ハ其後ノ協議ニヨツテ指定スルコトニナツテ居ルノ進行ヲ許サレテ居ナ
 イ。同條ハ支那軍隊ノ修築ヲ制限シテ居ルダケダトモテモ其要路ニテ
 ナイカ岡本氏ニヨルニハ非武裝地區ノイカナル部分ニアツテモ其要路ニテ
 ル支那當局ノ計畫ハ敵對行爲トナリ從ツテ一九三二年協定ノ精神ニ反スル
 モノデアアル。更ニ若シ吳淞ガ實際ニ構築サレタトスレバ之ハ共同境界及境
 内治安ノ保全ト安全トニ對スル重大ナル脅威ト認ムベキデアルト委員各員
 一甲立クニモ同意ヲラル、モント信ゼザルヲ得ナイ。一九三二年五月五日
 協定ハ今迄ノ最上極及兵備近ニ於ケル平和維持上實踐スベキ義務デアアルコ
 トヲ立証シテ居タカ上述地區ノ要路構築ハ此義務ヲ減殺ナラムモノデ
 アル。吳淞要路ノ計畫又ハ其計畫ノ情報ヲ眞實デナイコトヲ切望シ此協定ニ
 スル日本側委員ノ疑念ガ支那側委員ニヨリ一掃セラル、コトヲ求メ度イト
 思フ又此情報ノ眞實ヲ證シテ支那側代表ノ好意ニヨリ出來ルダケ早イ復命ニ
 本側代表ノ吳淞地區觀察ヲ許サレ度イ、若シ情報廻リタト立証セラレタラ即時之

裏面白紙

等ノ好段的進歩ヲ中止スル議セラレ度イ。右觀察ニ當ツテハ若シ支部代表
ガ希望ヲラル、ナラバ本委員會ノ中立委員モ同行セラレテハ如何デアローカト
疑議ス度イ。

該氏ハ議長ノ許可ヲ得テ此要旨ヲ英語ヲ解シナイ支那側代表トシテ少
許ニ知照シタ後次ノ談ニ發言シタ。

「議長並ニ委員各位、日本側委員ノ事ゲラレマシタ事ニツキオ答ヘスル
所ニ私ハ先ヅ一九三二年五月五日停戦協定ニ關シテ中立委員各位ヲ日支兩
方ニ對シテオ與ヘ下サツタ調停助ニ對シテ私自身及我軍代表ノ爲ニ心
ヲノ留意ヲ表スルモノデアリマス」

右ニ引ツバイテ該氏ハ次ノ要旨ヲ述ベタ。

同協定期間以來五年以上経過シ茲ニ列強ノ各位ハ現在ノ情勢ガ當時ト相
信異ルコトヲ認メラル、モノト確信スル。日本島委員ハ吳法長問題ニ關
シテ共同委員會ガ重大ナル利害關係ヲ有スル事柄ヲト述ベラレタ。日本側
委員ハ更ニ若シ同情報ガ眞實ナラバ夫ハ同協定第二條ニ反スル行爲デア
ルトナリ同協定ガ明確ニ關係地區内ニ於ケル支那ノ事柄ノ移動ノミヲ制限シテ

裏面白紙

后ルトイフ事蹟ニモ拘ラズ所謂非武裝地帯——之ハ日本國委員ノ用語デア
 ル——内ニ要領ヲ導キセントスル支那領ノイカナル所處モ政府行爲ト認メ
 ラルベキダト述ベラレタ。又吳要領ノ存在ハ共同領及邊境相界ノ味至
 ト安室トナリカスト述ベカ、ル要領ノ導キハ一九三二年總定ヲ無効ニスル
 ト論言サレタ。更ニ日本國委員ハマタ支那當局ノ許可ヲ得テ本委員會ノ中
 立委員ト同行テ同地帯ヲ觀察シ吳要領ニ目スル情報ノ眞偽ヲ確メ以テ
 望ンテ居ラレル。

該氏ハ以上ガ日本國委員ノ擧ゲタ要點ヲ正シク述べテ居ルカド一カヲ訊
 ヲ問本氏ノ肯定ヲ得ゾ。

引ツ、イテ該氏ハ回答ニ當ツテ先ヅ第一ニ問題ノ確定ハ一九三二年五月五
 日協定ニ言及シタ。氏ニヨレバ此協定ニヨツテ出来タ共同委員會ハ同協
 定中ニ明文化サレタ規程ニ從ツテ行ハルルダケアル。同協定條文各段ノ
 代表ハ一九三二年ニ於ケル停戦ノ實現以一九三二年五月五日協定ノ成立ニ入
 キテ援助ヲ與ヘラレタ。各國代表ハ當時ノ現狀ヲ直視シテ居タモノデア
 ル。即チ爾時今後ノ衝突ヲ避クル爲支那軍ハ當時ノ地位ヲ保持シ日本軍ハ共同領

裏面白紙

界及虹口地區内ノ邊界者マデ撤退スベシトイフノデアツタ。何カ此狀態ヲ
 監視スルモノ、在ルコトガ必要デアリ又責明タト感セラレタノデ其爲ニ兵
 同委員會ガ設ケラレタ。同協定第一條ニハ日支兩當局ハ既ニ撤退停止ヲ命
 ジタカラ敵對行爲ノ停止ハ一九三二年五月五日カラ確定トナリ爾者ハア
 ラニル形ノ敵對行爲ヲ停止セバナラヌト定メタ。第二條ハ支那軍ハ同協
 定附屬條一ニ記サレタ位置ニト、マルベニモト規定シタガ其範圍ハ勿論
 支那軍ガ其位置ニト、マラナイナラバ共同委員會ハ之ニ干渉セザルトイフ
 ニアツタ。第三條ハ日本軍ノ特定地區ヘノ撤退ヲ決定シ之ヲ監視スルノハ
 共同委員會ノ任務デアツタ。第四條ハ爾者相互ノ撤退ヲ證明シ且日本軍ノ
 撤退カラ支那警察一―特別警察隊一―ノ來込ヘノ移行ヲ調整スルノニ關シ
 スル共同委員會ヲ設立スルコトヲ規定シタ。

方ヨリニ共同委員會ノ機能ト任務トハ明確ニ定メラレ且ツ今迄忠實ニ行
 行セラレテ居ツテ支那當局トシテハ之ニ對シ深甚ナル感謝ノ念ヲ抱クモノデ
 アル。其後今日迄ノ五ク年同平和ヲ歲月カ流レタ。平和ト秩序トハ少シモ
 亂サレズ支那側ニハ同協定ヲ支ツタト非難サルベシトハ少シモ無イ。

裏面白紙

念氏ニヨレテ去屆委員會ハ停職決定ニ明記サレタ特定ノ任務ヲ得ヘラレテ
 居ルモノデアツテ同決定ノ範圍ヲ邊脱シタ問題ノ爲ニ之ヲ煩ハソト考ヘ
 テハナラナイト氏ハ終返シタ。日本領事員ノ擧グル與衆要務ノ問題ハ事實
 共同委員會ノ範圍外ノ事デアリ一九三二年終定中ニ明記サレタモノ以外ニ
 ハ支那ノ主權ヲ制限シヨトスル門徑友好各國ノ意圖ハ全ク無カツタノダ
 ト申シテモ共同委員會ノ委員各位ハ同感サレルニ違ヒナイト確信スル。

後言スレバ上海周邊ニ於ケル門徑地區ノ主權ハ依然トシテ支那ニ在ルガ支
 那ハ一九三二年終定ノ定ムル處ニヨツテ同地區ニ於ケル其主權ノ全部ヲ一
 時的ニ行使シナイコトニ同意シテ來タノデアル。

裏面白紙

日本側委員ハ「非武装地區」トイフ言葉を使ハレタガカヨリナ言葉ヲ耳ニスルトハ全ク意外デ、カヨリナ言葉ヲ使ハレル正當ナ理由トデヨイフヨリナモノガ若シアルトスレバソノ理由ヲオ伺ヒシタイモノデアル。「非武装地區」トイフヨリナモノハ未ダ嘗ツテ無カツタノデアル。「係友好各國ノ努力ニヨツテ日支兩國ガ「係地區」ニ管轄ヲ派遣シナイコトニ同意シタコトハ全ク事實デアアルガ然シソレ以上ノ事ハ全ク無イ。此點ニ細注意ヲ願ヒタイ。

只今ハ一九三七年デ一九三二年五月五日協定ガ日支間ノ悲シムベキ戰爭状態ヲ終息ヤシメテ以來五年以上ガ経過シタ。今ヤ兩國ハ一層友好的ナ緊密ナ「係」ヲタラス事ニ全力ヲ盡シテ居ル。毎日ノ話題ハ日支兩國ニ他ノ友好各國ニ共ニ最モ望ム所ノ友情ヲ増シ睦鄰ヲ深メルコトニ盡イテアル。世界ノ此地方ニ平和ヲヨタラソトモル努力ニ於テ支那ガ他ノ如何ナル國ニ劣ラナイモノデアアルコトハ本委員會ノ認ムル處ニ違ヒナイト確信スル。過去數年ニ起ツタコトハ段點ニ「スル支那」ノ決心ノ熱誠デアツタノデアアル。支那ハドノ國ニ對シテモタダ一

裏面白紙

ノ敵對行爲ヲモナサズ敵對的意圖ヲキ抱カナカツタ。然シナガラ之ハ支那ガ自己保存ノ手段ヲ自ラ放棄シタトイフコトヲ意味スルノデハナイ。支那側委員ハ吳松要塞ニシテハ何等發言スベキ地位ニ居ナイガ、タトヘカヨ一ナ要塞ガ構築サレタトシテモソレハ必ズシヨ敵對行爲ヲ意味スルコトニハナラナイ。多クノ國ハ今ヤ再軍備ノ途上ニアルガ例ハ日本ガ海軍ヲ建造中ダトイッテ日本ハ或ル國ヲ攻撃スル意圖ヲ抱イテ居ルトハ誰モ主張出來ナイ。或ハ又英國ガ軍事費ヲ増シタカラトイッテ敵意アリトハ言ハレナイ。若シ吳松要塞ノ構築ガ日本ニ對スル敵對行爲ト解釋サルベキモノトスレバソレハ同様ニ英、米、佛或ハ伊太利ニ對シテモ敵對行爲ダト認メテモ善支ナイカキ知レナイ。

日本陸軍ハ上海ニ於テタンク、機關銃等ヲ使用シテ度々演習ヲ行ツテ來ラレタガ支那當局ハカ、ル演習ヲ未ダ管ツテ敵對行爲ダト見ナシタコトハナク之ニ對イテ何等ノ苦情ヲモ申出タコトハナイ。日本側ノ疑念ハ甚ダ了解ニ苦シム處ヲ殊ニ兩國ガ兩國間ノ友誼ト解釋トニ對スル熱望

裏面白紙

ナ世界ニ對シ表明シテ居ル時ニ當ツテ變更ノコトデアル。

派氏ハ發言ヲ終ルニ當ツテ支那ニ對スル疑念ト嫌疑トヲ一掃サレンコトヲ切望シ且ツ日本側委員ノ提起シタ諸點ハ共同委員會ノ權限内ニ屬セヌモノデ委員會ノ機能ト任務トハ一九三二年協定ニ明白ニ定メラレテ居ル主張ヲ繰返サレタ。

支那側委員ノ以上ノ様ナ發言ニ對シ岡本氏ハ再ビ起ツテ次ノ派ニ述べラレタ。

派氏ノ發言ヲ聽イテ明カニナツタコトハ一九三二年協定ニ「スル日支兩國ノ懸念ニ根本的ナ見解ノ相違ガアルトイフニトデアル。共同委員會ヲ創設シタ同協定ハ上海ニ於ケル外國人管轄地區ノ保全上有效ナ機構デアルコトヲ立證シテ來タ。本來ナラバ同協定締結後引ツヅイテ開カレルコトニナツテ居タ」係各國ノ圓卓會議ハ今迄一度モ開カレタ事ハナカツタケレドモ實際移動ノ通告ニ「スル規程ハ從來ヨ、又現在ヨ論ホ支那側代表ノ一貫シテ遵守シテ居ル處デアル。從ツテ同協定ハ生命ナキモノデ

裏面白紙

ハナクシテ今日デヨ最最初ノ意圖通りニ立派ナ目的ノ爲ニ役立ツテ居ル
 若シ時ノ経過ト共ニ、又暫クノ間上海ガ比較的平穩デアツタ爲ニ共同委
 員會ハモ早必要トセラレテ居ナイモノダトイフ考ヲ抱ク者ガ假リニモ有
 ヲタトスレバソレハ飛ンデモナイ間違デアル。ソレ處カ同協定ハ文字ノ
 上デモ精神ノ上デモ今モ着生キテ居ル。此様ナ協定トイフモノハ平常ノ
 時ニハ用ハナイケレドモ何カ手邊ヒガ起ルト直ゲ其有益サヲ示スモノデ
 アル。

日本政府ハ利害關係ノ最モ深イ當事國ノ一員トシテ一九三二年協定並
 ニ共同委員會ノ存続ヲ大ニ重要視スルモノデアル。同協定ノ重要サト有
 益サトハ約五年前同協定ガ最初ニ出來タ時ヨ現在ヨ全ク同様ニ大キイ。
 之等ノ理由ニヨツテ同協定ハ自然消滅ニ任カスベキデナク、又一方的ニ
 廢棄スベキモノデモナイ。同協定ノ條項ガ關係當事者ニヨツテ何時デモ
 ヲク守ラレテ居ルトイフコトニ注意ヲ拂フコトハ日支兩國代表以外ノ各
 委員ニトツテモ亦關心ニ遠ヒナイ。何故ナラバ一九三二年協定ノ嚴重
 ナ履行ハ上海ノ平和ト秩序トヲ確保スル唯一ノ途デアルカラデアアル。

裏面白紙

一九三二年協定ハ先ヅ第一ニ敵對行爲ノ停止ヲ確定的ナラシムベキコト及
此敵對行爲ノ停止ハ同協定附屬書第一號ニ掲グタ一定ノ地區ニ支那軍隊ヲ
立入ラシメザルコトニヨリ確保ヤラルベキコトヲ定メテ居ル。換言スレバ
非武装地區ハカヨニシテ關係當事國ノ何レノ國ヨリ將來敵對行爲ヲナスコ
トガ出來ナイトイフ處カラ發生シタノデアル。更ニ同協定作成ニ當リ和平
會議ノ席上行ハレタ交渉ヲハ敵對行爲ノ停止ガ關係地區内ニ於ケル各種ノ
軍事的準備ノ停止ヲ含ムモノト真正面カラ考ヘテ居タコトハ疑ノ無イ處デ
アル。

今同願ニナツテ居ル吳淞要塞ハ上海軍事ノ際日本軍ニヨツテ破壊セラレタ
吳淞ハ前述ノ非武装地區内ニアリ破壊サレタ同要塞ヲ武装ヲ加ヘ復舊ヲ強
ヤントスル支那側ノ企圖ハ一九三二年協定ノ重大違反デアルト譯ヤザルヲ
得ナイ。カカル計畫ハ上海ニ於ケル外國人管轄地區ノ平和ト安全トニ對ス
ル重大脅威トナルモノデ友好中立各國ノ委員ヨリ同感デアローリ確信スル旨ヲ
時ニ強調シ度イ。

以上述べた如きカラシテ如何ナル軍隊モ非武装地區ニ立入ラセテハナラ
 ナイトイフコトニナル。支那當局ハ日支間ノ相互協定ニヨツテ同地區ヲ
 通過シテ支那軍隊ヲ移動スルニトアル時ハ之ヲ日本側代表ニ通告スベキ
 ヲト定メタ。此通告ハ從來ト同ジク今ヨリ獨立派ニ行ハレルベキデア
 ソレナラバ如何ニシテ支那當局ハ軍隊ガ全ク立スルコトノ出来ナイ等ノ
 場所ニ要路ヲ構築シ或ハ監視ヲ行ルコトガ出来ルノカ、之ハ日本側委員
 トシテ支那側委員ノ説明ヲ求メ度イ點デア。支那當局ニヨツテ行ハレ
 テ居ルトイフ情報ノアル之等ノ好戰的準備ハ一九三二年休戰協定ノ精神
 ニ反スルモノデ我々ノ重大關係ヲ有スル上海外國租界ノ平和ト秩序トヲ
 脅ハモノデア。ルコトハ言フマデモナイコトデア。ルト強調セザルヲ得ナイ
 以上ハ支那側民間代表ノ發言ニ對スル日本側代表ノ答デアツタ。
 之ニ對シテ諒氏ハ餘リ長ツタラシイ反駁ニヨツテ委員會ノ一切ヲヤ
 クナイヨノダガトテ次ノ議ニ進ベタ。
 日本側一級代表ハ一九三二年協定及共同委員會ガ生命ノナイヨノトナツ

テ唇ルトイフ感ジガアルカヲ知レナイトイフコトヲルカシタコトニ注意
 チ喚起シ日本政府ハ同協定及共同委員会ノ存続ニ大ナル重要性ヲ認ムル
 ヲノデアルト述ベラレタ。若シ日本側代表ノ言ハルル意味ガ支那政府ハ只
 同協定及共同委員会ヲ生命ナキモノト認メテ唇ルトイフニアルナラバ之
 ハ全ク間違デアリ想像ヲ逞シクシタキノデアロ。支那政府ハ陰謀ニ端
 結シタ協定ヲ一方的ニ無視スル意向ハ全ク無イコトヲ強調シ得イ。支那
 政府ヲ日本政府ト同様ニ同協定ガ無効トナラヌ限リ之ヲ大ニ重要視スル
 ヲノデアアル。此想像ヲ逞シクスルコトハ非常ニ危殆デアツテ恐ラクハ支
 那國ニ敵對的意圖アリト固執スル日本側ノ異常ナ精神状態ノ非デアロ
 支那ハタダ自存ノ權利ト友好各國トノ共存トヲ求メテ唇ルダケデアル。
 前ニ述べタ様ニ支那ハ他國ニ對シ何等敵對的意圖ヲ抱キテ唇ナイガ若
 シ支那ヲ受ケタラ勿論自己ヲ防衛スル可デアル。支那ガ吳松ニ要塞ヲ構
 築シタトシテソレハ全ク自國ノ權利内ニ屬スルコトヲ決シテ一九三二
 年協定ニ違反スルコトニナラナイ。同協定ニハ明文トシテヲ暗黙ノ諒解
 トシテヲ關係地區内ノ要塞構築ヲ支那ニ差止メルコトハ全ク無イ。事實

タダノ一兵タリトヨ同地區ニ送リ込マレタコトハ無イノデドーシテ支那
 ガ同地ニ於テ敵對的意圖アリトシテ非難サレネバナラヌカ理解ニ苦シム
 處デアアル。支那ハ上海ニ於ケル外國行政地區ノ平和ト秩序トノ維持ニツ
 イテハ日本又ハ他ノ如何ナル國ニヨ劣ラヌ利害ト關心トヲ持ツヨノデア
 ルガコレ等ノ状態ヲ持増スル最上ノ道ハ相互ノ德義心ニ信賴スルコトデ
 アツテ支那獨ニ敵對的意圖トノ猜疑ノ念ヲ抱クコトデハ無イト思フ。
 従ツテ支那獨委員ハ日本側委員ガ安心シテ疑惑ト疑義トヲ一掃サレンコ
 トヲ望ムヨノデアアル。支那ハ一九三二年ノアノ悲シムベキ時以來用心深
 ク上海地區ノ平和ヲ守ツテ來タ。ソシテ今後ヨ確カニ其平和ヲ最初ニ破
 ル者トナラヌ積デアアル。

支那側委員以上ノ發言ニ對シ關テ氏ハ次ノ語ニ答ヘタ。
 支那政府ハ一九三二年協定及共同委員ヲ以テ今モ存続スルモノト認
 ムル旨ヲ支那側委員代表者カラ確クコトヲ得テ喜ブモノデアル。余氏ハ
 タゞ一兵モ同地區ニ送ラレタコトハ許イト言ハレ、尙保安陸ハ同地區内ニ
 在リ同地ヲ正規ノ軍隊ニ改組スルコトハ容易デアル。
 協定ハ對的行動ノ停止ヲ規定シテ居ル。ソシテ日本政府ハ一對的行動
 ノ停止シトイフ旨ヲニヨツテイカナル種類ノ軍備ノ禁止區域内ニ於
 テハヨサレテハヨラマモノト認シテ居ル。此ガ日ハ何れノ時ニ於テ
 デアル。コノ區域ニ於ケルイカナル軍備又ハ新據拠リモ一九三二年
 協定ノ違反トナル。日本側ノ抗議セツトスル時ハ同地區ニ於ケル支那側ノ
 一應向此位ハ五年前同協定ニヨツテ約束サレタ新リデアルベキデアツテ終
 ツテ甚シキ憂ガ同地區ニ燃サレルトスレバ之ハ支那側ノ一應向此位ヲ變
 シ同協定ニ違反スルモノデアルトイフニアレ。日本政府ハ此點ヲ重視シテ
 既レノテ日本側委員ハ軍備ガ撤去サレタカ又ハ新據拠ノ存留ガアルカ且ツ夫

裏面白紙

102

103

郵價代表ガ具ハ同窓ニ同音スルカドウカヲ知り産イノデアル。
之ニ對シテ余氏ハ次ノ様ニ述ベク。

日本國ハ保衛ガ目的ヲ用ヒラレ、可能ニシテ兵ヲ
ルヨウニ思ハレレガ同窓ハ内治安トモ序トモ維持スル目的ヲ設クサレタ
明瞭ニ示サレアル。同窓ヲ設クセルトイフ文澤ノ理ハ何處同窓トイ
日本國ハマルデ同窓ガカラ益ヲ得去テ余トモキルヤウヲモ
アル。同窓ヲ設クセルニハ甚々恐縮デアルガ余ハイカニモ同窓
ヲ設クテ有シイケレドモ自合心ヲ有スルコトヲ強シテ由上ガ
若シ一九三二年時中ニ同窓ニ於ケル更ニ強クテ文澤ニ禁止スルモ
カアルトスレバ加給テハカ、ルガ目的ノ達シテ止マラルベキデア
ルガ前ニモ述ベタヨウニ同窓中ニハカヨウヲ設クノコトハ同窓ニ
マシテハハカカ必ズモ生イノニキ共同窓目ヲ不
ト述ヘル。

之ニ對シテ同窓氏ハ百ビ述ツテ次ノ様ニ述ベク。
一九三二年時中ノ同窓ニ對シテ大上漢政府ハ同窓七月一日カラ北ニ

裏面白紙

但此ノ事設クスルコトニ決意シタ。且下トシテハ此ノ事ハ正理、ヲ軍隊トシテ
 觀シタモノデハキカウカトイフ。其全ガ録イデハキカウタノテ軍隊ノ日本ハ
 妻ハ百四ノ府ノ訓令ニ基キ余氏ニシテ保安隊ノ職ノ性行ニ口スル所ヲシタ
 タ。之レニハシ余氏ハ保安隊ノ創設ノ目的ハ、北ノ治安ト秩序トヲ維持スル
 事ニ何モ何イ。保安隊ハ現在ノ公安局ニ對シテ別ニ別ニ此名ヲ附カ
 モノテ約二千人ヲ二個團ニ分テ各一ヲ更ニ三大隊ニハツテ居ル。隊長
 小銃、歩哨銃ハ隊員セラレヨウナク、隊員自備車、迫撃砲、機銃中ニ
 在イ。又正理ハ兵士ハイカナル自衛ヲモ世襲ニ入セラル、コト
 ハ隊員中ハ全隊員平但隊員ノ一隊、公安局ノ隊員及若干ノ元兵士タケカ
 ラ成ルモノデアルト見出シタ。當時ニ於ケル余氏ノ此見解ハ日下ノ情勢ニ
 相像サレテ居ル。

余氏ノ所見一物ヲズバ目下ノ治安ハ保安隊ヲ新設スル事ヲシテ其ハ今ヤ
 非論議ノ所ニ於テ約六千五百トシテヘラレタラシク及テ其性質シテ居ル
 事ヲ得テ居ル。西ニ又少カラマシテ及トイカガ上ノ者クテクニ相ラレ
 テ居ルトノ相ガアル。且被條ノ條ノ事ハ完全特種ノ正理トシテ於
 下

裏面白紙

104

105

一、門代表ノ任用シタ「其後性所」トイフ照應ニ付スル六、門代表ノ抗議等記
録ニ即ムルヨウホメタ。

「其後性所」トイフ照應ニ付スル六、門代表ノ抗議等記
録ニ即ムルヨウホメタ。

「其後性所」トイフ照應ニ付スル六、門代表ノ抗議等記
録ニ即ムルヨウホメタ。

「其後性所」トイフ照應ニ付スル六、門代表ノ抗議等記
録ニ即ムルヨウホメタ。

裏面白紙

由上ダ座イト取ツ、御手合致ニテ此座局ニヨツテ行ハレタコトデ（口紙地内ニ
 於テノ一陸カ？）何事カノ御手合致又ハ口紙内御手合致ニ成ヌルモノハ
 御手合致イトイフコトデアル。其代座ハ口紙内御手合致ノ御手合致ハ上座ノ平取ト
 御手合致ノ御手合致ニヨツテ行ハレタコトヲ否認シ御手合致ハ上座ノ平取ト
 御手合致トシテ久御手合致、永御手合致ニ御手合致セツトヌル御手合致ト努カトニ於テ御手合致人ニモ御手合致
 御手合致モツテアルト御手合致シタカ。

御手合致ハ一口紙代座シテ御手合致ノ御手合致ニ御手合致ヲ御手合致シタカ。

御手合致ハ口紙代座ノ御手合致中口紙代座ニ御手合致シ出席ノ御手合致ニ御手合致シル御手合致口紙代座ヲ充分ニ御手合致ヘ
 ラレタコトヲ御手合致シタカ。

御手合致ハ口紙代座ノ御手合致ヲ御手合致シタカニ御手合致シタカハ御手合致シタカ。

一九三八年七月二十二日 御手合致

裏面白紙

文庫ノ出所ニ付テモル証書

(六號)

本館ニ付セル書籍ニテ全カレタル九頁ヨリ上ニ其ノ目録ニ付テモル証書ハ一九三八年七月ノ日ニ付テ其ノ目録ニ付テ六頁ヨリ受領シ得テ自今ニ於テ其ノ目録ニ付テモル証書ノ目録ヨリ付テ其ノ目録ニ付テ

昭和二十二年一月二十七日 終 立文

田 六 禾子 正

右ニ名付テハ自今ノ目録ニ於テモサレタルモノヨリ付テ其ノ目録ニ付テ

目 録 終 目 所

立 文 人 田 六 禾子 正

-22-

108

109

裏面白紙

EX 11-26/8
Inf Rec 1136

自分從我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り軍需ヲ爲シタル上次ノ
如ク供進致シマス

供進者

神奈川縣鎌倉市片磯野番屋三三三

武 田 勇

明治二十六年七月三十一日生

夫其他

對

亞米利加合衆國其他

通東國際軍事裁判所

有 極

BX 11 26 / 8
leaf No. 1136

自分信衆圖ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ通り軍需ヲ爲シタル上次ノ
如ク供送致シマス

供送者

神奈川縣鎌倉市片磯野澤二五三二

武 田 勇

明治二十六年七月三十一日迄

軍需供送書

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍需裁判所

有極

裏面白紙

一 自分は元海軍少将です。昭和十一年十二月から同十二年十二月迄上海海軍特別陸戦隊首席参謀として同十三年二月迄同参謀長として居りました

二 昭和十二年八月十三日に上海に日支の衝突が起りました當時私は上海陸戦隊首席参謀として居りました關係上暴発の發生原因、規律尋求して居ります、上海に事件の起らぬに極力努力はしましたが遂に日本側再三の努力も水泡に歸し又上海在住の露三國人並に一般中國人の念願にも拘らず外部の壓力によつて以同状態が発生しました。

三 此の暴発の第一の原因は中動領が昭和七年五月五日の日支停戦協定を締結して禁止區域内に兵力を増強し防備を鞏固にし其地軍部施設を構築し在上海陸戦隊並に居留民を一帯に包圍せんと發願し徐々に日本人居留地の各個要所を逐へ流戦協定に反る保安隊の数は五、〇〇〇名でありまして、最初北京方面より派遣されて座屯して居りましたが昭和十一年頃より保安隊の兵力は停戦協定に違反して逐次増強され、昭和十二年七月七日盧溝橋事件發生前に於ては協定に違反して小さくはあつたが大砲をも發射する様になりました。

Ref No. 1136

1

110

裏面白紙

一方亦「トーチカ」「鐵線網」等の軍事施設も禁止區域内に構築されま
 した、「鐵線網」は日本人居住地兩邊を包圍する如く張り廻らし「ト
 チカ」を禁止區域内隨所に構築しました。「トーチカ」の代表的な例を
 挙げますと「オープン」式なものとしては江崎鐵道橋に在り、構築した
 本格的なものとしては江橋飛行場兩邊及び田所の農家を利用したもの等
 完全なるものを逐次構築して居りました。

然し此の當時は米荒それでも平靜が態に在りまして、我々と保安隊と
 上で出會へば相互に談話も交し其の幹部とは酒宴の席に談笑するといふ
 關係にありました。

昭和十二年六月二十三日岡本總領事の要求で昭和七年五月五日締結の停
 戰協定に基く委員會が「フランス」總領事館で開催され私も日本側武官
 委員として出席しました。

184 Kow # 1136

此の委員會の目的は中國側が協定に違反して軍事施設の構築等に異常
 台の設備並に兵力増強の尋常を圖るにありましたが、結局結局に至
 らず調停は實行の運びに至りませんでした。

裏面白紙

七月七日北支に盧溝橋事件が起りますと状況が一変して起りました
 即ち此頃より南京政府の消息と目されてあつた第八十七師、第八十八師の
 二個師が紺色の服装をして禁止區域内に進駐して來ました、當時正親軍
 の服装は複賣色であり保安隊はカーキ色でありましたが後に紺色の服装
 をして進駐して來ました、此の部隊は抗日教育、辨日教育を徹底せしめ
 られた部隊で親衛隊にも極めて強く對日戦闘に用意された軍隊でありま
 す、若草隊の進駐と同時に租界周邊に甲種陣地は急速に構築されてしま
 した。

5

その後間もなく状況は中朝軍統帥部の出した盧山會談を一轉機として非常に異つた
 段階に達入りました

Ref. No. 1136

即ち新聞は一掃に「甲種は最後之の關頭立つた非常な決意を以て對峙せ
 ねばならぬ」と報じ對日戦闘を決意した事を判明し得る速度に強んに報
 達し始め時に辨日新聞並に滋城、警備司令湯虎中將の如きは「開戦せば二
 日を出でずして日本人全部を賈魯江に屍骨を散らし見せる」と言信箱々

112

裏面白紙

に談話していた状況でありました。

此の頃より中國機は虹橋飛行場共の他停駐為定察止區域内に進駐し奈り時々陸軍隊上盤の機群飛行をすゝるふに成りました、

事實當時の陸軍隊の兵力は僅か二、〇〇〇名の常備兵と滬口方面より一船籍人引揚げと共に下流した兵三〇〇名合計二、三〇〇名(大山事件發生後には之に一、〇〇〇名を加へ三、三〇〇名となる)にして、之に對する中國側は約六萬と推定さるゝ側説が上海周邊至近に待伏していたのであるから自信精々であつたのは無難からぬ事でありませう。

兵力の増加も此の頃からは公然と正統兵の服裝を爲した部隊が逐次増加されてゐり上海在住の我が官民並に第三調側の力を以ては敢早如何とも爲し置き外部の騒動によつて刻々舉戦時状態を呈して來ました。

租界周邊の一般中國住民は中國正統兵の進駐及隙地得策等に不安を感じ且其の官威の播令に従ひ避難を開始し租界内に撤出して來ました。

元來上海在住の日本人は勿論三國人及一般中國人は五年前の第一次上海事變の戦禍にヨリゴリして居りましたので上海丈けは事を起さぬ様に

4

Ref. No. #1136

裏面白紙

切實に念願されて居りました、

我々としても中央の不逞大方針に従ひ上海では絶対に事件を起さぬ為
有らぬ努力をいたしました。

八月九日午後四部地監警備指揮官大山中尉が當當地監を自動車で運行
中正親兵の爲キステーションのモニュメント・ロード上に於て遼寧手の竈竈一
等水兵と共に被擧銃で打たれ更に警備刀で研殺された事件が発生しまし
た。

此事件は中央の不逞大方針に則し外交交渉に依り事件を解決する事に決
定せられました

全般的な外交交渉は岡本總領事官が當られ取り敢えず現地調査と死体收容
が行はれました、即ち現地調査は日支双方関係者並に第三國人新聞記者
等をも加へて實施されました處支那側正親兵が大山中尉及遼寧手を突如
被擧銃にて射撃し且つ警備刀にて斬殺せし不法行爲が明瞭となりました

Ref. file # 1136

裏面白紙

其 中國側はこの事實を認容し楊虎城が非公式ではありま
 すが陳謝をなしました。徐市長は河本總領事を防犯如何とも自分の力で
 は方法なしと慰撫を承げるし瀋陽にあつた中國側司令部は即刻兵如儀に
 移轉して職團司令部の職務を遂げるし、上海附近のトラック及民船は徹
 用され、更に銀運其他凡ゆる交通機關は動員されて陽定線外に待機して
 いた二十餘萬の部隊が一舉に祖界局邊に殺到して來ました。

二 陸隊は此の報復の中に於いて八月十二日午後二時より大田中村並に新島
 一等承兵の葬儀を陸隊本部内庭に於いて執行しました

6

Ref. No. # 7136

三 中國軍正親兵が潮の如く祖界局邊に殺到したのは八月十二日が最高潮で
 りました。十二日朝には第八十七、第八十八師は既に北路停車場を越
 え北四川路西側地區まで進出して、午前中日本憲兵一名が殺害され邦
 人一名が拉致されました。
 第三國側に於ても此狀勢に對處する為昭和二年以來協定が出来てゐる上

115

裏面白紙

海防備計畫に従ひ夫々適當地區の警備に就きました、尙豊田紡織工場の警備は防備計畫の協定に基きイギリス陸軍に代つて編成をして負ふことになりました。

三 大山中尉の蘇俄或中間本總領事より電話で「中國側の不法を糾弾の爲租界の共同委員会開催を要求したから、是非私に出席して欲しい」との事でありました、自分に歸式終了後工部局で開かれた共同委員会に出席しましたが當時中領事館は既に軍方面との連絡が取れぬと云ふので武官は出席せず倉市長のみ出席しました

會議は日本側副本總領事と自分、中國側倉市長其他各副總領事及武官が出席して六時頃迄かゝり中間本總領事より中國側の協定違反の現事實即ち兵力の増強、租界周邊への發砲、租界周邊の陣地の構築等を擧げて急迫せる懸念を懐疑する爲中國軍を一定線迄後退方を主張しましたが、倉市長の力を以てしては最早如何とも爲し難い又共同委員会も何時具体的な打開策を討じ得ませんでした。

三 十二日夜は何事も通らず、十三日午前九時頃商務印書館より日本陸軍隊

Ref. No. #1136

7

116

裏面白紙

租界警備兵を祖察して來ました。

午後一時陸戦隊司令官は大隊長以上を急遊召集して「上海に戦禍を波及せしめざる為極力努力すること、中國側より攻撃せられざる限り戦より絶対に手を出さざること」等不誠大方針に歸し尙更めて訓示しました

午後四時過中國側は八字橋方面より陸戦隊に對し砲撃を開始して來ました

此時迄隠忍に隱忍を重ねて上海に戦禍を及ぼさざる為、爲し得る凡ゆる努力を盡して來ました日本海軍陸戦隊もこれ以上静観するときは居留民の生命財産の安全も保し難く又陸戦隊自体も危殆に瀕する危険がありましたので遂に「警戒配備に就け」と云ふ命令が發せられました、時に八月十三日午後四時三十分でありました。

次いで日本軍及び他の諸國軍も陣地につきました。當時の兵力は英國軍約三、〇〇〇米國海兵隊二、〇〇〇葡軍二、〇〇〇でありました。

此の時に於ける中國軍兵力は第一線のみにて二十萬と推定され日本陸戦隊は三、三〇〇名の募兵でありまして戦鬪の経過は八月十六日を頂點と

1605 1136

裏面白紙

119

して、戦艦隊は危殆に陥し上海の軍日本人は悲壯な決意を致しました。
上海の状況は以上の如き急迫せる事象でありましたから一部の陸軍兵力
が八月二十三日軍令で早急に運ばれて来ました。
其の部隊は膠濟動員部隊で装備等も極めて歴史的なもので其の他の
軍需品も不利益の懸念なく進出して来たものであります。
その後更に情勢変化の激増が測察されました。

(終)

Key Doc #1136

裏面白紙

120

昭和 年（一九四二年）四月十五日於東京

供 賜 者 武 田 勇

右ハ當立實人ノ高前ニテ軍醫シ且ツ姓名印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同所

立 實 人 橋 川 謙 雄

Ref No. #1126

15

119

裏面白紙

Ref Huse # 1136

宣 署 登

良心ニ従ヒ眞實ヲ通ベ何事ヲモ誤解セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

(署名)

武 田 勇

//

120

裏面白紙

23.2.2
(19)222

Def. Doc. #3015-C

Exh. No.

精
一
部

挿入不明(清瀬)

西園寺原田日記 昭和十二年丁月廿五日 第二百五十三回
廿三日、外務大臣を訪問していろいろ話を聞くと、
「所蔵一九二三年の九ヶ條協定の眼目は文部領土の保全と行政主権の保
全といふ事である。日本としては會談でなく各縣に交渉の口を開いて置
くことか必要だと思つてこれから返々やり出す心算だ」といふ事であつ
た。

裏面白紙

72

「ヒューゲツヒン」大英政府事件ニ関スル回答

(九月七日發表)

以貴府上發候。讀者、八月二十九日附「ドツツ」代理大英政府本大臣宛第一
二三號書翰ヲ以テ在克萊爾大英「サー、ヒュー、ナツチブル、ヒュー
ゲツヒン」次ノ英譯書翰ニ付シ申上候ノ儀同添取候
本事件發生ノ事ニ關スルヤ、政府ハ之ヲ重大視シ不取候本大臣宛ニ

Handwritten text on a vertical strip, possibly a label or note, partially obscured by a black box.

政府「ナツチブル、ヒューゲツヒン」
入ルトモ、是ニ關シテ、先官書翰ヲシテ、
ル迄今日迄、貴方ニ於テ、同書翰ニ關シテ、
ハ、是ニ關シテ、先官書翰ニ付シテ、
ツツアル文章ニ付シテ、

ハ、是ニ關シテ、先官書翰ニ付シテ、
ツツアル文章ニ付シテ、
ル迄今日迄、貴方ニ於テ、同書翰ニ關シテ、
ハ、是ニ關シテ、先官書翰ニ付シテ、
ツツアル文章ニ付シテ、

27

「ヒューゲツセン」大使渡米事件ニ関スル回答

(九月七日發渡)

以奉 閣上 發達。 曠者、八月二十九日附「ドック」代運大使發本大臣宛第一
 二五號書翰ヲ以テ在米美日大使「サー、ヒュー、テツチブル、ヒュー
 ゲツセン」氏ノ英譯譯件ニ付シ御座ル事ノ御座ル事
 本事件發生ノ由ニ關スルヤ新政府ハ之ヲ重大視シ不取致本大臣宛ニ
 廷英及在米美日大使ヨリ發付政府「サー、ヒュー、ゲツセン」
 大臣ニ付シ御座ル事ノ御座ル事今日迄尙方ニ於テ御座ル事ニ付シテ
 尙御座ル事ヲ御座ル事タル事今御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ
 本事件カ御座ル事ノ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事
 ハ御座ル事ヲ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ
 ツツアル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事
 御座ル事ノ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事
 ル所ナル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事ニ付シテ御座ル事

裏面白紙

裏面白紙

トシテ「ヒューゲッセン」大衆ノ被難ヲ免タルハ日英兩國ノ締結
約根據ニ依リテハ英海軍ノ親ク登陸トスル所ニ有之儀
英海軍ノ親ク登陸ニ於テハ英海軍ニ對シテ與ヘサル損害ニ十分ノ
注意ヲナシテ今英海軍一地方ノ手ニ於リ此ノ道不垂テル事件ノ
起ルヲ免ルカ如キコトハ英政府ノ意モ希望セサル所ナルヲ以テ
英政府ニ於テハ出先官警ニ對シテ慎重行爲方重クテ命令書シテ
英海軍ノ親ク登陸ニ於テモ今後英海軍親ク登陸ノ際ニハ英政府ニ對シテ
此ノ諸事再發防止ノ爲必更ニ注意ヲ付ラレ英地方ノ協力ニ協力
セラレンコトヲ切望ス

昭和十二年九月六日

外務大臣 陸 田 取 義

大不列颠王命全權大使
「サー、ロバート、クレイギー」 下

22

注支英國大使這處事件我方最終回答（九月二十二日發）
以警報上致候頓者支那注創實國大使「サー、ヒュー、ナツテブ
ル、ヒューゲッセン」氏ノ負傷事件ニ關シテハ不取敢九月六日附
往翰ヲ以テ回答ニ及ヒ置キタル處其ノ以上海及其ノ附近ニ於ケル

（支那軍機）
（支那軍機）
（支那軍機）

閣下ニ對シ帝國政府ハ左ノ通り回答セ
ルノ光榮ヲ望シ候
依レハ八月二十六日午後二時三十五

送中ノ軍用「バス」若ハ「トラック」ト確信セラレタル自動車ニ
蓋ヲ統燃セルコト判明シタル處當時嘉定ニハ支那軍ノ陣地アリ
八月十八日以來日本飛行機ハ之ニ對シ屢次攻撃ヲ行ヒタルノミナ
ラス日支兩軍飛行機ノ同ニ次ニ亘リ空中戦行ハレタル次第ニ有
之候
現在ノ狀況ニ於テハ現地調査ヲ行フコト困難ナルヲ以テ「ナソチ

22

注支英國大使通譯事件我方最終回答（九月二十二日發）
 以警報上致候顧者支那駐劄英國大使「サー、ヒュー、ナツテブ
 ル、ヒューゲツセン」氏ノ負傷事件ニ關シテハ不取敢九月六日附
 往翰ヲ以テ回答ニ及ヒ置キタル處其ノ以上海及其ノ附近ニ於ケル
 取調了了セルニ付本大臣ハ閣下ニ對シ帝國政府ハ左ノ通り回答セ
 ントスルモノナル旨通報スルノ光榮アリシ候
 茲モ周到ナル調査ノ結果ニ依レハ八月二十六日午後二時三十五
 分日本飛行機二機ハ冀定ノ南東三軒ノ地結ニ於テ支那軍機兵ヲ
 送中ノ軍用「バス」若ハ「トラツク」ト確信セラレタル自動車ニ
 蓋ヲ銃爆撃セルコト判明シタル處當時嘉定ニハ支那軍ノ陣地アリ
 八月十八日以來日本飛行機ハ之ニ對シ屢次攻撃ヲ行ヒタルノミナ
 ラス日支兩軍飛行機ノ間ニは次ニ亘リ空中戦行ハレタル次第ニ有
 之候
 現在ノ狀況ニ於テハ現地調査ヲ行フコト困難ナルヲ以テ「ナソチ

裏面白紙

ブル、ヒューゲツセン」大使負傷當時ニ於ケル同大使自動車ノ位
置ニ關スル各種ノ報告ニ按分ノ相違ハアリタルモ日本飛行機ニハ
同大使カ當初負傷シタルト報告セラレタル地點ニ於テ根拠無ク持
射シテハ爆彈ヲ投下セルモノ無之コト判明致候
然レトモ日英官憲ニ於テ同時ニ周到ナル調査ヲ遂ケタル結果當該
自動車ノ位置ハ英國領官初ノ報告所載ノ通り太倉ノ南方六哩ニ在
スシテ嘉定ノ南方ニ在リシヤモ知レストノ結論ニ到達致候
敘上ノ次第ニ儘ミ帝國政府ハ本事件ハ同大使ノ自動車ヲ軍用一ツ
ス」若ハ一トヲツク」ト誤認シタル日本飛行機ノ行爲ナリシヤモ
計ラレスト思考スルモノニ有之候此ノ如ク同大使ノ負傷ハ固ヨリ
故意ニ出テタルニハ非サルモ日本飛行機ノ行動ニ因リタルヤモ計
リ難キ次第ニ儘ミ帝國政府ハ英國政府ニ對シ深摯ナル遺憾ノ意ノ
正式表示ヲナサントスルモノニ有之候
關係搭乗員ノ處分ニ關シテハ帝國政府ハ日本搭乗員ニシテ故意

若ハ歸意ニ因リ第三國人ヲ殺傷シタルコト判明セル場合ニハ適當ナル處置ヲ執ルヘキコト勿論ノ次第ニ有之候
支那ニ於ケル戰鬪行為存在ノ結果生スヘキ非戰人員ニ對スル危險ヲ出來得ル限リ局限セントスルハ帝國政府ノ希望シ且方針トスル所ニシテ在支帝國軍隊ニ對シ非戰人員ニ損害ヲ與ヘサル限最大ノ注意ヲ拂フヘキ旨帝國政府ヨリ重ネテ訓令發シ次第ハ九月六日既不取敢同答シ當キタル遊リニ有之候
右同答旁々本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ宛テ敬意ヲ表シ候 敬請

昭和十二年九月二十一日

外務大臣 廣田 弘毅

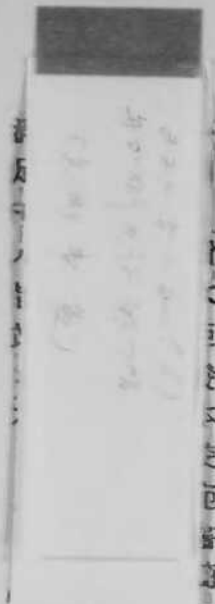
大不列顛特命全權大使

「ゼ、ライト、オノラブル、サー、ロバート、クレイギー」 閣下

裏面白紙

在支英國大使負傷事件ニ關スル昭和十二年九月
二十三日附在京英國大使發外務大臣宛書翰
(九月二十三日)

以書翰唇上致候。願者、駐支英國大使カ去ル八月二十六日上海附
近ニ於テ二機ノ飛行機ニ依リ攻撃ヲ受ケタル件ニ關スル九月二十
日付ニ於テ本使ヨリ本國政府ニ傳達



ハ訓令ニ基キ英國政府ハ本回答ニ接シ
行ハ解決セリト看做ス旨茲ニ通報スル

次第ニ有之候。

本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候。敬具。

アール、エル、クレイギー

外務大臣
廣田 弘毅 閣下

在支英國大使負荷事件ニ關スル昭和十二年九月
二十三日附在京英國大使發外務大臣宛書翰
(九月二十三日)

以書翰啓上致候。原者、駐支英國大使カ去ル八月二十六日上海附
近ニ於テ二機ノ飛行機ニ依リ攻撃ヲ受ケタル件ニ關スル九月二十
一日負荷大臣發本使宛書翰ノ内容ハ正ニ本使ヨリ本國政府ニ傳達
致シ置候。

本使ハ本國政府ヨリ接受セル訓令ニ基キ英國政府ハ本回答ニ接シ
満足セル旨歟ニ付、以テ本件ハ解決セリト看做ス旨茲ニ通報スル
次第ニ有之候。

本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候。敬具。

アール、エル、クレイギー

外務大臣
廣田 弘毅 閣下

裏面白紙

22-5-14 (2)

22-5-14 (2)

Ref. No. 71076

支那問題を中心に英下院・論議白熱化
支那軍の攻奪も暴発

「ロンドン二十一日發同報」二十一日の英下院においては日支紛争が主要議題となり松井大將の發言、英國海軍大臣等を取りイーデン外相、シエクスピア海軍次官と各議員との間に白熱的な討論が續けられた、主な論議次の通り

△松井・リットル會見問題

ジョージ・ストラウス労働黨議員

支那總督司令長官リットル提督は松井司令を訪問、日本軍の大勝に祝意を表した白であるがこれは一發難の消息によるものか

シエクスピア海軍次官 リットル提督は松井司令官に祝意を表したので

はない、従つて問題はない筈である

ストラウス議員 然し日本の政府機關通信社により右は既に報道されて

はあないか、もし然りとすれば政府は日支兩國政府に對し右を正式に

否定する手續を執る意向はないか

裏面白紙

シエックニピア次官 斯る手段をとらなくても余の任務によつて十分であら

う

△ヒューゲツメン大使負傷事件

ロツカイ・ランブソン領守官負傷 ヒューゲツメン事件に關し政府は何等の賠償も要求しなかつた様であるが、一國の代表が射殺されて負傷し健康を害した場合は當然損害賠償を要求すべきではないか

イーデン外相 日本には何等賠償を要求しなかつた、政府は慎重考慮の結果、事件の重大性に従ひ英國政府自ら損害を引受けるのが至當であるとの結論に達したのである

△日支交渉文書問題

ジェイムス・ソーン事務官委員 九國條約會議は七月七日の盧溝橋事件に關し日支兩國外相の交渉した文書を審議したか

イーデン外相 支那代表は九國會議に於ける審議を提出しなかつたし九國會議自身も會議自身が既に承認した日支紛争の詳細な経過を改めて調査する必要を認めなかつた、但し右文書の要點たる支那政府は平和的手段に

Diplomats

よつて紛争を解決する用意ある旨の支那外交部長の言明は支那代表も之を強固し會議もその議事に於てこの點を適當に考慮した

△虹橋事件

ウイリアム・ガラツチト！共産黨議員 上海虹橋地区の英人住宅が日本軍の暴行に遭つたとの報道をイイデン外相は受取られたか

イイデン外相 公報によれば右報は日本軍に非ず敵軍支那軍によつてなされたとのことである 出先官意は英領人の生命財産保護の爲には高建修なきを期してをり若し損害を受けた場合は直ちに損害を受けた場合政府は直ちに損害賠償要求の手続をとるであらう

△支那邊疆民團

ルフレッド・ノックス保守黨議員 上海附近に於ける最近の兵隊においで日本軍は英領界の外人商工業地帯に居住他保護の爲非常な努力を爲つたことをイイデン外相は問ふか、支那邊疆民の原住地保護を圖る爲日本政府と接近して古に同する保護を求むる意向はないか

1936年4月7日

1916年12月

イデン外相 第一の要請に對しては最終的解決を下すのは未だ時期尚
早と思はれる。第二の要請に對しては漸かる進展を期するのは寧ろ英
國領事工部局當局の任務であり英國政府がイニシアチヴを採るか否か
未だ判断しない。但し英領事官が請求することは事實上不可能に近いの
ではないかと想はれる。

裏面白紙

文藝成立ニ關スル證明書

私ハ明日新聞東京本社副社長ノ職ニ在ルモノナル事茲ニ添付セル日本語ニテ書カレタル一書ヲ支取リテ中心ニ英下院議員白熱化ト題スル新聞記事ハ本館ノ経営ニ係ル同紙ノ昭和十二年十一月二十四日附刊第三頁ニ掲載セラレタルモノノ正確ナル披準ナルコトヲ證明ス

昭和十二年二月五日

東京

明日新聞東京本社副社長

坂 六 泉

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナシレタルモノナルコトヲ證明ス
同日於同所

立會人 上 代 泉

裏面白紙

Doc. No. 1040

27

ハネー (3)
又ハネー
(ハネー)

「ハネー」號事件ニ關スル情報部長談話 (昭和十二年十二月十三日)

十二月十二日 (時刻未詳) 折柄敗走中、支那軍ヲ追跡中ナリシ帝國海軍
艦ハ東京上流約二十哩ノ地點ニ於テ支那軍艦送船ト思シキ汽船十隻
至リ石ノ甲ニハ「スタンダード」石神會社所
ナレルカ其際附近ニアリタル米艦「ハネ
ー」

サルカ帝國政府ニ於テハ斯ル不詳事件ノ發生

深ク遺憾トシ廣田外務大臣ハ本十三日午後三時在京「グル」米艦大
使ヲ同大使館ニ往訪シ帝國政府ノ名ニ於テ陳謝ノ致ヲ表シ同時ニ在米
艦大使宛同帝國政府ニ對シ遺憾措置方電訓セリ

尙上艦ニ於テ川端大使、同本艦領事及支那方面艦隊長ハ十三日夫々
米艦艦長ニ對シ遺憾ノ致ヲ表シタル旨報告ニ接シタリ

(昭和十二年十二月十三日)

Doc. No. = 1040

27

「パネー」號事件ニ關スル情報部長談話（昭和十二年十二月十三日）
 十二月十二日（時刻未詳）折柄敗走中、支那軍ヲ追跡中ナリシ帝國海軍
 艦ハ南京上流約二十哩、地誌ニ於テ支那軍艦送船ト思シキ汽船十隻ヲ
 発見シ之ヲ襲撃セリ、後ニ至リ石ノ甲ニハ「スタンダード」石油會社所
 屬船三隻アリシ等、胡カトナレルカ其際附近ニアリタル米艦「パネ
 ー」號ヲ沈没ニ至ラシメタリ、
 石ニ就テハ未タ詳報ニ委セサルカ帝國政府ニ於テハ斯ル不詳事件ノ發生
 ヲ深ク遺憾トシ廣田外務大臣ハ本十三日午後三時在京「グルー」米艦大
 使ヲ同大使館ニ往訪シ帝國政府ノ名ニ於テ陳謝ノ意ヲ表シ同時ニ在米
 駐大宛宛同政府ニ對シ遺憾指置方電報セリ、
 尙上海ニ於テ川越大使、岡本總領事及支那方面陸軍參謀長ハ十三日夫々
 米艦沈没ニ對シ遺憾ノ意ヲ表シタル旨報告ニ委シタリ、

（昭和十二年十二月十三日）

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所證ニ成立ニ請スル證明書

自分、林 信ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本書ニ依ツテ書カレ登頁ヨリ成ルバネ一覽事序に關する情報部長談話(昭和十二年十二月十三日)ト述スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ關ル公文書ノ正體ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月五日 於 東京 林 信

200. 1000-1000

右簽名捺印ハ自分ノ直筆ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同所

立會人 蒲 部 勝 馬

「レダイバード」號並「バネー」號事件
ニ關スル外務省發談（十二月十四日）

「レダイバード」號並「バネー」號事件ニ關シテハ十二月十三日廣田外
務大臣ハ「ハル」國務長官ヲ往訪シ帝國政府ノ遺憾及陳謝ノ

長官包宣「バネー」號及商船三隻墜沈事件ニ關シテハ十二月十三日廣田外
務大臣ハ「ハル」國務長官ヲ往訪シ帝國政府ノ遺憾及陳謝ノ
在米浦藤大使ニ同族ノ措置ヲ取ル機宜訓シ更ニ十四日公文
「大使宛帝國政府陳謝ノ意ヲ披明セリ、尙米國ニ於テハ前
日ハ十三日「ハル」國務長官ヲ往訪シ帝國政府ノ訓令ニヨリ遺憾ナル
遺憾ノ意ヲ表明スル所アリタル處、右ニ對シ國務長官ハ國際案件ハ總テ冷
靜且有效的ニ處理スル建前ナルモ今聞ノ「バネー」號事件ニハ喫驚ヲ察シ
得サリシ旨ヲ述ヘ、既ニ本件ハ大統領ニモ報告セラレ大統領モ亦多大ノ關
心ヲ示シ居レリ他方英艦隊「レダイバード」號カ蒸氣ニ於テ帝國軍ニヨリ
沈没セラレタル事件ニ關シテハ廣田外務大臣ハ不取敢十三日午後在京「
クレイギー」英大使ヲ往訪シ此不給ナル事件ノ發生ニ對シ帝國政府ヲ代表

REF DOC # 273

136

「レディバード」號並「バネー」號事件
ニ關スル外務省發談（十二月十四日）

米國砲艇「バネー」號及商船三隻沈没事件ニ關シテハ十二月十三日廣田外務大臣ハ不取敢在京「ダルー」米國大使ヲ往訪シ帝國政府ノ遺憾及懸念ノ意ヲ表シ同時ニ在米論議大使ニ同族ノ措置ヲ取ル機電訓シ更ニ十四日公文ヲ以テ「ダルー」大使宛帝國政府陳謝ノ意ヲ表明セリ、尙米國ニ於テハ論議大使ハ十三日「ハル」國務長官ヲ往訪シ帝國政府ノ訓令ニヨリ親善ナル建請ノ意ヲ表明スル所アリタル處、右ニ對シ國務長官ハ國際案件ハ極テ冷靜且有效的ニ處理スル建請ナルモ今回ノ「バネー」號事件ニハ喫驚ヲ察シ得サリシ旨ヲ述ヘ、既ニ本件ハ大統領ニモ報告セラレ大統領モ亦多大ノ關心ヲ示シ居レリ他方英領海「レディバード」號カ蕪湖ニ於テ帝國軍ニヨリ沈没セラレタル事件ニ關シテハ廣田外務大臣ハ不取敢十三日午後在京「クレイギー」英大使ヲ往訪シ此不審ナル事件ノ發生ニ對シ帝國政府ヲ代表

1

REF DOC # 273

135

源 面 白 紙

DEF DOC # 273

シ 報 告 ナル 遺 信 ノ 意 ヲ 發 明 セ ル カ 莫 ニ 十 四 日 右 砲 臺 ノ 外 英 砲 臺 「 ビ ー 」 ハ
熱 蘭 ニ 於 テ 「 ク リ ケ ッ ト 」 及 「 ス カ ラ ッ プ 」 ノ 二 英 砲 臺 ハ 荷 京 ニ 於 テ 長 亦
此 砲 臺 ナ 敷 リ タ ル 事 判 明 セ ル ニ 付 同 日 「 ク レ イ ン 」 大 使 須 公 文 ヲ 以 テ 荷
國 政 府 ヲ 代 表 シ 正 式 陳 謝 ス ル 所 ア リ タリ。

2

136

137

裏面白紙

22

「グルー」米國大使宛田外相公文（昭和十二年十二月十四日）

以善報啓上致候陳者貴國海軍砲艦「ハネー」號及「スタンダード」會社所屬汽船三隻ハ南京上流約二十六哩ノ揚子江上ニ於テ本月十二日帝國海軍飛行機ノタメ爆撃ヲ蒙リ沈没セシメラレタル事件ニ付テハ不取致本大臣ヨリ閣下ニ對シ帝國政府ノ願請ヲ米國政府ニ傳達方申入ノ次第有之處其後本件ニ關シ出先官憲ヨリ接受セル報達ニ依レハ支那軍隊南京ヲ脱出

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a white sticker.

リトノ情報ニ接シタル帝國海軍航空隊ハ之等艦船ヲ發見シタル處機上ヨリノ視認狀況相當低高度迄降下シタルモ何等米國艦船ヲ

ヲ以テ脱走支那兵船送ニ從事スル支那汽船ナリト誤信シ之ニ懸察ヲ加ヘテ終ニ沈没ニ至ラシメタルコト判明致候之ニ依テ觀ルニ本件ハ全ク過誤ニ基キテ發生シタル事件ナルコト明カナルモ米國軍隊及汽船ニ損害ヲ與ヘ其ノ乗員ニ死傷者ヲ生セシムルニ至リタルハ帝國政府ノ深ク遺憾トスル所ニシテ茲ニ篤ク陳謝ノ意ヲ表シ候尙帝國政府ハ本件ニ依リテ生シタ

「グルー」米國大使宛廣田外相公文（昭和十二年十二月十四日）

以善爾啓上致候陳者貴國海軍砲艦「パネー」號及「スタンダード」會社
所屬汽船三隻ハ南京上流約二十六哩ノ揚子江上ニ於テ本月十二日帝國海
軍飛行機ノタメ擧撃ヲ蒙リ沈没セシメラレタル事件ニ付テハ不取致本大
臣ヨリ閣下ニ對シ帝國政府ノ陳謝ヲ米國政府ニ傳達方申入ノ次第有之處
其後本件ニ關シ出先官憲ヨリ接受セル報達ニ依レハ支那軍隊南京ヲ脱出
シ汽船ニテ揚子江上流ニ向ヘリトノ情報ニ接シタル帝國海軍航空隊ハ之
ヲ追察シテ前記地點ニ到リ之等艦船ヲ發見シタル處觀上ヨリノ視認狀況
良好ナラサリシ爲擧撃ニ當リ相當低高度迄降下シタルモ何等米國艦船タ
ルノ標識ヲ認察シ得サリシ爲「パネー」及「スタンダード」會社所屬船
ヲ以テ脱走支那兵船送ニ從事スル支那汽船ナリト誤信シ之ニ擧撃ヲ加ヘ
テ終ニ沈没ニ至ランメタルコト判明致候之ニ依テ觀ルニ本件ハ全ク過誤
ニ基キテ發生シタル事件ナルコト明カナルモ米國軍艦及汽船ニ損害ヲ與
ヘ其ノ乘員ニ死傷者ヲ生セシムルニ至リタルハ帝國政府ノ深ク遺憾トス
ル所ニシテ茲ニ篤ク陳謝ノ意ヲ表シ候尙帝國政府ハ本件ニ依リテ生シタ

裏面白紙

ル一切ノ損害ニ對スル補償ヲナシ竝ニ責任者ニ對スル適切ナル處置ヲ辦
 スヘク且出先官憲ニ對シテハ意ネテ此種事件ヲ繰返サザル様最モ嚴重ナ
 ル命令ヲ既ニ發出セル次第ニ有之候
 帝國政府ハ此ノ遺憾ナル事件ニ依テ兩國間ノ國交ニ累ヲ及ハシメサラン
 コトヲ衷心ヨリ冀望シ前記ノ通帝國政府ノ誠意ヲ披瀝致候ニ付テハ右ノ
 趣本國政府ニ御傳達相成度此段申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬
 意ヲ表シ候

昭和十二年十二月十四日

敬具

外務大臣 廣田 弘毅

亞米利加合衆國特命全權大使

ジヨゼフ、クラーク、グルー閣下

裏面白紙

1st. DOC. #136

C E R T I F I C A T E

Statement of source and authenticity

I, K. Ushida, Asst. Chief of the Archives Section, Japanese
Foreign Office, hereby certify that the document hereto
attached is Japanese consisting of 2 pages and entitled
"Note of the Japanese Government to the U.S. Government dated
December 14, 1907.

is an exact and true copy of an official document of the
Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo.

on this 3rd day of December, 1946.

K. Ushida
Signature of Official

Witness: K. Ushida

裏
面
白
紙

辯証例文書二七九〇一頁

宣誓口供書

自分機デヨセフ。グルーは我國に行はるる方式に従ひ宣誓を爲した
 る上次の如く供述致します。
 私に昭和十三年一月十七日に日本の外務大臣廣田弘毅氏をその官邸に
 訪問しました。私はアメリカ側の通告文を読んで提出した後、事態を
 はつきりと理解させるために、多少附言したいことがある旨を廣田氏
 に申しました。全アメリカ人はパネイ號事件で激昂してゐることを當
 時日本に入つて來たアメリカの新聞雜誌は勿論報じて居りました。幸
 にして、兩政府は思慮分別があつたために、兩國が通告文を交換し合
 ふことに依り、事件はそれ以上悪化せず済みました。然し十二月十
 五日附のアメリカ側の通告文に要求事項と希望事項とを述べたのは單
 なるデエスチャーではなく、全く眞實であるといふことを大臣が悟つ
 てもよい筈だと私は思ひました。従つて私は日本當局者が十二月二十
 四日附の日本側の通告文に記載されてゐる保證に實效を収めるように
 且信義を守つて履行しないならば、パネイ號事件は解決されたと看做
 すことは出來ないと思ひました。それらの保證が與へられた以後に、
 在中國のアメリカ市民、アメリカの籍及財産に對して日本軍が不法
 に干渉した事例が既に多數發生しました。それによつて被害行爲だと私は思ひました。若し
 産を押収した行爲は特に由々しい被害行爲だと私は思ひました。若し

裏面白紙

萬一それらの種々の干渉及侵害行為が今後も依然として發生するならば
 一それらの行為がアメリカの新陳に禍載されるのは全く確實なことで
 したが、バネイ號事件の直接の結果として與へられた保証は信用する
 價值があるだらうかとアメリカ市民が疑ひ出し、アメリカの輿論が一層
 沸き立つのではなにかと私は甚だ危惧したのであります。事實は言葉よ
 りも重視されます。従つてそれらの憂々發生した干渉、侵害行為に内在
 する眞の危険性就て大臣の注意を喚起したいと私は常に希望しました。
 上海市街で日本の商族が侮辱された事件が起つたとき、日本軍部及新聞
 は激昂したといふ事實を私は大臣に想起させました。従つてアメリカの
 商族が南京杭州その他の地域で起つたに類かた、懸やされ、その他該
 領されたといふ報導に接して、アメリカ政府及市民がどんを感情を抱い
 たかといふことを日本當局者は理解し得る好都合を立替にありました。
 我が國の商族がアメリカ市民の心に喚び起させた國家に對する忠誠の念
 に就て私は語りました。かゝる事件が如何に重大であるかといふことは
 自明のことでありました。
 最後に、日本政府が與へた保証に對して實際の効果を收めるように履行
 する措置及在中國アメリカ利益に對する種々の干渉が今後も起つた場合
 必然的に又漸次増大するに違ひない兩國間の關係の悪化の危険性を阻止
 する措置を更にとるよう私に再び眞誠な力説して大臣に要請しました。
 私は前途を非常に憂慮してゐることを大臣に出来るだけ力説しました。

裏面白紙

アメリカ合衆国と日本との友好關係を阻害する虞のある行為又は差障を
避けるように陸海軍に對して嚴命したのでありますから、日本軍がそれ
らの軍律に違反する行為をなした疑事は全く諒解に苦しむところであり
ますと大臣は述べられました。大臣は前述の諸事件の發生した期日をあ
くまでも私に訊きたゞしましたので、それらの事件は日本側が保證を與
へた後に發生し且今も尙發生してゐる事を私は大臣に諒解して貰ひまし
た。私のたつての頼みを容れて、大臣に私の申入れを至尊、即ち天皇に
奏上する旨を私が勤務長官に報告するのを許して呉れました。

(署名) デヨセフ・C・グルー

デヨセフ・C・グルー

ワシントン・D・C

昭和二十二年十月十五日

昭和二十二年十月十七日コロンビア州の公證人たる自分の面前にて宣誓
し、署名せり

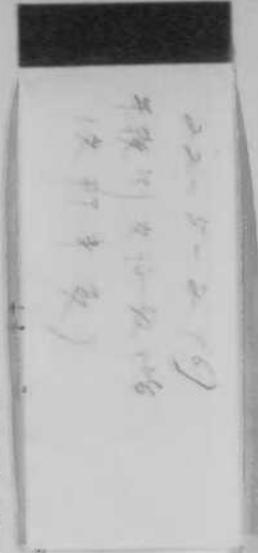
(署名) マーサH・ウイルヘルム

自分簽に對する委任は昭和二十六年九月一日に消滅す。

裏面白紙

22

「上海十二月十六日火曜發A.P」
日本當局は日本の航空作戦部長三並貞三海軍少將は米國砲艦ハネー號
襲撃の結果としてその職を解かれたとけふ發表した。
政府はかくして合衆國政府に對する「ハネー」號攻撃の責任將校は罰せ
らるべし」との誓約を即時實行したものであると日本の同盟通信社はつ
たへてゐる。



英米共同行動はなしか

内動搖

内動搖

日本空軍長官免職さる
揚子江空襲の爲 東京當局米國へ新通牒を發せん
高橋

22

日本空軍長官免職さる

楊子江空襲の爲 東京當局米國へ新通牒を發せん

高橋

是番罷せらる

天皇裕仁 海相を召す一國內動搖

我方の態度考慮さる

東京、情報に對し樂観的

英米共同行動はなしか

「上海十二月十六日火曜發 A.P.」

日本當局は日本の航空作戦部長三並貞三海軍少將は米國砲艦ハネー號
空襲の結果としてその職を解かれたとけふ發表した。

政府はかくして合衆國政府に對する「ハネー號攻撃の責任將校は罰せ
らるべし」との誓約を即時實行したものであると日本の同盟通信社はつ
たへてゐる。

裏面白紙

三並提督の免職は中國における空懸が紙して海軍後によるものであるためである。

「A p 通信によれば東京發縁報は天皇裕仁が海相米内光政提督に拜謁を給はつた旨同時に發表した。

この拜謁がルーズベルト大統領がそれについて深い関心をもつ旨日本天皇に傳へられるやうに要請した。ベネ！號攻撃に因するものであるか否かについては海軍當局は言明してゐない。」

裏面白紙

三並提督の免職は中國における空爆が終して海軍省によるものであるためである。

「A P 通信によれば東京發條線は天皇裕仁が海相米内光政提督に拜謁を給はつた旨同時に發表した。

この拜謁がルーズベルト大統領がそれについて深い関心をもつ旨日本天皇に傳へられるやうに要請した。ベネチア攻取に關するものであるか否かについては海軍當局は言明してゐない。」

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所ニ關スル證明書

(六號)

本書ニ添付セル一頁ヨリナル一九三七年十二月十六日附「ニューヨーク
タイムス」記事切抜ハ當時米國帯在中ノ友人ヨリ送付ヲ受ケ爾來自分ニ
於テ確證セルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十八日 於

三 並 頁 三

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 齋藤士 滔 川 眞 雄

Translation by
Defense Section Linguists Bureau

Doc. 100 # 191

パオイ船事件ニ關スル情報部長談話 昭和十二年十二月十八日

日本軍側ノ過失ニヨル深ク遺憾トスベキ米國砲艦パオイ船沈没事件ニ關シ、日本帝國海軍ハ深キ關心並ニニ陳謝ノ意ヲ表明セリ、カクテ帝國海軍ハ該事件ニ關スル死者ヲ弔ヘンガ爲、該事件ノ現場ニテ水兵一中隊ニ其ノ撫慰ヲ命ジタリ。一方上海近海ニ碇泊セル日本海軍第千艦隊乗組員ハ、一同ノ中ヨリ合計五、〇〇〇圓ヲ集金シ米國海軍募金トシテ米國ニ寄贈スベキ事ニ決定セリ。

日本海軍内ノ一般的意見ハ假令過失ニヨルト雖モ軍艦ヲ沈没スルト云フコトハ誠ニ遺憾ノ極トナスニアリ、更ニ日本海軍ハ敵地ニ於テコトノ不

22-5-2 (2)
キコシス
(文新中)

能待セル米國海軍ニ對シ深キ關心ヨリ感嘆ノ意ヲ
示シノモノハ遺憾トスベキモ、コトノ間ヲ輕
ク見做ラズ、且テ同情ノ深化ニ努ムベキ一助

メラシメン軍ヲ衷心ヨリ希冀スルモノナリ。

22/148

Translator by:
Defense section Linguists' room

Doc. 100. # 191

パオ1 號事件ニ關スル情報部長談話 昭和十二年十二月十八日

日本軍側ノ過失ニヨル深ク遺憾トスベキ米國砲艦パオ1 號沈没事件ニ關
シ、日本帝國海軍ハ深キ關心並ニニ陳謝ノ意ヲ表明セリ、カクテ帝國海
軍ハ該事件ニ關スル死者ヲ弔ヘンガ爲、該事件ノ現場ニテ水兵一中隊ニ
其ノ豫當ヲ命ジタリ。一方上海近海ニ碇泊セル日本海軍第三艦隊乗組員
ハ、一同ノ中ヨリ合計五〇〇〇圓ヲ集金シ米國海軍義金トシテ米國ニ
寄贈スベキ事ヲ決定セリ。

日本海軍内ノ一般的意見ハ假令過失ニヨルト雖モ軍艦ヲ沈没スルト云フ
コトハ誠ニ遺憾ノ極トヤスユアリ、實ニ日本海軍ハ險地ニ於テノ不
幸事件ニ際シ平靜ナル態度ヲ維持セル米國海軍ニ對シ心ヨリ感佩ノ意ヲ
表明スルモノナリ。

カクテ日本海軍ハコノ不幸事件ソノモノハ遺憾トスベキモ、コノ禍ヲ察
シテ米日兩海軍間ノ紛争ノ相瓦闘ノ理得及同情ノ親化ニ資スベキ一助
トシテ米日兩海軍間ノ紛争ノ相瓦闘ノ理得及同情ノ親化ニ資スベキ一助
トシテ米日兩海軍間ノ紛争ノ相瓦闘ノ理得及同情ノ親化ニ資スベキ一助

22. 148

裏面白紙

DEF DOC # 191

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, HAYASHI, Kaoru, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in English consisting of 1 page and entitled "Statement of the Spokesman of the Foreign Office, December 18, 1937." is an exact and true copy an official Document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo.

on this 3rd day of December, 1946.

(Signed) K. Hayashi
Signature of Official

Witness: (Signed) Magaharu Odo

148

149

裏面白紙

1/5 Rejected

REF ID: A 330

「バーネー」號事件ニ關スル中間報告

(大本營陸軍部昭和十二年十二月二十二日夜八時發)

「バーネー」號爆撃當時陸軍發動艇ヨリ射撃ヲ受ケ且日本兵ヲ同誌ニ乗リ
 込メタリトノ件ニ關シテハ銳意真相調査ニ努メタルモ當時部隊各所ニ分
 散シ通信連絡亦蕪ノ如クナラサリシ爲之カ調査遲延セシハ遺憾ナリ當局
 ハ事件發生後直ニ大本營陸軍部參謀ヲ派遣シ現地調査ト協力調査中ニシ
 ハ好意ヲ以テ短時間「バーネー」號ニ乗込ミ
 セシ射撃ノ事實ヲ發見セス。

「バーネー」號十二月二十二日午後二時頃各艇發動艇ニ依リ太平洋ヲ出發シ浦
 口ニ向ヒ下航中其先遣艇タル發動艇二隻ハ太平洋下流ニ於テ汽船五隻
 ニ遭遇シ當時ノ状況上之ヲ支那軍ノ利用セルモノト判断シ直ニ引返シ
 本隊ニ報告セリ。

右ノ報告ニ依リ全員右岸ニ上陸シ觀察中海軍派來リテ該船団ヲ爆撃ス、
 時部隊ト船団トノ距離約二千米ナリ。

1/2 Rejected

REF LOC 330

「バーネー」號事件ニ關スル中間報告

(大本營陸軍部昭和十二年十二月二十二日夜八時發)

「バーネー」號擧げ當時陸軍發勅條ヨリ射撃ヲ受ケ且日本兵カ同船ニ乘リ
込ミタリトノ件ニ關シテハ銳意真相調査ニ努メタルモ當時部隊各所ニ分
散シ通信連絡亦疎ノ如クナラサリシ爲之カ調査遅延セシハ遺憾ナリ當局
ハ事件發生後直ニ大本營陸軍部參謀ヲ派遣シ現地偵察ト協力調査中ニシ
テ現在迄ニ判明セル所ニ依レハ好意ヲ以テ遅時間「バーネー」號ニ乗込ミ
タル事實アルモ該船ヲ目標トセシ射撃ノ事實ヲ發見セス。
尙其ノ情況左ノ如シ

一、某部隊ハ十二月十二日午後二時頃各艇發勅條ニ依リ太平洋ヲ出發シ南
口ニ向ヒ下流中其船隻陸タル發勅條ニ要ハ太平洋下流ニ於テ汽船五隻
ニ遭遇シ當時ノ發勅條上之ヲ支那軍ノ利用セルモノト判明シ直ニ引返シ
本隊ニ報告セリ。
右ノ報告ニ依リ發勅條右岸ニ上陸シ偵察中海軍派來リテ該船團ヲ暴撃ス、
時部隊ト船團トノ距離約二千米ナリ。

裏面白紙

二、我部隊ハ右船中第一回爆撃ニ依リ被リタル負傷者ヲ右岸ニ上陸セシメツツアルモノアルヲ目撃シ、第二回爆撃直後小隊長ハ之ニ近接シ其米船ナルヲ知ルヤ直ニ上陸シアリシ負傷者ニ對シ看護兵ヲシテ手當セシム、次テ來著セル中隊長等ト共ニ米船員ト米船ノ保護ニ關シ協同中隊地附近ニ第三回ノ爆撃ヲ受ケタルヲ以テ中隊長ハ之ヲ中止セシムヘク約十名ノ兵ニ日章旗ヲ振ラシメタルモ遂ニ之ヲ發見セシムルニ至ラス引續キ爆撃ヲ受ケ爲ニ船ハ火ヲ發シ、我將兵モ亦死傷セリ（死者2

二、負傷中隊長以下三）、其後更ニ米人員傷者ニ手當中日艦ク没セントシタルヲ以テ之ヲ附近高地上ニアル洋式家屋ニ向ハシメタリ。

三、此頃第三回爆撃ニ依リ別ニ左岸岸ヨリニ於テ沈没シツツアル汽船モ亦米船ナルヲ知り之レカ救助ノ爲他ノ中隊長ハ發動艇二、將校一、兵十ヲ派遣セリ。

敵將校及兵一ハ救助艇ニ乗込ミ一、二分發索セシモ船上ニハ誰ニ人形ナク且沈没ノ跡發見ナシヲ以テ返船セリ。（後ニ至リ本船ハ「バネ」ニ沈没ナリシヲ知ル）

四、當時恰モ十四、五名ノ支那兵ヲ乗セタル小蒸汽船（後ニ至リ立大砲ト判明ス）該地附近ヨリ上流ニ向ヒ逃走スルヲ見テ之ニ對シ距離約千八百米ナルモ陸上ヨリ射撃ヲ加ヘ又一發動艇ヲシテ後調ニテ射撃シツツ追撃セシメ更ニ砲ノ發動艇ヲ派遣シ上流ニ三汗ニテ之ヲ捕獲セリ該船ノ舷側ニハ彈痕ヲ認ム。

前記ノ如ク、此射撃ハ立大砲ニ對シ行ハレタルモノニシテ決シテ米艦船ヲ目標トセルモノニ非ス、所謂「バネー」⁵ニ對シ射撃セリトイフハ恐ラク本射撃ヲ誤認セシモノナリト推察セラレ又米艦ニ對シテモ跳飛彈アリシニ非スヤトモ思惟セラル射撃ノ真相ハ尙引續キ調査中ナリ。

五、之ヲ要スルニ陸軍部隊ノ行動ハ米艦及米人ニ對シ何等敵意ヲ有セザリシハ勿論米艦ト知リツツ計畫的ニ之ヲ攻撃又ハ侵犯スルカ如キハ全くアリ得ス即チ第一線部隊ノ一般外人特ニ米人ニ對スル深キ同情ハ彼等遭難者ニ對スル獻身的救護ニ之ヲ見ルヲ得ヘシ。

裏面白紙

「パネー」號事件大本營海軍部公報

(昭和十二年十二月二十四日)

十二月十二日我海軍飛行機カ米風河川船艦「パネー」及ヒ各船船艦ヲ
燬滅セル事件ニ際シテハ我ニ不取致大本營海軍部ヨリ其ノ概要ヲ發表
スレカ此ノ要則明セル事實定ノ通ニシテ昨十二月二十三日午後六時海

Handwritten notes in Japanese, including "パネー" and "又" (again).

右事實ノ真相ヲ説明セリ。
ル迄ノ事情

第三國ノ艦艇並ニ人命保護ニ對シ有ユル

攻撃ニ際シテハ克弊滅絶及電氣作戦行動

ニ非保セル支那船艦以外艦艇ニ攻撃セサル如ク爲シテ來レル島支那ハ暴

第三國ノ動員ヲ許用シ或ハ第三國船艦ヲ作戦ニ利用スル等ノコトアリ

タル爲我軍行動ニ至大ノ不利ヲ與リタルコト少ナカラス現ニ十一月

二十七日江波江ノ際支那兵大部隊カ船舟ニ撃撃シテ暴殄シツツアル

ヲ發見シタル我海軍航空隊ハ直ニコレカ攻撃ニ向ヒタルニ際ハ忽チ附

近ニ碇泊セシ第三國船艦周圍ニ峭壁シタルタメ迄ニコレカ攻撃ヲ中止

1. 195 LOC 195

「パネー」號事件大本營海軍部公發

(昭和十二年十二月二十四日)

十二月十二日我海軍飛行隊カ米國河川艦艇「パネー」及ヒ春野船廠ヲ
襲撃セル事件ニ際シテハ我ニ不取致大坂海軍部ヨリ其ノ概要ヲ發
セルカ其ノ後判明セル事實定ノ通ニシテ昨十二月二十三日午後六時海
軍次官ヨリ駐日米艦大使ニ對シ右事實ノ説明ヲ能明セリ。

一 事件發生ニ至ル迄ノ事情

今次學徒船襲撃以來帝國海軍ハ第三艦ノ艦艇並ニ人命保護ニ對シ有ユル
勢力ヲ致シ殊ニ艦艇ニ對スル攻撃ニ際シテハ支那艦艇及漁業作艦行動
ニ關係セル支那船舶以外船隻ニ攻撃セザル如ク爲シ來レル處支那ハ嚴
第三艦ノ動員ヲ許用シ或ハ第三艦船隻ヲ作戦ニ利用スル事ノコトアリ
タル爲我軍艦艇行動ニ至大ノ不利ヲ感リタルコト少ナカラズ現ニ十一月
二十七日江蘇省ノ陳文都部長大部長カ船隻ニ警備シテ展開シツツアル
ヲ發見シタル我海軍艦艇隊ハ直ニコレカ攻撃ニ向ヒタルニ際ハ艦艇
近ニ碇泊セシ第三艦船隻周回ニ警戒シタルタメ艦艇コレカ攻撃ヲ中止

1

152

裏面白紙

LOC 195

スルニ至リタル如キハソノ一例ナリ。

右ノ如キ事情ニ徴ミ十二月九日上海在勤帝國總領事ハ各國總領事ニ對シ戰闘カ揚子江沿岸全部ニ波及シツツアル情況ニ於テ日本軍ハ勿論第三國權益保護ニハ最善ヲ盡スヘキモ第三國モ亦我方ノ努力ニ協力シ其ノ船舶車輛ヲ支那軍及ヒ支那軍ニ施設ヨリ離隔セシメ、出來得ヘクンハ戰闘地域ヨリ完全ニ遠脱センコトヲ希望スル旨申入レタリ。

米艦「バネー」ハ十二月十日南京上流二温ニ碇泊セシカ同地方面戰闘激烈トナルヤ米國商船三隻ヲ保護シツツ漸次上流ニ移轉シ事件發生當日ニ於テハ南京上流二十六温附近ニ避難シ且其ノ位置ヲ我方ニ通告スルノ手續ヲ敷レリ、右ハ前記我方通告ノ趣旨ニ添ヘルモノト認めラルルモ不幸ニシテ右散修避難位置モ亦彼我勢力錯綜ノ中心トナリ且ソノ散修避難位置通知モ後般般フル如キ事情ニ依リ通達通延シ結局「バネー」艦艦長ノ努力モ本事件ヲ未然ニ防止シ得サリシハ返ス返スモ遺憾トスルトコロナリ。

海軍航空部隊彈藥官カ收受セル情報

DEF 100 号 190

2

153

裏面白紙

陸軍ノ作戰ニ協カスヘキ任務ヲ課セラレタル海軍航空部隊指揮官ハ十
 一日以來「南京方面ノ支那兵カ船舶ニ依リ上流方面ニ逃走シツツアリ」
 又「此等船舶ハ屢南京ト其ノ上流トノ間ヲ往復シツツアリ」等ノ情報
 ヲ受領シ居タル處、十二日正午（東京時間以下同様）「大小汽船十隻
 及ヒ或克多數ハ敵退却兵ヲ塔載シ南京上流十二湍乃至二十五湍附近ヲ
 湖江中トノ情報ヲ得ルニ及ヒ直ニ該船舶ヲ撃滅スヘキ旨下令セルカ
 同日「バネー」及ヒ米國商船三隻カ南京上流二十七湍附近ニ在リトノ
 通知ハ上海米國總領事ヨリ帝國總領事ヲ經テ午後五時我支那方面艦隊
 司令部ニ到着シ之カ航空部隊指揮官ニ追躰セルハ午後五時三十分以後
 ナリキ、從テ右航空部隊ハ南京上流二十七湍附近ニ米國艦船アル如キ
 ハ全然知ル所ナカリシ爲該方面ニ在リタル之等艦船ヲ支那船舶ナリト
 確信スルニ至リシハ盡シ已ムヲ得サル次第ナリ。

機嫌ノ情況

我海軍航空隊ノ機嫌ハ午後二時二十五分ヨリ同五時三十分ノ間ニ於テ
 前後六回、毎回二機乃至六機ノ飛行機ヲ以テ行ハレ四隻ノ艦船ニ悉ク

REF ID: A6196

3

154

裏面白紙

命中シニ隻(米國河用砲艦「バネー」ヲ含ム)ヲ沈没セシムルニ至ラ
シメタリ、尙飛行機ニヨル機銃掃射ハ第二回爆撃機中ノ一機ヨリ短時
間行ヒタルノミナリ。

右攻撃ニ参加セル飛行機塔架員ハ砲方面ニ米國艦船在泊セル事實ハ何
等知ルトコロナク敵首都南京攻勢中ノ友軍ニ協力セントノ感激ニ驅ラ
レ「敵退却部隊ノ塔架セル船舶アリ」トノ情報ヲ得テ勇陣發進セルモ
ノナリ加之當時附近各所ノ火災ノ影響ヲ受ケ「バネー」在泊セル開源
碼頭附近揚子江上ハ煙霧ノ爲上益ヨリ視認情況不良ナリシト前記ノ如
キ先入主ト相俟テテ遂ニ米國艦船タルコトヲ識別スルコト能ハスシテ
之ヲ爆撃スルニ至リ更ニ此等高船ヨリ多量ノ支那人ガ上陸退却スルヲ
認メタル飛行機塔架員ハ之ヲ支那兵ト誤認シ遂ニ當時現物附近ニ於テ
被害米人ヲ攻撃中ナリシ我陸軍發動艇乗組ノ將兵ニ至モ危害ヲ及ボス
ニ至レリ。

4

四 運送者救助ニ關スル事情

十二月十三日午前九時米國東洋艦隊司令長官ヨリ我支那方面艦隊司令

DLF DOC # 195

155

裏面白紙

11EF 100 # 196

長官は十二日午後以來「バネー」トノ通信連絡社絶セル旨ノ通告ニ際
 シ調査ノ結果、茲ニ初メテ前日支那船ト確信シテ攻撃セシハ米國艦船
 ナルコト判明スルニ至リ避難者救助ニ全力ヲ盡スニ決シ、直ニ保護ヲ
 現場ニ溯江セシムルト共ニ救助用飛行艇ヲ派遣シ且無線電管及ヒ「ビ
 ラ」ヲ以テ事件ノ概要ト避難者カ和縣ニ在ル官ヲ通知シ現地附近陸軍
 部隊ニ救助ヲ依頼セリ。

尙當時陸上ニアリシ支那兵カ避難者救助作業ヲ妨害スルコト獲シク揚
 子江左岸ニ擱坐セル米船一隻ノ船長外一名ノ死傷被害モ之カタメ懸延
 シ十五日ニ至リ、救急艇ノ派遣ニヨリ鼠ヲ制壓シツツ種ク保護ニ收得
 スルニ成功セル次第ニシテ支那兵カ江岸ヨリ英米人及ヒ日本人ノ見境
 ナク盛ニ射撃セルノ事實ハ本事件發生上見通スヘカラサル事項ナリ。

之ヲ要スルニ今次「バネー」號事件ハ被殺勢力削減セル激戦地境ニ於
 テ生起シ而モ海陸軍ニ關係アリ通信連絡社ノ如クナラサル等ニモ甚因
 シ、調査ニ時日ヲ費シ此ノ間諜外國ニ於テ事實ヲ隠蔽又ハ歪曲報道セ
 ラレ中ニハ故意ニ帝國ヲ陥レントスルカ如キ悪宣傳行ハルルニ至リタ

5

156

裏面白紙

DLEF DOC # 195

ルハ蓋タ遺憾トスル所ニシテコノ不幸ナル出来事カ全然錯愕ニ惹クモ
ノニシテ我方ノ故意或ハ悪意ニ惹ク計畫的行爲ニ非ラサルコトハ前記
諸項ノ如キ事實ノ真相ニヨリ自ラ諒解セラルヘキヲ信シテ疑ハス

157

3

251

裏面白紙

DEF LOC # 196

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, Hayashi, Koorn, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese consisting of 7 pages and entitled "Statement of the Navy Department of the Imperial General Headquarters concerning the Panay Incident, December 24, 1937." is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo,
on this 5th day of December 1946.

K. Hayashi
Signature of Official

Witness: Wagcharu Odo

TRANSLATION CERTIFICATE

I, William L. Clarke, of the Defense Language Branch, hereby certify that the foregoing translation described in the above certificate is, to the best of my knowledge and belief, a correct translation and is as near as possible to the meaning of the original document.

- /s/ William L. Clarke

Tokyo, Japan

Date: 19 January 1947

158

159

裏面白紙

22

「パネー」駭事件ニ關スル外務省發表（十二月二十日）
昭和十二年十二月二十四日廣田外務大臣ハ在本邦「ダルー」米國
大使ノ來訪ヲ家メ「パネー」駭事件ニ關スル左記要旨ノ回答ヲ手
交セリ。

本月十二日南京上流約二十六哩ノ揚子江上ニ於テ帝國海軍飛行機



「」駭及米國「スタンダート」石油
ヲ加ヘ沈没又ハ火災ヲ起サシメ其ノ
ニ至リタル不幸ナル事件ニ付テハ既

二十四日附公文ヲ以テ申達ノ次第有之處殆ト之ト時ヲ同シウシテ
貴翰ヲ以テ米國政府御來調ニ基キ閣下ヨリ今次事件發生ニ至ル迄
ノ事情ヲ詳述セラレタル後問題ノ攻擧事件ニ於ケル日本軍ノ行爲
ハ米國ノ權利ヲ全ク無視シテ爲サレ米國國民ノ生命ヲ奪ヒ且米國
ノ公私有財産ヲ損壞シタルモノナリト斷定セラレ此ノ如キ事情ニ
對シ「合衆國政府ハ帝國政府ノ正式書面ニ依ル遺憾ノ意ヲ表明、

「パネー」艦事件ニ關スル外務省發表（十二月二十四日）
昭和十二年十二月二十四日廣田外務大臣ハ在本邦「ダール」米國
大使ノ來訪ヲ蒙メ「パネー」艦事件ニ關スル左記要旨ノ回答ヲ手
交セリ。

本月十二日南京上流約二十六哩ノ揚子江上ニ於テ帝國海軍飛行機
カ過誤ニ因リ米國軍艦「パネー」號及米國「スタンダード」石油
會社所有船三隻ニ對シテ攻撃ヲ加ヘ沈没又ハ火災ヲ起サシメ其ノ
際乗員ニ死傷者ヲ生セシムルニ至リタル不幸ナル事件ニ付テハ既
ニ十四日附公文ヲ以テ申進ノ次第有之處殆ト之ト時ヲ同シウシテ
貴翰ヲ以テ米國政府御來調ニ基キ閣下ヨリ今次事件發生ニ至ル迄
ノ事情ヲ詳述セラレタル後問題ノ攻撃事件ニ於ケル日本軍ノ行爲
ハ米國ノ權利ヲ全ク無視シテ爲サレ米國國民ノ生命ヲ奪ヒ且本國
ノ公私有財産ヲ損壞シタルモノナリト斷定セラレ此ノ如キ事情ニ
對シ「合衆國政府ハ帝國政府ノ正式書面ニ依ル遺憾ノ意ノ表明、

完全且充分ナル賠償ノ支拂ヲ爲ス旨ノ約束竝ニ今後支拂ニ在ル米
 國國民及ヒ米國ノ利益竝ニ財產カ武装日本軍ノ攻撃若ハ一切ノ日
 本官憲又ハ日本軍ニ依ル不法ナル干涉ヲ蒙ル事無カルヘキヲ保證
 スヘキ強定的且特定の措置カ執ラレタリトノ保證ヲ要求且期待ス
 ル旨御申越相成リタリ。
 今次不祥事件ノ發生スルニ至レル経緯ニ關シテハ日本軍カ賠償
 利ヲ無視シタル結果ナリト御訂定ノ次第アルモ其ノ全ク過誤ニ基
 クモノナルコトハ前領本大臣公文中ニ説述シタル通ニシテ帝國政
 府ハ右公文送致後モ猶凡ユル手段ヲ竭シテ眞因ノ究明ニ努メタル
 結果全然故意ニ出テタルモノニ非サル次第判明スルニ至リタルコ
 トハ二十三日我海陸軍官憲ヨリ貴大使ニ對シテ爲シタル説明ニ依
 リ御諒解相成リタル儀ト確信スルモノナリ
 貴國御要求中ノ二項即書面ニヨル表謝竝ニ損害ノ補償ニ付テハ既
 ニ前記拙翰中ニ表明シタル所ヲ以テ盡クヘキ處今後ノ保證ニ付テ

ハ帝國海軍ニ於テハ當時時ヲ移サス「米國及ヒ其他第三國軍艦其
 他ノ船舶ノ存在スル地域ニ於テハ最大ノ注意ヲ以テ週知ニ今同ノ
 如キ過誤ヲ繰返ササル様努ムヘキ」コトヲ嚴ニ通達致シ置キタル
 カ尙更ニ出先陸海軍並ニ外務官意ニ對シ駐ニ從來屢々通達シアリ
 タル通り米國其艦第三國ノ利益財産ヲ攻撃スヘカラサル事ニ付テ
 ハ今同ノ不祥事件ニモ益ミ一層ノ注意ヲ加フヘキ旨重ネテ既命ヲ
 發セル次第ナリ而シテ之等ノ目的達成ヲ一層有效ナラシムヘキ一
 切ノ手段ニ關シ慎重ナル攻究ヲ重ネ之カ實行ヲ期シ居ル次第ニシ
 テ即貴國艦隻及ヒ居留民ノ所在等ニ關シテハ更ニ貴方ト充分連絡
 ノ上調査ヲ進ムルト共ニ之カ出先官意ニ通達ヲ期シ迅速有效ナル
 通信法ニ付テモ一段ノ工夫ヲ加ヘタル次第ナリ。
 又前ニ述ヘタル通り右米國艦隻攻撃ハ過誤ニ基クモノナリト雖モ
 充分注意ヲ拂フ點ニ於テ缺クル所アリタルノ理由ニ依リ關係者ニ
 對シ夫々必要ナル措置ヲ行ヒ此種過誤ノ絶無ヲ期シタル次第ナリ

以上述へタル如ク帝國政府ニ於テ選ニ適當ナル措直ヲ執リタルコ
トハ全ク帝國政府カ米國說ニ其體第三國ノ權益ヲ保障セントスル
ノ誠意ニ出テタルモノナルコトハ閣下ニ於テ篤ト御諒ニ相成ルコ
トト信スルモノナリ

裏面白紙

DFP. DOC. #62

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, HAYASHI, Kaoru, Chief of the Archives Section,
Japanese Foreign Office, hereby certify that the document
in Japanese entitled "STATEMENT OF THE FOREIGN OFFICE
CONCERNING THE PANAY INCIDENT, DECEMBER 24, 1937." is an
exact and true copy of an official document of the Japanese
Foreign Office.

Certified at Tokyo 14 October 1946.

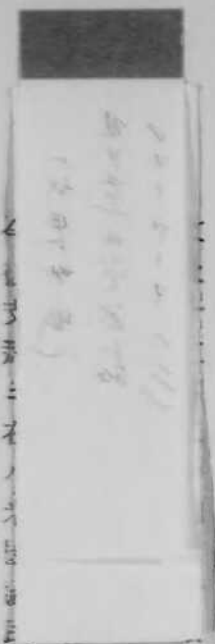
(signed) K. Hayashi

Signature of Official

Witness : (signed) Nagaharu Odo

EX. 2523

DEF. DOC. #81
87



22

十二月二十六日附米國大使來翰假譯文

以審翰啓上致候願之本大使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ伺テ左
記ノ題申進スルノ光榮ヲ有シ候

合衆國政府ハ米國砲艦「パネー」號及米國商船三隻ニ可スル日本
軍ノ攻撃ニ關シ十二月十四日附米國政府公文、同日附日本政府公

本政府公文ニ言及致候。

附公文ニ於テ「合衆國政府ハ日本政府ニ
ノ意ノ表明完全且充分ナル賠償ノ支拂及
、權利及財產カ日本武裝軍ノ攻撃ヲ受ケ
ス又一切ノ日本官憲若ハ日本軍ニ依リ不法ナル干涉ヲ受ケサルコ
トヲ保障スヘキ決定的且特定の措置カ執ラレタリトノ保障ヲ要求
且期待スル」旨聲明致置候。

合衆國政府ニ依リ爲サレタル要求中最初ノ二項目ニ關シテハ十二
月二十四日附日本政府公文ハ「米國軍艦及汽船ニ損害ヲ與ヘ其ノ

EX. 2523

DEP. DOC. #81

27

22

十二月二十六日附米國大使來韓假譯文

以書翰啓上致候願本大使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ伺テ左記ノ語申進スルノ光榮ヲ有シ候

合衆國政府ハ米國砲艦「ハネー」號及米國商船三隻ニ對スル日本軍ノ攻撃ニ關シ十二月十四日附米國政府公文、同日附日本政府公文及十二月二十四日附日本政府公文ニ言及致候。

米國政府ノ十二月十四日附公文ニ於テ「合衆國政府ハ日本政府ニ對シ正式書面ニ依ル遺憾ノ意ヲ表明完全且充分ナル賠償ノ支拂及今後支那ニ在ル米國國民ノ權利及財產カ日本武裝軍ノ攻撃ヲ受ケス又一切ノ日本官憲若ハ日本軍ニ依リ不法ナル干渉ヲ受ケサルコトヲ保障スヘキ決定的且特定の措置カ執ラレタリトノ保障ヲ要求且期待スル」旨聲明致候。

合衆國政府ニ依リ爲サレタル要求中最初ノ二項目ニ關シテハ十二月二十四日附日本政府公文ハ「米國軍艦及汽船ニ損害ヲ與ヘ其ノ

裏面白紙

衆員ニ死傷ヲ生セシムルニ至リタルハ帝國政府ノ深ク遺憾トス
 ルトコロニシテ茲ニ篤ク慰藉ノ意ヲ表スル旨御甲斐アリタル十
 二月十四日附日本政府公文中ノ聲明ヲ再確認セラルルモノニ有之
 候。

合衆國政府ニ依リ爲サレタル要求ノ第三項目ニ關シテハ日本政府
 公文ノ字句ニ依レハ「米國其ノ他第三國ノ權益財產ヲ取奪シ又ハ
 不法ナル干涉ヲ加フ可カラサルコト」ヲ保障スル爲日本政府カ既
 ニ執ラレタル或種ノ決定的且特定の措置ヲ敘述シ且「日本政府ハ
 此ノ種過誤ノ過無ヲ期シタル次第ニ有之」旨聲明被致候
 合衆國政府ハ日本政府カ同政府ノ十二月十四日附公文ニ於テ責任
 ヲ容認シ、遺憾ヲ表明シ且保障ヲ御申出相成タル措置ノ迅速ナリ
 シコトヲ満足ヲ以テ了承致候
 合衆國政府ハ十二月二十四日附日本政府公文ニ表明セラレタル通
 同政府ニ依リ執ラレタル處置ニ關スル説明ハ十二月十四日附合衆
 國政府公文ニ於テ同政府ノ爲シタル要求ニ適應スルモノナリト思

考致候本事件ノ發生、原因及経緯ニ關スル論争實ニ百テハ日本政
府ハ十二月二十四日兩同政府公文ニ於テ同國政府ノ調査ノ結果
同政府カ須達相氏タル結論ヲ言明致候、此等同一事項ニ關シテ
合衆國政府ハ米國海軍空同委員會ノ決定報告書ニ依據スルモノニ
有之處同報告書ハ既ニ日本政府ニ對シ公式通告ノ次第ニ有之候
合衆國政府ハ日本政府ニ於テ既ニ執ラレタル諸指區カ今復又那ニ
在ル米國國民、米國ノ利益又ハ財産ニ對スル日本官憲若ハ日本軍
ニ依ル何等攻撃又ハ不法ナル干涉ヲ防止スルコトニ有效ナルヘキ
コトヲ切望スルモノニ有之候。

右回答申達書本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ取返ラ被シ候。

22

海軍次官 鈔 (昭和十二年十二月二十六日午後七時發)

「バチー」號事件ハ本日本國大使ヨリ外務大臣ニ致セル回答ヲ以テ一級
 薩守備ヲモル次艦ナル右ハ事件發生以來各種新聞解官傳ノ渾中ニ於テ米
 國政府並ニ其ノ國民カ公正眼察實ク事件ノ實相ト我方ノ態度トヲ正解シ
 且テ其ノ責任者タル艦長トシテ於ニ欣快ニ堪ヘ
 且カ彼始始於此ニシテ取解アル態度ヲ持シタルヲ
 喜ムルモノナリ。
 取以テ此種事件ノ想網ニ萬念ヲ期スルハ勿論ナ
 ルカ一六號ニ於テ於テ支那艦隊ヲ威リテ帝國ト第三陣トノ間ニ介
 在スル各種ノ誤解疑念ヲ一掃シテ之ヲ理解ト細察トニ至ラシメ以テ種々種
 々ノ事ヲナシトニ盡シ我國民一致ノ協力ヲ切望シテ已マサル次第ナリ

22-5-2 (9)
 支那艦隊
 (支那艦隊)

LE.F DOC # 190

海軍次官 鈔 (昭和十二年十二月二十六日午後七時發)

「バタ」一號事件ハ本日米國大使ヨリ外務大臣ニ致セル回答ヲ以テ一號
 艦ヲ管ケル次艦ナルヲ右ハ事件發生以來各種新聞解賞傳ノ過程中ニ於テ米
 國政府並ニ其ノ國民カ公正明察克ク事件ノ實相ト我方ノ觀意トヲ正解シ
 且ルニ信ルルカノニシテ事件ノ責任者タル帶領海軍トシテ汝ニ欣快ニ堪ヘ
 又本事件發生以來我國民カ始終始終ニシテ理解アル態度ヲ持シタルヲ
 トニ譽ム聲ヲナル謝意ヲ蒙ルルモノナリ。

今我海軍ハ愈々自強自衛以テ此種事件ノ想網ニ萬全ヲ期スルハ勿論ナ
 ルカ一方和ニ此ノ機會ニ於テ支那海軍ヲ燒リテ帝國ト然三國トノ間ニ介
 在スル各種ノ誤解疑念ヲ一掃シテ理解ト親善トニ至ラシメ以テ調子整
 シテ前トナニトニ普ク我國民一致ノ努力ヲ切望シテ已マサル次艦ナリ

DE F DOC 7 190

167

裏面白紙

22

「ハネー」號事件ニ關スル外務當局談 (昭和十二年十二月二十六日)

十二月二十六日午前十一時三十分駐日「ダール」米國大使ハ廣田外相ヲ
 來訪シ本日ハ華僑ナル御報告ヲ爲ス爲ニ上セリト談移シタル後米國政府
 ノ對日通牒ノ大意ヲ覆ミ上ケタル後待ニ通牒最後ニ記載サレタル米國政府
 待ノ示シタル慰慮及駐日「ダール」米國大使ノ
 盡力ニ對シ深謝ナル謝意ヲ表示シタ。

Handwritten notes in a box:
 ハネー
 米國政府ノ對日通牒
 全文左ノ如シ

尙ホ新ル不祥事ノ發生シタコトハ遺憾ニ堪ヘナイカ兩國ノ友交的精神ニ
 ヨリ數ニ解決ヲ見ルニ至ツタコトハ慶賀ノ至リテアル。

十二月二十六日附米國大使來朝報辭文

以貴朝督上致候儀者本大使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ向テ左記ノ通

1

168

22

169

「バネー」號事件ニ關スル外務當局談 (昭和十二年十二月二十六日)

十二月二十六日午前十一時三十分麻日「ダール」米國大使ハ農田外相ヲ
來訪シ本日ハ華語ナル御報旨ヲ爲ス爲ニ上セリト談話シタル後米國政府
ノ對日通牒ノ大意ヲ讀ミ上ケタル後特ニ通牒最後ニ記原サレタル米國政
府ハ日本政府ノ執リタル措置カ今視察部ニ在ル米商民及米農ノ利益並ニ
財源ニ對スル日本官憲若ハ軍隊ノ改革乃至不潔干渉ヲ阻止スル上ニ效果
アルコトカ證明サレンコトヲ切望スル旨ヲ申述ヘタ、之ニ對シ農田外相
ハ今次事件ニ對シ米國政府ノ示シタル慰廣及駐日「ダール」米國大使ノ
盡力ニ對シ深謝ナル辭意ヲ發表シタ。

1

尙ホ斯ル不詳事ノ發生シタコトハ遺憾ニ堪ヘナイカ際際ノ友愛的精神ニ
ヨリ如何ニ解決ヲ見ルニ至ツタコトハ慶賀ノ至リテアル。

米國政府ノ對日通牒全文左ノ如シ

十二月二十六日附米國大使來朝報辭文

以貴朝聲上致意敬者本大使ハ本國政府ノ訓令ニ悉キ閣下ニ向テ左記ノ通

D. of D. 1038
1033
111138

168

裏面白紙

申達スルノ光榮ヲ有シ

合衆國政府ハ米國他艦「バネー」號及米國商船三隻ニ對スル日本軍ノ攻
撃ニ關シ十二月十四日附米國政府公文、同日附日本政府公文及十二月二
十日附日本政府公文ニ言及致意。

米國政府ノ十二月十四日附公文ニ於テ「合衆國政府ハ日本政府ニ對シ正
式筆面ニ依ル遺憾ノ意ノ表明完全且充分ナル賠償ノ支那及今後支那ニ在
ル米國國民、利益及財產カ日本武裝軍ノ攻撃ヲ受ケス又一切ノ日本官憲
若ハ日本軍ニ依リ不快ナル干涉ヲ受ケサルコトヲ保障スヘキ決定的且特
定の補償カ要ラレタリトノ保障ヲ要求且期待スル」旨聲明致意。

合衆國政府ニ依リ爲サレタル要求中最初ノ二項目ニ關シテハ十二月二十
四日附日本政府公文ハ「米國軍艦及汽船ニ損害ヲ與ヘ其ノ乗員ニ死傷者
ヲ生セシムルニ至リタルハ帝國政府ノ深ク遺憾トスルトコロニシテ茲ニ
爲ク敬謝ノ意ヲ表スル」旨御申請アリタル十二月十四日附日本政府公文
中ノ聲明ヲ再確認セララルルモノニ有之候合衆國政府ニ依リ爲サレタル要

2

169

裏面白紙

京ノ第三項目ニ關シテハ日本駐府公文ノ字句ニ依レハ「米國其ノ他第三
 國ノ利益貯蔵ヲ破壞シ又ハ不法ナル干涉ヲ加フ可カラサルコト」ヲ保障
 スル爲日本駐府カ既ニ頼ラレタル既編ノ決定的且特定の措置ヲ叙述シ且
 「日本政府ハ此ノ利益貯蔵ノ維持ヲ崩シタル次第ニ有之」旨聲明被致候。
 合衆國政府ハ日本駐府カ同政府ノ十二月十四日附公文ニ於テ責任ヲ容認
 シ、是編ヲ覆明シ、且保証ヲ御申出相成タル當體ノ迅速ナリシコトヲ滿
 足ヲ以テ了承致候。
 合衆國政府ハ十二月二十四日附日本政府公文ニ表明セラレタル同政府
 ニ依リ頼ラレタル程度ニ關スル説明ハ十二月十四日附合衆國政府公文ニ
 於テ同政府ノ爲シタル異求ニ返應スルモノナリト恩尋致候本事件ノ發生、
 原因及經過ニ關スル諸事實ニ付テハ日本政府ハ十二月二十四日附同政府
 公文中ニ於テ同政府ノ調査ノ結果同政府カ到邊相成タル結論ヲ聲明被
 致候、此等同一事項ニ關シテ合衆國政府ハ米國海軍奎間發興會ノ決定報
 告書ニ依據スルモノニ有之處同報管轄ハ既ニ日本政府ニ對シ公式通過済

3

170

裏面白紙

192

ノ次第ニ有之儀。

合衆國政府ハ日本政府ニ於テ既に報ラレタル賠償債カ今後支拂ニ在ル米
國國民、米國ノ利益又ハ財産ニ對スル日本官憲若ハ日本軍ニ依ル何等
ノ不測ナル干渉ヲ防止スルコトニ有效ナルハキコトヲ切望スルモノ
ニ有之儀。

右岡谷申進等本使ハ茲ニ重ホテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ奉。

4

1911/11/28

171

裏面白紙

193

文部ノ出頭証ニ成立ニ就スル 祝詞

自分、林部ハ外務省文書課長ノ職ニ當ル者ナル應、茲ニ謹付セラレタル
日本館ニ在リテ、其ノ職ヲ行ヒ、其ノ功績ヲ著シ、其ノ功績ヲ著シ、其ノ功績ヲ著シ、
(昭和十二年十二月二十六日)ト記スル 祝詞ハ日本政府(外務省)ノ係
官ニ在ル公文書ノ正強ニシテ、其ノ功績ヲ著シ、其ノ功績ヲ著シ、其ノ功績ヲ著シ、

昭和二十二年四月五日 於東京

Doc. No. 1038

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

尚且於同所

立會人

希 部 勝 馬

林 部

裏面白紙

昨年十二月十二日ノ米國使館「バネー」駐在員ニ對スル損害賠償金額ニ
付寄附政府ハ本月二十一日米國大使「グルー」氏ヨリ左ノ如キ米國政府
ノ公文ヲ照會ヲ受シタリ。

三月二十一日附米國大使來翰（復書）

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a white label.

月十二日日本駐米公使「バネー」
レタル政府ニ付シ米國並ニ日本兩國政府間
及寄附政府ハ右ニ依リ生シタル一切ノ損
害アル旨同年十二月十四日附寄附政府公文

ヲ以テ御申越相成り同十二月二十一日附米國大使來翰ノ次第
有之タル前記保費ニ言及致儀

EX. 2524
Dy. No. 1196
本大使ハ本國政府ヨリ（一）本件財產損害賠償額ハ百九十四萬五千六百七十弗一
仙ナルコト及死傷事件ニ付シ支拂ハルヘキ賠償額ハ二十六萬八千三百三
十七弗三十三仙ニシテ從テ本國政府ノ期滿シ居ル受取總額ハ二百二十一

J. Takahashi

EX. 2524

Def. No. 1196

昨年十二月十二日ノ米國政府「バネー」號事件ニ關スル米國政府
付寄至政府ハ本月二十一ヨリ米國大使「ダルー」氏ヨリ左ノ如キ米國政府
ノ公文類ニ受シタリ。

三月二十一日附米國大使來翰（復書）

以貴國駐上致候諸客年十二月十二日付米國政府「バネー」
號並ニ米國政府ニ對シ加ヘラレタル攻撃ニシテ米國並ニ日本兩國政府間
ニ行ハレタル暴行ノ往復書面及米國政府ハ右ニ振リ生シタル一切ノ誤
謬ニ對スル補償ヲナスルノ用意アル旨年十二月十四日附米國政府公文
ヲ以テ御申越相成り同十二月二十四日附公文ヲ以テ右様御復書ノ次第
有之タル前記保等ニ言及致候

本大使ハ本國政府ヨリ（一）本件財產損失額ハ百九十四萬五千六百七十弗一
拾ナルコト及死傷事件ニ關シ交渉ハルヘキ賠償額ハ二十六萬八千三百三
十七弗三十三仙ニシテ從テ本國政府ノ賠償シ居ル受領總額ハ二百二十一

一〇、米國政府「バネー」號事件ニ關スル米國政府

（昭和十三年三月二十三日）

J. Takahashi

裏面白紙

萬四千七百三十六箇ニ有之旨申進スヘキ則令初受候
 右全御豫字ハ周廻ナル事候ノ結果御出セラレマル所ニ候リ時進ニ付スル
 實際損害及死傷事件ニ付リ生セル損害ノ總額ナル見解ノミヲ示シ御意
 實の損害額償額ヲ含ミ居ラサル次第ニ有之候
 右承取申進事大旨ハ進ニ意ホテ下ニ向テ敬意ヲ示シ候
 具

174

175

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル附記

自分、林 義孝ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、林ニ送付セラレタル日本郵ニ依ツテ寄カレニスヨリ成ル衆口傳傳「バネー」製法ニ關スル外務省評議（昭和三年三月二十三）ト記スル等ハ日本郵政（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正副ニシテ送付ナル等ナルコトヲ察ス

昭和二十二年四月八日 於東京

林

義孝

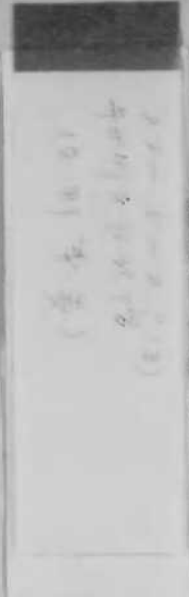
右署名捺印ハ自分ノ直筆ニ於テ行サレタリ

同日 於 同 所

立會人 林 義 孝

裏面白紙

「パネー號」事件



一九三七年十二月十二日、合衆國の朝野は支那揚子江上に遊船中の米
國砲艦「パネー號」及び三隻商船が日本の航空機に依つて爆撃され且つ
乗組員及び船客に
は合衆國市民の死者を出す結果となつた。米國政
府は合衆國市民の死者を出し結果となつた。米國政
府は合衆國市民の死者を出し結果となつた。米國政
府は合衆國市民の死者を出し結果となつた。米國政

上に遊船中であつた且つアメリカ國旗を掲揚してゐた、そして合法的且
つ正當な業務に従事してゐたのである。

合衆國政府は日本政府に對して「陳謝の意を正式文書を以つて表明する
こと。完全且つ全面的な賠償を行ふ保證を爲すこと。今後支那に於ける
アメリカ人、アメリカ利益及び財産は日本武裝軍による攻撃又は如何な
る日本官憲又は軍隊の不法なる干渉を加へらるゝ事も無き様請合ふため

EX. 2525
Ref. No. 401-(2)

EX. 2525

Ref. No. # 401-(4)

機密圖書類第401號(二二)

「バネー號」事件

一九三七年十二月十二日、合衆國の朝野は支那揚子江上に従船中の米國砲艦「バネー號」及び三隻商船が日本の航空機に依つて爆撃され且つ破壊されたといふニュースに接して非常に衝動した。乗組員及び船客に對する爆撃と機銃掃射は合衆國市民の死者を出す結果となつた。米國政府は直ちに日本政府に對して次の如き内容の覺書を送附した、即ち合衆國の當該砲艦は「疑問の餘地も無い權利に基づき」揚子江上に従船中であつた且つアメリカ國旗を掲揚してゐた、そして合法的且つ正當な業務に従事してゐたのである。

合衆國政府は日本政府に對して「感謝の意を正式文書を以つて表明すること。完全且つ全面的な賠償を行ふ保證を爲すこと。今後支那に於けるアメリカ人、アメリカ利益及び財産は日本武裝軍による攻撃又は如何なる日本官憲又は軍隊の不法なる干渉を加へらるゝ事も無き様請合ふため

裏面白紙

明確なる措置を取りたる旨保證すること。」を要求し且つ期待した。

此の覺書は十二月十三日夕日本に送附された。十二月十四日、日本駐在米國大使は日本外務大臣から次の如き内容の覺書を受領した。則ち、日本政府は米國艦船に損害を與へ且つ人員に死傷者を出したことは「誠に衷心より」遺憾に堪えない。日本政府は「心からなる陳謝」を示した所存である。一切の損害に對して賠償する意思があり本事件の責任者等を「相當に」處置する積りなること、そして既に「斯の種事件の再發を豫防するため現地官憲に對して嚴命を」發したる旨及結びとして日本政府は日米間の修好關係が此の「不幸なる出來事」に依つて曾されぬよう「衷心希望する」旨を表明した。日本政府は其の後合衆國の要求に従つて充分な賠償を行つた。

パネー製事件が解決された方法に對して合衆國國民の示せる歴史的支持は合衆國を戰爭國外に保持すべしといふ國民の熱心を願望を證明したものに外ならない。

アメリカ合衆國國務省公式刊行

「平和と戰爭」より抜萃 第五一頁

22-5-2 10
21日 又 松崎之邦
(又 野村 浩)

の賠償支拂 自一四一頁 八行目
至一四三頁 六行目

政府の原起つたパネー機事件に付ては、我
、米國側に於てもかゝる偶發事件のため兩
國々次に惡影響を及ぼすことを好まず、事件の解決を急ぎ、同月二十六日
我が申入れを了束せる旨回答し來り、茲に同事件は早くも解決を見たが、
賠償賠償金の支拂ひが滞つてゐた。

本年三月二十一日米國政府は二百二十一萬餘弗の賠償金を要求し、尙ほ
右金額は時直に對する實際損害及び死傷事件に對する總管なる見償りにし
て、何等懲罰的損害賠償金を含まざる旨を申添へて來たが、之には明細書
が附いてゐなかつたので、我が方より明細書の提示方を要求し、四月九日
その提示がなつたので、四月二十二日我が方は要求額全部を支拂ひ、茲に
同事件は全く解決を告げた。米國政府が最初の要求に明細書の添附を附し
たことは何の意味もなかつた如くて、米國新聞紙中には政府當局の香氣さ

LEF LOC 281

199

第二十二章 パネー島事件の賠償交渉 自一四一頁 八行目
至一四三頁 六行目

一九三七年十二月十二日米軍政府の原起つたパネー島事件に付ては、我が方より早速抗議の意を申入れ、米軍側に於てもかゝる偶発事件のため種々害に露影響を及ぼすことを許さず、事件の解決を急ぎ、四月二十六日我が申入れを了束せる旨回答し來り、茲に同事件は早くも解決を見込が、借債賠償金の支拂ひが通つてゐた。

本年三月二十一日米軍政府は二百二十一萬餘圓の賠償金を要求し、尙ほ右金額は附屬に對する實際損害及び死傷事件に對する適當なる見償りにして、何等懲罰的損害賠償金を含まざる旨を申奉へて來たが、之には明細書が附いてゐなかつたので、我が方より明細書の提示方を要求し、四月九日その提示がらつたので、四月二十二日我が方は要求額益額を支拂ひ、茲に同事件は益々解決を告げた。米軍政府が最初の要求に明細書の添附を附したことは何の意味もなかつた如くて、米軍新聞紙中には政府當局の香氣さ、

LEF LOC # 281

裏面白紙

LEF DOC # 281

加算を認めたものあり、一週期かな問題を扱ったに過ぎなかつた。
誤外務省は本件解決に付き、四月二十二日迄の滞り撤去した。

わが国軍飛行機による米機バネーと機銃撃撃に際しては、露西中
独戦の間における露西の併符並に露西利益により、損害賠償問題を
後日に譲し、一敗露を見た状態であるが、右損害賠償方針に照し、在
京米軍大使より三月廿一日付公文を以て、(一)本件露西損害賠償金
九十四萬五千六百七十ドル一セント及び(二)死傷に露西賠償金
六十八萬三千三百七十七ドル五セント、合計二百廿一萬四千七十七
セントとなることを認得して来た。よつて露西においては、露西各
官筋と密着したが、露西の聯合上露西賠償要求の自露西露西を要求
することとし、在京米軍大使館に申し申込をなしてかいたところ、
四月九日大露西の如き露西賠償を過付した。よつて露西露西におい
ては、所長の手質を了し、四月廿二日午露西時外務省において、露西
アメリカ局長より、在京米軍大使館露西露西ドクマン氏に露西、露西露西
のハル露西露西露西小切手を手交し、こゝに本件は露西露西を見るに

裏面白紙

頭つた。

パネー親事件損害賠償額概算（ホドルに計上）

- 一、「財産損害」(損害賠償額) パネー親横倉四十五萬五千七百廿七ドル八十七セント、賠償額加、準備品など損害九萬七千七百六十六ドル四十八セント、(賠償額加準備品) 四萬二百六十三ドル、合計五十九萬三千七百五十七ドル四十五セント
- 二、「郵務関係」(郵便切手資金および補償品) 七十四ドル廿七セント
- 三、「国務省関係」(大使館員身廻品) 六千四百ドル八十セント
- 四、「スタンダードヴァキューム石油會社関係」(千トン前後の船三隻及び小型船二隻の沈没及び他の二隻の損害に對する賠償費の他の損害) 合計百廿八萬七千九百四十二ドル
- 五、「海軍、大佐官乃至スタンダードヴァキューム石油會社の職員以外の米國人十三名の私荷物」五萬七千四百九十五ドル五十九セントにして、本(一)乃至(五)の全財産損害賠償額合計百九十四萬

裏面白紙

DEF DOC # 281

五千六百ドル一セント

六、一死傷関係賠償額一（パネー城乗組員二名及びメンビン號船長
計三名死亡並びにパネー號及びその他船乗組員等七十回各死傷に對
する賠償）總額廿六萬八千三百七ドル卅五セント
以上の總計二百廿一萬四千七ドル卅六セント

4

181

182

裏面白紙

LE F 100 # 231

昭和十四年六月十九日印刷
昭和十四年六月二十三日發行

不許
複製

昭和三十三年
の勞働條件
日本労働組合連合会
第九〇二號

發行所 庶民法人 日本労働協會
東京市麹町區丸の内二ノ十二

電話東京三五一八三番
電傳丸の内六六四番

著者 赤松 隆之
発行所 東京市目黒區赤目三ノ九〇

印刷者 中川 二郎
東京市芝區南橋本一ノ七

印刷所 研文 社
東京市芝區南橋本一ノ七

5

182

181

裏面白紙

右ノ自分ノ面前ニ於テ封金捺印セラレタルモノナルコトヲ鑑察ス

同日 住所 東京 芝浦 並木 下 栄 町 三 番 組

立會人 松 下 正 壽

LET LOC # 281

183

184

裏面白紙

DE F DOC 4 281

贈 頌 賀

自分ハ社団法人ノ国際聯合研究会ノ理事長デアリマス、本會ハ元社団法人ノ日本國際協會ト稱シテ罷リマシタ。別冊「昭和十三年ノ國際情勢」ト稱スル日本式六言六十二頁ヨリ成ル印刷像ハ右日本國際協會ガ各譯者ヨリ原稿ヲ提供セラレ發行シタモノニ相違アリマセン

昭和二十一年十二月三日

東京都千代田区丸の内二ノ十二
社団法人ノ国際聯合研究会
理事長 相 内 謙 介

184

185

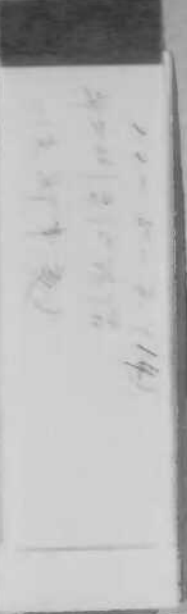
裏面白紙

2/5 Rejected

22

206 D (17)

山本提督及び其他士官との大演習に於ける本日の會談は私の書齋で行は
 れた。床には地圖が敷らかつて居り一同は圖をなして座つた。海軍次官
 山本提督、高田司令官、柴山大佐、河中佐、芳澤氏、ドーマン氏、新任
 の海軍武官ベミス大佐、同じく新任の陸軍武官クレムウエル少佐など
 どで、會談は二時間以上も続いた。陸海軍共に齟齬せられざる事實を把



は思はれる
 一九三七年十二月二十二日
 外交方針の巨題に關し大統領に援助をわしたロンドン氏の手紙が發表さ
 れてゐる。私は誰か外の者が同船に乗り込んでくれ、ばよいと思ふ丈で
 ある。しかし私の想像では、極東に於ける我が國の名譽にあらざれば
 信を我々が反古同様に捨て、あると言ふ彼等の
 代表してゐない。又共和黨は、當地に於ける政
 的資本をたいして待てる事が出来なかつた様に私

辯論録文書第二〇六一D(一九三七年)

パネー號沈没に關する日本調査員に對する大使館聲明

一九三七年十二月二十二日

2/5 Rejected

22

1937年12月20日 (17)

山本提督及び其僚士官との大演説に於ける六日の會談は私の書齋で行はれた。床には電燈が掛らかつて居り一詞一語をなして座つた。海軍次官山本提督、高田司令官、柴山大佐、岡中佐、芳澤氏、ドーマン氏、新任の海軍武官ベミス大佐、同じく新任の陸軍武官ケレスウエル少佐など、會談は二時間以上も続いた。陸海軍共に查詢せられざる事實を把

には思はれる。
一九三七年十二月二十二日
外交方針の巨題に關し大統領に援助を仰したロンドン氏の手紙が發表されてゐる。私は誰か外の者が同船に乗り込んでくれ、ばよいと思ふ丈である。しかし私の想像では、極東に於ける我が國の名譽にあらざれば我が國の利益、威嚴、威信を我々が反古同様に捨て、あると言ふ彼等の唱導はアメリカの利益を代表してゐない。又共和黨は、當時に於ける政治方針及び行動から政治的資本をたいて待てる事が出来なかつた様に私

辯論録文書第二〇六一D(一九三七年)

パネー號沈没に關する日米調査員に對する大使館聲明

裏面白紙

簡章を提出をさせて取捨するか。

これらの簡章は英語が通るか。

一同大使は通訳から簡章は英語を以し、
通訳は不必要であると言はれた。

本日は訪問を頂き、お話しして下さったことに對して非常に有難く思ふ。本案件全体の真相をつまごめらる爲の御精力に對し感謝し、又事務司
令官及中佐の直接の御報告は非常に興味深く承つたがこれに對しても同
謝意を表す。調査委員会、即ち海軍調査會が上級の我が司令長官
ネル提督に依り行かれてゐる。調査會の決定をまだ入申して居ら
ず、又調査會が蒐集した資料の最終報告も受取つて居ない。

私は調査會が同案件送人のために先着者を容問中であり、能く承り元
分に本件に對して調査進行中なることを示知してゐる。

然し私は若干の整理を受領した。我が調査會に依り蒐集された如き
資料は此の二名の士官より本日提出された資料の多くと合致してゐるが
右の證據とは多くの點に於て符合しなく、尙いくらか喰ひ違がある。

Hof Box #206D(19)

Ref. Hoc # 206 D (19)

た。むしたきにむなる新夢及び勢穴のみに見られ一同心を打たれたり、種々の江田でこれは貿易ではなかつた。私取次の如く記べてこの會談を同じ

裏面白紙

風説に於て世上多くの言はれた。私は信託出来る根拠を持つてゐない
風説が若干老練に流布されたことを毫も躊躇せず認めざるものがあるが、
同時に又之等の風説の或るものは事實に基いてゐることを最終的な證據が立
立証するであらうと考へる。

此處で本館に戻つて我が河の態度——我々の採つた態度——を極く簡潔
に述べる。 吾府

私は十二月一日に始めてその問題を採り上げ、パネー説が同様に居つたこ
と、我が大使館員が來船する豫定であること等の事實を外務大臣に告げ同
船が危害を蒙ることを避ける様處置を講ぜられぬ旨要請した。然るに十
三日の午前十一時三十分には東京及上海より擧擧がパネー説の周邊に落下し
つつある旨の報告を受けたので、私は外務大臣を訪問し右報告を彼に告げ
米國人の生命、財産に危害の表ることを避ける様處置を講ずる旨要請した。
同日二時廣田氏が私に面會に來られ、パネー説擧擧報告を報じて日本政府
の深甚なる懸念と遺憾の意を表した。陸海軍大臣も同様に遺憾の意を
表した。

この事件後に私に會ひに來たり、手紙を寄越したりして、凡ゆる階級の日

File # 206D(17)

Ref. No. F 206 D (19)

福元は大臣のグールの日記より抄録（二三七頁—二三八頁）

X

X

X

X

X

大臣からの私に送られた電報の要旨は、この一行の参り次第に裁量
 した米関税の増徴を主張するのには賛成したのである。十四日に私は彼が
 政府の意向を説いてある通牒を提出すべき命令を受け、同時に多忙の外
 務大臣との会見を白入れた。私は八時半迄彼に面会する事は出来なかつ
 た。同時に私は左の電報を提出した。
 其の電報、五時に芳澤氏は私に日本海運線を喪失したが、これは我が運
 送中の若干の輸だけに影響するもので、全線の輸に對する害ではなかつ
 たので、我々は尙ほ其の害の過半を待つて居るのである。

190

裏面白紙

辯証口唇類二〇六(二〇)號

服部 諱

パネー號事件落着

一九三七年十二月二十六日

今日こそは眞に佳日と云ふべきである。本日、此處に日米兩國政府は其の以智と良識とを發揮し、何はともあれ、面子を傷つけない、とする前者側の趨勢及び後者側に於ては之に對し加へられたる不法外な侮辱の何れにもとらはれることなく、恰までも、起り得べき戦争への突入を阻止したのである。日本政府はパネー號擧沈に關しては最も謙虛なる謝罪の意を表し、我方亦一瞬の遲疑逡巡する事もなく、右謝罪を受容れた。私には是に對する我政府の覺悟は正に傑出した出來であると思つた。即ち右覺悟中に於て吾々は、日本政府が迅速に、責任の所在を容認し、遺憾の意を表し且賠償を申出たことに就き満足なる旨述べ、日本側の右措置

願へるものなるを認め、細目に關しては双方共
甚づき返答し、且、日本政府により執られたる
當局者乃至草除により支那に於ける米國人、米
攻謀又は不法なる干涉の加へられるを阻止する
のに有效ならんことを切に希望する旨等述べた。
又、日本側に於いて、其の覺悟が華府にクリスマス前夜に到着し従つ

06-20

Handwritten notes in a vertical column, including the name 'Panee' and other illegible characters.

辯証目録類二〇六(二〇)號

パネー號事件落着

服部 謙

裏面白紙

一九三七年十二月二十六日
 今日こそは眞に佳日と云ふべきである。本日、此處に日米兩國政府は其の敏智と良識とを發揮し、何はともあれ、面子を傷つけない、とする前者側の趨勢及び後者側に於ては之に對し加へられたる不法外を侮辱の何れにもとらはれることなく、恰までも、起り得べき戦争への突入を阻止したのである。日本政府はパネー號撃沈に關しては最も謙虛なる謝罪の兼を表し、我方亦一瞬の遲疑遠慮する事もなく、右謝罪を受容れた。私には是に對する我政府の覺悟は正に傑出した出來であると思つた。即ち右覺悟中に於て吾々は、日本政府が迅速に、責任の所在を容認し、遺憾の兼を表し且賠償を申出たことに就き満足なる旨述べ、日本側の右措置は、我方の要求及期待に應へるものなるを認め、細目に關しては双方共に有する懸念及判定に基づき返答し、且、日本政府により執られたる措置が將來に亘り日本側當局者乃至草除により支那に於ける米國人、米國利益、亦は財産に對し攻撃又は不法なる干涉の加へられるを阻止するのに有效ならんことを切に希望する旨等述べた。

又、日本側に於いて、其の覺悟が華府にクリスマス前夜に到着し従つ

て我政府がクリスマス當日夫を取り扱ふことになる様に手配したことは
 同様、真に時宜を得た措置と云はねばなるまい。(我方回答はクリスマス
 スの午後三時に華府より發せられた)日本側は、我國に於ける「クリス
 マス」の精神が根強く、従つて、地上の平和、万人友愛の思想は必ずや
 我方決定に良い影響を齎らすに相違なからん旨見送す筈はあり得るか
 つたのである。兎に角、私はかゝる結末を見たことに對し喜びを抑へ切
 れず、正午に廣田を訪れる際の如きは、篇面に微笑を添へて(十二月十
 七日に彼を訪れた際にくらべると天地の差程の態度であつた)部屋に入
 り、良い報せを持つて來たと告げた程であつた。私が我方の覺悟を讀
 み終へるや、彼は眞實兩眼に涙を流へ、日本人の表し得る最大限の感情
 を露してゐた。そして、私はこんな喜びしいことはない。全く棄暗ら
 しい「クリスマス」プレゼントを齎らして下さつたと述べたが、彼がど
 の様に安堵したか、全く私と同様に計り知れない程であつたに違ひない
 と思ふ。之で我々は、ここ實際の間、困難を、極めて超え難い障害物を
 一つ無事に通過したといふ譯である。

然しながらさればとて、私は將來を思ふときは必ずしも安閑としては
 居れたい氣がする。他の障害物、然もより困難なる障害物が必ずや出現
 することと思はれるし、其際に於いても米國民の忍耐心にも亦限度があ
 るといふものである。日米間の競争は中國に於ける吾々の明白なる利益
 に對する單なる干渉乃至は更に其の侵害があつたとしても、夫を契機と

裏面白紙

して惹起されると思はれないし、亦、條約上の福利の破棄、乃至は吾々の主張する諸原理が蹂躙される様なことがあつても容易には惹起されるところと思はれない。然しながら米國の主權を此の上毀損する様を行爲、又は公然たる侮辱の度重る様な事があるれば、直ぐにも戦争は起り得るのである。危険は正に此點に存するのであり、然かも其危険たるや、日本政府に比し無責任極りない日本軍部に就いて多少でも知つてゐる者ならば將來を予見するに當り決して除去して考へられぬ切實さを伴ふものである。私は大臣官邸を辭去するに當り、パネー號事件の解決に對する吾々の論議も一時的に過ぎないものかも知れず、又五年間營々として日米關係を堅牢なるものに築き上げんとした其の基礎が今や崩れ去つて頼りない砂地と化した事實を一入まざまざと思ひ知らされるのであつた。

前大使グルー氏 日記

・ 滯日十年、よりの抜粹

二三九——二四〇頁

裏面白紙

194

高橋

「戦争と平和」より抜粋

22-5-2 (13)
平和と戦争
(13)

一號第三十六頁
合衆國對外政策

一九三七十二月十二日に合衆國政府並に人民は支那揚子江上に於ける
 合衆國砲艦「ネービー」號並に三隻の合衆國陸船が日本の飛行機により爆撃を
 受け、破壊せられたる報復を聞き少からぬ衝激をうけた婦孺と機銃掃射
 により合衆國の船員並ひに乗客の死亡せる事實を生じたり、合衆國政府
 は即座に日本政府に對し右合衆國船は「争ひなき然うして争ひ得られ
 ざる勝利」により揚子江上にありアメリカの國旗をかまげ然うして合法
 且つ正當なる競争に從事してをたつた事につき書面を送つた合衆國政府は
 日本政府に對し正式なる書面による謝罪並ひに完全且包括的なる賠償を
 なす時き了解並ひに今後に於ける支那に於けるアメリカの國民利益財產
 が日本の軍艦による攻撃もしくは日本政府當局或はその權力による不當
 な干渉を受けないといふ保障が定日特別の手續のとらるべき保證を求

I

193

194

高橋

「戦争と平和」より抜粋

外務省印刷局 第四〇一號第三十六頁

一九三一年一九四一年合衆國對外政策

「パネー船事件」

一九三七年十二月十二日に合衆國政府並に人民は支那揚子江上に於ける
 合衆國船隻パネー船並に三隻の合衆國商船が日本の飛行機により爆撃を
 受け、破損せられたる船隻を聞き少からぬ衝撃を受けた婦孺と機銃掃射
 により合衆國の船員並に乗客の死亡せる事實を生じたり、合衆國政府
 は即座に日本政府に對し右合衆國船隻は「争ひなき然うして争ひ得られ
 ざる勝利」により揚子江上にありアメリカの國旗をかまげ然うして合法
 且つ正當なる航行に從事してをたつた事につき書面を送つた合衆國政府は
 日本政府に對し正式なる書面による謝罪並に完全且包括的なる賠償を
 なす時き了解並に今後に於ける支那に於けるアメリカの國民權益財産
 が日本の實際による攻撃もしくは日本政府當局或はその權力による不當
 なる干渉を受けないといふ保障が定日特別の手續のとらるべき保證を求

エ

106 1120 (5th 401 P.36)

193

裏面白紙

Ref No. #1020 (Exh. #401 P.36)

め且つ期待した。此の書面は十二月十三日の晩日本に送られた、十二月十四日日本に於ける米極大使は日本の外務大臣より右の如き書面を受取つた、即ち日本政府は之が船中の損害並に人名の損失に關し「極めて遺憾なる」遺憾の意を表し「眞實なる説明」をなさんことを希望し本事件の責任者に對して「薄慮」すべく且政府はすでに現地軍務局に對し「同様な事件の重ひ和ることをなき様嚴命を發したる」旨の書面を受取つた、最後に日本政府は此の「不幸なる事件」により日本と合衆國との間の友好關係が害はれざる様「微意をこめて希望する」旨を述べた、

日本政府はその、合衆國政府の要求に従つて完全なる賠償をなした。バネシー事件の解決方法に關し合衆國國民によりや、かれたる賠償的の費は合衆國が戦争に捲き込まれぬやうにその國民の熱意あるに望を懸するものである。

2

194

195

裏面白紙

185

Defence Doc. 202 u 42
Page 121

検察側証人ロシノ日本ニアル者
松三五年間「中国生活」ヨリ「抜萃」

(三ノ三ノマツリロシノ會社 一九四五)

一九三七年ノマツリ汽船ト日本ノ爆弾

三一九頁



若クハ本ノ卒業生ニシテモイラドゴトト大尉ハ攻撃ヲ故意デ
シテトコトヲ同業トシテ本ノ最モ完全トシテ一ノ最モ
時「バニイ」ニ乗船シテ存存者トシテ夜間
ガナル 大尉ハ「バニイ」

二編隊ノ日本飛行機ニ爆撃リトシテ一編隊ハ三機オニハ
六機デトクドイトイラン 又後ハ最初ノ日本爆弾ハ凡ソ七〇〇
ノトクハ高度ヲ相當トシテ投下セラルトイラン
實際爆弾ハスベソノ目的ニ當ツル方式ハ船ニ重ト損害ヲ
与ヘル程ノ近イトコロニ各ヲクドイル

196

裏面白紙

警察調査人ロバート・ボリスル著
一九三五年の中国生活 中国の沿革

（三十三号、三十三号の會社 一九四三年）

一九三七年の汽船と日本の爆弾

三一九頁
若しアノ不才が卒業論文に『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て
『シベリアの汽船と爆弾』と云ふと大尉が攻撃が敢て

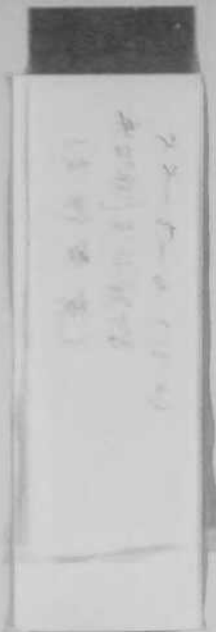
195

196

EX. 2526.

Key No. H1291

自分
如ク供
遞致シ
マス
自
分
變
更
ニ
行
ハ
ル
ル
方
式
ニ
從
ヒ
先
ヅ
明
示
シ
テ
通
リ
宣
布
ス
ル
上
次
ノ



供
進
者

神
奈
川
縣
井
山
町
堀
内
七
六
一

青

木

武

述
書

木
貞
夫
其
他

封

亞
米
利
加
合
衆
國
其
他

經
東
日
本
海
關
所

22

J. Takahashi

EX. 2526.
Key No. H1291

22

自分等我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ明紙 廻リ宣書ヲ爲シタル上次ノ
如ク供進致シマス

遠東國際汽船會社

亞米利加合衆國其他

付

荒木貞夫其他

宣書供進書

供進者 神奈川縣藤山町堀内七六一

青木 武

Y. Takahashi

裏面白紙

Ref No #1291

私ハ第二聯合航空隊ト支那派遣軍間ノ連絡官デアリマシタ、一九三七年九月中旬上海ニ着キマシタ。私ハ第三陸隊ノ參謀兼上海派遣軍ノ參謀デアリマシタ
私ノ任務ハ情報ヲ海軍ニ通報シ、海軍ニ對スル陸軍ノ要望ヲ傳フルコトデアリマシタ。私ハ又陸軍内ノ海軍專家デアリ連絡ヲ保持ノ爲メ飛行場ト第三陸隊司令部間ヲ定期的ニ往復シテ居リマシタ
一九三七年十二月十二日南京カラ敗走スル中國兵ヲ救セタ中國船ヲ保護スルコトヲ陸軍カラ要望ヲ受ケマシタ。ソレニ依レバ七、八隻ノ大型中國商船ガ中國軍艦ヲ滿載シテ揚子江ヲ湘江シテ逃ゲツツアルヲ以テ之ヲ阻止スル爲メ海軍航空隊ノ援助ヲ求ムト云フニ在リマシタ、私ハ此ノ要望ヲ電話ヲ航空隊ニ通ジマシタ。航空隊ハ承諾シテ此ノ要望セラレタ使命ノ爲ニ陸軍ノ飛行機ヲ出シマシタ
陸軍側ノ報告ニ依レバ當時南京附近ニハ外國船ハ居ナカッタ。后ニ、前記使命ハ好結果ヲ以テ達セラレタト報告サレマシタ

裏面白紙

Key Doc #1291

一九三七年十二月十四日私ハ初メテパネー號機ヲコトチ聞キマシタ
第一報ハ外国船ヲ撃沈セルモノノ如シト云ヒ、次デ私ハ其ノ報告ニ係
ル事實ヲ調査スル爲メ上海ニ到着シテ事ノ實際ヲ知りマシタ
即チ上海デ私ハパナイ號ガ南京ヨリ逃走セントスル中口船ノ一ト間違
ヘテ誤認サレタコトヲ知りマシタ。其後操縦員ノ爲セル報告ニ依レバ
パナイ號ノ撃沈ハ明カニ操縦員ノ誤リデアリ、外国船撃沈ノ意圖ヲ有
セサリシモノデアリマス。パナイ號ヲ南京ヨリ逃グル中国船ノ中ノ一
隻ト信シタモノデアリマス
パナイ號ノ乗員ヲ操縦デ射殺シタト報セラレシコトニ關シテハ操縦士
ノ報告ハ之ヲ否定シテ居リマシタ。操縦士トシテハ斯ル操縦任務ニ當
ツテ其ノ目ヲ操縦射撃スルコトハ運路上在リ得ザルコトデアリマス
第三機隊司令長官及航空隊指揮官ヨリ外国船ヲ撃沈セザル様注意ヲセ
ヨト嚴重ナル訓示ガ發セラレ居リ、此ノ事件ハ頗ル遺憾トセラレマシ
タ。ソレ故不注意又ハ過失ノ責アルヤ知レズト認めラレタル者ハ處罰
サレマシタ

Leaf doc # 1271

昭和二十二年（一九四七年）四月十五日 於東京

供 送 者 青 木 武

右ハ立合人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ
證明シマス

同日 於東京

立合人 香 川 龍 彦

裏面白紙

Key Box #1291

良心ニ從ヒテ事ヲ為シテ
加セザルニトテ善フ

宣

番

卷

(捺印名)

青

木

武

5

裏面白紙

200

201

20-5-2

参謀側文書第五〇二號
(坂本第十五)

一九三七年十二月日本軍が、南京陥落後揚子江上流に向つて中隊を遣
 遣して居つた際に一重大事件が起つた。英艦「レイ・パード」號
 は南京上流に碇泊して居り、同艦が揚子江上に於て、その位置を變える都
 度、それは直ちに日本政府へ報告されて居つた。十一月中頃、日本の或る海
 砲中隊が「レイ・パード」號に對して砲火を開き、同艦の上部構造物
 に僅少の損傷を與えた。この損傷が不したことではなかつたのは、砲撃が少
 なかつた爲めではなかつた。砲撃はこの砲艦の周囲に落下したので、
 同艦は岸壁に潰付けたとなり、其の艦長は上陸して、日本の砲兵中隊指揮官
 校に沈没したか、或は何等悔悟の徴候を示さなかつた。
 此の場合に於ける日本政府の反應は迅速であり、且つ推察さるべきもの
 であつた。この報道を聞くや否や、外務大臣廣田氏は大使館に余を訪問し、
 日本政府が眞に遺憾の意を表明し、同艦に與えた損害に對して充分なる賠
 償金支拂の申入をなして居る旨、英政府へ得差方を余に乞ふた。
 廣田氏は此の事件の爲め非常に心の落着きを失つて居る様見受けられた。
 そして此の通告を傳達する際、彼が何時になく慌てて居た。廣田外相が、
 日本の極端論者の異言した感情を頌感しつつも、遺憾の意を表する爲め異

参謀側文書

裏面白紙

例の信登をとつて自ら余を訪問した事は、相堂の道義的勇氣を示したものであつた。此の陳謝は英海政府の容るゝ所となり、石砲臺の修理費は日本政府によつて迅速に償はされた。
新しくして、重大な生命の損失にまで容易に陥する可能性のあつた事件も迅速に解決されたのである。

○ロート・クレイギー判著「日本の假面の内幕」第五二頁より(訳)

20

4. Takahashi

「クレイギー」英國大使宛廣田外相公文 昭和十三年十二月十四日



以書翰啓上致仰即者本月十二日蕪湖及南京方面ニ於テ貴國軍艦「レディ
 バード」・「ビー」・「クリケット」及「スカラツプ」カ帝國ヨリ誤
 ツテ射撃機ヲ受ケタル事件ハ帝國政府ノ甚々遺憾トスル所ニシテ本大
 臣ハ茲ニ帝國政府ノ名ニ於テ深厚ナル謝辭ノ意ヲ表シ茲ニ帝國政府ハ此種
 事件ヲ防止ノ爲即時必要ナル措置ヲ執リタルコトヲ茲ニ通報スルト共
 ニ調査ノ上適當ナル處置ヲ執ルヘク又貴國
 賠償ヲオスノ用茲アル次第ヲ言及セ
 爾係力此等ノ不幸ナル事件ニヨリ影響セラル
 ルコト無カラシメテ貴國政府ノ衷心ヨリ切望シ居ル所ニ有之候
 右申進券々本大臣ハ茲ニ幕ヲ下ニ向テ敬テ表シ候
 具

昭和十三年十二月十四日

外務大臣 廣田 毅

EX. 2527.

Def. No. 1034
(1037)

大不列颠特命公使大使

「ゼ・ライト」・オノラブル・サー・ロバート・クレイギー閣下

Y. Takahashi

20
15

EX. 2527

大不列颠聯合公使大使
一ゼ・ライト・オノラブル・サー・ロバート・クレイギー閣下

昭和十二年十二月十四日

外務大臣 田 兼

「クレイギー」英國大使宛廣田外相公文（昭和十二年十二月十四日）

以書翰啓上致作同者本月十二日蕪湖及南京方面ニ於テ貴國軍艦「レデイ
 バード」一「ビー」一「クリケツト」一及「スカラツプ」一カ帝國ヨリ誤
 ツテ射撃ヲ受ケタル事件ハ帝國政府ノ甚々遺憾トスル所ニシテ本大
 臣ハ茲ニ帝國政府ノ名ニ於テ深厚ナル謝辭ノ意ヲ表シ茲ニ帝國政府ハ此種
 事件ヲ防止ノ爲即時必要ナル措置ヲ執リタルコトヲ茲ニ通報スルト共
 ニ本事件責任者ニ對シテハ速ニ調査ノ上適當ナル處罰ヲ執ルヘク又貴國
 側ノ被害ニ對シテモ必要ナル賠償ヲオヌノ用ニアル事ヲ特ニ言明セラル
 尙日英兩國ノ傳統的友好關係力此等ノ不幸ナル事件ニヨリ影響セラ
 ルコト無カラシムコトハ帝國政府ノ衷心ヨリ切望シ居ル所ニ有之候
 右申進勞々本大臣ハ茲ニ重々テ閣下ニ向テ敬テ表シ候

敬 具

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 馨ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナル故、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ルクレイギト英蘭大使宛賣田外相公文一冊和十二年十二月十四日ト題スル書類ハ日本政府ハ外務省ノノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月五日

於東京 林

馨

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 島 馬

2p. 10/037

206

「レダイバード」號並「バネー」號事件
ニ關スル外務省發談（十二月十四日）

米國砲艦「バネー」號及商船三隻沈没事件ニ關シテハ十二月十三日廣田外務大臣ハ不取敢在京「ダルー」米國大使ヲ往訪シ帝國政府ノ遺憾及陳謝ノ意ヲ表シ同時ニ在米清國大使ニ同狀ノ措置ヲ取ル機電訓シ更ニ十四日公文ヲ以テ「ダルー」大使宛帝國政府陳謝ノ意ヲ表明セリ、尙米國ニ於テハ清國大使ハ十三日「ハル」國務長官ヲ往訪シ帝國政府ノ訓令ニヨリ遺憾ナル建案ノ意ヲ表明スル所アリタル處、右ニ對シ國務長官ハ國際案件ハ總テ冷静且實效的ニ處理スル建前ナルモ今回ノ「バネー」號事件ニハ喫驚ヲ察シ得サリシ旨ヲ述ベ、既ニ本件ハ大統領ニモ報告セラレ大統領モ亦多大ノ關心ヲ示シ居レリ他方英砲艦「レダイバード」號カ蒸氣ニ於テ帝國軍ニヨリ沈没セラレタル事件ニ關シテハ廣田外務大臣ハ不取敢十三日午後在京「クレイギー」英大使ヲ往訪シ此不韙ナル事件ノ發生ニ對シ帝國政府ヲ代表

1

22.5.2
101
LEF DOC # 275

205

裏面白紙

207

シ 皇 族 トル 遺 儀 ノ 意 テ 表 明 セル カ 夏 ニ 十 四 日 右 禮 誌 ノ 外 英 禮 誌 「 ビ ー 」 ハ
熱 洲 ニ 於 テ 「 ク リ ヲ ッ ト 」 及 「 ス カ ラ ツ ブ 」 ノ ニ 英 禮 誌 ハ 南 京 ニ 於 テ 是 亦
既 禮 誌 ナ 敷 リ タル 事 判 明 セル ニ 付 同 日 「 ク レ イ キ ー 」 大 使 領 公 文 ナ 以 テ 帝
國 政 府 ナ 代 表 シ 正 式 陳 謝 スル 所 ア リ タリ 。

2

DLF LOC # 273

206

裏面白紙

27

208

外務省スロークスマンの電報

(一九三三年十二月二十二日)

27-5-2 (107)
外務省スロークスマン
(改訂事案)

電報に於ける日露軍の共同軍艦レライバード艦
田弘毅氏は本日午後英領大使ロバートクレ
同、右の不審なる事件の発端したことに對し、
遺憾の意を表明した。

ink 100 n. 252

207

27

208

外務省スロークスマンの新聞

(一九三三年十二月三日)

新聞の、十二月十二日蕙湖に於ける日露軍の衝突事件に對し、外務大臣原田弘毅氏は本日午後英駐大領ロバートクレイ卿をその大使館に訪問、右の不祥なる事件の終結したることに對し、日本政府を代表して、町重三總領の義を聲明した。

1000

207

裏面白紙

蕪湖及南京ニ於ケル英國艦船攻撃ニ關スル十二月十六日附廣田外務大臣宛英國大使公文(昭和十二年十二月三十日)

一、本使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ對シ十二月十二日蕪湖及南京ニ於テ日本軍航空機及陸上部隊カ英國軍艦及商船ヲ攻撃シタル事件ニ關シ茲ニ申進ムルノ光榮ヲ有ス此等事件カ重大ナル問題ヲ提起スルモノナルハ明白ナリ。

二、蕪湖ニ於テ南京ヨリ英國領事、英國陸軍武官及英國揚子江派遣少將本側機關銃ノ射撃ヲ受ケタリ「レデイバード」セルカ其餘亞細亞石油會社施設物ノ上流ニ築野砲陣ヨリ射撃シ居レルヲ見受ケタル處右射

三、同艦ニハ彈丸四發命中シ水兵一名死亡他ノ一名重傷ヲ負ヒ參謀長ヲ始メ數名ノ輕傷者ヲ出タシタリ尙英國商船被殺ニモ彈丸一發命中セリ砲取セラレタリ「ビー」艦々長ハ抗業ヲ爲ス爲上陸セル處蕪湖ニ於

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a black bar at the top.

Ref. No. 1036

蕪湖及南京ニ於ケル英國艦船攻撃ニ關スル十二月十六日附廣田外務大臣宛英國大使公文（昭和十二年十二月三十日）

一、本使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ閣下ニ對シ十二月十二日蕪湖及南京ニ於テ日本軍航空機及陸上部隊カ英國軍艦及商船ヲ攻撃シタル事件ニ關シ茲ニ申進ムルノ光榮ヲ有ス此等事件カ重大ナル問題ヲ提起スルモノナルハ明白ナリ。

二、蕪湖ニ於テ南京ヨリ英國領事、英國陸軍武官及英國揚子江派遣少將附參謀長ヲ塔載シ來レル英國曳船ハ右塔乗者カ英國軍艦「レデイバード」ニ乘リ移リタル後日本側機關銃ノ射撃ヲ受ケタリ「レデイバード」ハ護衛ノ爲右曳船ニ接近セルカ其餘亞細亞石油會社施設物ノ上流ニ築結中ノ商船ニ對シ日本軍野砲陣ヨリ射撃シ居レルヲ見受ケタル處右射撃ハ引續キ「レデイバード」ニ向ケラレタリ。

三、同艦ニハ彈丸四發命中シ水兵一名死亡他ノ一名重傷ヲ負ヒ參謀長ヲ始メ數名ノ輕傷者ヲ出タシタリ尙英國商船綏和號ニモ彈丸一發命中セルヲ看取セリ次テ英國軍艦「ビー」現場ニ到着セル處之亦沿岸砲陣ヨリ砲撃セラレタリ「ビー」艦々長ハ抗撃ヲ爲ス爲上陸セル處蕪湖ニ於

裏面白紙

Doc. No. #1036

ケル日本陸軍先任將校橋本大佐ハ軍艦ニ對スル砲撃ハ過ニ甚キタルモノナルモ江上ニ於ケル一切ノ船隻ニ對シ射撃スヘキ命令ヲ受ケ居レル旨達ヘタリ其後會見ノ際同將校ハ何レノ船隻モ江上ヲ移動シタル場合ハ砲撃セラルヘキ旨斷言シ「ビー」及「レディバード」ハ抗撃セルニモ拘ラス投擲後直射距離ニテ野砲ヲ向ケラレ居リタルモノナリ。

四、南京上流下三山附近ニ於テ我ニ日本軍司令長官カ安全地帯トシテ指定セル水域ニ英國商船集中シ居リシ處日本軍航空機ハ右商船及之ト共ニ在リタル英國軍艦「クリケット」及「スカラブ」ニ對シ三度ニ亘リ砲撃ヲ加ヘタリ。

五、英國軍艦ニ對スル攻撃ニ付日本政府カ深甚ナル陳謝ヲ提示シ此種事件再發防止ノ爲直ニ措置アリタル旨ヲ述ヘ更ニ責任者ニ對シテハ適當ナル處置ヲ執ルヘク又必要ナル賠償ヲナスヘキ旨附記セル十二月十四日附貴翰ヲ受領シタルハ英國政府ノ欣幸トスル所ナリ。

六、英國政府ハ貴翰中英國商船ニ對スル攻撃ニ付言及無キヲ認メ本使ニ對シ貴翰申述ノ次第ハ總テ此等商船ニ對スル攻撃ニ付テモ同様適用セラルヘキ旨ノ保障ヲ求ムル様訓令越シタリ。

裏面白紙

Def Doc #136

七、英國政府ハ責任者ハ適當ニ處置セラレヘシトノ御申越ヲ特ニ重視ス
 ルモノナリ英國政府ハ本件種々攻謀事件ノ責任者ヲ充分處罰スルコト
 コソ今後ノ此種暴行ヲ防止スル唯一ノ方法ナリト思慮ス。

八、英國政府ハ茲ニ日本政府カ英國臣民及所屬ニ對スル攻撃ニ付遺憾ノ
 意ヲ表シ之カ再發防止ノ爲充分ナル處置ヲ執リタル旨保障セラレタル
 諸事件ヲ想起セサルヲ得サルモノナリ、英國政府ハ其駐支大使カ陸路
 南京ヨリ上海ニ向フ途上ニ於テ受ケタル攻撃、其後同様ノ旅行ノ途上
 ニ於テ英國官吏ヲ塔撃セル自動車ニ對シ加ヘラレタル攻撃、上海周邊
 防備區域ニ於テ英國非戦闘員及守備陣地ニ加ヘラレタル攻撃及其他ノ
 事件竝ニ現下ノ日支紛争中第三國ノ利益ヲ充分尊重スル意圖ナル旨ノ
 日本政府累次ノ保障ヲ想起ハルモノナリ此種攻撃防止ノ爲日本政府カ
 從來執ラレタル措置ハ今迄ノ所其目的ヲ對セザリシコト明白ニシテ英
 國政府ハ其不滿トスル諸事件ヲ確實ニ防止スルカ如キ性質ノ措置カ現
 實ニ執ラレタル旨ノ通報ヲ要請セサルヲ得サル次第ナリ。

裏面白紙

D. of Doc #1036

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 勝 馬

林

經

昭和二十二年四月五日 於東京

自分、林經ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル証ニ添付セラレタル日本語ニ就ツテ書カレ四頁ヨリ成ル無漏反南京ニ於ケル英領海船攻撃ニ關スル十二月十六日附廣田外務大臣宛英領大使公文ト題スル書頭ハ日本政府ハ外務省ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル事ヲ示シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

裏面白紙

支隊の進軍状況
（支隊本部）

燕湖附近ニ於ケル英艦隊軍事件ニ關スル陸軍當局ノ下記並決意
昭和十二年十二月二十八日外務省情報部長ニヨリ公表サル
燕湖附近ニ於ケル英艦隊軍事件ニ關シテハ統意候相調査ニ努メタルモ當
言未終亦意ノ如クナラサリシタメ之カ調査速延セ
ニ生後直チニ大本營陸軍部參謀ヲ派遣シ現地在
タル所左ノ如シ。

十二月十一日皇軍ハ征戰百日ノ報果ヲ此一尋ニ取ムヘク、長驅敵首
部南京ニ近近シ、既ニ真正面ノ包圍ヲ完成シ陸軍管進シテ城壁ノ奪取
ヲ竣ヒ、市街等ニ下關方面ハ兵火燄ニ起リ燕湖江上ヲ蓋フ。

○支隊ハ此日太平府北方ニ於テ揚子江左岸ニ渡河シ浦口方面ニ前進
シテ南京ニ在ル敵ノ最後ノ退路ヲ遮斷セントセリ。

當時第一線ニ近ク（雨花臺南方小不行高地）進出シテ戰鬪ヲ指揮シア
リシ高級指揮官以下何レモ南京ニ窮乏セル敵ノ唯一ノ退路ハ既に唯初
子江ノミナルヘキヲ察シ之ニ對シ注意ヲ集中シアリタリ、而シテ十二

蘇聯ニ於ケル英艦隊襲撃事件ニ就スル陸軍當局ノ下記並功書
昭和十二年十二月二十八日外務省情報部長ニヨリ公表サル

蘇聯附近ニ於ケル英艦隊襲撃事件ニ就シテハ就意偵相調査ニ努メタルモ當
時部隊各所ニ分散シ通信連絡妨害ノ如クナラザリシタメ之カ調査進延セ
シハ迅速ナリ當局ハ事件發生後直チニ大本營陸軍部參謀ヲ派遣シ現地偵
察ト協力調査ノ結果知り得タル所左ノ如シ。

一、一般ノ情況

一、十二月十一日皇軍ハ江口百日ノ報果ヲ此一帯ニ取ムヘク、長驅敵首
部南京ニ近近シ、既ニ真正面ノ包圍ヲ完成シ該部軍運シテ被撃ノ奪取
ヲ成ヒ、市街等ニ下方方面ハ兵火熾シニ起リ無煙江上ヲ登フ。

○支隊ハ此日太平府北方ニ於テ輪子江左岸ニ渡河シ浦口方面ニ前進
シテ南京ニ在ル敵ノ最後ノ退路ヲ遮断セントセリ。

當時第一線ニ近ク（雨花臺南方小不行高地）進出シテ戦鬪ヲ指揮シア
リシ高級指揮官以下何レモ南京ニ退却セル敵ノ唯一ノ退路ハ既ニ確切
子江ノミナルヘキヲ察シ之ニ對シ注意ヲ集中シアリタリ、而シテ十二

裏面白紙

月九日列艦ニ發シテハ我上海線艦隊ヨリ、交戦地域外ニ移動セラレタ
キ旨ノ通告ヲ傳達シアリ而モ敵沈没ノ如ク切迫セル時、外艦艦隊カ尙
此附近海域ニ存在スヘシトハ全ク夢想タニセサリシ所ナリ。

二、然ルニ午後三時(日本時間、以下同シ)頃果然十数隻ノ大型汽船下
部方面ヨリ無煙ヲ吐キテ上述ニ追定スルヲ認メ高級指揮官ハ必然敵ノ
運轉ト認メ直ニ附近ノ遠兵艦隊ヲシテ射撃セシム然ルニ距離短縮ニシ
テ逸速着達セス敵艦ハ燃々トシテ進行ヲ緩ケ縮ル者皆切首逆轉セリ。
茲ニ於テ高級指揮官ハ直ニ管轄艦隊附近ニ在リト察知セラレタル部隊
ニ對シ之等船首ノ逆轉ヲ命ス。

二、〇文隊行動

一、敵ノ逃路遮断ヲ命セラレタル〇文隊ハ十一日夜行軍ヲ以テ南行シ
十二日午前七時三十分乃至八時二十分ノ間ニ露濱附近ニ到着シテ陣地
ヲ占領セリ。

コノ日朝來晴天ナルモ、霧深シ遠テ文隊長ハ、陣地ノ北方約三科橋子

裏面白紙

江右岸ニ四條ノ大壘汽船碇泊セルヲ認メ、且「ランヂ」ヲ以テ人長ヲ
 上陸セシメアルカ如キ行動ヲ見ル、斯クスル内（午前九時頃此等汽船
 ノ一部被ニ蒸煙ヲ吐キ出シタルヲ以テ支隊長ハ該カ急進煙幕ニヨリ企
 圖ヲ察知セントスルモノト判断シ射撃ヲ命ス彈丸ハ、先頭及ヒ第二ノ
 汽船ニ命中スルヲ認メシカ、後方ニ在リシ船ハ直ニ下流方向ニ退却
 シテ影ヲ淡シ、先頭ニ在リシ一隻ハ我方ニ向ヒ前進シ來リ、近接スル
 ニ從ヒ英船旗ヲ認メシヲ以テ支隊長ハ直ニ射撃ヲ中止セシメタリ、該
 船無傷後衛ニ接着スルニ及ビ之英國軍艦「レデイ。バード」號ナルコ
 トヲ知レリ。

- 二、午前十時頃英艦ヲ擣クル一船上流ヨリ接近シ來レル時一彈ヲ發
 セシモ彈丸ハ高ク船上ヲ飛越シタルモノノ如シ。
- 該船モ同シク後衛ニ接着セシカ之英國「ビー」號ナリキ。
- 三、「ビー」號ニ坐乗セル「ホルツ」少將「レデイ。バード」號ニ在リ
 シ英國領事ソノ他陸長士官等數名ハ上陸シ支隊長ト會見ス。

裏面白紙

支隊長ハ「朝暮ノタメ英師ヲ見ルコト能ハス且無難ニテ退散セルヲ以テコレヲ敵艦ト思惟セリ」ト答ヘ且當時無潮附近ニ支隊ノ敵艦兵多ク、コレヲカ楸子江ヲ利用シアル前流ヲ説明シ支隊ハ楸子江上ノ敵艦船ハ悉ク撃沈スヘキ任務ヲ有スル旨ヲ述ヘタリ。

英師艦ハ前流ノ共明スルヤ爾後急度ヲ乘ラケ、爾後射撃セラル所ク要求セシヲ以テ支隊長之ヲ承認ス。

英師艦ハ今後ノ危險ヲ豫防スルタメ我士官兵ヲ乗船セシムル無難望セシモ支隊長ハ已ニ英艦ナルコト明瞭ナルニ就キ其必要ナカルヘシト主張セリ然レトモ英師艦ノ爲難ニ從ヒ一六尉ヲ英艦ニ乗乗セシメテ觀察ニ遣カシメタルニ、下流約八キロ附近中流ノ處ニ汽船六隻、多量ノ「ジャンク」アリ、歐米人ヲ交ヘ支隊人ヲ誘引セルヲ見タリ支隊長ハ英艦ノ死者ニ對シ遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ之カ應援ノタメ苦力ヲ貸與シ且歩、砲兵將校各一ヲ代表トシテ會葬セシメタリ。

英艦ハ正午頃迄後流ニ在リシカ發出航セリ。

裏面白紙

三、 結 言

坂上ノ如ク南京ハ包圍セラレ我軍ノ一部ハ此ニ對岸河口ニ在リ其況甚メ
 テ切迫シ支那軍ノ退却カ極カニ弱子江ノミニ限定セラレアリシ當時現地
 高倉控官ハ勿論第一線部隊ニ至ル迄此危險ナル交戦區域ニハ第三師駐
 營ノ存在スルカ如キコトハ全然夢想タニセザリシ所ナリ。
 然ルニ我軍ノ前線ハ我方ノ兵士ト相違シテ英艦隊ハ艦隊内ニ介在シタル
 モ後部ノタメ英艦隊タルヲ離別シ得ス而モ退却セル隊ノ江岸ニ上陸スル
 カ如キ狀況ヲ呈シ且艦隊ニヨリ其行動ヲ監視スルカ如キ狀況ナリシヲ以
 テ支隊長カ射撃ヲ命スルニ至リシモノニシテ斷シテ出先ニ於ケル事情ニ
 ヨリ英艦隊船ト短リツツ射撃セルモノニアラス又此種極モ故意乃至密
 偵察ノ行爲ト認ムヘキ事由ナキハ見ク彼等多キ程度ノ實相ヲ理解スルモ
 ノノ首肯シ得ル所ナルヘシ、然レトモソノ結果ニオイテ不幸ナル今次事
 件ノ遠征ヲ見ルニ至リシハ尚ニ遺憾トスル所ナリ。

裏面白紙

216

217

文書ノ出所源ニ成立ニ係スル證明書

自分、林 彪、ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ審カレ五頁ヨリ成ル英語送達案件ニ關スル大本登録章部發表（昭和十二年十二月二十八日）ト題スル書牘ハ日本陸府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月五日 於東京

林 彪

右姓名捺印ハ百分ノ面額ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 海 部 房 長

裏面白紙

「クレイギード」に對其他英國の政務
事件ニ關スル交渉経過表 (十二月三十日)

昭和十二年十二月二十八日廣田外相大臣ハ在米京「クレイギード」英艦大
使ノ代表ヲ對シテ「クレイギード」に對其他英國の政務事件ニ關スル左記

22-1-2 (2)
170
170

件ニ對シテ常陸軍部ツテ費電ニ及商標ヲ取覽
ニ本月十四日附摺書ヲ以テ帝國政府ノ答覆ナル

(1)

件ニ對シテ英艦大
使及英任者ニ對シテ交渉ナル商標ヲ觀ルヘク又必要ナル證據ヲ行フヘキ
旨由テメタルニ對シテ下記ヨリ本月十六日附摺書ヲ以テ之ニ答覆ノ事
辦カレタル後(前記)月十四日附摺書ヲ受領セタルハ英國政府ノ附摺
トスル所ナル旨(英國政府ハ右摺書申送メノ次英艦大使ニ對スル政
務ニ對シテ帝國政府用ヤラルヘキトノ旨(英國政府)ニ於テハ
英艦大使ニ對シテ交渉ニ關スル旨並ニ(英國政府)

45 Rejected
170

519

「クレイバード」に其他英領土の功績
事件ニ付スルガ答復書表(十二月三十日)

明治十二年十二月二十八日廣田外務大臣ハ有テ「クレイギー」英領土
領ノ功績ヲ考メ「クレイバード」に其他英領土の功績事件ニ付スル答復
書表ノ旨ヲ手書ナリ

十二月十二日、無期及東京方面ニ於テ管轄官カツテ管轄官ニ及隨處ヲ取
多タル事件ニ付シテハ、十二月十四日附封テ以テ管轄官ノ所取ナル
事件ヲ取付スルト、其ニ付テ事件再發時止ノ管轄ニ必要ナル措置ヲ取リ
ル旨及管任者ニ對シテ、其ノ旨ヲ知ルヘク及必要ナル措置ヲ行ラヘキ
旨ヲ送メタルニ、其ノ旨下ヨリ本月十六日附封テ以テ、其ノ旨ヲ知
ル所ナル旨(前記)月十四日附封テ受付タルハ、英領土ノ功績
事件ニ付テハ、其ノ旨ヲ知ルヘク及必要ナル措置ヲ行ラヘキ旨
ヲ送メタルニ、其ノ旨下ヨリ本月十六日附封テ以テ、其ノ旨ヲ知

(1)

4/5 Rejected
P.
Dec. 1900, 1170

218

裏面白紙

ニ於テハ此際東洋ノ運賃ヲ抑止スルナキニ抑カカ實現ニシテ
 ルコトニ付其額ヲ積貯シテノ際各申出額アリタルヲ以テ不取算月十
 七日附掛テ以テ前記十四日附掛申出メノ次第ハ同様狀況ノ下ニ於テ
 取算カラレタル費額商社ニ適用ヤラルヘキコト勿論ノ外然ナル旨既
 ナリ。本事件發生スルヤ東洋運賃ハ直ニ區分影響ニ及力シタルハ其條件
 別ノ把握ニ依リ關係各社ニ運賃低減ノ責クナラザリシモ其條件ニ
 コリ則本事件ハ其後々運賃トスル所ニ有之令意ニ付其影響運賃都告ノ
 概算ヲ見タル所其ノ運賃ハ運賃管長ヨリ貴方ニ懸示付シタル所
 見リナリ右ニ於テ各社ノ運賃ニ付ハ運賃管長ヨリ關係各社時ノ狀況上
 於テ把握及申出額ヨリ懸示付シタル所見リ貴方ニ察知付シタルハ
 運賃管長ノ以テアリ得ヘキコト懸示付シタルト又時運賃管長又ハ
 貴方ノ運賃管長懸示付シタル所見リ貴方ニ察知付シタルハ運賃管長
 於テ運賃管長ニ懸示付シタル所見リ貴方ニ察知付シタルハ運賃管長
 之、右ハ各社ノ運賃管長懸示付シタル所見リ貴方ニ察知付シタルハ

(2)

Doc. No. 170

裏面白紙

11170

三政費ヲ出止ナルヲ實、監督初階カ「レライバード」船死イモノ虚電ニ
 雖も其船ヲ監ハタルヲ實者ニヨリテ其船信ヲラルル地ト價ス。
 作又「レライバード」船等ノ位置ニ門門多門信監電部部長カ子江上ニ
 於ケル一切ノ船隻ニ對シ射撃スヘシトノ命令ヲ發ケ所レル警備ヘタリト
 ノ旨既ハ警備隊電ニガテ既ニ震大ナル「心ヲ以テ察見ニ力メタル所ナル
 事左ハ船ノ電月ニキシ船ル一切ノ船隻ノ警備ニシテ沙シテ後三門信機ヲ
 射撃スヘシトノ命令ニアラサリシコト伊既ナリテ其後ニ「スル警備隊
 隊ノ隊形ニ據テノ船隻ニ付テハ艦ニ前艦把握中ニ要四シタル所ヲ以テ
 難クハ各船ノ隊形ニ據テノ隊形ニ明シテハ前艦ノ近リ未難信ハ各クイ隊
 ニ以テタルコト供出ナリト既モ十分ノ空電ヲ發フ點ニ於テ船クル所アリ
 タルノ理由ニヨリ隊形者ニ對シ去々必取ナル準備ヲ行ヒ此ノ警備隊ノ任
 務ヲ明シタル次第ナリ。
 亦二十六日開戦後其後今後ノ保障ニ關シテハ警備隊電ニガテハ其後
 三門ニ英國其他艦三隻其船ノ存在スル事ヲニ於テハ其後ノ外射ヲ以テ候

(3)

220

裏面白紙

此ニ今回ノ如キ選電ヲ繰返サレル様契ムヘキ旨既ニ命令シタル外從來
 出先世津電並ニ外務官等ニ對シ訓令濟ナルモ更ニ今回ノ不祥事件ニモ
 英國其他第三國人ノ生命財産ニ對シ攻撃ヲ加ヘサル様一層切實周到
 ナル注意ヲ加フヘキ旨既ニテ嚴命ヲ發セル次第ナリ而シテ最急ノ目的ノ
 達成ヲ一層有效ナクシムヘキ一切ノ手段ニ關シテ之極重ナル考究ヲ盡キ
 最カ實行時期ヲ照ル次第ニシテ即チ貴國民衆良及紳士ノ所在等ニ關シテ
 ハ更ニ貴方ト十分連絡調査ノ上臨時之ヲ出先ニ呈報シ下級都廳ニ至ル迄
 徹底ナクシテ之ヲ時期ニ其選擇方法ニ付テハ極ニ確實迅速ヲ期スル様考
 慮ヲ加ヘタル次第ナリ、以上述ヘタル如ク帝國政府ニ於テ是ニ應答ナル
 措置ヲ講リタルヲハ余ク帝國政府カ英風並ニ其他第三國ノ權益ヲ保護
 ナルヲト信スルホノナリ。

Def. Doc. #170

4 (4)

221

裏面白紙

D.F. DOC. 170

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, ODO, FUGIHARU, Assistant Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese, consisting of 4 pages and entitled "Statement of the Foreign Office regarding the Incident of Shelling the Leyte and British Vessels, December, 30, 1937" is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo,

on this ¹⁷th day of June, 1947.

(Signed) FUGIHARU, ODO
Signature of Official

Witness : (Signed) ... Ishida.

222

227

裏面白紙

254

日本駐劄英領事館長官大傳信

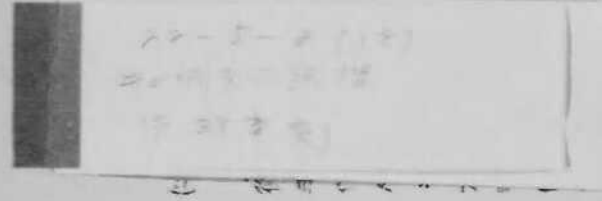
昭和二十二年三月二十日 参。一三。三六二。四七

宛 程 官 製 局 官 邸 教 訓 部 郵 局

「ハリス」氏氣付
〇 1 2 渉 外 課 經 由

22

「レイギイバード」號事件證明書ノ件



ニカ、ル 願 記 件 名 ニ 認 る ル 在 英 京 英 皇 帝 陛 下
書 不 符 同 封 ニ 于 送 付 致 シ 儀
受 領 ノ 旨 御 預 知 相 成 度 儀

1

文 書 課 長

R . G . H . ウ オ ツ ツ

EX. 2528

Def Loc No. 1013

253

224

日本駐英公使館英領事館日英英領事館大使館

昭和二十二年三月二十日 参。一三。三六二。四七

宛 郵政省郵政印刷局

「ハリキ」氏御付
〇 工 名 涉 外 課 郵 由

「レイヂイバード」號事件證明書ノ件

- (一) 「ハリキ」氏御付書ニカ、ル額記件名ニ認ケル在英京英領事館下
政治代表野名入り證明書紙同封ニテ送付致シ候
- (二) 御手付年ラ右證明書受領ノ旨御通知相成度候

文書課長

R . O . H . ウ オ ツ ツ

22

EX. 2528

Def Loc No. 1013

1

223

裏面白紙

225

日本駐英公使館長自東京英公使館

證明書

英國船「シムズ」が一九三七七年十二月十二日瀬戸内海に於て日本領ノ領海ノ外に擱浅せり。當初擱浅ハ三、八三〇トボツドト概算せりタルモ、後ニ算りニ、九四二トボツドトニ削減せり。一九三八年八月一八日日本政府ハ右ニ、九四二トボツドトノ請求ヲ受ケ、同一一九三八年八月三十一日東京駐英公使館長ニ右金額ヲ相償スル小切手ヲ手交せり。

2

右證明書

一九四七年三月二十日

英國皇陛下政府代表

駐日英國首席領事館長

A. D. P. ガスコイ (署名)

Ref Doc No. 1013

224

裏面白紙

J. Takahashi

By Doc # 1375

12-1-10 (101)
[不明] 文部省
(文部省)

自分供養圖一行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り且書キ置キタル上
次ノ如ク供進致スマス

東京國際軍事裁判所

並米利加合・米穀其他

對

木貞夫 其繼

連 兼

供進者 寺・門 雜 録

J. Takahashi

Doc # 1375

次ノ如ク供進致スマス
自分國國ニ行ハルル方式ニ從テ先ツ別紙ノ通り且書ヲ寫シテ上

供進者	寺・口	雜	東國際學藝院所
			亞米利加合衆國其他
			對
			荒木貞夫 其他
			工下其進書

-1-

裏面白紙

225

226

一私ノ軍人トシテノ最後ノ階級ハ陸軍中將デアリマス
ニ私ハ昭和十二年(一九三七年)十二月ニハ柳川軍ノ作戰參謀デアリマ
シタ。私ノ任務中ニハ司令部カク出ス前線部隊ヘノ命令ヤ部隊カラ司
令部ヘ來ル報告ヲ處理スルコトヲモ含ンテ居マシタル。柳川軍ノ作戰地
區ハ密支ノ一部デアリマシタ。

昭和十二年(一九三七年)十二月十日頃司令部ガ受取ツタ前線部隊カ
ラノ報告ニ、密支カラノ敗殘兵ガ船ニ依リ揚子江上ヲ遁走シテ居ル
ガ或ル支那船ハ第三國ノ領土ヲ使用シテ恰カモ第三國ノ船籍ヲ裝フ
テ居ルトアリマシタ。

昭和十二年(一九三七年)十二月十一日柳川平助中將カラ橋本欣五郎
參謀ニ對シ橋本部隊ハ密支ニ進出シ障地ヲ確立シ其ノ地盤ニ於テ南京
ヨリ遁走ラ企テル總テノ支那船籍ヲ砲撃セヨト云フ命令ガ發セラレマ
シタ。

尙其ノ命令ニハ第三國ノ國旗ヲ掲ゲテ居テモ船籍ヲ支那敗殘兵ヲ乗セ
テ遁走ラ企テルモノデアル限リ砲撃セヨト云フ事ガ附加シテアリマシタ

1375

Ref. No. 1375-

同日於同所

立會人 岩 田 幸 平

石ハ營立會人ノ而前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

-5-

昭和二十二年（一九四七年）四月十四日 於

福井縣速敦郡小浜町竹原第二十三號三十五番地

供 送 者 寺 田 雅 雄

裏面白紙

kyf + oc + 1375

長心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤解セズ及何事ヲモ附加セザルコト
ヲ誓フ

宣
誓
誓

署名
印

寺
日
蓮
庵

228

裏面白紙

22.

★ Ref. No. #1388

22-1-1 (22)
4-102 | 27-102 (102)
102 (102)

證 明 書

レレデーボード號事件ヲ惹起シタル際柳川司令官ノ發シタル命令ノ内
容ヲ證スベキ文書

件ニ關シ發セラレタル訓令ノ内容ヲ證スベキ文書
ニ關スル其ノ他ノ文書
ノ結果現在第一復員局ニ保存シアラザルコト

昭和二十二年四月二十六日

於東京 第一復員局文書課長 美 山 聖 藏

右署名捺印ハ立會人ノ面前ニ於テ爲サレタルコトヲ證明ス
同日於同所

立會人 宮 田 信 夫

229

230

22.

Ref No. # 1388

證 明 書

マレデーバード號事件ヲ惹起シタル際柳川司令官ノ發シタル命令ノ内
容ヲ證スベキ文書

ニレデーバード號事件ニ關シ發セラレタル訓令ノ内容ヲ證スベキ文書
ニレデーバード號事件ニ關スル其ノ他ノ文書

右三通ノ書類ハ調査ノ結果現在第一復員局ニ保存シテラザルコト
ヲ證明ス

昭和二十二年四月二十六日

於東京

第一復員局文書課長 美 山 聖 藏

右署名捺印ハ立會人ノ面前ニ於テ爲サレタルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人

宮 田 信 夫

221

230

裏面白紙

22-5-2, (23)

Key file #1389

證 明 書

自分通部群居ハ外務省文書課長代理ノ職ニ居ル者ナル處

マレデイバード號事件ニ關スル交渉ノ文書

マレデイバード號事件ニ關シ發シラレタル訓令ノ内容ヲ證スベキ文書

マレデイバード號事件ニ關シ賠償ヲ支拂ヒタル事ヲ證スベキ文書

マレデイバード號事件ニ關シ與ヘタル保障ノ内容ヲ證スベキ文書

マレデイバード號事件ニ關スル其ノ他ノ文書ノ原本

ト題スル書類ハ日本政府外務省ノ保管ニ係キコトヲ證明ス

昭和二十二年四月二十八日

於 京

通 部 群 居

右署名捺印ハ自分ノ直前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 會 人

佐 藤 武 五 郎

裏面白紙

EX. 2529
Ref No. # 12176

Handwritten text on a vertical slip of paper, possibly a label or index reference.

22

自分給我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り直書ヲ寫シタル上テ
ノ如ク供進致シマス

亞東國際軍務裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

直書供進書

供進者 東京部中野區神町十七番地

戸 森 道 太郎

明治廿三年四月二十一日生

Y. Takahashi

EX. 2529
Ref No. # 12176

22

自分並我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り直轄ヲ爲シタル上
ノ如ク供進致シマス

供進者 東京部中野區仲町十七番地

戸 森 達 太 郎
明治廿三年四月二十一日生

直轄供進者

荒 木 貞 夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

亞東國際軍事裁判所

g Takahashi

裏面白紙

Ref No. F 276

私ハ一九三七年七月第三聯合航空隊司令官ニ任命セラレマシタ。右航空
 隊ノ基地ハ當時台灣ノ台北及ヒ澎湖島ニアリマシタ。
 一九三七年八月十四日中國ノ空軍ハ上海港ニ着夕運洋綫出發及ヒ田先鋒
 軍司令部ヲ攻撃シマシタノデ我流往隊ハ一九三七年八月十五日南京ノ中
 國空軍基地ヲ報復攻撃シマシタ。
 一九三七年九月初旬中國ノ航空兵力ガ南方廣東ニ移動シ、南支沿岸ニ在
 ツタ巡洋艦夕陽ヲ燬滅シマシタ。ソレ故我ガ航空隊ハ中國航空隊ノ攻撃
 ヲ目ザシテ武漢基地ヲ攻撃シマシタ。
 次デ中國軍ガ北方ニ移動ノ報ニ接シタノデ我航空隊ハ電道及ビ交通線ノ
 破壊ヲ行ヒマシタ。私ドモ航空隊ハ遠征目標ニ對シ第三艦隊ヨリ命令、
 司令ヲ受ケマシタガ其レニ依ルト飛行場、兵站、軍事施設、軍需品貯
 蔵庫、軍ノ學校其ノ他ノ純然タル軍事目標ノミヲ攻撃セヨト在リマシタ、
 我々ハ皆テ一度モ軍事目標ヲ目標トセズシテ市街ヲ無差別燬滅シタコト
 ハアリマセヌ。
 航空隊ハ偵察機ノ報告、軍事目標ヲ記載セル地圖ニ依ツテ炸撃目標ヲ選
 メマシタ。又精密ニ爆撃スル爲ニ空中寫眞ヲ利用シマシタ。

裏面白紙

Ref No 1276

勿論此ニハ目録ヲ直筆スルヲ待スシテ防範スヘカラサルニ於テ是レ生シ
 タコトモアリマス。又此ル結合ニハ中絶ノ防範地火方儀ル有効ナル爲メ
 目録高ク預バザルヲ待ザルコトモアリマシタ。然レ實施ニ當ツテハ眞
 ヲ獲ツテ、ヨリ精細ナル懸望ヲ實施スル爲メ其ノ結果ヲ研究シマシタ。
 勿論此ハ非ニ其日録、報告ヲ直ニ懸望シタコトハ違ジテゴザイマセヌ。
 精細ナル懸望ヲ爲シ得マシテ非ニ其日録ニ報告ヲ及ボシタ如キ結合ニハ
 ヲク注意ヲ爲スヨウニ軍令部カラ實行ヲ受ケマシタ。私ハ後述士ヤ編隊
 長ニ懸望實施ニ當リ其ノ注ニ注意ヲ忘ラサル爲メ常ニ訓示シマシタ。若シ
 後ハソキ重合ニハ、中絶ガ第三編隊ヲ用ヒテキルト疑ハルル場合デモ万
 全ヲ保シテ消ル重合ニハ懸望ヲ止メマシタ。一例ヲ以テシテハ一九二八年
 八月三日口テ中絶兵ガ橋子江ニ湖立シテ逃走シツツアリ、我々懸望ハ之ヲ
 懸望シテ其ニ懸望セントシタ如キ、何レ百旗ガ揚ゲラレタノデ懸望ヲ中
 止シテ待ツテ來マシタ。其ノ他ノ向隊ナル結合、中絶兵ガ第三編隊ノ影
 ニ懸レルコトヲ知レルトキデモ如ホ疑問ナキニ非ザルノ故ヲ以テ懸望ヲ
 停止スベク訓示サレテアリマシタ。

後述士ニハ初メ其令部カラ其日録ヲ讀メ、又第三編ノ施設ノ大略ヲ知

裏面白紙

Ref No #1276

リ 持ル 地圖 ガ 興ヘ ラレ マシ タ ガ、 欲ニ ハ 第三 圖ヨリ 直接 供セ ラレ タ 通 報
ニ 基キ テ 作ラ レ タ 陸 海ノ 地位ヲ 明 瞭ニ 示ス 地圖ヲ 統 録ニ 配 布サ レ マシ
タ 爲メ、 敵ノ 陣 地、 設 備ノ ミニ 攻 撃ヨ 向ケル 上ノ 便宜ト ナリ マシ タ。

裏
面
白
紙

leaf No. #1276

1

昭和廿二年（一九四七年）五月十五日 於東京

漢道者 戸 須 道 太 郎

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ姓名捺印シタルコトヲ聲明シマス

同日 東京ニ於テ

立會人

酒 川 百 雄

裏面白紙

Ref No. # 1276

長心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤認セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

眞
實
書

署名
印
戸
塚
道
太
郎

236

237

裏
面
白
紙

Doc No: #1300

自分從我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

22-5-2 (24)
長崎市小島町一四七番地
(長崎市役所)

供述者

源

長崎市長崎小島町一四七番地
源 實

明治三十七年八月十六日生

荒木 貞 夫 實

封

亞米利加合衆國其他

亞米利加合衆國其他

Handwritten signature

182 No: #1300

自分從我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

逓送目録算事裁測所

亞米利加合衆國英領

封

荒木貞夫 其誌

宣誓供述書

供述者

長崎市東小島町一四七番地
源 田

明治三十七年八月十六日生

裏面白紙

Ref Doc # 1300

一、自分ノ履歴ハ大要左ノ通りデス

昭和十一年十一月海軍少佐一第ニ聯合航空隊参謀

同 十五年十一月海軍中佐一第一航空隊参謀

同 十九年 十月海軍大佐一大本營参謀

二、自分ガ支那参謀ノ初メ現地ニ居タノハ左ノ通りデス

昭和十二年 九月初一上海着

同 年九月一十二月二十日頃迄上海勤務

同 年十二月二十日頃ヨリ一同十三年一月迄南京勤務

昭和十三年一月内地歸還

右期間ヲ過ジテ自分ハ第一聯合航空隊参謀ヲシテ居リマシタ

三、自分ガ在任當時ノ自分ノ屬スル航空隊ノ兵力並ニ指揮系統ハ左ノ通り

デス

第三艦隊ノ下ニ第一聯合航空隊ガアリ司令官ハ昭和十二年十二月十四

五日迄ハ三並少將デアリ「ハネー」號ヲ指揮同月十四、五日附テ塚原

少將ガ交替シテ居リマス

裏面白紙

Je. 116-c # 1300

其ノ下ニ第十二航空隊、第十三航空隊ガアリマシタ
 第十三航空隊ニハ隊員百二十名、爆撃機十八機ガ屬シ候ニ以テ第六機
 ガ増加サレシタ
 第十二航空隊ニハ隊員百二十名、爆撃機十二機、攻撃機二機ガ屬シテ
 居リマシタ
 是地ハ上海ニアリ後程常例ニ連絡所ヲ設キマシタ
 現時自分等航空隊ノ作戦目標ハ南京爆撃、陸軍協力、漢口、南昌飛行
 機爆撃等テ南京爆撃ノ目的ハ既に既成建設、主要軍需施設ノ破壊等テ
 アリマシタ
 本施設ノ主ナルモノトシテ當時飛行場、主要官衙（無線台、通信台、
 国民政府、放送局等）交通機關、停車場、下関電燈廠、雨花台
 小山砲台等テアリマシテ茲ニ昭和十二年九月十九日（同年八月二十
 日）迄ノ間此ノ作戦ニ從事シマシタ
 昭和十三年一月初頃ヨリ漢口、南昌飛行場等ノ攻撃ヲ試シマシタガ是
 ノ第一聯合航空隊ノ爆撃ニ對シ我々ハ戦闘機隊ニヨル攻撃ヲ目的ト

裏面白紙

240

シタモノデアリマシタ
 吾等航空隊ニヨル右後該攻撃開始後同モナク自分ハ南京ヲ去リ内地動
 務トナリマシタ
 コレ等ノ期間中陸軍ニ協力スル作戦ハ一貫サレテ居リマシタガ攻撃目
 標ハ前線ノ整備、敵陣地、前線間通過ノ「トラック」等デアリマス
 其支那事變中ニ於ケル日本海軍航空隊ノ任務ハ昭和十二年七月以前
 二年九月頃定サレタ「空襲ニ關スル標準」及「爆撃規則」ニ關スル
 等ニヨリ中央ヨリ管下全部隊ニ告達セラレテ居リマシタ
 攻撃目標ハ從來ノ空襲ニ關スル各種法規偵察機ヨリ選定シ最モ正ナ事
 目標ニ限定サレ、防備セラレテアルト否トニ拘ラズ都市目標ヲ攻撃目
 標トシタ如キハ嘗テアリマセンデシタ
 而モ假令軍事目標タルコトカ明瞭ナ場合デモ之ヲ攻撃スレバ一般民衆
 ニ重大ナ損害ヲ及ボスベシアル場合及ビ之ノ確認ガ困難ナ場合ハ人道
 上ノ見地ヨリシテ攻撃ヲ差控ヘテ居リマシタ
 又爆撃ニアタリ第三國人及第三國ニ屬スル物件（共同租界、尋常居留

裏面白紙

240

241

16, doc # 1300

地ハ勿論租界外ト雖モ第三七八ノ利害緊密ナル部分ニ對シテハ細心ノ
 注意ヲ拂ヒマシム
 其ノ爲ニ爲兵隊ハ其ノ攻守行動ヲ著シク制限サレ六ナル不利ト多大ナ
 損害ヲ蒙ツホ程デシタ
 六 殊ニ第三區ノ利益ヲ尊重スル爲メ軍令部ヨリハ豫メ作戦區域ニ於ケル
 第三區利益ヲ標記シテ圖面ヲ受ケ之等ハ末端ニ至ル迄配布サレ細心ノ
 注意ヲ拂ツテ居ル譯デアリマス
 七 又爆撃機ニ際シテハ隊員ヨリ部下一同ニ對シ爆撃目標ヲ指示シ爆撃
 目標以外ヲ攻撃スルコトナキ様實ノ部隊員注意シテ居リマシム
 八 我が居タ當時航空隊ノ番長員ノ素質ハ舊メテ良ク平均五〇〇時間位ノ
 飛行時間ヲ有シ搭乗員ニテツテカラ二年乃至三年ヲ経過シテ居ル者バ
 カリデアリマシム、從ツテ目標ノ確認、爆撃精度モ良好ニ保持サレテ
 居リマシタ

裏面白紙

HL 2 Doc #1300

昭和二十一年（一九四六年）一月二十〇日於東京

發行者 源 田 實

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證
明シマス

同日 於何

立會人 辯護士 川 龍 雄

10

裏面白紙

1600 1000 #1500

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ河事ヲモ諷諭セズ又河事ヲモ附加セザ
ルコトヲ誓フ

宣
誓
誓

(署名)
(印) 原 田 實

裏
面
白
紙

3/5 Rejected
Def Doc #1131

32

中 國 檢 閱 官 外 國 特 派 員 ノ 通 信 ヲ 改 竄 ス

中 國 檢 閱 官 ハ 又 モ ヤ 上 海 其 他 ノ 地 方 ニ 於 ケ ル 外 國 特 派 員 ノ 通 信 文 ヲ 改 竄 シ
ツ、ア、ル、

ク、ハ、タ、イ、ム、ズ、ニ、送、リ、タ、電、報、通、信、中、ニ、コ、ノ、部、件、ニ、付、キ、記、録、シ、タ、。 同、氏、ハ、目、録、者

四、千、メ、ー、ト、ル、ノ、高、度、ニ、テ、東、南、方、向、ヨ、リ、飛、行、シ、來、レ
ノ、落、下、ス、ル、ヲ、見、タ、。 而、シ、テ、同、地、ノ、英、米、官、憲、モ、又、同

ア、ベ、ン、ド、氏、ハ、更、ニ、報、ジ、テ、曰、ク、日、本、飛、行、機、ハ、同、地、方、上、空、ヲ、飛、行、シ、テ、降、ラ、ズ
又、日、本、飛、行、機、ハ、該、近、布、告、サ、レ、タ、ル、區、間、ヲ、越、守、シ、廣、州、河、ヨ、リ、南、方、并、同、境、界、ノ、上

空、ヲ、飛、行、セ、ン、コ、ト、ナ、シ
ア、ベ、ン、ド、氏、ノ、此、通、信、ハ、中、國 檢 閱 官、ニ、ヨ、リ、テ、改、メ、ラ、レ、ソ、ノ、旨、メ、ニ、ア

ベ、ン、ド、氏、ヲ、始、メ、無、辜、一、般、人、民、千、名、ヲ、死、傷、セ、シ、メ、タ、ル、。 飛、行、機、ハ、檢、モ、日、本、ノ、飛、行、機

ノ、投、下、セ、ル、所、ナ、ル、カ、如、キ、説、ヲ、呈、ス、ル、ニ、至、ツ、タ、。 ア、ベ、ン、ド、氏、ハ、直、チ、ニ、コ、ノ、中、國

3/5 Rejected
Dec Dec = 1131

32

中陸檢閱官外國特派員ノ通信ヲ改竄ス

中陸檢閱官ハ又モヤ上海其他ノ地方ニ於ケル外國特派員ノ通信文ヲ改竄シ
ツ、アル、

シンシア百貨店ニ落テタ中ノ探偵ヲ負傷シテ、アベンド氏ハニューヨー
ク、タイムズニ送ツタ電報通信中ニコノ事件ニ付キ記録シタ。同氏ハ目撃者
トシテ報ジテ曰ク、余ハ約四千メートルノ高度ニテ東南方向ヨリ飛行シ來レ
ル中に飛行機一機ヨリ探偵ノ落下スルヲ見タ、即シテ向地ノ英米官憲モ又同
機ニコノ探偵ヲ認メタ。

アベンド氏ハ更ニ報ジテ曰ク、日本飛行機ハ同地方上空ヲ飛行シテ降ラズ
又日本機ニ檢ハ最近布告サレタル証明ヲ嚴守シ廣州河ヨリ南方非領境界ノ上
空ヲ通過ニ飛行センコトナシ

アベンド氏ノ此通信ハ中陸檢閱官ニヨリテ改メラレ、ソノ旨メニ、ア
ベンド氏ヲ始メ無事ノ一般人民千名ヲ死傷セシメタル機ハ檢モ日本ノ飛行機
ノ投下セル所ナルカ如キ説ヲ呈スルニ至ツタ。アベンド氏ハ直チニコノ中陸

裏面白紙

徴國官ノ改定ヲ發見シ、上記ノ事柄ヲ記載セル通信ヲ別ニ香港運中、郵便テ
 送ツタ。
 因ニアベンド氏ヲ負傷セシメタル中絶ノ事柄ハ同氏ノ同僚タル、ピリンカ
 ム氏ニ致命的負傷ヲ與ヘタ。ピリンカム氏ノ状態ハ目下殆ト絶望的トノ由テ
 アル。

裏面白紙

EX. 2530
Haj. Loc # 1221
1221

22

ノ如ク供進致シマス

Handwritten text on a vertical slip of paper, possibly a list or inventory.

經東國藤原家系列所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣卷供進書

大阪府三島郡味生村清在家三

三並貞三
明治二十二年四月二十六日生

1

ニ從ヒ尤ヅ別紙ノ通り宣卷ヲ爲シタル上次

g. Taketaki

246

247

EX. 2530
Ref. loc # 1221
1001

22

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り宣卷ヲ爲シタル上
ノ如ク供卷致シマス

宣卷者 大坂府三島郡味生村新在家三
三 並 貞 三
明治二十二年四月二十六日生

宣卷供卷者

荒木貞夫其他

封

亞米利加合衆國其他

延東國縣草草誌列所

g. Takahashi

裏面白紙

246

247

Leaf No. #1221

昭和二十一年（一九四六年）十二月二十日於東京

張 通 者 三 並 貞 三

右ハ營立會人ノ顔前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ
證明シマス

同日

於東京

立會人

海士

川

信

隆

裏面白紙

Ref No #1221

良心ニ從ヒ報復ヲ述ベ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ附加
セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名)
三
並
貞
三

裏面白紙

Ref No # 1221

一、私ハ元海軍少將デアリマス。私ハ昭和十二年七月十二日カラ昭和十二年十二月十五日迄第二聯合航空隊司令官トシテ勤務致シマシタ
以下ノ事實ハ私ガ第二聯合航空隊司令官トシテ上海方面ニ勤務中直接ニ聞取シタモノデアリマス

二、昭和十二年九月十八日中華民國空軍ガ察察スルトノ情報ニ接シマシタ
ノデ之ニ對シ我方カラ先制的ニ反撃スルコトヲ決意致シマシタガ飛行場ガ不備ノ爲メ一旦之ヲ延期シ翌十九日ニ決行スルコトニ致シマシタ

處ガ支那飛行機ハ十八日豫期通り夜陣地ニ來襲シマシタ。次デ十九日二回ニ亘リ南京上空デ彼我航空機ノ空中決戦ガ行ハレ我方ハ多数ノ中華民國內飛行機ヲ撃破致シマシタガ我方モ三機喪失シマシタ。之ニ依ツテ南京ノ制空權ヲ確保シマシタ

同年九月二十日國民政府、參謀本部、無線電信所ヲ目標トシテ空中攻撃ヲ行ヒ翌二十一日ハ雨ノ爲メ中止シ二十二日ハ三回ニ亘リ航空器、

裏面白紙

防空委員會、中央黨部、兩子山砲臺等軍事施設ニ對シ空襲ヲ實施シマシタ

之等攻撃ニ對シテハ目撃ヲ誤ラナイタメ豫メ永年南京ニ在リシキタ井在キ官中原中佐ヲ招キ南京市街地圖ヲ對照シテ砲臺ノ準備ヲ密偵員ニ宛テ説明セシメ又作戦上ノ不審ヲ忍ンデ餘地ヲ行ハシメタメデアリマス

又中立國ノ權益尊重ニ意ヲ用ヒタ一例トシマシテハ俄に軍カラ銀江攻撃ノ際多數ノ舟艇ニ依リ揚子江ヲ退却中ノ中國軍隊ヲ空中攻撃スル様希望セラシクデアリマスガ附近ニ英領通船ノ在泊中ナルヲ知り其ノ攻撃ヲ全然中止シタコトモアリマス

又南京攻撃ニ先立チマシテ九月十九日哨機三機隊司令長官カラ第三山外交機關ニ對シ我ガ航空隊ノ南京空襲ニ對シ警告シ、尙九月二十日附一機中華民國人非我國員ニ空襲警告ヲ發シ機隊ノ警告ヲ行ハシマシタ
三次ニ「バナイ」號誤爆事件ヲ述ベマス

Ref. Koc #1221

10y Hor # 1221

「バナイ」號ハ十二月十二日午後一時頃暴沈セラレマシタガ之ハ全ク
誤認ニヨルモノデアリマス。暴沈ノ當日吾々ハ其ノ暴沈ノ事安テ全然
知ラズ翌十二月十三日米國海軍司令部カラ通報ニ接シテ始メテ我ガ沈
空母ガ「バナイ」號ヲ誤認シ之ヲ暴沈シタコトヲ知リマシタ
第三艦隊司令部ニオキマシテハ乗組員救護ノ爲メ軍醫官、治療品等ヲ
飛行艇デ運送地ニ急派スルト共ニ水上艦艇ヲモ出勤セシメ乗員ノ救護
ニ努メ又直チニ參謀長ヲ米國海軍司令部ニ派遣シテ這樣ノ意ヲ表サレ
マシタ

同當時ノ航空隊司令官デアリマシタ私ハ責任ヲ感シ遂ニ退任ヒテ海軍大臣
並ニ軍令部長ニ打電致シマシタ。其ノ結果私ハ「誠告」ニ處セラレ又
昭和十二年十二月十五日第一線部隊カラ内地ニ召還セラレ第二航空隊
隊司令官（菅龍、植）トナリマシタ
十三年五月五日當時ノ軍令「菅龍」ガ第一線へ出勤スルコトナルヤ
空母「龍」ニ乗替り更テ命ゼラレ私以下司令部職員ハ内地ニ召サレ

裏面白紙

Ref. # 1221

マシタ。其ノ後翌母「眞珠」モ亦十三年八月十一日第一線ニ出勤スル
コトトナリマス。ト今度ハ私一人退職ヲ命ゼラレ、京令部出仕トナリマシ
タ
而シテ昭和十五年十二月十六日、編輯部ニ入セラルル迄、第一線ニ
ニ出カコトハアリマセヌ
之等ノ退職ハ「バナイ」變遷等事件ノ爲メ、同部ニ第一線ヘハ出勤サ
セナイコトニ上司ガ決定セラレタ爲メト思ヒマス

裏面白紙

5/5 Rejected

Doc No # 1115

● ● 二十二日

22-11

九月 十九日

南京及びその周辺空襲の表

大小諸飛行場

部 官 部

無線電信局

雨花台要港

富貴山要港

大小沽飛行場

防空委員会

國民黨中央總司令部

北郊草場及び附近の倉庫

馮子山要港

蓄納庫

相當の損害

效果的と判明す

些少の損害

相當の損害

相當の損害

大 損害

火災を生ず

命中彈多量

空襲を受け火災を生ず

二發命中

Y. Takahashi

5/5 Rejected

File No # 1115

22-11

九月 十九日

二十日

二十二日

南京及びその周辺空襲の表

大小諸飛行場

軍需工場

憲兵司令部

参謀本部

無線電信局

雨花台要塞

富貴山要塞

大小沽飛行場

防空委員会

國民黨中央總司令部

北停車場及び附近の倉庫

馮子山要塞

格納庫

相當の損害

效果的と判明す

些少の損害

相當の損害

相當の損害

大 損害

火災を生ず

命中弾多数

空襲を受け火災を生ず

二發命中

Y. Takahashi

裏面白紙

Ref. No. # 115

九月二十五日

南京國民黨市司令部
 無線電信局
 通信隊
 軍事省
 江北停車場附近の
 陸軍軍需倉庫
 北池溝防空要塞

完全破壊或は大損害

裏面白紙

254

255

5/5 Rejected
Def. Doc. # 1128

1921

九月十五日	廿一日	二十日	十七日	十六日
廣 東	真 口	漢 口	武 興	南 京
九 二 六	六	三	四	九

（手紙）

中國軍事施設ト他ノ物体トノ識別困難ナル故ヲ以テ特種機下ヲ行ハズ
素地へ誘還セル日本軍飛行機ノ實例次ノ如シ。

十月四日情報局發表新聞記事資料

（年）十月一日調査ニ依ル）

飛行機

十三

5/5 Rejected
Def. Doc. #1128

221

十月四日情報局發表新聞記事資料

中國軍事施設ト他ノ物体トノ識別困難ナル故ヲ以テ疑彈投下ヲ行ハズ
 各地へ投下セル日本軍飛行機ノ實例次ノ如シ。

(昭和十二年(一九三七年)十月一日調査ニ依ル)

時 日	場 所	飛行機数
九月十五日	南京	十三
十六日	南京	九
十七日	武 興	四
二十日	漢 口	三
廿一日	真 口	六
九月十五日	廣 東	六
廿二日	廣 德	二
廿三日	南 昌	九

裏面白紙

EX. 2531
D-f. Doc. No. 1097

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a black redaction box.

以齋翁啓上致陸陸軍九月二十二日附齋翁ヲ以テ帝國軍ノ有京爆撃ニ關

米、傷ニ對シテハ發射ノ形式ニテ
英ニ對シテハ發射ノ形式ニテ

五、南京空爆ニ關スル帝國政府回答文

昭和十二年（九月卅日）

Handwritten signature or mark.

カ、電氣的投口及至施設ヲ爆撃スルハ帝國軍ノ軍事目的達成ノ爲必要
巴ムベカラザル掛置ニ有之帝國軍ノ爆撃モ既ニ右ノ範圍ヲ出テズ無差
別的ニ非戦口員ヲモ対象トスルモノニ非ルハ言テ俟タザル所ニシテ暴
前支那側非戦口員ニ對シテモ警告セルハ右ヲ立證スルモノニ有之信
又或三口ノ積金或ニ或三口人ノ生命財産ノ安全ヲ出來得ル限り愈々致

河リ南京ハ他ニ其ノ類例ヲ見サル程最モ堅
作戦ノ中極根拠地ナルヲ以テ同市内外ニ於

EX. 2531
Def. Doc. No. 1097

五、東京空襲ニ因スル帝國政府回答文

昭和十二年（九月卅日）

米、佛ニ對シテハ覺悟ノ形式ニテ……

以奮勵啓上致候隨者九月二十二日對書翰ヲ以テ帝國軍ノ東京爆撃ニ關シ御申越ノ次第關係致候

帝國政府ニ於テモ御了知ノ通り東京ハ他ニ其ノ類例ヲ見サル程最モ堅固ニ防禦セラレタル支那軍作戦ノ中樞根據地ナルヲ以テ同市内外ニ於ケル軍事的進口及至施設ヲ爆撃スルハ帝國軍ノ軍事目的達成ノ爲必要已ムベカラザル措置ニ有之帝國軍ノ爆撃モ僅ニ右ノ範圍ヲ出テズ然非別的ニ非戦闘員ヲモ對象トスルモノニ非ルハ言テ俟タザル所ニシテ其前支那側非戦闘員ニ對シテモ警告セルハ右ヲ立證スルモノニ有之然又此三回ノ爆撃前ニ約三回人ノ生命財產ノ安全ヲ出來得ル限リ愈々

高橋

裏面白紙

Ref Doc. 19. 1092

度シトノ事ニ政府ノ是次行爲ニ付ハ今次爆撃ニ際シテモ何等變更ナ
 キハ勿論ニ謂之、今般口官民共ニ遺憾ノ注進ヲ申入レタルモ畢竟我々
 是六ノ注意ニモ拘ラズ三國人ニ不届ノ災害ノ及ブコトアルベキヲ極力
 同進致シタイトノ念直ニ出デタル外他意ナキ茲ニ有之候
 此ノ如ク番口軍ガ前通告ニ依リ作威行功上少カラザル訓討ヲ受ケ居ル
 ニモ拘ラズ今同ノ如ク三國人ノ遺憾方希望セル次第ハ番口政府ニ於テ
 モ十分了了ノ上右番口政府ノ措置ニ協力方切望致候
 尚今次支那ニ於ケル段々行爲ノ結果三國人ノ蒙レル損害ニ付スル番口
 政府ノ意向ハ是ニ由テ其ノ誤リニ有之候
 右回答奉々本大臣ハ是ニ重ネテ門下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候

敬具

裏面白紙

5/5 Rejected

外. 305. 31. 116

22

支那の政治問題
支那の政治問題

一、日本ハ非同盟國ヲ政治同盟ニ付テハ協定ト協力シナイ疑義ヲ採ツテ來
テホシカラ支那事務カ進展ニ障礙サレタトコロ諸君ニ於ケル言議ニ關

四二、支那ノ政治問題ニ對スル外務當局ノ見解
(昭和十二年九月十五日午前)

ハ提言文ハ未タ全文ヲ入手シナイカラ今以
ハ差控マルカ今迄判明シテキルトコロニ
本ヲ經ヒテキル歴史カ東亞ノ事變ヲ明ニ
認識セシ支那ノ一方的宣傳文書ヲ基調ニ日支間諺ニ介入スルカ如キハ
却テ問題ヲ惡化シ協定ノ所謂ニ反スル結果ヲ招來スルノミナルコトハ
既ニ兩洲事變ニ依リ充分ニ實證サレタトコロタ
支那側ハ例ヘハ非同盟國員ニ對スル日本軍ノ攻撃ヲ云々シテ居ルカ日本
軍ハ非同盟國員ヲ目標トシテ攻撃ヲ加ヘタ様ナコトハ絶對ニナイシ、又
今後モアリ得ナイトコロテアル、支那軍コソ虹口方面ノ外國人ニ退去

5/5 Rejected

Doc. # 1.116

22

四二、支那ノ其日懸断ニ對スル外務當局ノ見解

(昭和十二年九月十五日午前)

一、日本ハ非戦國體ヲ政治國體ニ付テハ其見ト協力シナイ疑義ヲ察ツテ來
テキルカラ支那軍國主義ニ對テハ其見ト協力シナイ疑義ヲ察ツテ來
與スヘキ立場ニナイ

二、支那ノ「ステートメント」及提言文ハ余々全文ヲ入手シナイカラ今以
ニ正論ナ意見ヲ發表スルコトハ蒸餾ヤルカ今迄判明シテキルトコロニ
文々テモ固分事實ヲ任ケテ日本ヲ誣ヒテキル疑義カ東亞ノ事變ヲ明ニ
認識セシ支那ノ一方尙宣傳文書ヲ蒸餾ニ日支問題ニ介入スルカ如クハ
却テ問題ヲ惡化シ且其ノ所謂ニ反スル結果ヲ招來スルノミナルコトハ
既ニ滿洲事變ニ依リ充分ニ實證サレタコロタ

支那側ハ例ヘハ非戦國員ニ對スル日本軍ノ攻撃ヲ云々シテ居ルカ日本
軍ハ非戦國員ヲ目標トシテ攻撃ヲ加ヘタ様ナコトハ絶對ニナイシ、又
今後モアリ得ナイトコロテアル、支那軍コソ其口方面ノ外國人ニ退去

裏面白紙

ヲ要請シ日本非難即員ノミヲ目撃トシテ日本居留民タケラ英米混シテ
 試イテ既懲罰ヲ加ヘシ、之ハ明ニ支那側ノ暴行タルノミナラス又八月
 十四日 國境界及共同經濟空分ノ如キ若ハ其後ノ「フーバー」ニ於テ
 ノ如キニ依リ外人乘機以テ多量ニ死傷者ヲ出シタリ有テアル
 後習文化私闘力攻撃ノ目的物タルカ如キモ支那軍ニ於テ之モラ占領シ
 、後國ノ暴行ト爲シタル場合ニハ國際法上當然ニ其不可侵性ヲ發矢ス
 ルコトニ成ルコトハ早ス迄モナイ日本領ハ其員者被任ヲ有スル人
 ノミニ限行爲ノ目標ヲ貫クモノテアルコトハ勿論テアル、日本ハ又
 支那ノ政治結構ヲ破壞シ支那ノ統一ヲ妨害セントスルモノナリト斷言
 シテ居ルカ之ハ日本ノ真意ヲ解セサルコト論シキモノテアル
 日本ハ世界ノ平和秩序立ノ前提トシテノ支那ノ統一ヲ希望スルモノ
 テアルカ唯此統一カ正シイ力ニヨリ成就サルヘキモノテアルトノ信念
 ヲ有スルモノテアル

三 今次事變ニ對スル帝國ノ方針ハ餘ク迄支那政府ノ反省ヲ求メ眼レル
 日政策ヲ調整セシメ以テ日支兩國ノ國交ヲ根本的ニ調整セントスルニ

裏面白紙

アル

今次暴動發スルヤ管區政府ハ現地解決、事起不測大ノ方針ニ決イテ
 局駐舎ニ移身ヲカヲシタコトハ世界ノ均シク承認スルガマシ、然ルニ
 南京政府ハ極モ激進ヲ示サス益々中央軍ヲ北支ニ集中シテ彼方ニ派兵シ
 來ツタト同時ニ揚子江流域及蘇滬ノ各地ニ於テハ陸路極ル速ヨリ行ツテ
 我在留民ノ平和的活動ヲ容シ其生存ヲ之危險ナラシメタ。管區カ爾ノ如
 キ國家ニ對シ其反省ヲ求ムル行爲ニ出テタコトハ管區ノ正人通ノ為又
 自道ノ爲ニ當テ當然ノコトテマル、日支關係ニ付テハ日支兩國間ニ於テノ
 ミ親善ニ傾シタ故モ公正ナ解決方法ヲ發見サレルモノト確信スル

裏面白紙

247-10 # 1116

文書ノ用所並ニ成立ニ因スル證明書

(三)

自分称譽ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナル也、茲ニ終結セラレタル日本
印ニ依ツテ審カレ感頁ヨリ成ル文書ノ印字模範ニ對スル外務省印ノ見解(。
昭和十二年九月十五日ト題スル書類ハ日本政府(外務省)ノ印章ニ係ル
公文書ノ正副ニシテ眞實ナル事シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月八日

於東京

特

署

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 勝 馬

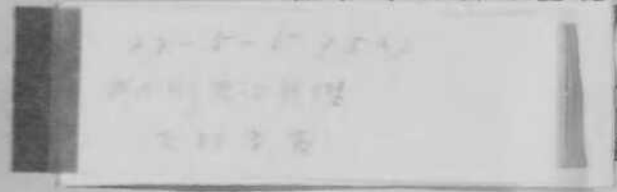
裏面白紙

263

聯盟ノ要綱辭酌決議ニ關シ郡屏ニ於テ
爲シタル聲明 (昭和十二年九月三十日)

22

國際聯盟詰問委員會ハ爲ニスル所アル新聞電報ト同情ヲ博セントシテ
之ヲ諒取シタル支那側一方ノ宣傳トヲ懸念トシテ我航艦隊カ無防守都市
ノ暴撃ヲ爲シタリトノ辭酌決議ヲ爲シ二十八日國際聯盟總會ハ右決議ヲ
採擧セリ斯ル根據ニ基キテ敵カニ決議ヲ爲ス聯盟ノ行爲ハ了解ニ若シム
所ナルカ比ノ懸念ニ於テ真相ヲ周知セシムヘシ



政軍目標ハ其ノ破壞及ハ毀滅ニ依リ相手方ノ軍事的能
シムル性質ヲ得フルモノニ限リテ限定セラレ應リ防守
聯合ト雖亦々會テ該都市自身ニ攻撃ヲ加ヘタルコトナ

ク唯都市内ニアル軍事目標ヲ標的ニ照準シテ攻撃スルコトニ敵軍ノ注意
ヲ拂ヒ來レリ而シテ我航艦隊ノ卓越セル技術ト規律トハ攻撃ノ實績ヨリ
見テ右目的ノ達成上遺憾ナシ都市ノ防守セラレタリヤ否ヤノ見地ヨリセ
ハ南京長沙重慶ハ敵モ堅固ニ防守セラレタル都市ナリ而モ攻撃ヲ加ヘタル
ハ都市ニ於テモ市中ノ軍事施設ニ迫ラズ右ハ將來ニ於テモ同様ナルベシ

5/5 Rejected

LINE LAG 726

1

262

5/5 Rejected

22

REF ID: A720

聯盟ノ空軍辭酌決議ニ關シ尋問ニ於テ
爲シタル聲明 (昭和十二年九月三十日)

國際聯盟顧問委員會ハ爲ニスル所アル緊要情報ト同情ヲ博セントシテ
之ヲ諒解シタル支那側一方ノ宣傳トヲ爲シテ我々我々カ無防守都市
ノ暴撃ヲ爲シタリトノ辭酌決議ヲ爲シ二十八日國際聯盟總會ハ右決議ヲ
採決セリ斯ル根據ニ基キテ我々カニ決議ヲ爲ス聯盟ノ行爲ハ了解ニ若シム
所ナルカ此ノ機會ニ於テ真相ヲ周知セシムヘシ
帝國陸海軍航空隊ノ攻撃目標ハ其ノ破壞又ハ破壊ニ依リ相手方ノ軍事的能力
カヲ弱シク減損セシムル爲メノニ任務ニ限定セラレ居リ防守
セラレタル都市ノ場合ト雖亦々會テ該都市自身ニ攻撃ヲ加ヘタルコトナ
ク唯都市内ニアル軍事目標ヲ標的ニ照準シテ攻撃スルコトニ敵軍ノ注意
ヲ拂ヒ來レリ而シテ我々航空隊ノ卓越セル技術ト規律トハ攻撃ノ實績ヨリ
見テ右目的ノ達成上遺憾ナシ都市ノ防守セラレタリヤ否ヤノ見地ヨリセ
ハ南京漢東蘇ハ徹モ堅固ニ防守セラレタル都市ナリ而モ攻撃ヲ加ヘタル
ハ都市ニ於テモ市中ノ軍事施設ニ近キ者ハ將來ニ於テモ阻礙ナルベシ

1

267

263

裏面白紙

1111 100 726

然レドモ情況ニ依リ右電施設近邊ノ森鐵口員ニ危険ノ及フコトナキヲ保
 セス九月二十日ノ空襲報告宣言ハ予ニ新ル危険ヲ最少限ニ止メンコトヲ
 所期シタルモノニシテ左電書後ト自モ首稱目的物ノ限定ト照準ノ精察ト
 ハ極力遵守シ來レリ而モ我軍ハ目的物ノ選定ヲ極モ遠ヘ目ニ限定シ居リ
 支隊偽カ流ラニ特別保護物件ノ附近ニ重要電事施設ヲ設ケテ隠匿ヲ爲ス
 形跡顯著ナルニ抑ラズ就空襲指揮官ハ出動ノ都度一假令電算目標ヲ察見
 スルモ之カ攻撃ニ依リ他ノ物件ニ損害ヲ與フル處大ナルトキハ右攻撃ヲ
 禁止スヘシトノ命令ヲ與ヘ居ル程ナリ斯クテ空襲ノ目的ニテ出動シタ
 ル儀モ所期ノ目的物ヲ発見セサリシ爲益算算ヲ抑イテ甚多ニ節省セル實
 例一尋ニ止ラス

以上ノ方針ノ爲我軍カ作戦上ノ不利ト當然覺ケ得ヘカリシ犠牲ノ増大ト
 ラ烈ヒタルコト多クニシテ支隊電事施設ノ大群領タル宇津嶺ノ破壊ヲ二
 十七日避難民輸送ノ終了スル迄開始セサリシコト又扇田ハ危険ヲ冒シ領
 隊降下ノ方法ニ依リ居ルコト實例ノ一二ニ過キス以上ノ如キ犠牲ナル
 我空襲ノ行動ニ關シ聯盟顧問委員會ハ何ヲ根據トシテ之ニ是非ノ批判

2

263

264

裏面白紙

LLF 100 n 726

ヲ加フルコトヲ察タルカ
我統盟諸ハ武ノ攻戰ノ成果ニ付得當ナル記録ヲ有シ右ニ其午前僅ヲ以テ
以上ノ宣旨ヲ解ス尙終止ナル處無ノ宣傳ニ惹ク將來ノ誤解ヲ避クル爲今
後盟中政變ノ結果ニ付キテハ得當ナル記録ヲ撰録スルコトアルヘシ。

〇

△64

裏面白紙

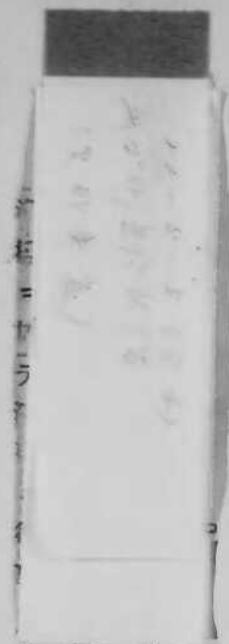
5/8 Rejected

Ref No. 1127

22

六四 外務省聲明(昭和十二年十月九日)

日露同盟ハ理ニ背リガ支ニ於テ執リツツアル行動ヲ以テ九四條約及不戰條約違反ナリト認定シ米國國務省亦同感ノ聲明ヲ發表シタルガ右ハ今次露國ノ貸付及借款ノ真意ヲ理解セザルヨリ交ルモノニシテ帝國政府ノ甚々遺憾



認メラレタル陸兵隊ニ其キ合法的ニ北支ニ在リタル露國ノ不法攻撃ニ對シテシタルモノニシテ露國軍タルハ越メテ小部隊ヲリシノミナラズ當地我軍駐屯軍ハ平時任務ノ各各地ニ分散シ居タルコト又露國軍隊後日ニガ作

戦上ノ不利ヲ烈ビテ海軍同地自決ヲ計ランコトニ恫怒力シタコトヲ見レバ露軍ノ行動ガ何等ノ非モニ非ズシテ悉ク自衛ノ措置ニ外ヨラザリシコト明カナリ、又上海ニ於テ中支各地方ガ大ニテ大ニテニ至リタルハ支那ガ一九三二年ノ上海停戰協定ヲ破リテ非武装地帯ニ四萬餘ノ侵襲ヲ軍隊ヲ入レ三千内外ニ僅少ナル露軍隊ヲトシ女子ヲ含ム約三萬ノ和軍在野ニ

高橋

5/8 Rejected

Ref Doc No. 1127

22

六四 外務省聲明(昭和十二年十月九日)

日露協定ハ田ニ番田ガ支取ニ於テ執リツツアル行爲ヲ以テ九日條約及不
作約違反ナリト認定シ米國國務省亦同懸ノ疑田ヲ廢シタルガ右ハ今次協
ノ實任及番田ノ底意ヲ理解セザルヨリ交ルモノニシテ帝國政府ノ甚々遺憾
トスルトコロミリ。

今次協定ハ條約上明白ニ認めラレタル陸兵隊ニ共キ合法的ニ北支ニ在リタ
ル帝國軍隊ニ對シテ支取行爲ノ不法攻撃ニ對シテ廢シタルモノニシテ並ニ
海關ニ於テ協定ニ從直シタルハ懸メテ小部隊ナリシノミナラズ當地我軍
駐屯軍ハ平時任務ノ爲各地方分隊中ニ居タルコト又帝國勳務日マガ作
戰上ノ不利ヲ及ビテ並ニ局地的解決ヲ計ラシコトニ尙努力シタコトヲ見
レバ帝國ノ行爲ガ何等かの目的ノモノニ非ズシテ悉ク自衛ノ措置ニ外ナラザリ
シコト明カナリ、又上海ニ於テ中支各地方ニ在リテ大ニ至リタルハ支
那國ガ一九三二年ノ上海停戰協定ヲ破リテ非武裝地帯ニ四萬金ノ侵襲ヲル
軍隊ヲ入レ三千内保ノ僅少ナル軍隊ヲ破リテ女子ヲ含ム約三萬ノ囚徒在留一

高橋

裏面白紙

民トチ流沙セツトシタルニ起因スルモノナリ而シテ其ノ後ノ専行爲ノ變態
 ハ偶ニ支那側ニ於テ帝國ノ利益に及時局不始大ノ方針ヲ無視シ大軍ヲ動
 集結シテ我方ニ對シ全面的ニ敵對行爲ニ出デタルガ後我方モ已ムテ行
 的行動ヲ以テ之ニ應ジタルニ其クモノニ外ヨラス要ムルニ帝國ガ今日支
 於テ執リツツアル行動ハ支那側ノ計畫的挑發行動ニ已ムキセラレタル自
 構假ニシテ而シテ帝國政府ガ以下ノ對支行動ニ依リ支那ニ求メントスルモノ
 ハ前記日條約行爲ノ根柢ヲ成ヌ日抗日政府ノ挑發ト日支西國ノ真摯ナル
 協訂ニ依ル支那平和ノ具現トニ在シ何等領土的企圖ニ出ツレ次爲ニ非ズ然テ
 悉クノ對支行動ハ如何ナルコト存存終局ニモ逆反セズ却ツテ赤色勢力ニ操ラレ
 管トシテ挑發行爲ヲ日抗日政府ニシテ武力行爲ニ依リ自國內ニ於ケル日
 ノ挑發ヲ排除シ去ラントシテ今次支招ハセル支政府コト不穩妥約ノ持
 神ニ對シ世界ノ平和ヲ脅成スルモノト言フベキナリ

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 義孝ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル由、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ之カレ或ヨリ成ル外務省文書課長ノ職ニ任ぜられたル事ハ
口スル事ハ日本政府（外務省）ノ公報ニ依ル公文書ノ正印ニシテ其ノ
ル真シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月八日 於東京 林

右署名捺印ハ自分ノ西前ニ於テ真サレタリ

日 日 於 日 所

立 合 人 消 部 陸 兵

裏面白紙

EX. 2532

紙ノ背 #1220



極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

供通書

供通者

横須賀市浦田六ノ五

小林 人
明治三十二年一月十三日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宜誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供通致シマス

EX. 2532

Handwritten note: #1220

自分儀我言ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宜警ヲ寫シタル上次ノ
如ク供進致シマス

供進者

横須賀市浦田六ノ五

小林 漱 人

明治三十二年一月十三日生

宣警供進書

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍等裁判所

裏面白紙

一私は大正十三年（西曆一九二四年）六月から飛行機の操縦を習ひ主として戦闘機を操縦しました

昭和四年（西曆一九二九年）の長空中戦闘法を研究の爲英國に出張し昭和五年一月から八月の間に R.A.F. No. 5 Flying school, Hendon に於て *Army Air Corps course* を終了し R.A.F. No. 111 Fighter Squadron, *Hamstead* 及び *R.A.F. No. 111 Fighter Squadron, Hendon* に於ては附として空中戦闘法の訓練を受けました

二昭和十二年（西曆一九三七年）支那事變が始つた時私は海軍少佐で航空母艦「葛城」の飛行長でありまして最初から上海方面の航空作戦に従事し上海方面の敵機を掃蕩し上海甲基地（公大）を設営し之を陸上で飛行機隊であつた第二聯合航空隊に引渡して廣東航空作戦に轉進いたしました

三廣東航空作戦の目的は當時上海方面敵航空は殆んど全く遁逸したが廣東方面には漸く「カーチスホーク」英グロスター戦闘機が主力である戦闘機隊が練成され次第に勢力を増しつゝあつた、而して九月十三

Ha. No. 1220

100% Rec # 1220

日「沙高」は萬山群島附近で敵の「ノースロップ」二機の襲撃を受け重傷を負った（機体被害なし）を出したので第三艦隊司令部は第一航空隊に第一航空母艦は護衛、鳳翔と第一聯合航空隊によつて南支方面の空軍兵力増強を計置されたのでした

四 廣東空軍の運送は次の通りでした
九月 十五日 台北基地で第一航空隊と第一聯合航空隊の作戦打

合

九月二十一日 午前第一航空隊廣東攻撃

午後第二航空隊廣東攻撃

攻撃目標は天河、白雲飛行場及び南沙火藥廠

第一聯合航空隊と協同攻撃を行ふ豫定でありました

が天候不良の爲延期となりました

九月二十二日 午前第三次第一航空隊廣東攻撃目標は天河、白雲

飛行場

午後第四次第一航空隊廣東攻撃

裏面白紙

九月二十三日
戦斗機隊は第一聯合航空隊の中陸上爆撃機隊の掩護隊として参加、海上攻撃機三機は虎門飛行場爆撃隊
午前第五次第一航空隊隊員攻撃目標茶頭及増渉火線

戦午後は天候次第に崩れ始めたる爲第一航空隊隊員は攻撃中止

九月二十四日
天候不良につき第一航空隊隊員は攻撃中止

九月二十五日
天候不良につき第一航空隊隊員は攻撃中止

九月二十六日
午前第六次第一航空隊隊員攻撃目標廣東附近の

鐵橋爆撃

午後第七次第一航空隊隊員攻撃目標午前二同ジ

以上にて廣東攻撃を打ち切り再び上海方面の航空作戦に参加する事となり
瀋陽山列島に向け出發

其右機隊に於ては一般民衆や特に外國權益の攻撃を禁止せられて居りましたので我々は空中寫真を利用して極力攻撃目標の確認に努め軍事施設、軍需工廠のみに對し攻撃を行ひました

Ref No. #220

Ref. No. # 1220

中央からは外國權益の尊重に對しては勿論特に注意指令があり外國
權益所在記人の航空機と諸情報資料が廣東攻勢に出発する時に泗礁
山列島で没せられましたので塔乗員に詳細説明を指示し軍事施設を確認
して攻勢を實施したのであります
攻勢期間中天候不順で目標の確認出来ないと急はれる時は航空戦隊
司令部より攻勢を中止せしめられて居ります又各塔乗員には目標が
確認出来ない場合は攻勢を止め引返す様に命令されて居りました
當時の塔乗員は何れも優秀な技術のものばかりでありまして上海方
面に於ける戦斗の経験もあり飛行軍紀が嚴守されました。

裏面白紙

Handwritten note: 18p. No. 1210

昭和二十一年（一九四六年）十二月二十五日於東京

發行者 小 林 茂 人

Vertical text: 本誌は創立以来、専らニテ世論ヲ導キシテ、其の功ヲ盡シテマシ

同日 於東京

立會人 小 野 清 一 郎

裏面白紙

Ref. No. #1220

良心ニ従ヒテ
誓フ
遠ク何事ヲモ
黙秘セズ又
何事ヲモ附
加セザルコ
トヲ

宣
誓
書

(署名捺印)
小林淑人

裏面白紙

5/5 Rejected

Ref Doc No. 1113

1
77

六月二十八日における支那各地空襲被害所公表

地 區 空 襲 損 害

廣 東

西江口(9)
官務品工場

重要建築物が破壊され火災を生ず

從化飛行場

格納庫五と兵舎が破壊される

梧州飛行場

格納庫が空襲で破壊され大損害を生ず

場

格納庫に大損害を與ふ場内の飛行機
二機破壊される。四機一機は空中で
墜落する

雲 南

飛行場

場内の敵機五機が破壊され、燃料庫
に火災を生ず。敵機一機が空中で
墜落する。

杭 州

飛行場

飛行場に大損害を與ふ

275

276

5/3 Rejected

RAF Doc No. 1115

77

本月二十八日における主要各地空襲被害所公表

地区 空襲回数 損害

廣直

沼江口(9)
日露品工場

重要建築物が破壊され火災を生ず

従化飛行場

格納庫五と兵舎が破壊される

南 京

タマシヤンク飛行場

格納庫が空襲され大損害を生ず

句 容

飛行場

格納庫に大損害を與ふ場内の飛行機
二機破壊される。同機一機は空中で
墜落する。

蒸 湖

飛行場

場内の敵機五機が破壊され、燃料庫
に火災を生ず。敵機一機が空中で
墜落する。

杭 州

飛行場

飛行場に大損害を與ふ

裏面白紙

275

1

276

上海市外

徐 州
廣 德

特 車 船
官 品 食 貨

新 行 局

大 押 倉 を 設 置 する。

茶 酒 庫 及 び 新 行 局 校 に 大 押 倉 設 置 する。

神 戸 と 接 続 して 空 積 は 微 細 輸 送 的 貨 物 輸 送
に 對 して 該 日 行 は ぬ 大 押 倉 を 設 置 する。

裏 面 白 紙

登 用 書

日本外務省文書科長林 榮は別に添附せる「本月二十八日発起せる空想表」と題する英文一頁より成る書類が日本外務省公文書の正印かつ印の寫しなることを證明す

一九四七年四月八日

於 東京

林

榮 (署名)

立会人

浦

部

長

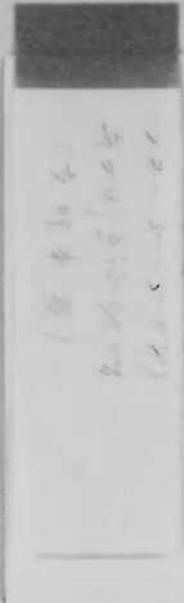
(署名)

裏面白紙

5/5 Rejected

Ref Doc. No. 1174

22



五三、南京府直空軍ニ關スル信等部事務

(昭和十二年九月二十七日) (於外人記者會見)

馬橋

日本政府ニオイテハ傳ヘラレル如キ空軍ノ結果ニツキ充分ノ報告ニ授シテ
 ナイ、府直ノ「ロイタル」電報ハ最も誇張的テアルガ、同じノ通信員ハ支那
 人禁禁テアルカヲ彼モ信ラズキニ事實ノ真相ハ傳ヘラレル如キ「センセー
 シヨナル」ナルモノトオイト思フガ、禁禁員ヲ攻撃ノ目録トスルコトハ絶
 ハ非限員ヲ目録トシテ攻撃スルカ如キコトハ極シ
 ダツテ報告シテ次節テアル即チ南京ニオケル各國外
 庭ノ被害ガナイヤウニ懇切ニ通告シ別ニ二十日長
 谷川司令官ハ支那人ニ對シ我々政府ノ目標ナル軍事施設附近ヨリ遠退スルヤ
 ウニ一層警告ヲ授シタ殊ニ南京府直市ニオイテハ軍事施設及軍事關係建
 物、兵器スレバ敵性ヲ有スル建築物及施設ガ一般市民ヲ保護シテ敵性分
 サレタ地域ニナクソレ等ト混在シテホルコトテアル、某國ノ如キハコノ點ノ
 認識ガ十分デナク其施設ハスベテ市内ノ外ニアルモノノ如ク誤解シテ居リ

5/5 Rejected

Ref Doc. No. 1114

22

五三、南京府直轄ニ付スル信託事務

(昭和十二年九月二十七日) (於外人記者会見)

高橋

日本政府ニオイテハ傳ヘラレルル如キ空想ノ結果ニツキ充分ノ注意ニ接シテキ
 ナイ、府直ノ「ロイタル」電報ハ甚モ強固的テアルガ、同地ノ通信員ハ實ニ
 人並ニテアルカヲ疑フモ信ヲオキキイ事實ノ真相ハ疑ヘラレルル如キ「センセー
 ショナル」ナルモノテナイト思フガ、參事員ヲ政務ノ目標トスルコトハ絶
 ニ眞意テハナイ、日本ハ非難目録ヲ目標トシテ政務スルカ如キコトハ斷ジ
 テナイソレ故ニ疑念ニ先ダツテ報告シテ次期テアル即テ南京ニオケル各局外
 交官ニ對シテハ第一ノ不慮ノ災害ガナイヤウ諒メ懇切ニ通告シ前ニ二十日長
 谷川司令官ハ支那人ニ對シ我々攻撃ノ目標ナル軍事施設附近ヨリ遠退スルヤ
 ウニ一嚴警告ヲ付シタ殊ニ南京廣東兩市ニオイテハ軍事施設及軍用關係建
 物、線路スレバ敵性ヲ有スル建築物及施設ガ一般市民ヤ信託事務係分派
 サレタ地域ニナクソレ等ト混在シテキルコトテアル、某國ノ如キハコノ地ノ
 認領ガ十分デナクモ施設ハスベテ市内ノ外ニアルモノノ如ク誤解シテ居リ

裏面白紙

Doc 1114

コレガタノ商中ノ愛憎ハ故意ニ非限員ヲ日抑トスルニ在リテアルト被信シ、日本軍ヲ非難シテキ、ハ英官ノ非難トイハネバナラマ、故ニ活京、英及福有支那當局ニ對シテハ、英官ノタメ同様のニ被信ヲ蒙ルベキニ在リテ、英官ニ在任マタハ、英官スル市民ニ對シテハ、英官メ安全良善ニ在任セシメルコトニツイテ、英官ナキヲ要請セサルヲ得マ、英官ニ對シテ、英官立ホレタモノノナイコトハ、一九二二年「ヘーグ」ノ空軍法會條ノ原目、未、伊等ガ空軍ノ目的物ヲ具體的ニ制限列スベキコトヲ主張シタノニ對シ、オヨソ軍用目的物ト認メ得ルモノハスベテコレヲ空軍スベシト強請シタノハ、英官同様にマツタイキキツラ、強請セサルヲ得ナイ、ナホ最近入手シタ情報ニコレバ日本空軍ノ所至空軍中率ハ正副テ、軍事施設ニ的中シ居リ「ロイテル」等ノ物ヲ發シタル如ク、非英國民多クニ死傷者ヲ極シタ事實ハナカツダ被信テアル。

裏面白紙

Def. Doc. #1115

文書印所被ニ成立ニ付スル證明書

(三)

自分、林登香ハ外務省文書部長ノ職ニ居ル者ナル事、茲ニ証明セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ紙頁ヨリ成ル前東京府立憲ニ付スル前部長職(於外人記者會見)昭和十二年九月二十七日ト題スル書翰ハ日本政府(外務省)ノ如クニ係ル公文書ノ正當ニシテ真實ナル事シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月八日

於東京

林

啓

右署名捺印ハ自分ノ直前ニ於テ爲サレタリ

同 日 於 同 所

立會人 瀧 部 勝 馬

裏面白紙

5/5 Rejected

Def. Doc. # 1284

22

Vertical text on a slip of paper, possibly a stamp or label, partially obscured by the main text.

五二、南京廣東空軍及支那海軍攻勢説ニ付スル情報
部長談（於外人記者口合見）（昭和十二年九月二十九日）

ノテアル
第一ニ南京、廣東軍力無防禦都市タトイフ事懸念甚合決意ノ於テソレ自
体既ニ自衛ノ事アリ、之類ノ都市カ我軍他軍共テ以テ固メラレ
テキルコトハ公知ノ事アル。公正ノ爲ニモ將又我軍ノ設備ノ修ニモ、
ソノ言動ノ動機ニ悉クモノタルコトヲ希望セサルヲ望ムナイ
我々軍ノ活動ニ付シテ如何ニ荒唐無稽ノ報告カ行ハレルカハ、九月二

我々軍ノ活動ニ付シテ如何ニ荒唐無稽ノ報告カ行ハレルカハ、九月二

281

282

5/10 Rejected

22

Def. Doc. # 1284

我々ノ活動ニ對シテ如何ニ報告無キノ報告カ行ハレルカハ、九月二日

第一ニ南京、廣東等カ無防禦都市タトイフ。是等都市ニ對シテ自
然既ニ南京ノ事テアリ、之等ノ都市カ其處ニ他國軍隊ヲ以テ固メラレ
テキルコトハ公知ノ事テアル。公正ノ事ニモ將又其國ノ威儀ノ辱ニモ、
ソノ言動ノ所爲ニ悉クモノタルコトヲ著明セサルヲ望ムナイ
我々ノ活動ニ對シテ如何ニ報告無キノ報告カ行ハレルカハ、九月二日

五二、南京廣東空襲及支那漁船被襲説ニ付スル情報
部長談（於外人記者口合見）（昭和十二年九
月二十九日）

裏面白紙

281

282

七日香港「サウス・チャイナ・モーニング・ポスト」紙ノ記事ニヨリ一
 日突然デアル即チ九月二十四日東京「ロイテル」通信ハ日本航空隊ノ襲
 撃ノ結果無事ノ市民數千ガ死傷シタト報ジタガ、同紙ハ右報告ヲ以テ謗
 言モ甚シイト評述シタ。「ポスト」紙記者ガ市橋ニ所當局ヲ訪問シ、
 且ツ在住外人ニ事ノ真否ヲ辨シタトコロ、東京市民ノ死者八百人ニモ達
 ナイトイフノデアリ、又土曜、日曜ノ二日ハ東京デハ同所ナク空襲警報
 ラ鳴ラシテホタニ鳴ラズ日本航空隊ノ襲撃ハ市内ニハ投下サレテカツタノ
 デアル。

日本陸海軍ノ空襲ハ、我々が支那ノ境域ヲ侵テ已ムナク進シマテ進行
 動ノ一環デアツテ、我々空襲ノ目標ガ決シテ非我國軍ニ對スルモノデナ
 ク只支那軍及支那施設ニ止マルコトハ我々政府ノ屢々聲明シタ處デ、又コ
 ノ事ハ空襲ノ後ノ我々ノ行動ニ徹シテモ明カデアル、更ニ想起スル迄モチ
 ク空中攻撃ノ一役同様にシテハ、日本ハ一九二二年「ハーグ」會議ノ
 陸米協ト共ニ空襲目標ノ制限ヲ主張シタガ英米ノ反對ニヨリ右ノ主張ハ
 不成立ニ終ツタモノデアル。

裏面白紙

然シ乍ラ事ニ至ツテハ、我陸海軍ハ一切ノ命令ヲ悉ヘテ終ノ國力ヲ
 破壞スル必キガアリ、我軍ハ勇戦ニコノ任ヲ遂行シツツアルノデア
 日本空軍ハ今次事ノ當初ヨリ、ソノ攻目標ヲ軍艦及軍用船ニ限ル
 艦命ヲ受ケテヨリ、交通空ノ「ブレシデント」フーヴアー」號ニ對ス
 ル機ヲ撃ト墜ヲ果ニシ非但目標ト知リツツ之ヲ攻シタコトナク、又高
 空ヨリ機ノ無差別投下ヲ行フガ如キコトモナシ、
 日本軍ガ軍用機ノ保護ニ際シテ、自衛ヲ欲目標ノミニ限ルを以テノ
 襲撃火ノ危險ヲ覺シ急降下ヲ行フシ、コレガ空軍ノ往ヲ増大セル事
 一旦其地ヲ出テセル飛行機ガ飛天ノ機目標ノ際際ナラザルニヨリ、
 我ヲ抱イタマ、誘惑セル事ニ成ミルモ、ソノ機ガ如何ニ充滿空
 及軍用機ノミニアツタカハ我メテ即降デア、我ニ及、我海軍方遂
 日進多量貨物及軍用品ヲ北方及南ニ送シ、之ガ我軍ノ糧食方當然
 豫測セラレタル状況ニアツタニ由ラズ、我軍ハ進軍ノ無事ヲ待テ
 始メテ鐵路ノ修理、軍用品ノ送達ノ便ヲ決行シタ後ナクデア
 相不勝ナコトハ、空中戦ノ手段ニアツテハ、如何ニ技術優秀ノ飛行機ト

裏面白紙

雖モ保一上級對正種ヲ期シ得ザルコトデアアル。右ノ事情ニヨリ且又人命
 ノ損傷ヲ避クル爲メ、日本空軍司令部ニ於テハ空軍ノ發行ニ際シ能ク即
 事前ニ報告ヲ請ヒ、以テ非戦國員ノ安全ニ責任ヲ負フべき當局ニ對シ一
 切ノ珍譽ヲ請ズルノ余裕ヲ與ヘタコトデ、我方トシテハ實ニ上多大ノ不
 測ヲ蒙リテ來タノデアアル。
 然シ乍ラ今日ノ時勢トナツテハ、我國ハ即乎トシテ此ノ復讐力ヲ發揮ス
 ル一切ノ必要條件ヲ具ルモノデ、右ノ如何ガ支那ノ排外ニヨル不測
 的攻撃ヲ大ノ結果タルコトハ容疑スルヲ要スル、カノ前報キ八月十日
 上陸ヲ攻メシテ我國軍具、日本海軍艦隊、陸軍部隊ニ阻害下ラセテシ
 タルモノハ支那軍艦隊デアル、而シテ一ツハ和平解決ヲ促シ、我
 行爲回遑努力ノ備進行中ナルニ由ラズ我意ナル非戦國員ヲ殺ツテ多ク兵
 害ノ遠景一途メタモノデアアル。
 日本ハ如何ナル國モ非戦國員ヲ殺スル事ナキモノナルコトヲ知ニ重
 ネテ認明スル一日ハ如何ナル國モ非戦國員ヲ殺スル事ナキモノナ
 ルコトヲ知ニ重ネテ認明スル一表ハ言ノ原則ノ下ニ、一目的的ニ製造

裏面白紙

スルモノデナノ當該貨フベキ責任ハ何カスルモノデナイガ何程不公平ノ
 非難ハ得ジテ得ルモノモノデアル。
 支那側ノ遺憾宣稱ハ、最近愈々甚ク日本側ニヨル非難相繼ノ大規模
 病院、學校ノ移轉等ヲ意味シ、蔣介石夫人モ「プロバカンヂスト」トシ
 テ暗罵シテキルガ支那側ニ於テ斯ル宣稱ヲ用キルニ至ツタコトハ、我が
 國ニ行キ、殊ニ「露」ニ對シテ空想及滑稽行爲ニヨリ日本ニ對シテ
 スル望ミヲ失ツタニ非ナラナイ、
 併シ支那ノ露國無禮ノ宣稱ハ、却ツテ遺憾深ク成シテキル、支那側作爲
 者ノ供給スル「ニューズ」ノ不正點ニハ上海露報在外國露報中モ不平等ヲ
 タラデアリ、蔣介石モ捏造「ニューズ」ノ流布ニヨル支那ノ信用失墜ヲ
 憂ヘ「日前「デマ」報」ノ物ヲ合シタ位デアル。
 支那側ノ宣稱ハ第一日本館報ノ行方ニ對中シ、日本銀行ガ支那側ノ
 旗章ヲ採用シタトカ又ハ日本銀行行方ニ對ガ「デマ」報ヲレタトカ放言シタ
 ガ之ハ支那側飛行機ノ墜落ヲ被フ支那式宣稱ニ過ギナイ、支那側ノ不正
 不義ニ對シ、正々堂々論議ノ程ヲ進メテキル等露報ニ於テハ、露國ノ

裏面白紙

旗章卷用紙相俵ダニシテナイコトヲ、日本商人ハ不冬新ノ行商ニ出デシ
 ヨリハ死ラテブノデアル。支那領ニ於ケル「ニュース」ノ工務所リハ、
 八月十四日上述「カセー・ホナル」ノ銀行家等ナクテモラレタ、
 支那新印紙関官ハ電文中「支那銀行」ニ於テシタガ豊洲ランヤニ
 ヨツテ電文ノ四巻上、日本銀行行方番印紙出番ヲ「シタル」旨ヲ結
 果トナツタノデアル。
 支那領カ新クノ如ク新印紙銀ニ干渉スル結果、外國銀行員ハ所轄ヲ喪
 ニシテシ田井カラ之ヲ電報ニツコトニナツタカ、等ウシタ電報ハ上海
 支電トノ内容ニ電報ノ強ガアツタノデアル。
 更ニ他ノ商領ハ、日本海軍水兵ガ立錫「ジャンク」ヲ沈シテ三百名ノ死
 傷者ヲ出シタトイフ電報デアル、然シ乍ラ日本海軍水兵ハ「ジャンク」
 ヲ攻メセザル程ニ合テ受ケテ居リ、從ツテ右ノ攻メノ如キハ事實ニモ、
 親領ニモアリ得ナイコトデアルノミナラズ日本海軍ニシア右「ジャン
 ク」沈没事件ノ起ツタトイフ海軍ニ當テ航行中ノモノハ一隻モナカツタ
 事デ、此ノ如クガ絶對ニ製造「ニュース」ニ於テナイコトハ、自分ノ斷
 言シタルトコロデアル。

裏面白紙

286

287

同日 於 同 所

右各捺印ハ自分ノ頭首ニ於テ爲サレタリ

昭和二十二年四月八日 於東京

林

5110

立 合 人 浦 部 彦 馬

自分、林 秀一ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル所、於ニ添付セラレタル日本郵ニ依ツテ尋カレ六頁ヨリ成ル前京師防空隊及支那海防隊ニ對シテ對する情報部長談（於外人記者口合見）昭和二十二年九月二十九日トシテル空軍ハ日本政府（外務省）ノ保護ニ付ル公文書ノ正統ニシテ傳授ナル事シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所並ニ成立ニ付スル所

裏面白紙

Doc # 1188

支那軍の補給
支那軍の補給
支那軍の補給

支那軍の補給
支那軍の補給
支那軍の補給

Doc # 1158

蘇聯邦ノ對支援助ニ關スル情報部長談（昭和十三年四月五日）

支那共産黨は蘇聯邦ノ對支援助ノ成ハ甲日共産黨ヲ題シ以テ直接武
 器ノ供給ニ依リテ行ハレテ來タリ昨今茲々蘇聯邦政府ハ赤軍
 將士ヲ支那ニ派遣セシメ直接支那ノ作戦ニ參加セシメ居ル事カ明瞭
 トナツタ其ノ實例ノ一ニテ拳ヶレハ一月二十六日支那軍航空隊員
 ノ隊員ニ依リテ蘇聯邦人テアルニトシテ明カトナツタコト三月十日蘇
 聯上空ニ襲來シ我軍ニ被害セラレタリニス。ペー一型機ヲ以テ乗組員ヲ
 軍ノ捕虜トナツタ。トウロン。ミハエル。アンドレーウイチ。ハレ
 ニングラード。一號機機師航空隊中隊ヲ率テ客手十月中旬ニ敵名ノ回信ト共ニ
 蘇聯邦ノ金。銀。食料。衣類ニ派遣セラレタリテアルコトカ判明セタリ外國人
 ノ入口滞在スラモ極度ニ厳密ニテ實際上鐵門ニ近キ状態ニアリ。マシテ
 政府ノ命ニ依ラサル自國人ノ外國行ヲ嚴禁シテ居ル事蘇聯邦ノ軍人カ支那
 軍ニ參加スルコトハ所謂義勇兵ナリトノ論ヲ以テ辯解シテモ何人モ之ヲ
 信スルモノハナイテアラウ。

裏面白紙

282 #1158

又蘇聯邦ニ於ケル軍用航空、民間航空共ニ蘇政府ノ統制下ニアリ蘇聯飛行士ハ軍人飛行家タルト民間飛行家タルトヲ同ハス戦時兵ト看ナスコトハ出来ナイノテアル。

蘇聯邦ハ我方官憲ノ收買ヘラ文クテ居ル船舶ヲ滿洲國ノ北洋代價金支拂停止ノ問題ヲトリ上クテ自己ノ對支援助行為ヲ懸念シテ居ルコト見當ルモ甚シイ。

蘇聯邦ノ對支援助カ蘇政府直接ノ命令指示ノ下ニ行ハレテ居ルコトハ疑ヒテ容レス蘇聯邦其場限りノ解釋如何ハ我方トシテ最早問題トスルニ足リマ。

裏面白紙

Ref No # 1155

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 義孝ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナルハ、茲ニ添付セラレタ
ル日本語ニ依ツテ書マレニ頁ヨリ成ル録事邦ノ對支援助ニ關スル情報部
長談へ昭和十三年四月五日ト題スル書類ハ日本政府へ外務省ノ保管
ニ係ル公文書ノ正本ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ証明ス

昭和二十二年四月八日 於東京

林

義孝

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 島

裏面白紙

2
キヨウシキ(カ)
ノ大務公兵務航空兵力ノ

「ソ」等ノ對支援助ニ望ムル無クハ長談(昭和十三年八月三日)

「ソ」等ノ對支援助ニ望ムル無クハ長談(昭和十三年八月三日) 一、イ十六期(イ)「エヌ・ベール」機五機ハ約五百ポンド上リ「ソ」機六機ヲ行テ、機士ハ約二百人ニ達シテ、目下ラシル。而シテ右機行テノ大務公兵務航空兵力ノ

一、イ十六期(イ)「エヌ・ベール」機五機ハ約五百ポンド上リ「ソ」機六機ヲ行テ、機士ハ約二百人ニ達シテ、目下ラシル。而シテ右機行テノ大務公兵務航空兵力ノ

一、イ十六期(イ)「エヌ・ベール」機五機ハ約五百ポンド上リ「ソ」機六機ヲ行テ、機士ハ約二百人ニ達シテ、目下ラシル。而シテ右機行テノ大務公兵務航空兵力ノ

22

!

「ソ」字ノ對支援助ニ關スル物故ニ長談一四和十三任（五月三日）
「ソ」聯軍カ昨年ノ十月頃カラ六任ノ四月中所轄ニ去「ニ」ツタ、イ十五
型、イ十六型機銃、一「エ」ス。ベ「」機銃等ハ總數約五百挺ニ上リ「ソ」
聯軍兵士、機銃士ハ約二百人ニ達シテ片目ヲラシル。而シテ本邦行營
ノ大體ハ公稱偵察兵力ノ僅ニ機銃又ハ機銃セラシテカラ殘存スルモノハ僅ニ
百内外テアリカ此ノ一割ニ於テ四百ヲ過リ「ソ」聯軍ノ大體ニ對スル武
器、人員ノ差餘ハ今迄モ極端ク懸殊セラレモ「ソ」聯軍ノ大體ニ對スル武
去レ一月二十六日南京ヲ襲撃シ我軍ノ機銃機銃ヲ悉ク奪取シテ行營ノ機銃者二人
（機銃一カ「ソ」聯軍人テアツタコトヲ三月十四日「ソ」聯軍ハ亦我軍ノ
機銃機銃サレタ子機銃カ「ソ」エ。ベ「」機銃等テアツタコトヲ三月十四日「ソ」
ノ爲メ機銃ト「ソ」ツタモノカ本人ノ機銃ニヨリ「ソ」機銃ヲ奪取シテ行營ノ
機銃機銃中機銃アツタコトヲ「ソ」機銃支援助ニ關スル機銃機銃カ「ソ」
ハ機銃機銃ノ機銃テアツタコトヲ「ソ」機銃支援助ニ關スル機銃機銃カ「ソ」
ト機銃機銃ノ機銃ニ「ソ」機銃機銃ヲ奪取セルト世ニ在「ソ」機銃機銃カ「ソ」

裏面白紙

「ソ」政府ニ嚴旨由入ヲ爲サシメタノデアル
 官光大使ハ四月四日「ソ」外務委員ニ面會シ簡況ノ如キ「ソ」
 聯對支援助ノ確證事ヲ詳細ニ述ヘタル後斯ノ如キ對支援助ハ「ソ」聯
 ノ實狀尙制度ニ鑑ミ同政府直接指揮ノ下ニ支那ヲ通シテ我方ニ對シ行ハ
 ルル「ソ」聯自體ノ對行爲ト認メサルヲ得ナイ。茲ニ政府ノ訓令ニ基
 イテ斯ル行爲ニ由テモ「ソ」聯ハ其自體ニ對シテハ「ソ」聯自體
 ニ於テ一何ノ責任ヲ負ハネハテラヨト由入ニ對シ「ソ」聯
 イノ「ソ」聯ハ其自體ニ對シテモ「ソ」聯ハ其自體ニ對シテハ「ソ」聯
 ハ其自體ニ對シテモ「ソ」聯ハ其自體ニ對シテハ「ソ」聯
 ラナイ。前記諸事ハ「ソ」聯自體ノ對行爲ト認メサルヲ得ナイ。茲ニ政府ノ訓令ニ基
 中ニハ「ソ」聯自體ノ對行爲ト認メサルヲ得ナイ。茲ニ政府ノ訓令ニ基
 言ハス等ト聯手ヲ對シテモ「ソ」聯自體ノ對行爲ト認メサルヲ得ナイ。茲ニ政府ノ訓令ニ基
 大ナル責任ヲ負ハルヲ得ナイ。茲ニ政府ノ訓令ニ基
 モナク細事ノ對シテモ「ソ」聯自體ノ對行爲ト認メサルヲ得ナイ。茲ニ政府ノ訓令ニ基
 人カ政府ノ命令ニ依ツテ支那ニ赴キ立支日本軍ニ對シ敵對行爲ヲ爲スコ

裏面白紙

トニ對シ日本政府カ本日ノ如キ嚴重ナル申入ヲキヌハ許テアル。

「ソ」黨ノ訓令ニ依レハ義勇兵ヲト言フ事モハ本可然トイフテ皆
 政府ノ命令ニ依テ飛行機、飛行士トモ外國へ送クモノテ最近電人カ政府
 ノ命ニ依テ支那ニ赴キ對日國體ニ參加スルカ如キコトハ殊ノ難ニ付テハ
 考ヘラレトイ。若シ「ソ」黨ト曰クノ行動ヲ取ル能カアリトスレハ日本
 政府ハ斷ル國ニ對シ「ソ」黨ニ對スルト同義ノ態度ニ出ツルモノト考ヘ
 ルト反駁シ「ソ」政府ノ猛者ヲ促シ。

「ソ」黨ノ對支援助ニ付テハ其ノ後日「ソ」黨ニ對シテ決方ノ交渉ニ係シ
 四月十一日井上陸軍部長ヨリ在京「ソ」黨大幹部會合ニ對シ「ソ」黨
 飛行機及飛行士カ支那軍中アツテ飛行機ニ對シテ是レコトハ
 日本國體ノ到底看過シ得キイテ大國體テアルコトヲ指指シ度オテ「ソ」
 黨ノ此等ノ注意ヲ喚起シタ大體デアレ。

今次支那軍艦發生以來「ソ」黨政府カ今日迄物極の精神論ニ支謀手場々又
 飛回ニ對シ恰モ許口ニ對スルカ如キ與テ喚起シツツアルコトニ對シテ
 ハ我口民衆ツテ大ニ其心ヲ有スルモノデアレ、吾人ハ「ソ」黨カ

裏面白紙

Def. No. 1190

屋ノ裏ニ於ケル地位ヲ正解シ且キニ及ンテ其對支態度ヲ示メソコトヲ
要ク要旨ヲ示スル

294

4

295

裏面白紙

文書ノ出所等ニ於テハモリスル所ニ在リ

自分、林 義一ハ外務省文書長ノ職ニ任ル者ナル事、其ニ添付セザレタ
ル日本国ニ於テ在カレバヨリ此ル「ソ」等ノ書式補助ニ關スル情報、
局長殿昭和十三年五月三日トヨニスル書翰ハ日本政府（外務省）ノ保存ニ
係ル公文書ノ正確ニシテ保存ナル事ヲ示シタルコトヲ明記ス

昭和二十二年四月八日 於 東京 林 義一

本署名捺印ハ自分ノ面首ニ於テ爲サレタリ

同日 於 東京

立会人

林 義一

林

5

裏面白紙

2

def. blue 1176

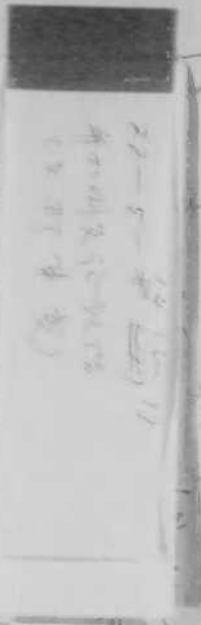
外國通信員に對する子臣外務大臣談

一九三八年(昭和十三年)六月六日

of Takahashi

外務大臣に就任以來始めて、外國新聞社の代表者諸君に會ふ機会を得たことも余は大いに喜しく思つてゐる。今後ともよろしく諸君の御協力を心から御願ひする。

東亞永遠の平和を確立してその繁榮を促し以て世界平和と人類の福祉に貢獻することはわが國不変の政策である。一方吾等にも昨年七月七日の事變が勃発したる日本政府は紛争の初期には一見して冷静な態度を採り、蔣介石將軍に對して蔣政府の對日本政策を考へ直すやう切りに勸



つしたしかし蔣合を將となつはかりを所謂長期態度と改めることを拒絶

No.1
戦に乗り出すことになつた。以來物が軍は各戦線に敵を破つて着々と首尾よく作戦を遂行してゐる。先月下旬わが軍は中國側の難攻不落と誇つた徐州を占領し、安徽省の都府、慶文もわが手に歸し、今やますます奥地深く進軍をつま

296

EX. 2533

22

def doc 1176

No 1

外國通信員に對する二十日外務大臣談話
一九三八年(昭和十三年)六月十六日

外務大臣に就任以來始めて、外國新聞社の代表者諸君に會ふ機会を得たことも余は大いに喜しく思つてゐる。今後ともよろしく諸君の御協力を心から御願ひする。

東亞永遠の平和を確立してその繁栄を促し以て世界平和と人類の福祉に其獻ずることはわが國不変の政策である。一方吾等にも昨年七月七日の事案を以て勃発したる日本政府は紛争の初期には一見して冷静な態度を保ち、蔣介石將軍に對して蔣政府對日本政策を考へ進すやう切りに勸めてきたるががりの事案としてしたしかし蔣介石將軍は日本の真意を解さなればかりと所謂長期抗戦を主張して抗日の態度を改めることを拒絶した。かうして日本は中國に於て余儀なく武力に乗り出すことになつた。以來わが軍は各戦線に敵を破つて着々と首尾よく作戦を遂行してゐる。先月下旬わが軍は中國側の難攻不落と誇つた徐州を占領し、安徽省の首府柳安を陥れ、わが手に歸し、今やさらに奥地深く進軍をつづけ、ある。

裏面白紙

297

def doc 1176

No 2

197

現在日本國民の関心は偏りにこの戦争を完遂
 して輝かしい終局に導いて行くことに向けられて
 いる。

今次紛争に對する諸列強の態度に關してはわれわれ
 は次々事實に注目する。即ち中國に對する戦争資金
 や軍事顧問の供給を禁じたり軍需品の輸出を禁
 じたりして日本に對し友好的政策を講じてくれる國
 のあり方ある國ははつきりと中國の日本に對する無
 益な抵抗を助ける政策を採ることによつて、必要
 に紛争を永劫かせせり上かすかすの人命と財産に
 計り知れない損失を及ぼしてゐる。

以上は人道の見地から見て深く遺憾にされる所
 であり日本との様子を國々との友好關係がまし害は
 れたとするはこれは相手側のさうした行動に因るもの
 と考へられるべきである。

しかし下り余はわが國の諸列強との國際關係
 が全体として満足なものであると断言することは
 できなうであつて、國際關係の改善に向つて最
 大の努力を拂ふのは余の苦心である。

(以上)

298

5/5 Rejected

Ref No = 1193

22

Handwritten notes in a vertical box, possibly a stamp or administrative mark.

駐日支那大使館引揚ニ付スル情報部長談（昭和十三年六月七日）
 帝國政府カ去ル一月十六日國民政府ヲ對手トヒストノ聲明ヲ發シタ後ニ
 於テモ政府當局ノ在本邦支那外交機關、領事機關及在留華僑ニ對スル
 取扱振ハテテ寛大テ殊ニ在京支那大使館員ニ對シテハ所請待遇ノ受給
 租稅ノ免除、離會待遇等他ノ許外國ノ大公使館員ト同等ノ待遇ヲ與
 ノ又財産建物ニ付テモ我方官憲ニ於テ充分ノ保護ヲ加ヘテ是ルノテアル
 現下ノ窮乏ニ拘ハラズ漢口租界ニ駐スル外交機關等ノ如キ寛大ナル取
 扱ニ對シテハ近ク在京支那大使館員ヲ指シテ是ルコ
 口政府ハ近ク在京支那大使館員ヲ指シテ是ルコ
 其ノ理由カ租界ニアルカハ知らナイカニハ
 口政府ノ任職ノ指稱テアツテ日本政府ノ旨知スル所ナシ。
 引揚ルノ如ク大體的ニ對シテハ我方官憲ニ於テ充分ノ保護ヲ加フヘ
 コトハ勿論ノ事ナラズ。

J. Takasaki

5/5 Rejected

Ref No = 1193

駐日支那大使館引揚ニ關スル情報部長談（昭和十三年六月七日）
 帝國政府カ去ル一月十六日國民政府ヲ對手トヒストノ聲明ヲ達シタ後ニ
 於テモ政府當局ノ在本邦支那外交顧問、領事顧問等トヒ在留諸僑ニ對スル
 取扱振ハテテ寛大テ殊ニ在京支那大使館員ニ對シテハ特別優遇ノ待遇
 租稅ノ免除、聯合傳單等值ノ許外國ノ大公債債員ト同等ノ優待等ヲ認
 現下ノ形勢ニ拘ハラズ漢口改稱ニ關スル外交顧問カ所ノ如キ寛大ナル取
 扱ヲ受ケツツアルコトハ蓋シ明瞭然上ニ於テモ顧問ナキ所テアラウ。
 然ルニ最近ノ傳單ニヨルハ漢口改稱ハ近ク在京支那大使館員間ハ
 トニ決定ヒリトノコトテアル其ノ理由カ近ク在京支那大使館員間ハ
 漢口改稱ノ任職ノ掛辭テアツテ日本政府ノ口知スル所テナイ。
 支那政府ノ大借款ノ目的ニ付テハ我方官憲ニ於テ充分ノ保護ヲ加フヘ
 キコトハ勿論ノ事信テアル。

J. Takahashi

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所故ニ成立ニ付スル證明書

(五號)

自分林 馨ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナルニ因テ茲ニ送付セラレタル白
本簿ニ依ツテ付カレ一頁ヨリ抽出ル日本文書大使館引換ニ付スル物郵部長
ト稱スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正體ニシテ
ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月九日 於東京

林

馨

21

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 齋 藤 馬

leaf file # 1193

299

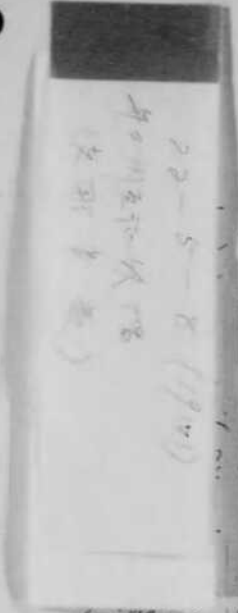
300

906

No. 1

5/5 Rejected

Ref Doc 1189



南支作戦ニ關スル情報部長談(昭和七年七月廿五日)
今次帝國軍ノ南支作戦ハ支那軍ニ對スル軍
需品ノ主タル補給路ヲ遮斷シ抗日策謀ノ
重要據點ヲ覆滅スル急ノ純軍事行動
外ナラス。

在支第三國權益尊重ノ帝國政府從來
ノ方針ニ何等齟齬ル所ナシ。從テ今次行動ニ
於テモ之カ損害防止ニ關シ最善ノ努力ヲ致スコ
ト勿論ナルモ第三國側ニ於テモ克ク帝國ノ意
帝國軍ノ努力カニ協力シ
及生セシメサル様殊特別ノ
光ノナリ。

(公表集三三〇七頁所載英和文)

g. Takahashi

301

906

No. 1

5/5 Rejected

Ref Doc 1189

南支作戦ニ關スル情報部長談(昭和三年十月廿日音)
 今次帝國軍ノ南支作戦ハ支那軍ニ對スル軍
 需品ノ主タル補給路ヲ遮斷シ抗日策謀ノ
 重要據點ヲ覆滅スル為ノ純軍事行動
 外ナラス。
 在支第三國權益尊重ノ帝國政府從來
 ノ方針ニハ何等齟齬ナシ。從テ今次行動ニ
 於テモ之カ損害防止ニ關シ最善ノ努力ヲ致スコ
 ト勿論ナルモ第三國側ニ於テモ克ク帝國ノ意
 在ル所ヲ諒解シ右帝國軍ノ努力ニ協力シ
 以テ所慮ノ事致發生セシメサル様特別ノ
 留意ヲ要セ望ムスルモノナリ。

(公表集三ノ七二頁所載英和文)

裏面白紙

301

裏面白紙

slip doc 1189

文書ノ出所地ニ成立ニ關スル證明書 (三號)

自分、林 啓ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依リテ書カレモ、頁ヨリ成ル南支作戦ニ關スル情報部長談(昭和十三年十月十三日)ト題スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ且事實ナル寫シナルコトヲ證明ス。

昭和十三年四月九日 於東京
右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタリ
同日於同所

立會人 浦部 勝臣

106

No. 2

302

No. 1

1/5 Rejected
Defence Doc. 1184 27

文書ノ本所並ニ成立ニ関スル證明書

自余 林 護 外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處
茲ニ添付セラレタル日本語ニ依テ書ラレ 貳頁ヨリ成
ル帝國政府戸明一九三八年十一月三日ト題スル
書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書
ノ正確ニシテ眞實ナル寫ニナルコトヲ證明ス

凡日 於東京

林 護 (印)

林 護 (印)
(複製本)

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為テシタリ

同日於同所

立会人

浦部 勝馬 (印)

206

No. 1

Y. Aoyama
Defence Doc. 1184

又書ノ出所証ニ成立スル證明書

自分 林 護 外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處
茲ニ添付セラレタル日本語ニ依テテ書カレテ頁ヨリ成
ル帝國政府聲明一九三八年十一月三日ト題スル
書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書
ノ正確ニシテ眞實ナル寫ニナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月九日 於東京

林 護 (林)

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為テレタリ

同日於同所

証人 浦部 勝馬 (浦部)

裏面白紙

206

No. 2

Defence Doc. 1184

三九 帝國政府聲明(一九三八年十一月三日)
 今、陛下ノ御威威ニ依リ、帝國陸海軍ハ、克ク
 廣東、武漢、三鎮ヲ攻略シテ、支那ノ重要域ヲ既定
 シタリ、國民政府ハ既ニ地方ノ一政權ニ過キス、然
 レトモ同政府ニシテ抗日寇共政策ヲ固執スル限
 リ、コレカ潰滅ヲ見ルマテ、帝國ハ斷シテ矛ヲ收ム
 ラトナシ、帝國ノ冀望スル所ハ東亞永遠ノ安定
 ヲ確保スヘキ新秩序ノ建設ニ在リ、今次征
 戰究極ノ目的亦此ニ存ス
 コノ新秩序ノ建設ハ日滿支三國相携ヘ、政
 治、經濟、文化等各種ニ亘リ互助連環ノ關
 係ヲ樹立スルヲ以テ根幹トシ、東亞ニ於ケル
 國際正義ノ確立、共同防共ノ達成、新文化
 ノ創造、經濟結合ノ實現現ヲ期スルニアリ
 是レ實現ニ東亞ヲ安定シ、世界ノ進運ニ寄
 與スル所以ナリ
 帝國カ支那ニ望ム所ハコノ東亞新秩序建
 設ノ任務ヲ分担セントシ在リ、帝國ハ支那
 國民ガ能ク我カト眞意ヲ理解シ、以テ帝國
 ノ協力ニ應ヘムコトヲ期待ス、固ヨリ國民政府
 ト雖モ從來ノ指導政策ヲ一擲シ、人的構成ヲ改
 替シテ更生ノ實ヲ舉ケ、新秩序ノ建設ニ未ダ參スル
 ニ於テハ敢テ之ヲ拒否スルモノニアラス

裏面白紙

406

No. 3

Defence Doc. 1184

帝國ハ列國モ亦帝國ノ意圖ヲ正確ニ認
 知シ東亞ノ新情勢ニ適應スヘキヲ信シ疑ハス
 就中盟國諸國從來ノ厚誼ニ對シテハ深クッ
 レラヌトスルモノナリ。
 惟フニ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ハ我カ聲
 國ノ精神ニ淵源シテ完成スルハ現代日本國
 民ニ課セラレタル老練アル責務ナリ。
 帝國ハ必要ナル國內諸般ノ改新ヲ断行シ
 テ愈々國家總力ノ擴充ヲ圖リ萬難ヲ排シ
 斯業ノ達成ニ邁進セサルヘカラス。
 茲ニ政府ハ帝國不惑ノ方針ト決意トヲ聲明ス。

506

裏面白紙

Def Doc 1187

四三 外人記者會見於此有田大臣談(一九三八年十二月十九日)

十一月三日、帝國政府聲明ニ依リ中外ニテ闡明シタル如ク日本、並ニ東亞、所ハ東亞永遠ノ安定ヲ確保スルニ新秩序ノ建設ニシテ此、新秩序ノ建設トハ日滿支三國相携ヘ政治經濟文化等在般ニ且リ互助連環ノ關係ヲ樹立スルコトナリ

日滿支三國ノ緊密ニ連絡体ヲ作ルコト、必然性ハ政治的ニ亦此ノ魔手ニ對シテ自己防衛並ニ東洋文明ノ擁護、必要ニ依リ又經濟的ニ世界一般ニ廢行ノ關稅障壁ノ傾向並ニ經濟的ニ手段ヲ政治目的ニ使用セントスル傾向ニ對シ自衛手段ヲ構スル



ヨリ完全ナル現代國家ニ國民自體ノミテ支東亞

全體ノ利益ナリ而シテ新秩序ノ建設即日滿支三國互助連環ノ關係ハ日滿支三國ガ各自ノ獨立ヲ維持シ各自ノ個性ヲ充分ニ生カシツ東亞保全ノ共同使命、下ニ固キ結合ヲナスコトニ外ラス

No. 1

日本ハ此、新秩序ノ建設ノ國際正義ニ適ヒ又東亞ノ平和ニ資スルモノナリト固キ信心ヲ有スルモノニシテ從テ之ヲ遂行シテハ確固ニ決意ヲ有スルモノナリ

政治文化ノ方面ニ於ケル互助連環ノ關係ニ付テハ之ヲ後日ノ機會ニ讓リ此處ニ經濟ノ方面ニ於ケルニ付テハ

Def doc 1187

No. 1

四三 外人記者會息於此有田大臣談(一九三八年十二月十九日)
 十月三日、帝國政府聲明に依り中外之ヲ闡明シタル如ク
 日本、冀ホズ所ハ東亞永遠ノ安定ヲ確保スヘキ新秩序ノ
 建設ニシテ此新秩序ノ建設ハ日滿支三國相携ヘ
 政治經濟文化等全般ニ亘リ互助連環ノ關係ヲ樹立
 スルコトナリ
 日滿支三國ノ緊密ナル連絡体ヲ作ルコト、必然性ハ政治
 的ニ亦他ノ魔手ニ對シ自己防衛並ニ東洋文明
 ノ擁護、女要ニ依リ又經濟的ニ世界一般ニ廣ク行
 ンル關稅障壁ノ傾向並ニ經濟的手段ヲ政治
 目的ニ使用セントスル傾向ニ對シ自衛手段ヲ構スル
 必要ニ依リ說明セラルベシ
 支那ヲ半殖民地的地位ヨリ完全ナル現代國家ニ
 進引セテ行クコトハ支那國民自体ノミナラズ東亞
 全体ノ利益ナリ而テ新秩序ノ建設即日滿支
 三國互助連環ノ關係ハ日滿支三國ガ各自ノ獨
 立ヲ維持シ各自ノ個性ヲ充分ニ生カシツ東亞
 保全ノ共同使命、下ニ固キ結合ヲナスコトニ外
 ズ
 日本ハ此新秩序ノ建設ガ國際正義ニ適ヒ又
 東亞ノ平和ニ資スルモノナリト固キ信念ヲ有スル
 モノニシテ從テ之ヲ遂行シ對シテハ確固ナル決意ヲ
 有スルモノナリ
 政治文化ノ方面ニ於ケル互助連環ノ關係ニ付テハ之ヲ後日
 ノ機會ニ讓リ此處ニ經濟ノ方面ニ於ケルモノニ付テハ一言

305

306

裏面白紙

Def Doc 1187

No. 2

新体制、経済的方面、世界ニ自給自足、強大
 経済的單位、存スルニ對應シテ日滿支、三國の經
 済的方面、於此相互連環關係ヲ結成シ密接
 經濟的協カニ依リ經濟單位ヲ強化セントスルニ外
 又カ爾關係ニ依リ經濟的「アロウ」ナルニシテ
 依リテ呼バルはトスルニ此、場合ノ經濟的「アロウ」
 決シテ *Dependancy system* 非ニ非ニ若シ此、
 全然排作スト、意ヲ合ムニトバカシ言書、使
 用ニ適当ナリト云フベシ

近來稍スルハ所謂日滿支經濟「アロウ」結成
 ノ結果日本ハ外國ノ企業資本貿易等ヲ有
 ニシ經濟活動ヲ東亞ヨリ排除セシトシテ考慮シテ
 特ニ解釋ナル向スリトシテハ歐米ニ於ケル新聞
 雜誌ノ批評カク此、如キモノトハ遺憾ナリニ
 未尚業上ノ機會均等ハ從來日本ノ世界ニ向テ
 強ク主張シ来リ、所カ事實ハ為シテ日本ノ主張
 通りニ行カズ良質廉價ノ日本品ハ到ル所差別
 待遇ノ與ヒレタリ日本ハ今日ニ於テハ同業上ノ機會
 均等カ各國ノ企業資本ニ對スリテ信シ居リ日本ノ
 經濟活動カ世界ノ何レノ部分ニ於テ原則トシテ自由

306

307

Ref doc 1187

No. 3

可キヲ主張スルモノナリ。従ツテ東亞ヨリシテ欧米外
 國ノ經濟活動ヲ全然排除セントハ考ヘヨラザルニミテ
 ラズ此ノ如キハ不可能事ナリトサヘ考ヘタルモノナリ。然
 シテガラ資源・少キ日本・マーケツト・国内ニ待テ
 ザル日本又經濟的ニ力弱キ支那トシテハ相倚リ相
 助ケテ必要物資・自給自足政策ニ必要ナル生
 産ノ確保ヲ計リ萬一、場合ニ於ケルマーケツト・確
 保ヲ期スルコトハ存立上不可缺ト認ムルモノニシテ
 其範圍ニ於テ東亞以前ノ各國ノ經濟的活動ノ制限
 サルルコトハ之ヲ認メザルヲ得ズ換言スレバ將來支那ニ
 於ケル第三國ノ經濟活動ハ新体制ニヨツテ結合テ
 ル三國ノ國防及經濟的自主達成ニ必要ナル制限
 ヲ受フベキモノニシテ且政治的特權ヲ伴フモノナラザ
 ルコトヲ必要トスル次第ナルガ此種制限ハ各國何
 レモ其ノ必要ヲ認メタルモノニシテ英帝國米國何レモ
 同様ナリト思考ス。然シテ此種制限ガ加ヘラルルモ
 尚廣汎ナル商業的經濟的活動ノ分野ガ列國ニ
 開カレヨルナリ。

日滿又ニ於ケルガ如キ或程度緊密ナル相互關係ニ
 立ツ經濟集團ガ存在シ組織サレタリトスルモ之ト他國トノ
 貿易ハ決シテ減少スルモノニアラス却テ之ガ増加スル
 モナリ。此機會ニ一言シ置キタキハヨフ人ハ滿洲國ノ
 場合ニキ列國ガ之ヨリ閑出サレタリト云フニトナリ。右ハ

裏面白紙

304
No 4

Ref Doc 1187

非常なる誤謬を以て今之ヲ統計見ルニ滿洲國、總貿易額
 八独立後累年増加し独立前一九三〇年ニ於テ十億六千万元
 リシモノガ一九三七年ハ十五億三千万元トナレリ、然レテ一九三七年
 度ニ於テハ英米佛三國ヨリ、滿洲國ノ輸入額ト独立前ノ
 ソレトヲ比較スルニ英ハ三五・三〇パーセント、米ハ九八・九〇パーセント、
 佛ハ三三・二〇パーセントノ激増ヲ示シタリ之等三國ノ貿易ハ滿
 洲國ノ獨立ニヨリ著見増進スルニシタリト云フコト得ヘレ高カレリ
 滿洲國ノ輸入ノ増大ハ機械、工具、車輛、金屬製高木、漆、漆
 建設材料、於テ特ニ顯著ニシテ今後滿洲ニ於ケル經濟建
 設ノ進行ニ依リ之ヲ需要ハ更ニ増加スベシ又統計表ニ現ハ
 レ居ルモノニ尋テ三國ヨリ日本終由行ハルル貿易額ヲモテ考慮スル
 必要アリ又滿洲計英米佛領トノ貿易額ニ果本年
 増加シタルコトヲ注意スルニ可キナリ

要スルニ帝國ノ企圖ニ依リ東亞建設ニ依リ東亞
 天地ハ初メ恒久的安定性ヲ与ヘラレ其結果列國ノ東
 亞ニ於ケル經濟活動ニ却テ確實ナル基礎ノ上ニ
 置カラルルニシテハキニト、今ノ確信ニシテ疑ハサルニシテコトナリ

裏面白紙

309

No 5

Ref Doc 1187

文書、發行迄ニ成リ、其ニシテ證明書

(三ノ)

自今、林馨、外務省文書課長、職ニ居ル者ニ處テ、該

ニ添付セラルル日本語ニ添テ書ケル、四月ヨリ成ル外人記者

會見、於テ有田大臣談、一九三八年十一月十九日ト題スル書

類、日本政府(外務省)保管ニ係ル公文書、正確ニシテ

眞實ニシテ寫シタルコトヲ證明ス

昭和三十三年四月九日 於東京

林馨 (林)

右署名捺印、自今、面前ニ於テ爲サレリ

同日於同所

立會人 浦部勝馬 (浦部)

310

裏面白紙

5
EKH. 2538

Def. Doc., NO 1178

總理大臣近衛文麿公啓聲明 一九三八年十二月二十二日

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すと共に、中国に於ける同委員眼の士と相携へ、東西新秩序の建設に向つて進せんとするものである。

今や中国各地に於ては、更生の勢ひ澎湃として起り建設の氣運愈々昂まれるを得得せしむるものがある。こゝに於て政府は更生新中国との關係を調整すべき根本方針を中外に聲明し以て帝國的の真意徹底を期するのである。

日清文三門は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣を擧げんとするものである。これがために偏狹なる觀念を清算して、抗日の勢を滿洲に必要である。即ち日本は中国が進んで

滿洲口と完全なる「交を修めん事を、卒直に要望するものである。次に東亞の天地には「コミンテルン」勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日露伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以つて日

Y. Takahashi

5
EXH. 2538

D. of, D. o. o., NO 1178

總理大臣近衛文麿公使聲明 一九三八年十二月二十二日

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫抗日の民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、中国に於ける同委員暇の士と相携へ、東西新秩序の建設に向つて、進せんとするものである。

今や中国各地に於ては、更生の勢ひ澎湃として起り建設の氣運愈々昂まれるを得せしむるものがある。こゝに於て政府は更生新中国との關係を調整すべき根本方針を中外に聲明し以て帝国内の眞實徹底を期するのである。

日清支三門は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の氣を擧げんとするものである。これがためには中国は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の勢を滿洲國に對する抱泥の情を一掃する事が必要である。即ち日本は中国が進んで滿洲國と完全なる「交を修めん事を、卒直に要望するものである。

次に東亞の天地には「コミンテルン」勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日蘇伊防共協定の精神に即り、日支防共協定の締結を以つて日

Takahashi

裏面白紙

File No. 1178

すに交渉上喫緊の要件とするものである。而して中国に現存する復讐に對し、この防共の目的に對する充分なる保障を懸ける爲には、同種期間中特定地域に日本軍の防共駐屯を認むる事及び内蒙地方を特殊防共地域とすべき事を要求するものである。

日支經濟關係については日本は何等中国に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず。又強しき東西を執しこれに對して行動せんとす。華意の第三の利益を保障するが如きことを中国に求めるものにも非ず。唯能く日支の提携と合作とをして雙方あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、中国は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的經濟的關係に對し特に北支及び内蒙地域に於ては、その資源の開發利用上日本に對し特權的に便宜を與ふる事を要求するものである。日本の中々に求むるものの大體は以上の如きものである。日本が敢て大軍を動かせる真意に依するならば、日本の中々に求むるものが區々た

裏面白紙

Ref. H-1173

る領土にあらず、又賠償の賠償に非ざることには自ら明かである。日本は
實に中国が新秩序建設の参加者としての任務を履行するに必要な最良
印度の賠償を要求せんとするものである。
日本は中国の主権を尊重するは固より、遂いで中国の獨立完成の爲に
必すとする治外法権を撤除し、且つ租界の返還に對して積極的な考慮
を採ふに當らざるものである。

(共生同死四乃至六頁進行聲明全文)

3

裏面白紙

5/5 Rejected

22

上海共同租界問題ニ關スル澤田次官ノ對英米大使申入要旨
（五月三日）

上海共同租界問題ニ關スル澤田次官ノ對英米大使申入要旨

（五月三日）

(イ) 諸キ歴史ヲ有スル上海共同租界ノ設備及諸制度カ今日ノ所キ事變ニ
適應セサル幾多ノ缺陷ヲ有スルコトハ一般ニ認メラルル所テアル、共

章程ヲ見ルニ現行章程ノ制定ハ僅少ノ些細ナ
納稅會議ニ於テ通過シ一八六九年北京外交団、
程ノ規定ノ旨ノモテアル即チ共同租界ハ今

日ニ於テモ依然一八六六年ニ定メラレタル組織法ニヨリ支配セラレテ
居ルノテアルカ當時ニ於ケル共同租界ハ其面積現任ノ區域ノ三分ノ一
ニ足ラス外國人居住者數ハ僅ニ二百人テアリ支那人居住者數ハ約
九萬人ニ達シナカッタ、共同租界ノ現在ノ設備及諸制度ハ其ノ後七十
有年間ニ發展シ來ツタモノテアルカ最近著ク變化シ來リタル新タナ
ル事變ノ下ニ事ヲ處理スルニ適當ナラサルモノノアルコトハ蓋シ怪ム
ニ足リナイ

(ロ) 東亞ニ於テ現ニ展開シツツアル新情勢ニ益ミ租界ノ將來ニ關スル根本

g. Takahashi

5/5 (Rejected)

22

上海共同租界問題ニ關スル澤田次官ノ對英米大使申入要旨

(五月三日)

(イ) 舊キ歴史ヲ有スル上海共同租界ノ邊境及諸制度カ今日ノ所キ甚ダニ
 遺憾セサル幾多ノ缺陷ヲ有スルコトハ一般ニ認メラルル所テアル、共
 同租界ノ基本法タル土地章程ヲ見ルニ現行章程ノ既定ハ僅少ノ些細ナ
 ル點ヲ除クハ一八六六年納稅會議ニ於テ通過シ一八六九年北京外交団
 ニ依リ承認セラレタル章程ノ規定ノ區ノモノテアル即チ共同租界ハ今
 日ニ於テモ依然一八六六年ニ定メラレタル組織法ニヨリ支配セラレテ
 居ルノテアルカ當時ニ於ケル共同租界ハ其面積現在ノ區域ノ三分ノ一
 ニ足ラス外國人居住者數ハ僅ニ二千二百人テアリ支那人居住者數ハ約
 九萬人ニ過キナカツタ、共同租界ノ現在ノ機構及諸制度ハ其ノ後七十
 有年間ニ發展シ來ツタモノテアルカ最近著シク變化シ來リタル新タナ
 ル事象ノ下ニ事ヲ處理スルニ適當ナラサルモノノアルコトハ蓋シ怪ム
 ニ足リナイ

(ロ) 東亞ニ於テ現ニ展開シツツアル新情勢ニ鑑ミ租界ノ將來ニ關スル根本

裏面白紙

問題カ如何ニ取扱ハルヘキヤハ暫ク之ヲ別ニスルトスルモ共同租界カ
 今日ノ現實ノ事態ニ適應シ眞ニ健全ナル機能ヲ發揮シ得ルカ爲ニハ其
 ノ機構及運用上ニ於テ改善ヲ加フルヲ要スル點ハ尠クナイト認メラレ
 ル數年前上海ノ諸新聞ニ於テ共同租界工部局改革問題カ盛ニ論議セラ
 レタル際ニモ共同租界參事會員ノ遲延態度カ遺憾依然トシテ非「デモ
 クラチツク」テアルコト、工部局主要職員ノ地位ハ殆ト英人ニ依リテ
 壟斷セラレ英人職員カ餘リニ壓倒的多數ヲ占メ且其ノ施政カ寡頭政治
 ニ流レテ居ルコト、行政費カ餘リニ高ク殊ニ停頓カ割高テアツテ養身
 除、教育、音楽餘其ノ他ニ於テ大ニ經費節減ヲ要スルモノノアルコト
 工部局核算殊ニ教育費カ外國人ノ「コムミユニチー」ニ公平ニ配分セ
 ラレテ居ラナイコト等ノ諸點ハ一般ニ理由アルモノトシテ取扱ハレ就
 中土地章程ヲ新時代ノ要求ニ適スルヤウ改訂スル必要アリトノ意見ハ
 一般輿論ノ強キ支持ヲ受クテアル、

(ハ) 共同租界行政ノ運用ヲ圓滑ナラシムルカ爲ニハ工部局ノ機構ヲ新時代
 ノ要求ニ適應スルヤウ改組スル必要ナル利害關係國人ノ發言權カ工

裏面白紙

部局行政ノ上ニ公平ニ表現セラルルコトカ必要ナルカ日本ノ「ム
 ムミユニテール」ノ發言ニ其ノ利害關係ノ大ナルニ比シ類々ノ點ニ於
 テ租界行政ノ上ニ十分公平ニ表現セラレテ居ラナイ點ノアルノハ事實
 テアル側ヘハ日本人參事會長ノ致ニ付テ見ルモ亦工部局警察都ニ於ケル
 クル日本人警察官ノ地位ニ付テ見ルモ府又工部局一般行政ニ於ケル日
 本人職員ノ現狀ニ付テ見ルモ其ノ間ノ消息ハ明瞭ナル右ノ如キ諸點
 ニ付テノ不満足ナル現狀ヲ合理的ニ調査スルコトハ共同租界行政ニ對
 スル日本側ノ積極的協力を可能ナラシメ租界行政ノ圓滑ナル進行ヲ計
 ルカ爲ニ絕對ニ必要ナル

(二) 今日共同租界ノ地位及其ノ施設ヲ論スルニ當ツテ看過スコトノ出來ナ
 イ點ニ對シテハ日支事變發生以來ノ文部ニ於ケル一般情勢ノ變化殊
 ニ上海方面ニ於ケル現狀ノ專横ノ改變テアル上海乃至中方方面ニ於テ
 ハ蔣介石政権トハ別個ノ政權ヲ設ケタル上海特別市政府及維新政府ヲ
 既ニ成立シテ居リ殊ニ上海特別市政府ハ租界外國駐在ニ於ケル上海ノ現
 實ノ統治體トシテ實際上施政ノ責ニ任ツツアツテ上海方面一般ノ

裏面白紙

治安維持其ノ他一般公共ノ福祉保護ノ爲ニハ共同租界官局カ特ニ上海
特別而政府ト緊密ナル協力ヲ爲スコトカ最モ望マシキコトト認メラレ
ルノテアル此ノ見地カラ論スレハ例ヘハ共同租界内支那法院ノ地位ノ
如キニ付テモ新租界ニ即シ其條約ノ考慮カ御ハレナクテハナラス又工部
局ニ於テ保護シテ居ル諸商政府ノ土地盤販ノ運送問題ノ如キモ速カニ
解決セラルヘキモノト認メル

(4) 現下ノ事態ノ下ニ普通々待リル他ノ最大ナル要義ハ日乃並ニ新設
分子カ租界ノ特別ナ地位ヲ利用シテ結果々ツツアルコトヲアル此ノ租
分子ノ墜落ヲ放任スルカ如キコトハ租界自體ノ存続及安寧ノ爲ニモ取
ラサル所テアツテ石分子ノ「テロ」行爲及排日言論其他一切ノ有害行
爲ニ對スル徹底的取締ニ付テハ租界官局及利害關係國ニ於テ切實ナル
考慮ヲ拂ヒ善處スル必要カアルノテアツテ帝國政府ハ租界カ此ノ種分
子ノ利用其地トナルコトニ對シテハ當ニ最大ノ關心ヲ以テ正視シツツ
アルモノテアル

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル証明書

自分、林總督ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル事、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ五頁ヨリ成ル上陸共同昭界同地ニ關スル譯因次官ノ英米大使申入要旨（昭和十四年五月三日）トニ關スル書翰ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十年四月九日

於東京

林

總督

5

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 馬

裏面白紙

5/5 Rejected

Ref No. #1053

22

22-1-11 (Jan 3)
#1053 (1053)

日英會議ニ關スル外務省發表（昭和十四年七月二十四日午後十時）

帝國外務大臣ト在京英國大使トノ間ニ七月十五日以來行ハレ來リタル會議ノ結果トシテ左ノ聲明發表セラル。

英國政府ハ大規模ノ鐵道行爲進行中ナル支那ニ於ケル現狀ノ事態ヲ完全ニ把握スル限リ支那ニ於ケル日本軍カ自己ノ安全ヲ確保スル限リ支那ニ於ケル治安ヲ維持スル爲メ特殊ノ要求ヲ提出シ又ハ其ノ敵ヲ利スルカ如キ一切ノ行爲及ルコトヲ認識ス英國政府ハ日本軍ニ於テ前記目録ヲ達成スルニ當リ之カ妨碍トナルヘキ何等ノ行爲又ハ措置ヲ是認スルノ意思ヲ有セス此ノ機會ニ於テ斯カル行爲及措置ヲ控制スヘキ旨在支英國官憲及英國國民ニ明示シ以テ右政策ヲ確認スヘシ。

318

319

3/5 Rejected

22

Ref No # 1053

日英會談ニ關スル外務省發表（昭和十四年七月二十四日午後十時）

帝國外務大臣ト在京英國大使トノ間ニ七月十五日以來行ハレ來リタル會談ノ結果トシテ左ノ聲明發表セラル。

英國政府ハ大規模ノ我國行爲進行中ナル支那ニ於ケル現狀ノ整理ヲ完全ニ承認シ又新カル狀態カ存續スル限り支那ニ於ケル日本軍カ自己ノ安全ヲ確保シ且其ノ勢力下ニ在ル地域ニ於ケル治安ヲ維持スル爲特殊ノ要求ヲ有スルコト竝ニ日本軍ヲ害シ又ハ其ノ敵ヲ利スルカ如キ一切ノ行爲及原因ヲ排除スルノ要アルコトヲ認識ス英國政府ハ日本軍ニ於テ前記目的ヲ達成スルニ當リ之カ妨碍トナルヘキ例等ノ行爲又ハ措置ヲ是認スルノ意思ヲ有セス此ノ機會ニ於テ斯カル行爲及措置ヲ控制スヘキ旨在支英國官憲及英國國民ニ明示シ以テ右政策ヲ確認スヘシ。

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林 義吉ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル事、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ書頁ヨリ成ル日英會議ニ關スル外務省公表へ昭和十四年七月二十四日一通スル書類ハ日本政府へ外務省ノ課官ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月五日 於東京

林

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 馬

Ref. No. #1053

5/c Rejected

Ref Doc No. 1051

重慶爆撃ニ際シ對列國通告ニ關スル須磨情報部長談話

(六月十四日午後七時三十分)

過般來帝國軍航空部隊ハ連續重慶爆撃ヲ實施シテ來タカ狡猾ナル支那軍
 ハ懸々重慶市内外ニ在ル諸種ノ社三團體並ニ接近シテ防空砲臺其ノ他ノ
 軍事施設ヲ築設シ居リ攻撃實施上幾多ノ障害ヲ爲シテ居ル、依テ帝國政
 府ハ、此種ノ行為ニ對シテ、不測ノ餘沫ノ及フコトアルヲ慮リ本十四日公
 告、六等ノ苦國ニ對シ重慶ニ居住スル之等諸
 邦了通一時安全ナル地域ニ至急遷避スルヲウ
 軍トシテハ重慶市ニ對スル砲子江南岸ノ一定
 地域ニ對シテハ攻撃ヲ加ヘナイコトヲ明カニシ右以外ノ地域ニ於テ發生
 スルコトアルヘキ不慮ノ事態ニ對シテハ帝國政府ニ於テ其ノ責ニ任セサ
 ル可キ旨ヲ正式ニ通告シタ。

Handwritten notes in a vertical column, possibly a reference or classification code, including the number '1051'.

Handwritten signature or name, possibly 'Y. Tachibana'.

4/c Rejected

Ref Doc No. 1051

重慶爆撃ニ係シ對列國通告ニ關スル須磨情報部長談話

(六月十四日午後七時三十分)

過般來帝國軍航空部隊ハ連續重慶爆撃ヲ實施シテ來タカ狡猾ナル支那軍ハ總々重慶市内外ニ在ル諸種ノ三國僑民ニ接近シテ防空砲臺其ノ他ノ軍事施設ヲ築設シ居リ攻撃實施ニ幾多ノ障害ヲ爲シテ居ル、依テ帝國政府ハ之等第三國官民利益ニ不測ノ餘沫ノ及フコトアルヲ慮リ本十四日公文ヲ以テ英、佛、獨、白、蘇、米等ノ諸國ニ對シ重慶ニ居住スル之等僑民、三國官民ガ我重慶攻撃作戦終了迄一時安全ナル地域ニ至急遷退スルヲウシメ、諸國方勸告スルト共ニ帝國軍トシテハ重慶市ニ對スル勸告ヲ江南岸ノ一定地域ニ對シテハ攻撃ヲ加ヘナイコトヲ明カニシ右以外ノ地域ニ於テ發生スルコトアルヘキ不慮ノ事態ニ對シテハ帝國政府ニ於テ其ノ責ニ任セサル可キ旨ヲ正式ニ通告シタ。

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三書)

自分、林 義春ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナルニシテ、茲ニ添付セ
 ラレタル日本語ニ於ツテ書カレテ頁ヨリ成ル 和情通慶、十長ニ關スル(須對セ
 ト題スル書類ハ日本政府(外 務 省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正
 確ニシテ眞實ナル寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年 四月 四日

於東京

林

義春

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 浦 島 局

裏面白紙

5/5 Rejected

DF. Doc. No. 1035

Handwritten notes on a slip of paper, including the name 'Mitsui Bussan Kaisha' and other illegible characters.

重慶空爆ニ付スル須知事情部王誌(六月十八日)

今次ノ重慶空爆ニ付シ有田外務大臣ハ本月十四日在京米國其他各國大使ニ對シ在重慶自國人ノ安全防護ヘノ措置方ヲ報告シタガ、之ニ對シ翌十五日「ワグネル」米口大使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ日本航空機ノ重慶空爆ニ對スレバ同ノ措置ヲ取ルベシトシ、

大領ニ對シテ重慶ハ抗日ノ最大據點テアル爲メニ、之カ空爆ハ續行セサルヲ欲ナイカ、日米間ハ決シテ無差別的航空機ヲ行フモノノテハナク、米國ソノ他第三國ノ機谷ハ充分負重スルモノテアルカラ米國側モ我方ノ混雜報告ニ更ニ協力スル機宜ネテ望望シタ。

5/5 Rejected

Of. Doc. No. 1035

重慶空爆ニ付スル須知事情(六月十八日)

今次ノ重慶空爆ニ付シ有田外務大臣ハ本月十四日在京米國其他各國大使
ニ對シ在重慶自國人ノ安全地域ヘノ撤退方ヲ勸告シタガ、之ニ對シ翌十
五日「ワグネル」米國大使ハ本國政府ノ訓令ニ基キ日本領空ノ重慶空爆
ニ對スル米國ノ態度見解ハ既ニ昨々明瞭ニセラレ居ルカ米國ハ既ニ日本
空カ同地米國人ノ人命財產ヲ危殆ヲラシムルカ加キ軍事行動ヲ回避スル
コトヲ希望スル旨申出シタ。

仍爾有田外務大臣ハ本日同大使ニ對シテ重慶ハ抗日ノ最大據點ナル爲
之カ空爆ハ續行セザルヲ御イカ日米軍ハ決シテ無差別的空爆ヲ行フモノ
ノテハナク米國ソノ他第三國ノ機谷ハ充分負重スルモノテアルカラ米國
側モ我方ノ退避勸告ニ更ニ協力スル機宜ネテ希望シタ。

裏面白紙

322

323

Ref. No. 71035

文書ノ出所館ニ於立ニツル證明書

自分、林 義孝ハ外務省文書館長ノ職ニ任ズル者ナル事、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ之カレ查賣ヨリ成ル所ニ於テ証明書ニ付スル所内信託部長（昭
和十五年六月十八日）ト認メタル事、昭和十八日、外務省（外務省）ノ保存ニ係ル公
文書ノ正印ニシテ眞守ヲシテシヨルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月四日

於東京

林

義孝

2

大野名捺印ハ自分ノ西前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立合人

浦

野

隆

正

323

324

裏面白紙

5/c Project
Gef. Doc. No1325

22

昭和十五年三月十九日東京朝日新聞記事

占據地才軍管理財產速カニ支那側ニ返還

支那派遣軍重大聲明ヲ發表
陸軍部 陸軍省 官

「南京二十一日發」

支那派遣軍司令部
南京二十一日發
陸軍部 陸軍省 官

ガ占領地内ニアル軍管理工場全部ヲ暴ガ
發表シタ。

タ日支和平交渉ノ基本トサレタ善隣友好互
ツテ實現ノ目的ガ支那侵略ニ非ズ支那ノ獨

立主權ヲ認メ日支平等ノ原則ニ立ツテ相提携合作シ東亞永遠ノ平和ヲ確立
セントスルニアリト帝國不助ノ方針ガ新中央政府樹立ニ當ツテ具體的實
行ニ移サレタモノデアアル、重要勅諭以來軍管理地内ニオイテ支那側財產
ヲ軍管理ノ下ニ置イタ所以ノモノハ軍ガ不在者財產ニ對シ適當ナル處置ヲ
ナサズ荒地ノママニ放置スレバ支那民衆ノ生活ニ甚大ナ打撃ヲアタヘル事
チウレヘ、ソノ正當ナル所有者ニ代ツテ管理經營將來ニ於ケル日支經濟提

Y. Takahashi

5/c Project
Ref. Doc. No1325

22

昭和十五年三月十九日東京朝日新聞記事

占據地才軍管理財產カニ支那側ニ返還

支那派遣軍重入豫州ヲ發表
支那派遣軍司令官

「南京第十八日發」

支那派遣軍總司令官ハ十八日ワガ占領地内ニアル軍管理工場全部ヲ暴ゲ
テ支那側ニ返還スル旨ノ聲明ヲ發表シタ。

右ハ近衛聲明ニ於イテ聲明サレタ日支和平交渉ノ基本トサレタ善隣友好互
助連環ノ精神ニ明ツタモノデアツテ盟約ノ目的ガ支那侵略ニ非ズ支那ノ獨
立主權ヲ認メ日支平等ノ原則ニ立ツテ相提携合作シ東亞永遠ノ平和ヲ確立
セントスルニアリトノ誓詞不動ノ方針ガ新中央政府樹立ニ當ツテ具體的實
行ニ移サレタモノデアアル、重要勳章以來軍作戦地域内ニオイテ支那側財產
ヲ軍管理ノ下ニ置イタ所以ノモノハ軍ガ不在者財產ニ對シ適當ナル措置ヲ
ナサズ荒地ノママニ放置スレバ支那民衆ノ生活ニ甚大ナ打撃ヲアタヘル事
ヲウレヘ、ソノ正當ナル所有者ニ代ツテ管理經營將來ニ於ケル日支經濟提

Takasaki

裏面白紙

324

325

104 p. # 1325

勞民衆生活ヘノ寄與ヲ期シタモノデアアル。今同コノ管理ヲ解イタノモ同業ノ精神ニ基イタモノデアツテ同時ニワガ占領地内ニオイテ臨時維新府政府ノ治績アガリ新シイ秩序ノ形成サレタ事ヲ物語ルモノデアアル。管理委員ノ方法ハ大要左ノ如クデアアル。

一 軍管理工場ハ鑛山工場專業場等アレヌル種類ノ産業ニ互ツテイルガ北支ニ於イテハ二十種百十ヶ所中文ニ於テハ二十七種九十ヶ所合計二百四ヶ所ノ多敷ニ上ツテ居ル。コノウチ既ニ軍管理ヲ解除シタモノアリ例ヘバ淮南炭坑ハ日支合併会社設立シテソノ業務全部ヲ移管シ又常州（海南海線）ノ民豐紡工場ハ支那個人ノ所有者ニ返還サレテ居ル。

二 移管ノ形式ハ先ヅ軍ヨリ臨時維新府政府ニ移管シ兩政府ハコレヲ新中央政府ニ引継ギ新中央政府ハ右告ヲ發シテ正當ナル管理ノ申出ヲ求人、支那側政府派遣軍並ニ管理經營關係者ヲ以テ管理委員會ヲ組織シ競争ニヨル毀損部分管理中ノ出資其ノ他ニツキ調査定ヲ行フ。

三 移管工場ハ概ネ日支合併ノ會社組織トシ經濟提携ノ實ヲアゲル方針デア

裏面白紙

325

326

裏面白紙

四 軍事上特に必要ナルモノ若干ハ當分現狀ノママトスル。
五 第三國權益ニ關係セルモノニツイテハ適宜合併賠償償還等ノ處置
ヲ設定セントスルモノニツイテハ軍管理ノ趣旨ニ即シ、アクマデ日支
携ノ實チアグベク支那ニオイテ努力サルベキハ當然デアアル。

六 移管ハ軍管理全部ニツキ一齊ニ行ハルルモノデアナク各事業個々ニツ
キ事務ノ準備ガ完了次第ヲ追ヒ行ハルルモノデアツテ全部ノ移管完了
マデニハ相當ノ時日ヲ要スルモノト認メフレル。

七 敵産或ハ不在者財産ニツイテハ一國新政府ノ管理ニ移管サレタ後適宜
ノ處置ヲ講ズルモ日本側ガ敵財産ニツイテ投下セル資本ニツイテハソノ
但しガ認メラレルベキハ當然デアアル。

Doc # 1325

以上ノ如ク道義的精神ヲ以テ新行サレタ軍管理財産ノ支那側委託該ガ作戦
中ニオイテ決定サレタ事ハ世界ニオイテ會テソノ例ヲ見ナイモノデアリ
高潔ナル帝國ノ尊嚴及運方針ヲ示スモノデアツテアクマデワガ東亞新秩序
建設ノ理想ヲ強ヒントスル重要抗日派ニ對シソノ蒙チ答クモノデアリ全支

Ref No. # 1325

民族ニ對シテモ帝國ノ公正ナル權を深ク擧取セシムルモノトサレ日本
獨斷主義ニオイテモアケマテ大衆的見地ニ立チ日支協定ヲ共ニ共ニ
實チアゲントシテ居ル。

裏面白紙

裏面白紙

文藝成立ニ關スル證明書

私ハ朝日新聞社ノ文藝部次長ノ位ニ在ルモノナル處ニ添付セル日本語ニ
テ答カレ三頁ヨリ成ル「占據地ノ軍管理財促進力ニ支那國ニ返還」ト題ス
ル文書ハ昭和十五年三月十九日發行ノ東京朝日新聞紙報載記事ノ寫ナルコ
トヲ證明ス

昭和二十二年三月二十八日

於朝日新聞東京本社

岸 元 己

Ref Hor #1325

右尋る捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 今 成 謙 太 郎

22
5/5 Rajster
(R) Def, Dec, 332
982

天津租界問題に關し
外務省
天津租界問題に關し
外務省

佛も戰國狀態承認

外務省
通告

東京朝日新聞
昭和十五年六月二十一日 所載

天津租界問題に關し、帝國外務次官と在京佛駐大使との間に最近行は
れたる會談の結果として左の聲明せらる。

行爲及び原因を排除するの事あることを認識す、佛國政府は日本に於
て前記目的を達成するに當り之が助得となるべき何等の行爲及び措置を
是認するの意志を有せず、此の機會に於てかゝる行爲及び措置を控
べき旨在支佛官憲及び佛國國民に明示し以て右政策を承認すべし

27 5/5 Rejesta
(2) Def, loc. 332
982

佛も戦国状態承認

外務省

東京朝日新聞
昭和十五年六月二十一日 所載

天津租界租界問題に關し帝國外務次官と在京佛國大使との間に最近行は
れたる會談の結果として左の聲明せらる。
「佛國政府は大規模の戦國行為進行中たる支那に於ける事實の事態を完
全に承認し、又爾かる状態が存続する限り支那に於ける日本軍が自己の
安全を確保し且其の勢力下に在る状態に於ける治安を維持する爲め特殊の
要求を有すること、並に日本軍を善し又は其の敵を刺するが如き一切の
行為及び原因を排除するの事あることを認識す、佛國政府は日本軍に於
て前記目的を達成するに當り之が助得となるべき何等の行為及び措置を
是認するの意志を有せず、此の事實に於てかゝる行為及び措置を控へ
べき旨を在支佛官憲及び佛國駐日公使に明示し以て右政策を承認すべし」

裏面白紙

情報部長談

天津英國租界問題に付ては昨年七月有田外務大臣クレイギー英大使館の原則的了解が成立して以來幾多の紆餘曲折ある交渉を重ねたる上、最近日英間に意見の合致を見たので昨十九日有田外務大臣クレイギー英大使との間に右意見の合致を確認する手續を了するに至つた、且アンリ・ド・ラ・ロシュ大使との話合の結果日英兩國との間にも日英間と同様の原則的了解の成立と共に治安、理銀及び通貨の諸問題に付意見の一致を見るに至つたのである。

今般成立した了解の結果、天津英領租界治安維持の爲、租界當局が我が官憲と十分協力することに依り租界が抗日分子の策動に利用されることは殆ど跡を絶つに至るものと確信する、又銀及び通貨の兩問題解決の結果未だ十分とは言へぬが北支人民の救済が行はるのみならず天津地方の經濟的安定にも寄與し得ることゝなつたのである。

理下の事態に於て天津租界問題の解決は當然なざるべきものが爲されたとの感をも與ふるに過ぎぬが、此の問題あるが爲に、より膠汎を且より緊

切なる問題の解決が阻まれて居つたことは見逃してはならない
日本が東亞に於ける國民的厚望を達成せんが爲英佛の巨額を求むべき問題
は多々あるのであるが、天津問題の解決に示された英佛の意圖が他の諸問題
に付てより強く反映せられんことを期待するものである。

裏
面
白
紙

裏面白紙

文書成立ニ関スル證明書

(七號A)

私ハ東京朝日新聞社ノ調査部長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添附セル日本語ニテ替カレ三頁ヨリ成ル「偽も威嚇状態承認 外務省證明」ト云スル文書ハ昭和十五年六月二十一日發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ寫ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月二十七日

於 朝日新聞東京本社

西 島 芳 二

4

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 日本新聞記者協會

森 山 利 雄

4/5 Report
Ref No. #156

25

1-2-1-14 (10/1)
1-2-1-15 (10/1)
1-2-1-16 (10/1)
1-2-1-17 (10/1)
1-2-1-18 (10/1)
1-2-1-19 (10/1)
1-2-1-20 (10/1)

日米懸案中解決ナルモノニ關シ情勢部發着(二月二十一日)

尋問ハ今更ニテ發生シタル第三國トノ懸案ニ關シ既定方針ヲ
最近此種懸案中米國獨占地懸案ニシテ懸

中支方面ニ於テハ現地調査殆ンド完了シ且
取リトナリ居レリ。

甲、先ツ東京ニ於テ公式ノ外交交渉トナリタル後懸案ノ中

(一) 空懸ニ關ル遠東案件ハ大部分我方占領域外ノモノナルヲ以テ實
地調査不可能ナルコト云フ迄モナキ感ナルカ其ノ中生命身體ニ直接
ヲ經ヘタル河南省捕魚、南東省羅定ノ案件ニ對シテハ適當ノ見舞金
ヲ交付シテ解決セリ

(二) 占領、破産、擲出、使用忌避等ニ依ル遠東案件ノ中解決ナルモノ
ノ左ノ如シ(十件)

- (1) 上陸鐵道線所在米領コーリア鐵道會社要債事件
- (2) 上陸鐵道北停車場內所在米領鐵道會社要債事件

Takashi

4/5 Asjadat
Kaf. No. #1156

25

日米懸案中解決ナルモノニ關シ情報部發表 (二月二十一日)

帝國ハ今專斷ニ關係シテ發生シタル第三國トノ懸案ニ關シ既定方針ヲ
公正ナル解決ニ努メ來レル處最近此種懸案中米國獨ニ被懸案件ニシテ懸
決ヲ見タルモノ左ノ通り。

米國關係懸案件ノ最モ多キ中支方面ニ於テハ現地調査殆ンド完了シ且
下懸決ノニメノ交渉ニメル段階リトナリ居レリ。

甲、先ツ東京ニ於テ公式ノ外交交渉トナリタル被懸案件ノ中
(一) 懸案ニ依ル被懸案件ハ大部分我方占領域外ノモノナルヲ以テ實
地調査不可能ナルコト云フ迄モナキ處ナルカ其ノ中生命身體ニ被
テ懸ヘタル河南省捕魚、新省官羅定ノ事件ニ對シテハ適當ノ見舞金
ヲ交付シテ解決ヤリ

(二) 占領、破壞、擄出、使用ニ懸案ニ依ル被懸案件ノ中解決ナルモ
ノ左ノ如シ (十件)

- (1) 上懸懸案件所在米領コーリア讓渡會社要債事件
- (2) 上懸懸案件停車場内所在永直、管同通

Takakoshi

裏面白紙

666

334

Ref No. #1056

乙

、其他現地限リニ於テ開闢トナリ最近議決シソノ内容方ニ判明サルモ
 ノノ中ニテ重ナルモノヲ選クレハ左ノ爲リナリ（茲ニ爲クルモノハ中
 央ノ交渉問題トナラサルモノナルヲ以テ外務大臣ノ豫算委員會ニ於ケ
 ル豫算ノ中ノ七十三件ニ入ラサルモノナリ）。

1 上海江蘇粵秀諸所在米穀救急基地使用問題

- (5) 上海タンシン路在住「チエームス・マヂソン・ドイル」氏要
 徴事件
- (6) 上海嘉定寺路所在外人キリスト教青年會要償事件
- (5) 南滿州ニ於ケル「スタンダード・デアキユーム」石油會社所
 屬汽笛徵用事件
- (6) 廣州所在米穀救急所財產占據事件
- (7) 開闢所在婦宣女子中子交渉問題
- (8) 廣東省江上ニ於ケル米人謀殺事件
- (9) 芝罘ニ於ケル米人殺害事件
- (10) 上海ニ於ケル二米人殺害事件

裏面白紙

Ref No #1056

2

- 2 上海 O・S・K 及虹口碼頭所在處等處分問題
- 3 上海寧樂路所在米國教會財產使用問題
- 4 上海虹橋路在住「アリス・アレン」等債案件
- 5 南京下関ロバート・タラー木材會社等債案件
- 6 石家莊所在米國教會財產使用等件
- 7 興參所在米國教會住宅侵奪等件
- 8 徐州所在米國教會職員被殺等件
- 9 北京在住米人牧師住宅侵奪等件

3

裏面白紙

335

336

Ref. No. #1056

文書ノ出所等ニ立ニ納スル證明書

日自分、味 馨 ハ外務省文書部長 ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ
添付マラレタル日本語ニ依ツテ審カレ得ルヨリ或ル日本懸案中解決ナル
モノニ關シ特設部發表(昭和十五年二月二十一日)ト稱スル書類ハ日本政府(外
務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ正當ニシテ眞實ナル事シナルコトヲ證
明ス

昭和二十二年三月四日 於 東京

味 馨

右署名捺印ハ自分ノ直前ニ於テ爲サレタリ

同日終同所

立書人

外務省 郵務局

裏面白紙

1/2 Rejected
Ref. Doc. 1050

支那の領土主權
支那の領土主權
支那の領土主權

支那の領土主權係公衆第五號一七頁所載
天津條約租界問題ニ關スル外務省發表 (昭和十五年六月二十日午前十一時)

外務次官ト在京佛領大使トノ間ニ最近行ハ
ノ聲明發セラル。

ニ承認シ又斯カル状態ヲ維持スル限リ中國ニ於ケル日本軍ガ自己ノ安全
ヲ確保シ且其ノ勢力下ニアル地域ニ於ケル治安ヲ維持スル爲メ特殊ノ要求
ヲ有スルコト故ニ日ニ從テ容シテ又ハ其ノ敵ヲ利スルカ如キ一切ノ行爲
及原因ヲ排除スルノ要アルコトヲ認識ス佛國政府ハ日本軍ニ於テ前記目
的ヲ達成スルニ當リ之カ妨トナルヘキ何等ノ行爲又ハ措置ヲ是認スル
ノ意志ヲ有ハス此ノ機會ニ於テ斯カル行爲及措置ヲ抑制スヘキ旨在該佛
國官憲及佛國國民ニ明示シ以テ石敢策ヲ確立スヘシ。

1/2 Report
Ref. Doc. # 1050

支那事務總局係公衆第五號一七頁所載
天津條約租界開闢ニ關スル外務省發表 (昭和十五年六月二十日午前十一時)

天津條約租界開闢ニ關シ帝國外務次官ト在京佛領大使トノ間ニ最近行ハ
レタル合議ノ結果トシテ左ノ聲明發表セラル。

佛國政府ハ大規模ノ設備行爲進行中ナル中國ニ於ケル現實ノ事態ヲ完全
ニ承認シ又斯カル狀態ガ存留スル限り中國ニ於ケル日本軍ガ自己ノ安全
ヲ確保シ且其ノ勢力下ニアル地域ニ於ケル治安ヲ維持スル爲特殊ノ要求
ヲ有スルコト放ニ日ニ宣テ置シテ又ハ其ノ欲ヲ測スルカ如キ一切ノ行爲
及原因ヲ排除スルノ要アルコトヲ認識ス佛國政府ハ日本軍ニ於テ前記目
的ヲ達成スルニ當リ之カ妨トナルヘキ何等ノ行爲又ハ措置ヲ承認スル
ノ意思ヲ有ハス此ノ機會ニ於テ斯カル行爲及措置ヲ抑制スヘキ旨在英佛
領官報及佛國領民ニ明示シ以テ右政策ヲ確立スヘシ。

裏面白紙

337

41-

338

裏面白紙

支審ノ出所ヲニ成立ニ關スル證明書

自分 林 〇〇 ハ外務省文書課長ノ職ニ活ル者ナル處、茲ニ添付
ヤラレタル日本語ニ依ツテ書カレ登頁ヨリ成ル天聲節韻ヲ辨認スル
外務省發給（昭和十五年六月二十日）ト題スル書牘ハ日本政府（外務省）ノ
保管ニ係ル公文書ノ正體ニシテ眞實ナル無シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月五日 於 東京

林

〇〇

石印々捺印ハ自分ノ筆跡ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同所

立命 人 〇〇 部 〇〇 馬